

. 開発・地域振興計画

[1] 県開発計画のあしどり

(企画振興部企画課)

(戦後～昭和30年代前半)

本県の開発政策は、昭和22年に全国に先駆けて県企画室が設置され、地下資源調査、電力事情調査、水資源調査などの一連の基礎調査を手掛けたことから始まった。

これらの調査の結果から資源開発を軸として25年には県独自の「青森県総合開発5ヶ年計画」に着手し、26年6月に策定した。

しかし、25年に国土開発に関する基本方針を明確にした国土総合開発法が制定されたことに伴い、本県は5ヶ年計画を基礎として「青森県総合開発10ヶ年計画」を26年9月に策定し政府に提出した。

さらに、32年には「十和田・岩木川」地域及び岩手県北部を含む「北奥羽」地域が国土総合開発法に基づく特定地域に指定され、国土保全、資源開発、冷害防止などを重点に全県の開発が進められた。

これと並行して、国は東北地方の本格的開発を図るため、32年5月に東北開発三法(東北開発促進法、北海道・東北開発公庫法、東北開発株式会社法)を制定し、東北開発促進計画を33年に閣議決定し、開発を推進した。

(昭和30年代後半～40年代)

昭和30年代に入り日本経済は高度成長を遂げ、35年には「国民所得倍増計画」、37年には拠点開発方式により工業の分散を図り、地域間の均衡ある発展をめざす「全国総合開発計画」が国において策定されたのに伴って、本県においても37年11月に「所得格差の是正」を目標とした「第1次青森県長期経済計画」を策定した。

その後、日本経済は高度成長を遂げたが、これに伴う社会的なヒズミが顕著となってきた。こうした中で国においては、40年に「中期経済計画」、42年には「経済社会発展計画」が策定された。さらに、44年5月には、新幹線、高速道路等のネットワークと大規模プロジェクトにより、過密、過疎、地域格差を解消し、豊かな環境の創造をめざす「新全国総合開発計画」が策定された。

本県においても、43年6月交通条件の変化等に対応して「能率のよい住みよい地域社会の建設」を目標とした「第2次青森県長期経済計画」を策定し、46年8月には、むつ小川原開発計画の具体化、高速交通時代への進展などの変化に対処して「豊かで住みよい地域社会の実現」「県民の福祉水準の飛躍的向上」を目標とした「新長期計画」を策定した。

(昭和50年代～現在)

昭和48年秋の第1次石油危機を契機とした我が国経済の高度成長から低成長への移行、国民意識の変化等に対応して、国においては52年11月に定住構想に沿って人口の定住性を確保することにより過密過疎問題を解消し、均衡ある国土利用を図りながら人間居住の総合的環境の整備を目標とした「第3次全国総合開発計画」が策定された。

本県においても、就業機会の拡大と所得水準の向上を通して人口の定住を図り、「豊かで住みよい活力のある地域社会の建設」を目標とした「第4次青森県長期総合計画」を52年11月に策定した。

しかし、東京圏への高次機能の一極集中、人口の再集中がみられ、技術革新・情報化、高齢化、国際化の進展等に対処するため、国においては62年6月に交流ネットワーク構想の推進により、多極分散型国土の形成を目標とする「第4次全国総合開発計画」が策定された。

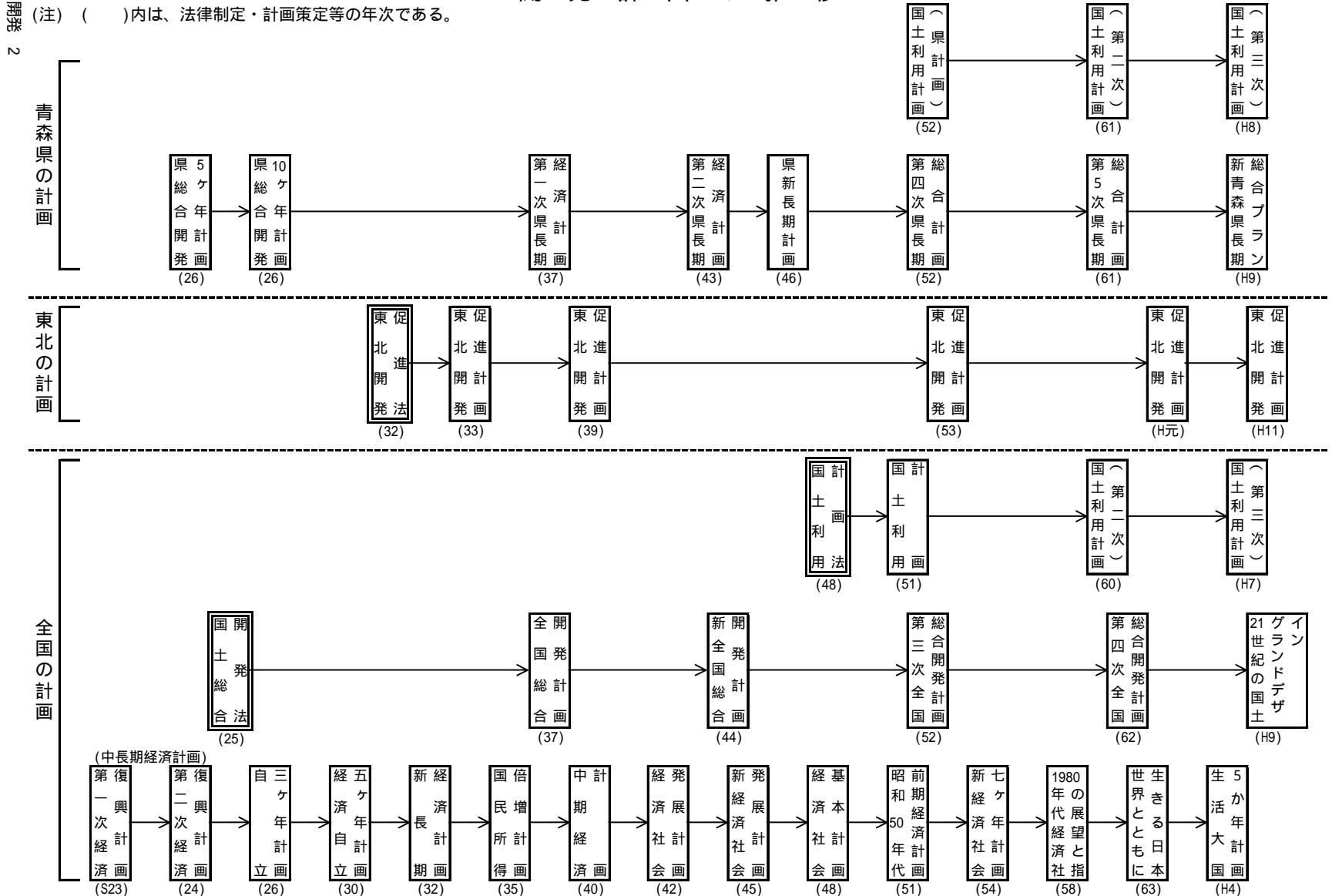
本県においても、4次長計策定後、人口の高齢化の急速な進行、県経済の伸び悩み、県民意識の多様化等様々な変化がみられたほか、情報化、国際化といった環境変化が急テンポで進んだ。このため、4次長計の「豊かで住みよい活力のある地域社会の建設」という基本目標を継承しつつ、「経済、生活、文化など多面的な自立力の向上」をめざすという新しい視点にたった「第5次青森県長期総合計画」を61年12月に策定した。

その後、本県を取り巻く諸情勢も、5次長計策定時の予測とは異なる様々な変化が生じていることなどから、5次長計に代わる新たな計画として、10か年を計画期間とする「新青森県長期総合プラン」(平成9年2月)を策定し、効果的な推進を図るため、別途「前期実施計画」(平成9～13年度)、「後期実施計画」(平成14～18年度)をそれぞれ策定した。

また、第4次全国総合開発計画策定後の国土をめぐる内外の諸情勢が大きく変化し、価値観・生活様式の多様化、地球時代、高齢化時代、本格的な高度情報化の時代など、様々な面で従来とは質的に異なる新しい時代を迎え、これまでの継続ではない新しい理念に基づいた計画の策定が必要であるとの認識のもとに、国においては平成10年3月に多様な主体の「参加」と地域間の「連携」により多軸型国土構造の形成を基本目標とする「全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン」が策定された。

開発計画の推移

(注) ()内は、法律制定・計画策定等の年次である。



区 分	第 1 次長期経済計画	第 2 次長期経済計画	新 長 期 計 画	第 4 次長期総合計画	第 5 次長期総合計画	新青森県長期総合プラン
1 策 定 の 時 期	昭和 37 年 11 月	昭和 43 年 6 月	昭和 46 年 8 月	昭和 52 年 11 月	昭和 61 年 12 月	平成 9 年 2 月
2 計 画 期 間	昭和 36 ~ 45 年	昭和 43 ~ 50 年度	昭和 46 ~ 60 年度	昭和 51 ~ 60 年度	昭和 61 ~ 平成 12 年度	平成 9 ~ 18 年度
3 背 景	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済の高度成長 ・既成 4 大工業地帯への過度集中による生産基盤の隘路の増大と都市生活環境の悪化 ・日本経済の二重構造ないし所得格差の顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足の深刻化 ・交通部門の変革 ・情報収集、処理伝達機構の変革 ・技術開発の進展 ・国際貿易の進展 ・住民意識の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ小川原大規模工業開発の具体化 ・東北縦貫自動車道の供用、東北新幹線等による高速交通時代への対応 ・米生産調整に伴う総合農政の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域格差の存在 ・県外への出稼ぎ ・若年層の流出 ・高度成長から低成長への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の急速な高齢化 ・所得水準の伸び悩み ・県民意識の多様化 ・高速交通時代の到来 ・情報化、国際化の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の『開発』主導型による発展の限界 ・自然との共存や心の豊かさを求める新たな動き ・『地方分権』『新地方時代』の始まり ・県民の意欲と能力が問われる時代
4 基 本 的 目 標	所得格差の是正	能率のよい住みよい地域社会の建設	豊かで住みよい地域社会の実現 県民の福祉水準の飛躍的向上	豊かで住みよい活力のある地域社会の建設	豊かで住みよい活力のある地域社会の建設 - 自立力向上をめざして -	ニュールネサンス - 人間性復活 -
5 施策の推進方向・めざすべき社会像	農林水産業の近代化 鉱工業の発展 産業基盤の整備 国土の保全 労働力の質的向上と教育の振興 社会保障の充実	生産性の向上と組織化の推進 産業基盤の整備 都市開発と農村社会の開発の推進 産業の近代化と新しい担い手の養成 雪の克服のための創意工夫	新しい交通体系とその対応 県民を豊かにする産業開発 住みよい地域社会をめざす環境の保全と整備 国土の保全及び水資源開発	活力と豊かさを支える産業の発展 安心した生活と快適な生活環境の確保 県土の発展を支える基礎条件の整備 人間性豊かな人づくりと地域の発展を担う人材の育成 コミュニティの形成	新時代を担う人づくりと個性豊かな学術・文化の創造 豊かな地域社会を築く産業の振興 快適でぬくもりのある新しい調和型社会の創出 高度ネットワーク型社会の創出 美しい県土の保全と豊かな資源の活用	誰もがゆとりを持って、安心し、快適に暮らせる『悠々・安心・快適社会』の実現 自律性と自主性を育む、可能性に富んだ『未来力あふれる社会』の実現 新たな生活空間を提案する『彩りある美しい社会の実現』 多様な交流ネットワークの形成を通じて、新たな可能性を創造する『出会い創造社会』の実現

(参 考) 全国総合開発計画の概要

区 分	全国総合開発計画	新全国総合開発計画	第三次全国総合開発計画	第四次全国総合開発計画	21世紀の国土のグランドデザイン
1 策定期期	昭和37年10月	昭和44年5月	昭和52年11月	昭和62年6月	平成10年3月
2 目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から概ね10年間	おおむね平成12年	2010～2015年まで
3 背 景	戦後復興から高度成長へ 地域的課題の顕在化 ア 過大都市問題 イ 地域間の所得格差の拡大 所得増進計画の策定 太平洋ベルト地帯構想	高度経済成長 人口・産業の大都市集中 地域の所得格差 資源の有効利用の推進	高度成長から安定成長へ 人口の地方定着化、産業の地方 分散 地域の総合的格差 資源制約の顕在化 国民意識の変化	東京圏への高次都市機能・人口の 一極集中 地方圏での雇用問題の深刻化 道県単位の人口の再減少 技術革新・情報化、高齢化、国際 化の進展、産業構造の転換	価値観・生活様式の多様化 地球時代 人口減少・高齢化 高度情報化
4 基本的目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化の防止と地域格 差の縮小 自然資源の有効利用 資本、労働、技術等の諸資源の 適切な地域配分	<豊かな環境の創造> 長期にわたる人間と自然との調 和、自然の恒久的保護・保存 開発の基礎条件整備による開発 可能性の全国土への拡大・均衡 地域特性を活かした開発整備に よる国土利用の再編効率化 安全、快適、文化的環境条件の 整備保全 大規模プロジェクト構想	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提とす る。 地域特性、歴史的伝統的文化を 尊重する。 人間と自然との調和を目指す。	<多極分散型国土の形成> 東京一極集中の是正 地方圏の戦略的、重点的整備	<多軸型国土構造の形成> 東京を頂点とした階層型の 国土構造から水平ネットワー ク型への転換 多様性のある地域づくりの 志向 国際交流機能、高次都市機 能の構築
5 開発方式	拠点開発構想		定住構想	交流ネットワーク構想	(計画の推進方式) 『参加と連携』 多様な主体の「参加」と 地域間の「連携」
6 重要課題	過密地域においては、工場等 の新増設の抑制、移転、都市機 能配置の再編成を図る。 整備地域においては、計画的に 工業分散を誘導し、また、中規 模地方開発都市を設定する。 開発地域においては、積極的に 開発を促進する。	交通・通信ネットワークを先行 的に整備する。 ネットワークに関連させながら 大規模プロジェクトを実施する。 広域生活圏を設定し、生活環境 の国民的標準を確保する。	自然環境、歴史的環境の保全を 図る。 国土の安全性と国民生活の安定 性を確保する。 居住の総合的環境(自然、生活 生産)を整備する。 教育、文化、医療等の機会均 衡化を図る。	安全でうるおいのある国土の形成 活力に満ちた快適な地域づくりの 推進 新しい豊かさ実現のための産業の 展開と生活基盤の整備 定住と交流のための交通、情報、 通信体系の整備	自立の促進と誇りの持てる 地域の創造 国土の安全と暮らしの安心 の確保 恵み豊かな自然の享受と継 承 活力ある経済社会の構築 世界に開かれた国土の形成

[2] 新青森県長期総合プラン

(企画振興部企画課)

1. 新プランの性格と役割

新プランは、21世紀初頭における本県のめざすべき姿と、これを実現していくための施策を体系化したものであり、今後の県政運営の総合的指針として、県政の各分野における施策の一体性を示すとともに、県の各種計画の基本となるものである。

同時に、県民の皆さんに向けて、これからの青森県づくりの基本的方向を提案し、各種施策を明らかにすることで、県政に対する理解と21世紀の新たな青森県づくりに向けた県民一人ひとりの貢献を期待するものである。

また、国や市町村に対しては、新プランを基本としつつ、各行政主体が地域の個性や資質を活かしながら、協力して目標を実現していくことを要望するものである。

新プランの策定に当たっては、県民一人ひとりの生活者としての視点に立った公平性と明瞭性、過去から現在、未来に至る時代認識に立った歴史性と創造性、行政運営を効果的に行うための戦略性と柔軟性の確保に留意したものである。

2. 新プランの期間

平成9年度(1997年度)を初年度とし、平成18年度(2006年度)を最終年度とする10か年計画である。

3. 新プランの構成

新プランは、基本構想編と基本計画編で構成されている。基本構想編は、本県を取り巻く社会環境変化や本県の新たな可能性等を踏まえたうえで新プランの基本理念を定め、それを実現していくために取り組むべき県政の基本的方向や戦略プロジェクト構想、めざすべき県土の全体像や地域別の将来像を提案している。

基本計画編では、基本構想を受けて、各分野ごとの事業指針や整備方向を示している。

4. 新プランの進行管理

新プランの実効性を確保し、効果的な推進を図るため、別途、5年ごとの実施計画を策定し、新プランの適切な進行管理を図る。

<基本構想>

1. 時代のキーワード～21世紀へ向けた社会の潮流と本県の課題～

21世紀の新しい時代の認識として、「県民が主人公である」という考え方や、「単なる経済面での量的拡大から、県民生活の質の向上に力点を置いた『地域の自律的発展力の充実』への転換」という考え方を基礎に置いている。言い換えれば「県民の意欲と能力が問われる時代」になっているということであり、この考え方は時代認識の部分だけでなく、新プラン全体を貫く思想となっている。

具体的な時代のキーワードとしては次の4つを掲げている。

『人』と『生活』が尊重される時代～人間尊重社会、生活の快適さ重視～

急速な少子・高齢化の進行に対応した福祉社会づくり、県民一人ひとりの生活や経済活動の舞台となる生活圏域の充実、男女のパートナーシップの確立、災害や犯罪に強い安心して暮らせる安全な社会づくりが求められている。

『緑』と共に生きる時代～自然との共存社会～

自然と共存する仕組みづくり、省資源・省エネとリサイクルを基調とした循環型社会システムの形成が求められている。

『地球』意識が問われる時代～地球時代、大競争時代～

世界的なボーダーレス化の進展による世界的な食料問題など国際協調への地域からの貢献と、その反面、大競争に伴う国際競争力ある産業群の創造と交流拠点づくりが求められている。

『知』の時代～知識社会～

知識や情報の交流による新たな価値の創造が組織レベルよりも個人レベルで行われる社会において、知的触発を可能にするネットワークづくりが求められている。

2. 本県の歩みと新たな可能性

本県の歩みを踏まえながら、時代が転換期にあり、本県が新たな可能性を持つに至っていることを提示している。

(1) 本県の歩み

我が国の工業化の過程において、本県は首都圏から遠隔地にあることや積雪寒冷地にあるというハンディキャップ等から、高次都市機能の整備の遅れ、若者を中心とした人口の大量流出などにより、地域の自律的成長が妨げられ、これが更なる産業・サービス機能、高次都市機能の停滞を招くというマイナスの循環構造を脱却できないまま、現在に至っている。

(2) 新たな時代の要請

多様な価値観に応じた暮らしの選択可能性の拡大や、心の豊かさを求めるニーズの高まりなどに応えていくためには、これまでの量的拡大を志向した工業社会のパラダイム(思考の根本的枠組み)では限界に達しており、新たな社会づくりを先導するパラダイムが求められている。

(3) 本県の新たな可能性

このような時代の転換期にある中で、本県は新たなパラダイムに対応できる次のような可能性を持っている。

人を活かす

来るべき時代は地域の個性が重視される時代であり、個性豊かで自律力ある地域づくりを進めていくためには、創意と工夫を大切に、多様な個性を尊重する社会の実現が必要である。その基本として、鋭敏な感性を持ち自立心ある人材の育成が求められている。美しい四季に彩られる本県は、感性が育つための絶好の環境を有していることから、これまで芸術分野を中心に優れた人材を輩出しており、先導的な地域を形成していくことが期待される。

農林水産業の蓄積を活かす

輸入自由化や担い手不足など、農林水産業を取り巻く環境は厳しいものとなっているが、長期的には国際的な食料需要の逼迫が予想されており、今後、安全で安心して食べられる食料を安定的に供給していく上で、農林水産業

を支える人材や生産基盤が相対的に保持されている本県は重要な地位を占めていくものと考えられる。

新たな産業のシーズを活かす

本県においては、雪国住宅等の分野で全国に進出する企業が登場してきており、今後は、本県の特性や優位性を活かした、地域の生活の質を高める産業群や若者が働きがいを感じる創造的な企業群の創出が期待されている。

個性豊かな文化を活かす

本県は三内丸山遺跡をはじめとする縄文文化などのすばらしい歴史や文化に恵まれており、また、四季折々の美しい自然の彩りの中で、多様な祝祭や芸能、優れた伝統工芸を生み出している。

今後は、これらの優れた文化を発展させ、県民一人ひとりが誇りの持てる地域文化に育て上げていく必要がある。

豊かな自然と生活空間を活かす

本県は、豊かでバラエティに富んだ自然を有しており、白山山地のブナ原生林は貴重な学術的研究の場となるなど、自然の仕組みや人と自然とのかかわりについて学び取る場を様々なレベルにおいて提供できる県である。

また、居住ポテンシャルや通勤時間等の面でも優れており、「職・住・遊」近接型の生活環境を確保することができる県である。

分散型の地域構造を活かす

本県は他県には見られない多極分散型の地域構造となっており、都市機能の面で一極集中による集積効果を発揮できない状況となっているが、一方では、県内各地からそれぞれの都市が持つ機能への均等なアクセスが確保され、その機能を楽しむ範囲が広いというメリットを持っている。

今後は、各圏域での特色ある地域づくりと交流ネットワークを形成していくことで、多様な地域個性の共有と県全体としての総合力の向上が可能となる。

地理的的特性を活かす

新幹線をはじめ、本州と北海道の連携強化を支える新たな交通基盤の整備により、本県と道南地域との一体性を確保し、拡大していくことは、北海道・東北地域、すなわち“ほくとう日本”全体を対象とした広域的な交流・連携を促進するものとなる。

また、津軽海峡地域は、環日本海圏と環太平洋圏とを結ぶゲートウェイに位置することから、今後、国際的な物流機能・研究機能等の集積を目指すことにより、ほくとう日本の発展を先導する北の拠点地域を形成していくことが期待される。

3. 新プランの基本理念

21世紀の新しい青森県づくりに当たっては、時代のキーワードを正しく見すえたくうえで、これまでの本県の歩みや新たな時代の要請を踏まえ、本県の持つ可能性を最大限に活かしながら、

「ニュー・ルネサンス - 人間性復活 - 」

を基本理念とした新たな県づくりを進めることとし、そして、これを基に、

おこそう あおもりの風

～『自然』と生きる・『福祉』を興す・
『文化』を耕す・『地域』輝く青森県～

をキャッチフレーズに掲げ、県民一人ひとりが健やかないのちと心を育み、彩り豊かな暮らしを送ることができる青森県づくりを推進する。

4. あおもりの風をおこすために

新プランの基本理念を実現するために、「戦略プロジェクト構想」と「めざすべき社会像（基本計画の柱）」を設定している。

(1) 戦略プロジェクト構想

新プランの基本理念に掲げた「ニュー・ルネサンス - 人間性復活 - 」の4つの風である、「自然」、「福祉」、「文化」、「地域」、さらにはこれらの全てを支える「産業」の分野において各種の施策・事業を展開していくとしているが、その中でも“核”となるもの、「誘導・調整指針」となるものについては、「戦略プロジェクト構想」として位置付け、積極的・優先的推進を図ることとしている。掲げられている10本の構想は次のとおりである。

生涯安心福祉システム整備推進構想

生涯を通じて県民一人ひとりが幸せで自立できる県づくりを推進する。

男女共同参画社会推進構想

男女が互いに能力を認め合い、パートナーとして尊重し合う県づくりを推進する。

創造学習システム推進構想

思いやりや創造性を育む学習社会づくりを推進する。

マルチネットワーク社会推進構想

様々な地域や人々との多様な交流ができる仕組みづくりを推進する。

自然環境共生モデル推進構想

自然とのふれあいを楽しみ、環境を大切にするライフスタイルを支援する。

文化創造システム推進構想

縄文文化などの歴史・文化遺産の保存・活用を図るとともに、新たな文化の創造を支援する。

広域生活・経済圏充実・発展構想

あもりならではの多彩な生活を営むことができる圏域づくりを推進する。

総合的産業政策推進構想

本県の明日を担う産業づくりに向けた総合的な体制づくりを推進する。

複合・価値創造産業創出構想

産業の複合化の推進と、新たな価値やサービスを創造する産業を創出する。

『津軽海峡軸』形成構想

「ほくとう日本」のみならず、我が国や世界の「21世紀ルネサンス」の舞台として「津軽海峡軸」の形成を目指す。

(2) めざすべき社会像

『あおもりの風』をおこすために、県政の各分野に応じて、4つの「めざすべき社会像」を設定し、これを「基本計画の柱」として各種施策・事業の推進を図ることとしている。

悠々・安心・快適社会

21世紀の青森県は一人ひとりの暮らしを大切にできる社会である。地域に暮らす全ての主体が手を携えることで、誰もがゆとりを持って、安心して、快適に暮らせる社会の実現をめざす。

未来力あふれる社会

21世紀の青森県は一人ひとりの可能性を大切にできる社会である。人を活かし、地域の資源を活かすことで、自律性と自主性を育む、可能性に富んだ社会の実現をめざす。

彩りある美しい社会

21世紀の青森県は一人ひとりの故郷^{ふるさと}を大切にできる社会である。豊かな自然の保全・活用と文化の香り高い地域づくりを通して、新たな生活空間を提案する社会の実現をめざす。

出逢い創造社会

21世紀の青森県は一人ひとりの出逢いを大切にできる社会である。県内外との多様な交流ネットワークの形成を通じて、新たな可能性を創造する社会の実現をめざす。

5. 県土の将来像

新プランの目標年次である平成18年の人口と経済のフレーム(将来像)と県土のランドデザインは以下のようになっている。

(1) 人口と経済のフレーム

戦略プロジェクト構想をはじめ各種施策が実施され、効果が上がった場合の平成18年における本県の人口は1,477千人(平成7年は1,482千人)、県内総生産額は5兆6,390億円(年平均経済成長率2.6%増)となるものと予測している。

(2) 県土のランドデザイン

ア 新たな視点に立った地域づくり

これまでの地域整備手法である、各市町村ごとに、生活や経済活動に必要な全ての機能をめざすという、フルセット型の地域整備は限界に達しており、県民の生活行動実態や産業ニーズにそぐわないものとなっていることから、新たな視点に立った地域づくりが必要になっている。

その際、都市圏が備える諸機能を都市と周辺町村とが広域的に共有できる範囲・生活・経済圏を設定し、これを単位として地域整備を進めることが重要となる。

イ これからの地域整備の基本方向

生活・経済圏の整備

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市・三沢市、むつ市の各都市を中心とした6つの生活・経済圏を基本的な単位として地域整備を進める。

生活・経済圏間の連携

五所川原市は青森市及び弘前市との、十和田市・三沢市については八戸市との連携を強化していくことで、圏

(人 口)

区 分	単 位	実 績		見 通 し	年平均伸 び率
		平成2年	平成7年		
総 人 口	千人	1,483	1,482	1,477	0.0
0～14歳	千人	289	252	224	1.6
(構成比)	%	19.5	17.0	15.1	
15～64歳	千人	1,002	993	933	0.5
(構成比)	%	67.5	67.0	63.2	
65歳以上	千人	192	237	320	3.2
(構成比)	%	13.0	16.0	21.7	
老 齢 化 指 数	%	66.4	94.0	142.9	
世 帯 数	千世帯	455	483	527	1.0
1世帯当たり人員	人	3.26	3.07	2.80	

(注1) 高齢化指数=65歳以上人口/0～14歳人口

(注2) 年平均伸び率は、平成2年実績を基準とした伸び率

(経 済)

区 分	単 位	実 績		見 通 し	年平均伸 び率
		平成2年	平成18年		
県 内 総 生 産	億円	37,183	56,390		0.0
1 次 産 業	億円	3,261	4,350		1.6
(構成比)	%	8.8	7.7		
2 次 産 業	億円	8,357	13,315		0.5
(構成比)	%	22.5	23.6		
3 次 産 業	億円	25,565	38,725		3.2
(構成比)	%	68.7	68.7		
就 業 人 口	千人	717	738		
総 人 口	千人	1,483	1,477		
就業者1人当たり所得額	万円	446	635		1.0
県民1人当たり所得額	万円	216	317		

(注) 県内総生産の推計について、青森県人口・経済モデルでは「構造改革のための経済社会計画」(平成7年12月経済企画庁)に基づき国内総生産(実質)の年平均伸び率を2.5%と設定して推計を行った。

また、モデルは、産業連関の変化を予測した上で計量経済的手法により算出した最終需要額等に基づき一次から三次産業までの産出額を推計する。これに別途推計した付加価値率を乗じて付加価値額を算出するため、基本的に産業連関表ベースでの数値を予測するものとなる。上記の表の県内総生産等の数値は、今後の進行管理の便宜のため平成2年度実質県内総支出(資料：平成6年度青森県県民経済計算)の数値をトータルとしてモデルによる算出数値の調整を行っている。

域の重層化を図り、諸機能の多様性や利便性を確保する。

下北(むつ)圏域では、他圏域との基幹的な連携基盤の整備を図りながらも、リーディングプロジェクト等を活用した一定水準の自己完結的な機能整備を図る。

さらに、圏域間流動の活発化を促進するものとして、結節点に位置する地域における機能整備を図る。

広域的な視点に立った地域整備

青森・弘前・五所川原・八戸・十和田・三沢生活・経済圏での一体性を図りながら、その圏域をそれぞれ秋田県北、岩手県北まで拡大していくことで、50万人超規模のマーケットを持つ広域都市圏(青森・弘前圏、八戸圏)の形成を進める。

下北圏では北海道や津軽半島との交流促進、海洋資源や専門的な分野での技術蓄積を活かした地域整備を進めることで、地域の自律的発展力の充実を図る。

6. 県民参加型の県政推進

県民とのパートナーシップを基本とした、21世紀の新しい青森県づくりを進めるため、広範な分野でのイメージアップの推進や、県民の意見を県政に活かしていくための広聴・広報活動の充実を図るとともに、情報公開の推進などにより、開かれた県政を推進する。

広聴活動の充実と県民とのパートナーシップによる事業推進

あらゆる機会をとらえて県民参加・パートナーシップが図られるよう、「あおり21・百人委員会」の充実や電子目宝箱の開設等を図る。

広報体制の充実と県内外への情報発信の強化

多様な広報媒体の活用等により、迅速でわかりやすい広報の展開を図るとともに、青森県の魅力を県内外に情報発信していくため、「青い森の特派員」の活用や「活彩あおりシンボルマーク」の活用など青森県のイメージアップを展開する。

行財政改革の推進と政策形成システムの強化

行財政システムの簡素・効率化を推進するとともに、県民の付託に応えるための政策形成システムの強化を図る。

地域の主体的な取組みの支援

地方分権を推進するとともに、地域の主体的な取組みを支援する。

開かれた県政の推進

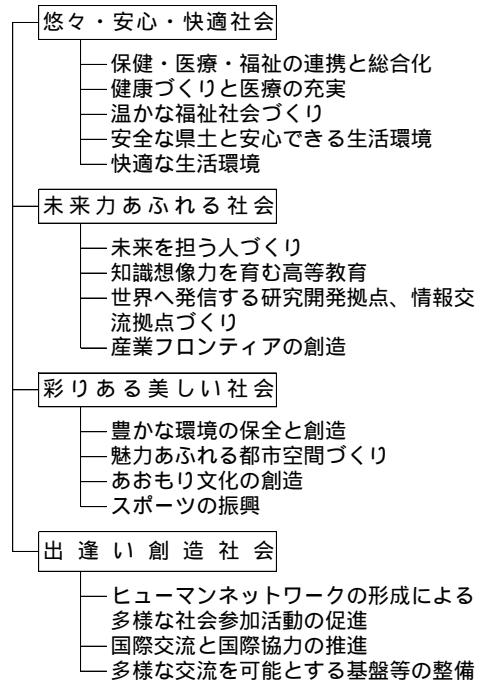
情報公開条例及び行政手続き条例の適正な運用及び基幹的情報ネットワークシステムを通じて充実した行政情報の提供を図る。

<基本計画編>

基本構想の4つの「めざすべき社会像」に基づき、県政の各分野ごとの事業指針や整備方向を示している。

なお、新プランの実効性を確保し、効果的な推進を図るため、基本計画の体系に基づき、別途、実施計画（前期：平成9～13年度、後期：平成14～18年度）を策定した。これに基づき、新プランの適切な進行管理を図る。

基本計画の体系は次のとおりとなっている。



[3] 広域行政圏計画

(企画振興部市町村振興課)

1. 計画の背景

中心都市と周辺農山漁村地域を一体として振興整備するため、広域ネットワーク、広域事務処理システムの形成・整備を目的として「広域市町村圏」が昭和44年度に設定され、広域市町村圏計画に基づく各種事業が行われた。

昭和54年度からは、地域の総合的居住環境整備を目標とした新広域市町村圏計画が策定され、リージョンプラザ(田園都市中核施設)建設やまちづくり特別対策事業が行われた。

その後、多極分散型国土形成を通じた国土の均衡ある発展等の観点から広域市町村圏等の施策も新たな展開を求められ、平成3年度より「広域市町村圏」と「大都市周辺地域広域行政圏」を併せた「広域行政圏」が設定され、広域行政圏計画に基づく施策の一層の充実強化が図られた。

しかしながら、国民の価値観等が多様化する中で、地域が自己決定・自己責任で地域づくりを行うことや、都市と農山漁村等との連携による多自然居住地域の創造などが重要な課題となってきた。このため、地域の参加と連携を推進するためにも、広域行政圏単位で交流事業実施や共同利用施設整備を通じて連携意識の醸成を進める必要が生じ、連携主体として広域行政機構の活用が期待されている。さらに、地域連携を効果的にするため、市町村の自主的合併の積極的な推進が必要とされてきている。このような状況の中で、平成12年度より新たに「広域行政圏計画策定要綱」が定められ、広域行政圏は新たな展開を図ることが期待されている。

2. 広域行政圏計画策定要綱

広域行政圏計画は、

広域行政圏のこれまでの成果を踏まえて、豊かさを心から実感できる国民の生活空間整備を目標とすること。

個性的自然環境、歴史・民俗的資産等の地域資源を積極的に活用することにより、地域のアイデンティティの確立に努めること。

広域行政圏における広域ネットワーク、共同事務処理システム及び広域サービスシステムについて、引き続きその整備充実に努めること。

広域行政圏の中で、広域行政機構や各市町村等がそれぞれ有機的な機能分担を行うよう配慮すること。

「ゴールドプラン21」及び「ノーマライゼーション7か年戦略」等に留意するとともに、「公共投資基本計画」の改定について(平成9年6月19日閣議了解)に示されている方針に沿うものとする。

計画策定に際しては、住民懇談会、アンケート調査の実施等、住民の意向が有効に反映されるよう努めること。

ソフト事業を支援する「ふるさと市町村圏施策」等を十分活用し、総合的かつ計画的な地域づくりに取り組む積極的な内容とすること。

計画の達成度を明らかにし、住民に対する説明責任を果たすため、計画の目標設定に当たっては、成果を表す指標を設定し、その目標については数値化を図るよう努めること。

といった事項に留意して策定することとされている。

なお、広域行政圏計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。

3. 助成措置

国は広域行政圏計画の策定に要する経費の一部及び広域行政圏の振興整備に関する事業に要する経費の一部について地方交付税の算定上所要の措置を講ずることとしている。

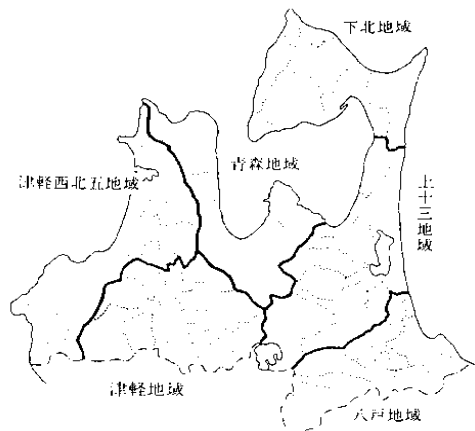
4. ふるさと市町村圏計画との関係

広域市町村圏施策の一層の充実強化を図るため、従来の広域行政圏施策を基礎としつつ、圏域の総合的、重点的な整備を推進するために、ふるさと市町村圏の選定が始められた。

青森県内では、青森地域、津軽地域、八戸地域、津軽西北五地域が選定されている。

広域行政機構は、ふるさと市町村圏計画を策定することとされているが、ふるさと市町村圏計画を策定した場合は、従前の広域市町村圏計画は策定する必要がないこととされている。

5. 圏域の位置図



6. 各圏域の人口、面積

(単位: 人, km²)

	人				面積
	S60.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H12.10.1	
青森地域	334,520	323,604	327,944	329,161	1,345
津軽地域	358,057	350,603	350,366	347,066	1,730
八戸地域	354,403	352,240	354,443	355,214	1,346
津軽西北五地域	178,986	169,436	164,514	160,998	1,753
上十三地域	202,117	195,791	195,591	195,923	2,018
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	1,415

資料: 総務庁統計局「国勢調査報告」

7. 各圏域の状況

地域	計画策定主体	計画の名称	基本構想の目標	備考
青森地域	青森地域広域事務組合	第二次青森地域ふるさと市町村圏計画	「ブルーロード 豊かな自然と共存し 人情あふれる 北のふるさと圏」 1. 自然と調和した潤いのある地域づくり 2. にぎわいのある産業と地域づくり 3. 健やかであたたかい地域づくり 4. 心豊かな人づくりと創造性ある地域づくり 5. 地域交通・情報基盤の整備を目指した地域づくり 6. 広範な連携による圏域づくりの推進	ふるさと市町村圏選定(平成2年度) 新地域経済基盤強化対策推進地域(平成14年度選定)
津軽地域	津軽広域連合	津軽地域ふるさと市町村圏計画	1. 豊かで活力のある産業の振興 2. 潤いのある快適なまちづくりの推進 3. 生きがいとふれあいのある地域社会の創出	ふるさと市町村圏選定(平成9年度) 新地域経済基盤強化対策推進地域(平成12年度選定)
八戸地域	八戸地域広域市町村圏事務組合	第二次八戸地域ふるさと市町村圏計画	「豊かで住みよい活力ある北東北の中核都市圏」をめざして 1. 連携が強く活気ある地域づくり 2. 快適でふれあいのある地域づくり 3. 創造性豊かな人と文化をはぐくむ地域づくり 4. 活力ある産業と魅力あふれる地域づくり 5. 住民参加による地方分権時代の地域づくり	ふるさと市町村圏選定(平成2年度) 新地域経済基盤強化対策推進地域(平成13年度選定)
津軽西北五地域	つがる西北五広域連合	津軽西北五地域ふるさと市町村圏計画	「ハートフルネット・つがる西北五」 1. 魅力あるふくよかな郷土空間づくり 2. 心かよいあう連携社会の実現 3. 創造力ある内発的な地域産業おこし 4. 躍動的な連携ネットワーク型広域行政の推進	ふるさと市町村圏選定(平成11年度) 新地域経済基盤強化対策推進地域(平成14年度選定)
上十三地域	上十三地域広域市町村圏協議会	第四次上十三地域広域市町村圏計画	1. 地域に根ざした産業の活性化 2. うるおいある生活環境の創出 3. 安心して暮らせる圏域づくり 4. 豊かな心を育む教育の推進 5. 次代の地域交通・情報基盤の確立 6. 参加と協働による圏域づくり	
下北地域	下北地域広域行政事務組合	第四次下北地域広域市町村圏計画	「豊かでゆとりと潤いに満ちた魅力ある下北圏域」を目指して 1. 快適で安全な明るく住みよい地域づくり 2. 自然の恵みあふれ、活力ある地域づくり 3. 健やかでやすらぎと優しさあふれる地域づくり 4. 創造性豊かな人づくりと文化を育む地域づくり 5. 住民参加による地方分権時代の地域づくり	

各地域(津軽地域を除く。)の計画の期間は、基本構想が平成13～22年度の10年間、基本計画が平成13～17年度の5年間、実施計画が毎年度向こう3年間(ローリング方式)となっている。

8. 最近の事業内容

各広域行政圏における最近の事業を大別すると、概ね次のような内容になっている。

交通・情報施設
教育・文化施設
スポーツ・レクリエーション施設

医療・福祉施設
住宅及び生活関連施設
地域防災施設
自然環境の保全整備施設
地域産業振興施設
コミュニティ施設

[4] 青い森の恵みを未来へ
 青い森の水計画21
 (企画振興部市町村振興課)

1. 計画策定の趣旨

本計画は、近年の生活様式の変化や価値観の多様化といった新たな潮流をベースとして、単なる安定した水資源確保のための計画にとどまらず、美しい水環境の保全・創造を図るため、水需給量の推計に基づいた水資源開発計画の検討に加えて、県民の水資源に対する多様なニーズに基づく水環境の整備の方向性を示すことを目的とする。

2. 計画策定の時期 平成10年2月

3. 計画の期間

平成9年度を計画の初年度とし、平成18年度を最終目標年度とする。

水需給の見通し

< 県 計 > (単位：百万m³/年)

	需要量	内 訳			供給可能量	需給差
		生活用水	工業用水	農水産用水		
平成7年	2,111	161	135	1,815	2,264	153
平成12年	2,153	178	145	1,830	2,281	128
平成18年	2,208	196	154	1,857	2,356	148
平成22年(参考)	2,219	206	160	1,853	2,354	134

4. 水需給計画における圏域区分

県内を河川水系のまとまりに応じて青森、津軽、南部、下北の4圏域に区分し、各圏域ごとに水需給の見通しを行い、計画を策定している。

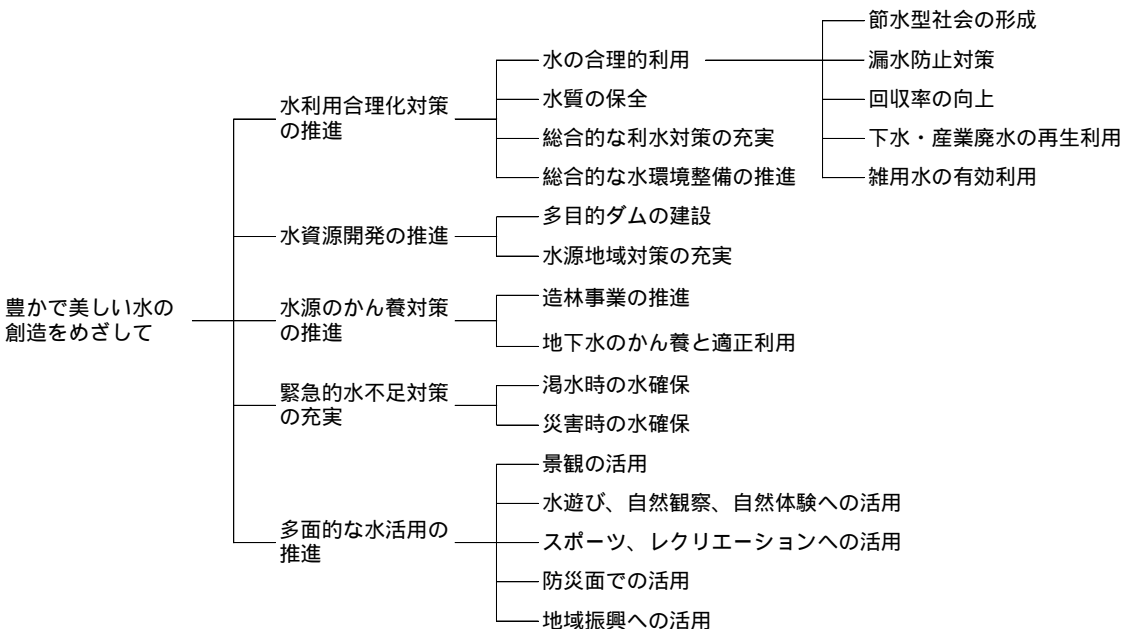
5. 水需給の見通し

水需給の見通しについては、下表のとおりであり、全体としては、今後とも安定的に推移するのを見込まれる。しかしながら、各用水の圏域ごとの需給量を個別に検討した場合、今後の社会経済活動の推移によっては水需要量に対し供給量が逼迫することも懸念されることから、地域の実情に応じた水資源開発や水利用の合理化対策を推進する必要がある。

6. 総合的な水資源対策の推進

計画の基本理念及び施策の体系に基づいて、水資源確保のための計画的かつ総合的な施策と水環境に配慮した新たな施策を展開していくこととする。

基本理念と施策の体系



[5] 新青森県雪対策基本計画

(企画振興部市町村振興課)

1. 計画策定の経緯・背景

- (1) 県では、雪対策の基本方向を示すものとして、昭和54年に「青森県雪対策大綱」を策定し、各種施策の展開に努めてきた。その後、この「青森県雪対策大綱」を基本として、平成6年3月に現計画（青森県雪対策基本計画）を策定した。
- (2) このような中で、新プランが策定された（平成9年2月）ことや、子どもや高齢者に配慮した雪対策の充実、環境に優しいエネルギーとしての雪利活用の促進などの面で、これまで以上に積極的な施策の展開が求められることから、「新青森県雪対策基本計画」を策定することとしたものである。

2. 計画策定の進め方

- (1) 有識者及び専門家で構成する「青森県雪対策懇話会（委員：14名）」を設置して意見を伺うとともに、青森

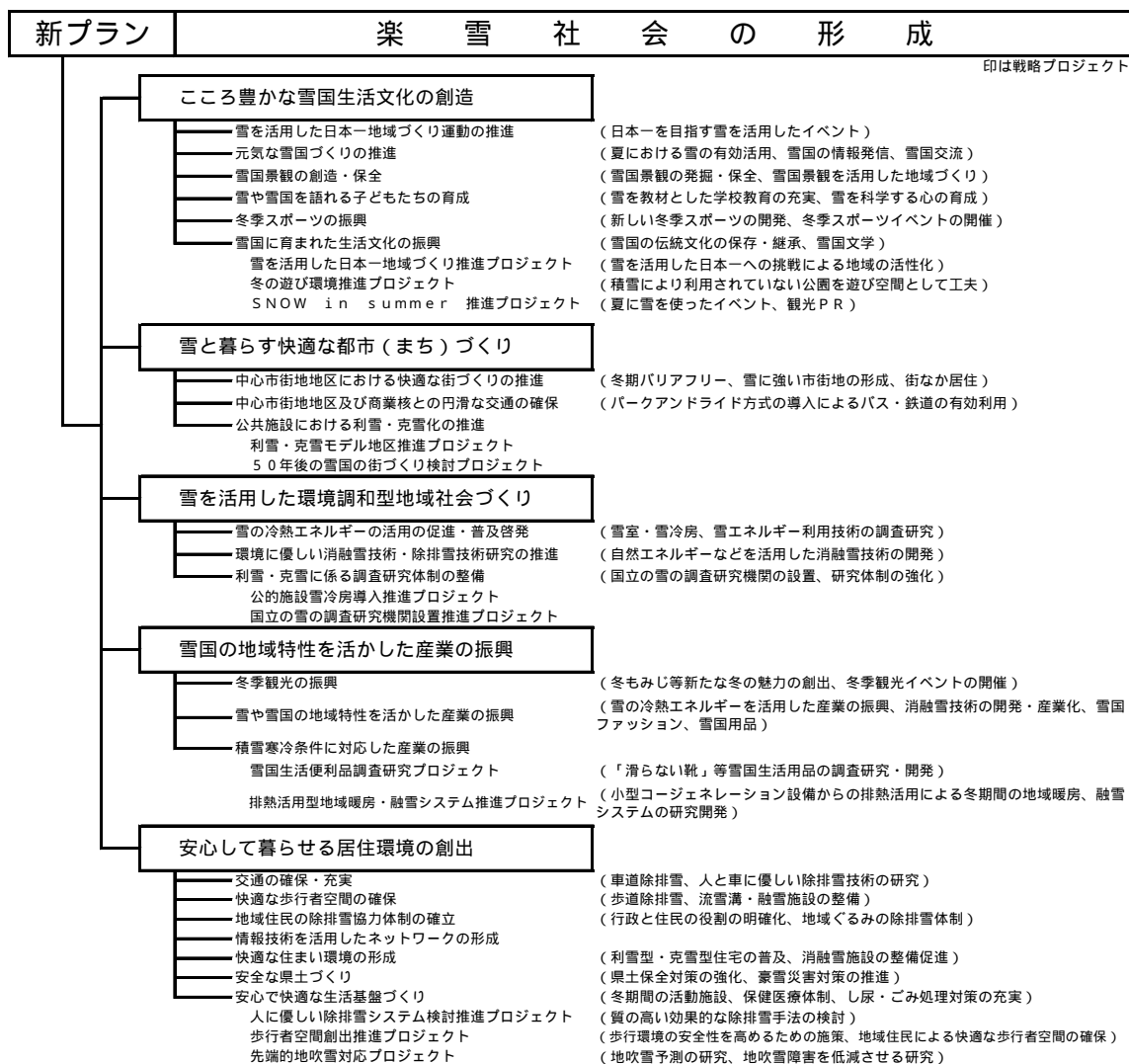
県雪対策連絡会議（36課・室で構成）において検討を進めた。

- (2) 県民の雪対策に対するニーズ等を探るために、平成12年9月に、県民約2,000人を対象に県民アンケート調査を実施したほか、市町村に対する説明会を開催し、意見を聴いた。

3. 計画策定にあたっての視点

- (1) 楽しく、誇りに思える雪国社会の将来像を示す。
- (2) 雪や雪国青森のすばらしさを語れる子供たちを育む視点を大切にする。
- (3) 県民の不満度が高かった分野については、重点的な対策を講じる。
- (4) 計画を先導する戦略プロジェクトを設ける。
- (5) 施策を実施する上での役割分担を示す。
- (6) 計画の進捗状況を、評価・点検する。

4. 計画の概要（計画期間：平成13年度～平成18年度）



[6] 青函圏交流・連携プラン

(企画振興部企画課)

主題：「交流から連携へ」

副題：「自然と共生し、環境との調和を図り、豊かな恵みや地域の特性を活かした活力ある青函圏の形成を目指して」

1. はじめに

青森県と北海道南は、津軽海峡を挟み、古くから人的、物的交流のあった地域であるが、昭和63年の青函トンネルの開通を契機として、青函トンネル開通記念博覧会の同時開催、青森市と函館市がツインシティ盟約を締結するなど両地域間の交流がさらに促進されつつあり、今後、文化、スポーツ、産業等各般にわたって交流を拡大することによって、圏域全体が一層活性化することが期待されている。

また、本地域は、四全総において「既存ブロックを越えた各種の交流を促し、地域の活性化をもたらす広域的な交流圏 インターブロック交流圏 の形成を図る地域」とされ、「仙台、札幌の中間地点として、また、北海道、東北ブロックの結節点として、活性化が期待される地域」として位置付けられた。

このような状況を踏まえて、21世紀初頭に向けての青函圏域の新たな交流と発展を図るための指針として、圏域の産・学・官で組織する「青函インターブロック交流圏構想推進協議会」が、平成元年6月「青函インターブロック交流圏計画」を策定し、これまで、この計画を指針として、圏域住民による多くの分野における交流が促進されるなど、新しい圏域づくりの取組みが行われてきた。

そういった中で、前計画が目標年度（平成12年度）を迎へ、また当初に比べ、社会・経済情勢に変化が見られることから、新たな時代背景を踏まえた青函圏の形成を目指すため、平成13年11月「青函圏交流・連携プラン 新青函インターブロック交流圏計画」を策定した。

2. 青函圏交流・連携プラン

この計画では、地域特有の豊かな農林・海洋・観光資源を自然環境の保全に配慮しつつ有効活用する必要があること、新技術の開発や新産業の創造等により産業を活力あるものとし、産業構造の高度化を図る必要があること、郷土に愛着と誇りを持ったみらいの青函圏を担う人づくりを図る必要があること、交流・連携を活発化するための交通、情報通信などの交流基盤の立ち遅れの解消を図ることを規範的課題として捉え、世界的視点にも立ち、「自然と共生し、環境との調和を図り、豊かな恵みや地域の特性を活かした活力ある青函圏の形成」を基本目標としている。

このため、目標実現のための推進方向として、交流・連携の推進方向を5項目、交流・連携基盤整備の推進方向を2項目示して、これらの推進方向に基づき、多様な主体が具体的な交流・連携に取り組むことが必要とされる。

計画の概要は、次のとおりとなっている。

(1) 対象圏域

青森県および北海道南圏を主たる範囲としている。

ただし、交流事業の分野によっては、これまでの歴史的、

社会的な経緯を踏まえて、北東北、北海道央圏などの広い圏域も含めるものとする。

(2) 目標年度

おおむね平成22年度(西暦2010年度)を目標年度としている。

(3) 基本目標

「自然と共生し、環境との調和を図り、豊かな恵みや地域の特性を活かした活力ある青函圏の形成」

(実現に向けてのめざす姿)

「自然と共生し、環境と調和した青函圏」の形成

「豊かな恵みを活かした活力ある青函圏」の形成

「地域の特性を活かした活力ある青函圏」の形成

(4) 推進方向

交流・連携の推進

・自然環境を活かした社会の形成

・足腰の強い農林水産業の展開

・たくましい地域産業の展開

・多彩に広がる広域観光の推進

・教育・スポーツ・文化交流の推進

交流・連携基盤整備の推進

・交通・物流体系整備の推進

・情報通信基盤整備の推進

3. プランの推進状況

青函圏交流・連携プランは、青函インターブロック交流圏構想推進協議会を中心に、圏域内の行政、地域住民、NPOを含めた各種団体、企業など多様な主体が自らの役割を果たし、交流・連携の取り組みを進め、積極的に圏域づくりに参加することにより推進することとしている。

これまでの主な取組み状況は、次のとおりとなっている。

(1) 青函インターブロック交流圏構想推進協議会

青函交流・連携推進事業の実施

青函圏の交流・連携を推進し、圏域住民の主体的な参加による一体感を醸成するための事業を毎年開催している。主なものは次のとおり。

(平成2年度)

ワールド青函トンネルウォーク'91の開催

(平成5年度)

青函海峡映画祭の開催

(平成6～7年度)

青函オリジナルテレビドラマの制作・放映

(平成8～9年度)

青函経済人会議の開催

(平成10年度)

青函起業アイデア・フォーラムの開催

(平成11年度)

青函縄文文化交流事業の実施

青函オリジナル料理コンテストの開催

(平成12年度)

青函みらいフォーラムの開催

(平成13年度)

青函新世紀フォーラムの開催

(平成 14 年度)

「親子で GO! ~ 縄文・白神体験隊 ~」の実施
北の縄文文化展(青函交流コーナー)の開催

普及啓発活動

- ・青函メッセージBOX(FMむつ等青函圏のコミュニティ放送局5局)の実施
- ・ホームページによる情報発信
(<http://www.jomon.ne.jp/~seikan01/>)
- ・青函インターブロック交流圏構想の趣旨に沿った民間等の交流・連携活動に対する支援。

(2) 市町村等の団体

青函広域観光推進協議会

交流圏計画の具体化の第一段として平成2年2月に発足し、共通ポスターの作成、広域観光ルートの設定など、圏域の優れた観光資源を活かした広域観光圏づくりに取り組んでいる。

姉妹市町村

昭和60年の青森市と函館市のツインシティ盟約をはじめとし、圏域内の10組の市町村が姉妹町、友好町の盟約を締結している。

それぞれ、お互いの歴史的なつながりを踏まえ、文化、スポーツ、産業等活発な交流事業を展開している。

その他の団体

このほか、教育、福祉、経済、観光、芸術・文化、スポーツ、学術・技術等の分野において、活発な交流事業が展開されている。

(3) 国

国においても、青函圏域をインターブロック交流圏として一体的発展を促すため、「青函地域総合整備計画調査(国

土総合開発事業調整費(調査の部))」を実施した。

調査省庁(8省庁)

国土庁、農林水産省、林野庁、水産庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省


調査期間 平成元年度~2年度

4. プランの今後の推進方針

プランの推進については、圏域住民の主体的な取り組みに基づき活発化してきてはいるものの青函圏域が単に東京~仙台~札幌の通過点にとどまらず、両ブロックの結節点としての機能を果たしながら、自立的に発展していくためには、交流の一層の促進が求められている。

したがって、今後は、圏域の各主体に対して、広報誌の発行やマスメディアの活用等により、交流・連携に対する意識の高揚に務めていくとともに、支援事業等を通じて圏域の発展を図っていくことにしている。

また、交流の促進を図るためには、交通、情報等の交流基盤の整備が必要である。特に、青函トンネルの新幹線利用、高規格道路をはじめとする道路網等の高速交通体系の整備は不可欠であり、情報等の基盤整備とともに最重点プロジェクトとして、その推進を図ることにしている。



青函インターブロック交流圏構想推進協議会では、平成2年2月、青森県および北海道の住民からの公募により、青函インターブロック交流圏シンボルマークを制定した。

淡いブルーおよびダークブルーは、青函圏域の特色である、「青い空、青い海」を表し、両地域がガッチリ握手している姿をイメージしている。

《青函憲章》

私たちの青函圏は、豊かな資源と美しい自然に恵まれた希望の大地です。

私たちは、交流を通じて未来にはばたく「ロマンと活力のある青函圏」を築くため、ここに青函憲章を定めます。

海にまもられ、海でつながり、
海をこえてはばたく
土に根をはり、森を生かし、うたを聞き、
そこからまちを語る
海峡でまじわり、波浪(なみ)にもまれ、
人と技が未来をつくる

[7] 青森県地域省エネルギービジョン

(企画振興部企画課)

1 目的

地球環境対策や、我が国におけるエネルギー供給構造の改善の観点から、国では、省エネルギー対策や新エネルギーの導入促進などの取組みを積極的に行っている。また、県では、「青森県地域新エネルギービジョン」、「青森県地球温暖化防止計画」を策定し、省エネルギー関連施策を進めているところである。

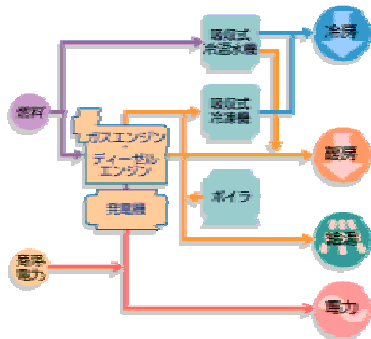
一方、本県は、全域にわたって積雪寒冷地に属し、冬期間における暖房や給湯、融雪のための燃料や電力等の需要が多くなっている。

このような背景を踏まえ、積雪寒冷地である本県が効率的なエネルギー需給を可能とした省エネルギー地域となることを目指し、環境と快適な生活が両立する持続的発展が可能な社会の形成に貢献するために、平成15年2月に「青森県地域省エネルギービジョン」を策定した。

2 性格

本ビジョンは、積雪寒冷地における潜在的な熱需要を考慮し、電力、都市ガスなどの従来型のエネルギー供給形態に加え、コージェネレーションによる供給形態を想定した最適エネルギー需給モデルによる省エネルギー効果を明らかにし、県全体の省エネルギー目標量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出削減量を定めることとした。

3 コージェネレーション



コージェネレーションとは、熱と電気を同時に供給することができる熱伝供給システムのことであり、ガスエンジン、ガスタービンなどの原動機を用いて発電を行いながら、同時に発生する排熱や蒸気を温水として回収し、給湯、暖房、冷房などに利用するものである。

4 目標年次及び目標値

ビジョンの目標年次である2010年度における本県のエネルギー需要は、省エネルギー対策がない場合7,459千kl(原油換算)に達し、基準年度である1999年度の6,064千klに比べて23.0%も増加する。

そこで2010年度に向け、「青森県地球温暖化防止計画」の推進による省エネルギー量と、コージェネレーションの大幅な導入(2010年度までの新規導入目標:384,000kw)による省エネルギー量を合わせた1,400千klを省エネルギー目標として設定した。

5 省エネルギー地域実現のための取組み

エネルギーの消費は、日常生活や事業活動そのものが原因であり、地域を構成する我々一人ひとりが、日常生活や事業活動を再点検した上で取り組む必要がある。

(1) 県民の取組み

(1)-1 家庭での省エネ

省エネルギー型ライフスタイルの実践
省エネルギー型家電製品等の積極的導入
省エネルギー住宅の導入や住宅の省エネ化

(1)-2 自動車利用の見直し

自動車利用の自粛・公共交通機関の積極的利用
省エネルギー型の自動車利用の実践
クリーンエネルギー自動車・低燃費車の購入

(2) 事業者の取組み

(2)-1 民生部門(業務系)

省エネ型事業活動の推進
省エネ型OA機器等の積極的導入
建築物の省エネ化
クリーンエネルギー自動車・低燃費車の購入

(2)-2 産業部門

省エネ型事業活動の推進
熱管理・熱源設備の効率向上
電力利用設備の向上

(2)-3 運輸部門

自動車の適正な管理・使用
使用時間の短縮
クリーンエネルギー自動車・低燃費車の導入

(3) エネルギー関連事業者の取組み

(3)-1 エネルギー供給事業者の取組み

電力会社の省エネ活動
ガス会社の省エネ活動

(3)-2 エネルギーサービス事業者の取組み

エネルギー関連サービス事業者の取組み
住宅・建築関連事業者の取組み

(4) 行政の取組み

(4)-1 市町村

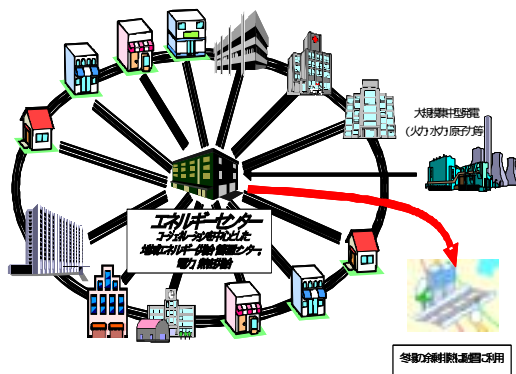
市町村の各種施策における省エネルギーへの配慮
省エネ型業務活動の率先実行
省エネ型OA機器等の積極的導入
地域住民の省エネルギーに対する取組み促進
建築物の省エネ化
クリーンエネルギー自動車・低燃費車の購入

(4)-2 県

県自らの省エネ率先実行
省エネ型生産構造への転換促進
省エネルギーに配慮した事業活動の推進

- 公共交通機関の利用促進
- 物流の効率化
- 交通流の円滑化の推進
- 都市計画との連携
- 自動車排気ガス抑制対策の推進
- ライフスタイルの見直し
- 建築物の省エネ化の促進
- 青森県域或新エネルギービジョンの推進
- コージェネレーション・燃料電池の普及促進
- 省エネルギー先端技術の実証実験・社会実験の実施
- 省エネルギー教育・学習の推進
- 県民等の活動の推進
- 広報・啓発の推進

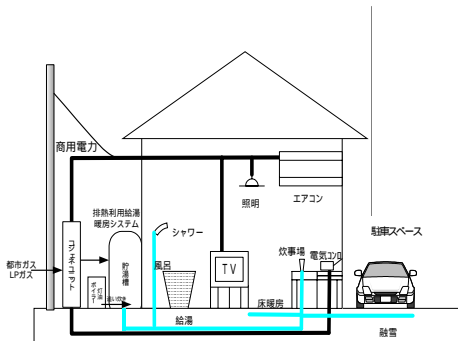
(3)最適エネルギー需給都市モデルプロジェクト



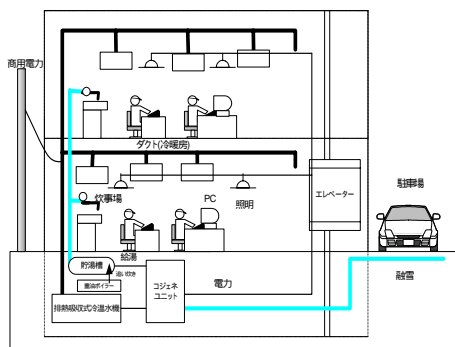
6 モデルプロジェクト

本ビジョンは、コージェネレーションについて、県民や事業者が導入を検討する際の参考となる導入モデルとモデルプロジェクトを例示した。

(1)一般家庭用導入モデル



(2)事業者用導入モデル



7 推進体制

県においては、庁内関係課で構成する連絡会議を設置し、全庁的な取組みを推進する。

市町村、国、大学・研究機関・産業界、環境NPO等と連携しながら省エネルギーを推進する。

[8] 青い森の新世紀総合交通ビジョン - 幸せのクローバーネットワークの構築に向けて -

(企画振興部新幹線・交通政策課)

1. 趣旨及び目的

本県においては、平成14年12月に東北新幹線が青森県(八戸駅)開業するなど、高速交通体系の整備をはじめとする交通基盤の整備が着実に進んできているが、地理的遠隔性の克服、半島性の解消、冬期交通の確保、都市間交流の推進など今後とも取り組むべき課題が多く残されている。また、少子高齢化や過疎化の進行、環境問題への関心の高まりといった社会情勢も大きく変化しており、これらに対応した交通ネットワークの整備が求められている。このため、新世紀を迎え、安全・安心・快適で美しい県土を創出し、県民生活の向上を具体化するための手段としての本県交通ネットワークの姿を長期的展望に立ち、描き直すことを目的に「青森県総合交通ビジョン(平成5年3月策定)」を改定し、「青い森の新世紀総合交通ビジョン」として策定したものである。

2. 目標年次

概ね平成32年(2020年)とする。

3. 概要

(1)基本理念

あおもり新幹線時代21

平成14年12月の東北新幹線・青森県(八戸駅)開業によりもたらされる効果を県全体の地域振興に活かすと同時に、県民が均等に高速交通機関を利用できるような交通環境整備を目指す。

交流と調和

人・物・情報の交流を支える社会基盤として、人・自然・未来との調和を図りながら、「生活・経済圏」「広域交流圏」「国際交流圏」のそれぞれのレベルごとに、地域の活性化と県民の幸せを創る交通ネットワークの整備を進めていく。

安全・安心・快適

半島性、全国有数の積雪寒冷地帯という県土の特性や高齢化の進展等に対応し、すべての人が円滑に移動でき、安全・安心・快適な日常生活を送ることができるような交通基盤の整備を目指す。

(2)交通ネットワークの理念像

～幸せのクローバーネットワーク～

本県の地理的・歴史的条件と可能性を踏まえながら、未来の交通発展を展望するため、本県交通を特徴づけている東西軸と南北軸を発展的に膨らませて、県土の東西南北方向に広がる4つの交通ネットワークを設定し、四つ葉のクローバーになぞらえ「幸せのクローバーネットワーク」と命名した。

それぞれのネットワークには、地域内のきめ細かな交通網の整備と広域的・国際的な発展という二つの大きな役割を託し、併せて4つの葉が重なり合って本県の一体的な発展と国土の均衡ある発展に資することを期待する。

(3)県民の幸せを創るための基本方針と主な施策

基幹的交通体系と地域交通体系が直結・融合する継ぎ目のないネットワーク(=シームレスネットワーク)の形成
新幹線駅とのアクセスネットワークの整備、交通結節(鉄道駅、空港、バスターミナル等)の機能強化、各交通機関相互の乗り継ぎの円滑化

高速交通体系の整備(新幹線、航空、高速道路等)

東北新幹線「八戸・新青森間」及び北海道新幹線「新青森・札幌間」の整備、日本海沿岸・太平洋沿岸方向への高速交通軸の整備、既存航空路の充実及び新規航空路の開設、空港の整備、ツイン空港体制の堅持

国際交流の拠点整備

国際チャーター便の充実、青森空港における既存航空路の充実及び新規の国際定期便開設、国際貨物空港(エア・カーゴ)の整備、八戸港の整備、七里長浜港の整備、むつ小川原港の整備、青森港の整備、テクノスーパーライナー(TSL)受入体制整備、空港や港へのアクセス整備

広域連携

津軽海峡軸構想の推進、北海道との連携、日本海沿岸・太平洋沿岸方向への高速交通軸の整備、公共交通機関の利便性向上(鉄道・バス)

県内の圏域をつなぐ交通体系の整備

青森圏～南部圏・青森圏～津軽圏・青森圏～下北圏・南部圏～下北圏・津軽圏～南部圏のアクセス整備

地域内交通体系の整備

高速交通空白地域の解消、各交通圏域内の道路整備、まちづくりと連携した交通ネットワークの形成、公共交通の活性化(鉄道、バス、船)、新しい交通モードの導入

マルチモーダル(複数の交通手段)の確保

多様な交通手段の選択性の確保、マルチモーダルを確保するための交通拠点の有機的結合、物流における適切なモーダルミックスの推進と港湾における物流システムの高度化

IT社会への対応

公共交通の支援、ITを活用した交通拠点の機能拡充、交通情報提供の高度化、ITを活用した物流の効率化・高速化

産業振興の支援

産業や地域振興プロジェクトを推進するための道路整備等の交通基盤整備の推進

文化観光振興の支援

文化観光振興のための交通基盤整備、広域観光ルート形成の支援、冬期観光ルートの確保、美しさとやすらぎの道路空間の整備、都市観光推進の支援、表示・案内板等の整備

雪との共存

公共交通機関の円滑な運行の確保(鉄道やバスの定時性確保)、冬期のバリアフリー推進、船・通勤など陸上の交通機関を補完する交通システムの整備、積雪期における安全な走行の確保、山間部の道路整備及び冬期通行閉鎖規制緩和の推進、除雪・防雪技術等の研究機関の本県への立地等を含む調査研究の推進、総合的な冬期交通情報の提供

人にやさしい交通

交通バリアフリーの推進、安全・安心な歩行空間の確保、都市交通の快適化、交通ボランティアの推進、高度道路交通システム（ITS）の活用、案内表示システムの改善

自然と調和した交通体系

美しい景観との調和及び創出、環境の保護に配慮した交通体系の整備

循環型社会との協調

円滑な都市交通の確保、低公害車の利用拡大、物流の効率化、環境にやさしい消融雪技術・除排雪技術の研究推進
災害に強い交通体系の整備

災害時の代替ネットワークの確保、災害時の物資輸送を支える交通体系の整備

交通安全を確保する交通体系の整備

高度道路交通システム（ITS）が支援する交通安全、交通教育の充実、道路環境の整備

(4) 県民生活の未来デザイン

16の基本方針に即して掲げた各種施策もたらす具体的な成果について、青森県内各地を結ぶ時間距離が2020年頃にどのくらい短縮されるかについて表示し、県民生活の未来デザインとして描いた。

新幹線駅へのアクセス

交通圏中心都市相互のアクセス

青森市への1時間アクセス

弘前市への1時間アクセス

八戸市への1時間アクセス

むつ市への1時間アクセス

地方生活圏内の1時間アクセス

最終目標とする骨格交通体系（イメージ）
—— 幸せのクローバーネットワーク ——



[9] あおもりITビジョン

(企画振興部情報政策課)

心をつなぐIT世紀あおもり

豊かな県民生活

元気のある産業経済

人にやさしい社会をめざして

策定の趣旨

21世紀を迎え、情報通信技術の飛躍的な発展とともに、インターネットを活用した新たなビジネスや企業経営手法等が生まれ、日常生活の中にも情報通信技術が着実に浸透し、生活様式や暮らしにも変化が生まれつつある。世界はIT(情報通信技術)革命といわれる社会・経済構造の大きな変革の時期を迎えている。

一方、情報通信技術の飛躍的な発展は、情報化に対する県民意識の醸成とニーズの多様化を生み出し、少子高齢化対策、保健・医療・福祉の充実、魅力ある街づくりなどの行政課題を解決するための手段として、情報通信利用環境のさらなる充実が求められている。

産業分野においても、我が国のみならず国際的な競争環境の中で本県が自立した発展を遂げるため、情報通信基盤の整備や支援制度の充実、情報化をリードする人材の育成などが求められている。

このような情報化を取り巻く情勢の中で、本県の高度情報通信ネットワーク社会を形成していくための情報政策指針として、平成13年5月、あおもりIT戦略推進本部において「あおもりITビジョン」を策定した。

序論

IT革命は、情報通信技術を活用することによって従来の社会・経済システムに変革をもたらすものであり、情報通信技術はいわば手段である。この手段である情報通信技術を利用した政策目標の実現についての基本的考え方と、その効果的な活用手法について整理した

1 IT戦略の基本的考え方

各分野の政策目標(縦軸)に対して、あおもりITビジョンを具体化するためのIT戦略を横軸の政策目標として位置づけ、情報通信基盤整備や人材育成等の共通課題に取り組む。

また、各分野の政策目標を実現するためのアプリケーション開発については、共通課題である情報通信基盤や人材等を効率的・効果的に活用しながら展開する。

2 ITを効果的に活用するために

(1) 情報化施策と各種施策との融合化による政策目標の実現

各種施策の企画・立案段階から情報化施策を視野に入れた検討を進めるため、各種施策の担当部局と情報担当部門との連携を強化する。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会を支える人材の育成
高度情報通信ネットワーク社会を形成していくため、情報化を推進する人材育成と、利用者の情報リテラシー(情報活用能力)の向上を図る。

県民の安心で豊かな生活環境のサポートについて

1 公共的分野の情報化推進について

県民が安心して暮らせ、ゆとりを実感し、豊かな生活を実現するための情報通信利用環境を整備するため、公共的サービスをサポートする情報化を、関連施策との融合を図りなが

ら推進し、地域の特色に応じた多様なアプリケーションの開発を進める。特に、冬期間における公共サービスの安定した提供のための情報通信システムの開発により雪に強い県土づくりを目指す。

また、各生活・経済圏内において、公共的サービスを共通的に受けられる環境をサポートする情報化施策を展開する。なお、医療分野など個人情報保護及びネットワークの信頼性等に配慮する必要がある分野については慎重に検討を進める。

学校教育については、情報科目の必修化に対応した情報通信利用環境を整備するとともに、教育の中でインターネット活用が図られるよう普通教室、学校図書館等へのパソコン整備に努める。子どもたちに教える人材を確保するため、教員の育成を図り、NPO等の活用を検討する。

2 行政の情報化と行政情報の公開について

県の行政事務の効率化と質の向上、県民への行政サービスの充実を図るため、事務や手続の電子化による電子県庁「電脳AOMORI」の実現を目指す。具体化に当たっては施策ごとに数値目標を掲げて取り組む。

行政の透明性を確保するため、行政情報の電子化を積極的に進め、最新の情報をホームページで検索・閲覧できるシステムの開発、情報更新頻度等をチェックするモニター制度の導入など、行政情報の積極的公開と県民参加型行政の推進をサポートする情報通信利用環境を整備する。

なお、個人情報等の保護に配慮し、セキュリティの向上を図り、技術革新に対応した最新技術を積極的に取り入れ万全の体制を整える。

3 地域の情報化推進の支援について

県は、国との連携を図りながら、地域の情報化に取り組む市町村、広域連合等を支援し、県全体としてIT革命の効果を生かすことができるよう努める。

地域の産業・経済の発展のサポートについて

1 研究開発環境の整備と新規産業の創造について

本県の国際競争力を高め、自立した発展と技術に立脚した地域の魅力を発信していくため、研究開発用のネットワーク利用環境や民間企業等に開放された研究開発拠点等の整備に努める。

特に中小企業等については、各種情報提供や技術的助言、関係機関との調整等の支援を行う。

また、試験研究機関のネットワーク化による研究成果の共有化と過去の研究成果のデータベース化・公開により、その有効活用を図る。

2 魅力ある地域の産業・経済社会の創造について

(1) 地域産業・経済の活性化

県内企業が首都圏と同様のビジネス機会を活用できるよう通信料金やサービス面の都市部との格差を是正する。新たなインターネット接続サービスについて、健全な競争環境が維持されるよう必要な施策を展開する。

さらに、新たな企業立地を促進するため、情報通信関連技術の世界的な先端的研究開発拠点・人材育成拠点を整備する。全国に比しても高速で低廉な情報通信利用環境を整備し、IT関連産業の立地を誘導する。

(2) 青森県らしい産業の創造

世界に誇るコンテンツ(映像、音声等の情報の中身)供給県として発展していくため、各種コンテンツの作成や人材の育成を進める。本県の貴重な文化観光資源を活用して観光産業等の振興を図るため、デジタルアーカイブ技術(映像、音声等をデジタル化し、保存・配信する技術)やCG技術を活用し、官民一体となったデジタルアーカイブを推進する。

また、優れた技術や知識を貴重な財産として蓄積し、活用し、次世代に継承するため、個々人の技術や知識のナレッジデータベースの整備と共有化を進める。

さらに、県内産業の競争力強化のため、県内企業がビジネスモデルを生み出す環境整備や、基幹産業である農林水産業への情報通信技術の導入促進に努める。

誰でも情報通信を利用できる環境のサポートについて

1 高度情報通信ネットワーク社会に向けた人材の育成について

地域情報化に対応するため、これを担う人材を各分野で育成するとともに、学校教育や職業能力開発を通じて情報の創造・発信が行えるバランスのとれた人材の育成を図る。

また、利用者の意識醸成や情報リテラシーの向上を図るため、公共施設等を利用した一般開放型の情報教育拠点や公衆端末を整備する。県、市町村等の職員、県民、企業を対象とした研修等の充実を図る。

さらに、地域情報化の推進に当たっては、NPOに対する行政としての支援や人材のデータベース化を進める。

2 人にやさしい情報通信利用環境の整備について

高齢者、障害者等の社会参加機会の拡大や、情報バリアフリー環境の整備を図るため、利用しやすい公衆端末を整備するほか、映像音声等によるコンテンツの作成や、生涯学習等を通じた情報教育の充実を図る。

また、高齢者、障害者等の雇用機会の拡大を図るため、福祉情報通信機器等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンター等の整備について検討する。

3 民間活力を利用した加入者系情報通信基盤の整備について

CATV事業者や電気通信事業者による加入者系光ファイバ網等の整備を加速させるため、公共的アプリケーションの開発・普及によりネットワーク利用の需要を喚起し、行政、個人、企業、大学等が高度な情報通信サービスを安価に活用できる環境の整備に努める。

民間による基盤整備が遅れる非採算地域について、市町村等と連携しながら公共的アプリケーションの開発・普及に努め、国の支援制度を活用しながら基盤整備を進めるための施策を展開する。

青森県高度情報化推進方策について

1 青森県次世代ネットワーク利用環境の整備について

情報通信ネットワーク整備について民間活力を有効に活用するため、県内主要道路に情報ボックス(光ファイバ等を収容するため道路に敷設された管路)を整備する。

また、県は、政策的な観点から光ファイバによる独自の情報通信ネットワーク網の整備についても検討を進め、計画的な整備に努めるとともに、高度情報化の拠点となる情報センターの機能強化とデータベースの充実に努める。効率的なネットワークの管理運用を図るため、情報通信技術や電気通信サービスの動向を踏まえながら既設の情報通信ネットワークの統合化を進める。

さらに、国が計画している新たな情報通信基盤等に対応した環境整備を進める。

2 青森県高度情報化推進体制の整備について

高度情報通信ネットワーク社会を実現し、県民・地域産業が主役となって自立した発展を遂げるため、県全体が一体的に取り組むための推進体制を段階的に整備する。県民等が情報通信機器を利用するに当たって生じる疑問やトラブルにつ

いて総合的に対応するサポート体制を整備する。

また、ネット犯罪や公序良俗に反する情報内容の流通等の確に対応していくため、技術的な対策と官民一体となった防止体制の強化を図る。

3 高度情報化推進にあたっての留意事項について

技術革新の著しい情報通信技術の開発動向を的確に捉え、その時々最先端技術を取り入れながら先端的な情報通信利用環境を確保する。民間部門と行政の役割分担を明確にしながら、本県の高度情報化に取り組む。

さらに、県財政を考慮し、料金体系やサービス品質等を的確に捉え、常に費用対効果の面から評価し、経費の節減に努める。

青森県高度情報通信ネットワーク社会の未来像

- 1 公共的分野の情報化が進み・・・県民へのサービスが向上
- 2 産業分野では・・・知的生産性が向上
- 3 高齢者、障害者等は・・・生き生きとした社会生活の実現
- 4 一般家庭では・・・豊かでゆとりある生活の実現

[10] 青森県電子県庁の推進について

～「電脳AOMORI」実現に向けた基本方針～
(企画振興部情報政策課)

青森県電子県庁の推進について

1. 計画策定の背景

政府は、平成13年1月に「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とした『e-Japan戦略』を決定し、情報化推進に重点を置いた政策の実施を打ち出した。県では、国の動き、県民や県内企業の変化を踏まえ、平成12年12月に知事を本部長とする「IT戦略推進本部」を設置、更に平成13年5月には『あおりITビジョン』を策定する等、積極的な展開を図っている。

同ビジョンは、高度情報通信ネットワーク社会実現のための重点施策を提示しており、行政の情報化と行政情報の公開を図るため「電子県庁『電脳AOMORI』の実現」をその一つに掲げた。

2. 目的

電子県庁を実現し、県民への行政サービスの充実を図るためには、各種施策を総合的、体系的に推進することが大切であり、様々な課題へ確実に対応し、効率的に施策を展開するためにも、目的や関連性等を整理することが必要である。

そこで、電子県庁を実現するための施策の概要等を総合的かつ体系的に整理し、その内容を県民等に広く公開するため『青森県電子県庁の推進について～「電脳AOMORI」の実現に向けた基本方針～』(以下、「基本方針」という。)を策定した。

3. 位置付け

基本方針は『あおりITビジョン・アクションプラン[施策目標編]』において、「電子県庁「電脳AOMORI」で目指すもの」として掲げた事項をとりまとめたものである。

4. 対象期間

情報通信技術の急速な変化や国が進める電子政府の取組みも考慮し、平成14年度～16年度の3カ年を対象とする。

5. 対象範囲

基本方針の対象範囲は、電子県庁実現のために必要な情報通信基盤及び行政情報化と呼ばれていた行政内部の情報化に加え、県民に対する行政サービスの情報化についてを対象とし、その取組みは全庁的に実施する。

電子県庁推進の基本的な考え方

1. 理念

現在の情報化は、インターネットに代表される双方向ネットワークを基本としている。このような特性を踏まえ、青森県に適応した高度情報通信ネットワーク社会を実現するには、地域社会を構成する各主体の情報化が必要であり、県民や県内企業に対応した変革が、県にも求められている。電子県庁の実現は行政改革の一環であり、情報化という切り口から、地域社会の変化に対応した行政を推進することに他ならない。

一方、社会の動きは、供給者から消費者への一方通行的な枠組みや価値観から、常に消費者を主体とした動きへと変わり始めている。情報化の推進や電子県庁の実現は、こうした仕組みの変革、つまり県民志向型行政を実現するための方策ととらえることができる。

また、県民の地域社会や県政に対する関心の高まりから、

県民参加型県政の推進が重要な課題となっており、電子県庁は、青森県の地域社会をより良いものにするための、県民、NPO、県内企業、教育機関等と、行政の「協働の場」としての発展も期待できる。

このようなことから県では、以下の理念のもと、電子県庁推進を図ることとした。

2. 基本目標

(1) 県民の利便性向上

県民や県内企業の視点から、行政サービスの利便性向上を図り、行政サービス利用時の手続の煩雑さを軽減、さらに新たな行政サービスの創出に結び付ける。また、県民の多様な情報ニーズに対応できるように、情報提供の充実に図る。

(2) 開かれた県政の実現

施策に関する情報等を電子化、公開することで、県民に対して透明性の高い、開かれた県政をめざす。また、インターネットの双方向性を活用し、県政への県民参画の促進、県民と行政による「協働の場」の創出を図る。

(3) 行政運営の効率化、高度化

情報通信技術を活用した行政事務の改善、見直しを図り、厳しい財政状況にあっても複雑化・多様化する県民ニーズに応える効率的な行政システムの確立する。また、ネットワークの活用により情報や知識の流通を円滑化することでナレッジマネジメントの実現を目指し、職員の知的生産性の向上や政策形成能力等のレベルアップを図る。

3. 推進方針

(1) 業務の見直しとの並行

行政改革への取組みと連携・並行する形で、電子県庁の実現を推進する。

(2) 公平性の確保

可能な限り多くの県民が利用できるよう、公平性の確保、デジタル・デバイドの是正に努める。

(3) ハード・ソフト双方一体となった推進

情報システム等のハード面の整備だけでなく、推進体制、職員能力、制度等、ソフト面の整備を一体的に推進する。

(4) 迅速な推進と施策の点検

基本方針に示す施策は、可能な限り迅速に推進する。また、進行管理を徹底し、見直し等を行う。

(5) 電子政府や他の電子自治体との連携

電子政府に関する施策を積極的に活用するとともに、県内市町村等が構築する電子自治体とも連携する。

(6) 多様な地域構成主体との連携

民間活力を有効に活用し、必要に応じて大学等との連携も図り、産学官連携による施策の推進にも取り組む。

4 年次目標 電子県庁を限られた期間で効率的に実現するため、施策に対して優先度等を設け、戦略的に取組むため、対象期間において実施すべき事項を「電子県庁整備年次目標」(表参照)として定めた。

県民、県内企業、県庁等、個々の地域主体の情報化が相乗効果を創出する青森高度情報通信ネットワーク社会「心をつなぐIT世紀あおり」の実現を図るため、県庁そのものの情報化、インターネット技術を活用した県民志向型の行政、県民と行政による「協働の場」の創出等のため、電子県庁の実現をめざします。

表 電子県庁整備年次目標

整備項目			年 度			特記事項
			14年度	15年度	16年度	
県民の利便性向上	ワンストップサービスの実現	ホームページのポータル化	調査・検討・構築	運用・拡充		インターネット上の総合窓口、個別業務電子化と連携
		窓口の連携促進	調査・検討		構築・運用	
	行政手続の電子化	電子申請・届出等の実現	調査・検討	構築	運用	汎用受付システムの構築
		電子調達・納品（公共事業）の実現		実証実験・一部運用 (電子調達、電子納品管理等)		国の取組みと連携、平成17年一部本運用開始
		電子調達（物品等）の実現	調査・検討		構築	電子調達（公共事業）と連携
		オンライン支払の実現	調査・検討		構築	J.A.M.P.A.の取組みと連携、県内金融機関と調整
	情報提供の充実	県民との情報共有強化	部局ホームページ構築		運用・拡充	部局毎にホームページ開設、モニター制度運用
		ホームページの高度化		運用・拡充		マルチメディア化、携帯端末対応等
		情報配信サービスの実施		運用・拡充		広報、メールマガジン、観光/物産情報等
	開かれた県政の実現	説明責任の履行	県政情報の電子化等		運用・拡充	文書管理システムやホームページと連携した情報提供
県民参加の拡大		パブリックコメントの推進		運用・拡充	ナレッジマネジメントとの連携	
		電子コミュニティの構築	調査・検討	構築	運用	電子掲示板等の構築
行政運営の効率化・高度化	行政事務の大胆な見直し	文書管理の電子化	設計	構築	運用	各システムと連携
		テレビ会議の活用	調査・検討		構築	
	ナレッジマネジメントの推進	グループウェアの強化		運用・拡充		
		相談・要望処理の電子化	調査・検討	構築	運用	
		地理情報の統合利用		調査・検討		国の取組みと連携
	情報通信基盤の整備	庁内の情報通信	全庁LANの拡充		調査・検討・拡充	
システム連携基盤の整備			設計	構築	運用	H14汎用機更新
一人1台の端末整備					拡充・更新	
データセンター構築の検討				調査・検討		アウトソーシングを含め検討
対外的なネットワーク基盤		総合行政ネットワーク（L GWAN）の整備	検討	構築(市町村へ)	運用	国の取組みと連携
		住民基本台帳ネットワークシステムの整備	整備	運用	カード発行・運用拡充	国の取組みと連携
		その他対外的ネットワークの整備		調査・検討・拡充		必要に応じて検討・対応
セキュリティ基盤		組織認証基盤の構築	開発	運用		L GWAN 等との連携
		個人認証基盤の構築	調査・検討	構築	運用	L GWAN 等との連携
		ネットワークセキュリティの確保	ポリシー策定		順次強化	セキュリティポリシーに基づき順次強化
組織・制度基盤の整備	電子県庁推進体制の確立	整備		運用		
	電子県庁実現のための職員育成		運用		体制、カリキュラム、eラーニング等を含む	
	制度面の整備	条例・規則等の見直し	集中討議・整備		運用	行政手続電子化、情報公開、認証、個人情報保護等
		セキュリティポリシーの策定	ポリシー策定		点検・改正	定期的な点検、見直し
		システム開発方針の作成	ポリシー策定		運用	
電子県庁推進の方策	電子県庁の進行管理	整備		運用	体制や仕組みを整備	
	アクセシビリティの確保	整備		運用・拡充	ガイドライン整備	
	国、市町村等との連携			連携の促進		

[11] 青森県ファッション振興ビジョン (環境生活部 文化・スポーツ振興課)

・ファッション振興ビジョン策定の趣旨

激動の90年代を終えて新たな世紀を迎えようとしている現在、次の社会のあり方が見えはじめています。

そこでは、人々は組織に依存するのではなく、自律的な「個人」として自らの生き方を選択、創造していき、さらにそうした自分を「個性」として演出して他の人々や社会と関わっていく姿が展望される。

個々の人間の個性を演出する要素にファッションがある。ファッションは歴史的にも身体を保護するという物理的な理由を越えて、性や身分などを現すシンボリックな機能、あるいはコミュニケーション機能など多面的な意味を持って発展してきた。

そして、今やファッションは、自己主張や表現手段として人々の生活に重要な意味を持つようになっていく。

こうしたファッションの特性は、「個人」を「中心とする来るべき新たな社会」にあって、人々の意識に、またライフスタイルに、ますます重要な意味を持つようになると予想される。

青森県は、「ニュー・ルネサンス・人間性復活」を基本理念に「輝くあおもり新時代」を築いていくことを目標としている。ファッションによって、「自分らしさ」を演出して「心の豊かさ」を感じ取ることは、こうした本県の目標を体現していくことにほかならない。

また、感性・知性とモノづくりが融合したファッションの産業としての特性は、ベンチャーが活躍する産業ということとも相まって、本県が挑戦すべき産業分野として大きな未来を感じさせるものである。

県は、これらの展望のもとに、21世紀におけるファッション創造・発信県を目指して、このビジョンを策定することにした。

・時代の潮流とファッション

ファッションは、ミクロ的にみれば人々の微妙な意識のあらわれとも言えるし、隠蔽とも言える。また、マクロ的に見れば、それぞれの時代の空気や流れを鋭敏に映し出すものと考えられる。

西暦2000年に生きている私たちは次のような時代の潮流を読みとるべきではないだろうか。

1. ライフスタイルとワークスタイルの多様化
2. ネットワーク社会・高度情報社会の形成
3. 地球社会の進展

・ファッション振興のターゲットと未来のイメージ

1. ファッション振興のターゲット

生活・文化・産業ルネサンス

～新しい暮らし・価値の創造とファッション創造・発信県の実現を目指して～

2. ファッション創造・発信県青森のイメージ

将来のファッション中核地としてのイメージを描くと、次

の姿が浮かんでくる。

(1) ファッション創造・発信の未来

一人ひとりが自分に合ったライフスタイルを持ち、それに応じてファッションに親しみ、またファッションを通じて生活を楽しんでいる。

若者は、美しい環境や街の知的な刺激の中で創造性を発揮しており、先駆的なファッションを生み出したい世界の若者にとって最も交流を深めたいのが青森の若者である。

街の中にはファッションを表現したり演出する様々な場があり、日常的に大小のコレクションが開催されている。

青森では、多様な文化が尊重・受容されていることから、驚きや斬新さを求めて、有名なデザイナーが訪れ暮らして、新しいデザインを創造しようとしている。また、こうしたことを背景に、デザイナーズブランドショップなどが立ち並び美しいファッションストリートが形成され、それと連担して若者によるインディーズショップ地域が形成されるという、多様なファッション空間が存在している。

コレクションの季節、こうした土壌から巣立ったデザイナーやブランドショップが華やかにそれぞれのショーを展開している。

一方、青森県には多様な才能あるアーティストが集まり、またそれらアーティストが様々なコラボレーションを通じて次々と新たな芸術領域を切り拓いている。ファッションデザインの面でも、こうしたアーティストとデザイナーによるコラボレーションが活発に行われ、実験的なデザインがコレクションとして人々の前に登場する。

こうしたことから、青森は時代を先取りするファッションの地として世界のファッション界に確固たる地位を築いている。

(2) ファッション産業の未来

品質の高いモノづくりができる地として世界から注文が集まり、青森県の縫製業は、高付加価値をもたらす産業となっている。そこで働く人々は、高い技能を評価され高所得を得ている。

一方、優れたデザインはこうしたモノづくり機能との連携によって次々と製品化され、ファッションベンチャーが台頭して、世界に通用するエクセレント・ファッション・カンパニーが多数生まれて各地にファッションショップを展開している。

高度情報社会にあって、これをフルに活用したファッション流通企業やファッション産業を支援する情報産業が成長して、ファッションを中心にした厚い産業連関ができあがっている。

この結果、県内の若者は、自らの資質に合った多様な職種に就く機会に恵まれるようになっていく。

また、豊かで美しい自然をバックにしたお洒落なファッションストリート、若いエネルギーに満ちたファッションゾーンは、世界各国から観光客をひきつけている。

(3) ファッションデザインを取り巻く環境の未来

極めて盛んな芸術活動が行われ、これを背景に新たなデザインが創造され、またそのようなデザインが芸術に

影響を与えるという好循環が形成されている。

青森県には、世界的なアーティストやデザイナーを輩出し続ける応用芸術のメッカともいべき大学院大学があり、クリエイターを目指す若者が世界各地から集まり、ますます街が魅力的になっている。

・ファッション振興のための基本施策

21世紀に向けて、ファッション創造・発信県を実現するためには、「人」と「場」、それらの多様な「ネットワーク」を充実・活性化していくことが望まれる。したがって、県としては、人々がより一層ファッションにおいて個性を開花し、その力を発揮しようとする動きを加速するため、「人づくり」・「場づくり」・「ネットワークづくり」といった基盤の充実強化に取り組んでいくことが必要である。

1. 21世紀のファッションを担う人づくり

誰もが気軽にファッションに親しみ、そこから深い感動や楽しみ、喜びを感じ取れるよう、身近にファッション情報に触れるきっかけの提供に努める。

- (1) ファッション体験機会の提供
- (2) 新しい青森県のファッション文化の提唱
- (3) ファッションリーダーの発掘と活用
- (4) 実践入門講座・教室の開設

未来の青森のファッションを担い、さらには世界に飛躍する人材を育成するため、幅広いファッションへのアプローチの機会の充実に努める。

- (1) 青少年の育成
- (2) 若い人材の育成
- (3) 若い人材の発掘と活動支援

ファッションやこれに関連する産業分野の指導的専門的人材を確保し、本県での活躍の促進に努める。

- (1) ファッションディレクター制度等の導入
- (2) 青森県ファッションマイスター制度の創設
- (3) ファッション経営学院の創設

2. 豊かなファッション活動の場づくり

様々なファッションの鑑賞や発表ができ、全国・世界に向けたファッションの発信の場となる多様な機能の整備推進に努める。

- (1) 交流の場の創設
- (2) 創作空間の創設
- (3) デザイン資源の発掘と継承

3. 多様なファッション交流の促進

ファッションと異なる分野や他の地域との多様な交流機会の提供に努める。

- (1) 交流機会の提供と促進
- (2) 交流基盤の整備

・ファッション関連産業の活性化と創造のシナリオ

1. ファッション関連産業の未来性

ファッション関連産業は、「人」の才能と創造性・積極性

に大きく依存し、徒手空拳から大きなビジネスを築き上げることが可能な分野である。

また、クリエイティブな芸術性と質の高いモノづくりがますます重要性を増していくことが予想され、若者にとって極めて魅力的な分野でもある。

「輝くあおり新時代」を切り拓こうとする青森県にとって、ファッション関連産業は挑戦すべき大きな意義を有している。

2. ファッション関連産業の活性化

青森県がファッション創造・発信県を目指すに当たって、既存の産業集積は決して厚いものではないが、得意とする分野に磨きをかけると同時に、優れたセンスの商品を生み出し、これを普及していくため、弱点である機能を人的ネットワークによって充足することや、業種を越えた連携・融合を進める必要がある。

こうした努力によって、デザイナーなどの専門的人材を育成し、輩出するシステムの受け皿ができ、そして起業家輩出の環境整備と相まって発展の基礎が形成される。

3. ファッション関連産業の創造と飛躍

デザインを中心とする人材輩出システムの整備と産業形成・高度化環境等の整備によって、デザイナーを中心とした企業やSPA等の新たな経営システムによる企業、高品質を実現する縫製業、アクセサリーなどの幅広いファッション商品提供能力を有する企業、さらにはファッション情報産業等、多様に富んだ「ファッション関連産業」を本県において実現していく。こうした多様に富んだ産業の形成からは、

- ・世界を舞台とする企業への飛躍とそれとの連携を求める企業の進出
- ・個性的なファッションコンクールの開催
- ・魅力的なファッションストリートの形成と強力な文化観光効果の発揮
- ・ファッションのみならず、多才なデザイン分野集積を促進することによる産業育成効果が見えてくる。

[12] 青森県消費生活基本計画

(環境生活部 文化・スポーツ振興課)

1. 計画策定の背景

私たちは今、様々な商品・サービスを受けながら、豊かで、便利で、快適さに富んだ暮らしをしている。

このような生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会に支えられて実現したものである。しかし、それは同時に生活排水による水質汚濁や廃棄物処理に伴うダイオキシンの発生などの身近な環境問題を引き起こし、また、地球温暖化などの地球規模の環境問題の原因ともなっており、私たち一人ひとりが生活のあり方を問い直すことが求められている。

さらに、人や商品・サービスが国境を越えて行き来するという社会の到来や個人の日常生活にまで入り込んでいる情報ネットワークの進展、人口構造における若年層の減少と高齢者の増加などと相まって、これまでの私たちを取り巻く社会の枠組みが大きく変化しようとしている。

このような変化に的確に対応しながら、私たち自身が青森県の自然や風土、文化の恵みを活かした、新たなライフスタイルを築いていくことが重要な課題になっている。

2. 計画の目的と計画策定の視点

このような大きな変化の中にあって、県民一人ひとりが健康で、安全かつ快適な生活を送ることができる社会の実現をめざし、社会環境づくりを図ることが必要である。

また、私たち自身にも住みやすい社会づくりや環境保全に十分に配慮し、主体的に行動していくことが望まれている。

このためには、県民を主人公とした県政の展開という基本に立って、県の各部署が実施している県生活に関連する施策を総合的、計画的かつ効果的に推進していく必要がある。

以上の考え方に基づいて、この計画は、経済社会の変化に的確に対応し「心豊かでうまいのある県民生活」を実現していくため、おおむね10か年の中長期計画として策定した。

3. 時代の潮流と施策の展開方向

新しい経済社会の中心的な考え方は、自由で公平な市場ルールの下に、個人、事業者、その他団体等が自己責任に基づいた主体的・合理的な行動をとっていくことにある。

(1) 一人ひとりが生活デザイナー

県民一人ひとりには、経済社会において必要な基本的知識を身につけ、情報を的確に選択収集しながら、主体的に消費生活を設計し、行動する「生活デザイナー」としての役割が期待されている。

(2) 環境にやさしい暮らし

「消費する」ということは、私たちの共通の財産である環境に影響を与えるという側面がある。生活デザイナーとしての消費者には、次の世代にこの財産を引き継いでいくという責任が求められている。

(3) 安全で安心できる暮らし

情報通信技術の高度化を背景に、近年はコミュニケーション

ン手段や各種サービス・取引の電子化等が急激に進んでいる。また、化学物質や遺伝子組換え食品が身近に存在するようになり、県民の安全や安心への関心が急速に高まっている。

(4) 健康で心豊かな暮らし

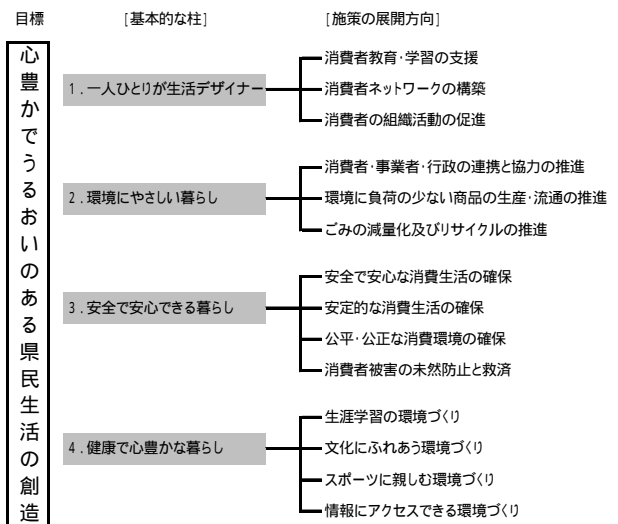
消費生活は複雑化してきており、県民の生活を守っていく上では、より広い施策が必要になってきている。

さらに、経済社会の成熟化に伴って、消費者は精神的な充足感や生きがい、健康の確保など、より心身を充実させることに関心を深めつつある。商品・サービスの購入者としての消費者から、自分らしい生活を演出し、社会に参画していく創造的な消費者への転換に応じていくことが行政には求められている。

4. 計画の推進

県は、この計画に基づいて、県民の心豊かでうまいのある県民生活の実現を図っていくため、その時々々の社会経済状況等を踏まえ、計画に掲げられている施策の方向を、より一層具体化していく。また、この計画を効果的に推進するためには、県の取組みだけでなく、消費者、事業者、市町村がそれぞれ果たすべき役割を担うとともに、相互に協力、協調を図っていく必要がある。

5. 施策の体系



[13] あおもりユニバーサルデザイン推進 基本指針

(環境生活部 文化・スポーツ振興課)

1. 指針をつくるねらい

年齢、性別、国籍、言語や身体能力などに関係なく、ひとりひとりがこちよく暮らせるあおもりづくりを、県民、企業・団体等が、ユニバーサルデザインという共通の認識を持って、積極的な参画と連携のもとに展開していかうとするものである。

2. 「あおもり」の社会の現状と求められる変化

(1) 「あおもり」の社会の現状

少子高齢社会では、社会保障などの社会的コストが増大し、若い世代の負担が大きくなると見込まれる。活力ある社会を形成していくためには、そのコスト・負担を抑えることが課題となる。

(2) 「あおもり」に求められる社会の変化

「まち」に求められる変化

より多くの人々が利用できるように最初から考えた「まちづくり」

「もの」に求められる変化

より多くの人たちが使いやすく、低価格で買える製品の開発

「情報」に求められる変化

より多くの人々が、情報をうまく受け取ることができるような工夫

「サービス」に求められる変化

より多くの人々が、サービスを利用しやすい仕組みきめこまかく対応できる人材

「ひと」に求められる変化

「より多くの人のため」という視点を持ち、デザイン力のある人材

利用者与设计・開発の担当者が連携する仕組み

3. ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる基本的な考え方

『高齢者や障害者のためだけでなく、誰もが使える普通の製品、生活環境、サービス等をつくるというユニバーサルデザインの考え方』を基本として、暮らしの全般にわたって見直す取り組みを、県民、企業・団体、行政等が一体的に進める。

特別な対応を必要とする人への対応を充実することも必要である。

ユニバーサルデザインの基準としては、ユニバーサルデザイン7原則が知られている。

原則1：だれにでも公平に利用できること

原則2：使う上で自由度が高いこと

原則3：使い方が簡単ですぐわかること

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインで

あること

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

ユニバーサルデザイン7原則は、「もの」や「サービス」などの提供者と利用者が、設計したり、検証したりするときに共通の視点となる。

このような視点から施設やサービスなどのあり方を検証し、改善を進めていくこととする。

4. ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくるプロセス

(1) 基本理念

ひとりひとりが、住み、働き、遊ぶといった社会生活を普通におくことができ、社会においてそれぞれの役割を果たすことができるような社会、ユニバーサル社会の実現を目指す。

(2) 目標

安全で、ひとびとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり

創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり

ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり

ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり

ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり

(3) 基本姿勢

過程を大事にする

より多くのひとがかかわりあい、連携して取り組む。地域性を大事にする

地域のことは、地域で話し合って決める。

継続性を大事にする

よりよいものをめざして、一歩ずつあゆみ続ける。

5. ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」をつくる取り組み

(1) 安全で、ひとびとがふれあえる「まち」が文化を拓くあおもり

住宅環境、歩行環境の整備などの推進 / 積雪寒冷の気候に対応したまちづくりの推進

(2) 創意にみち、工夫された「もの」が豊かにいきわたるあおもり

だれもが使える製品の開発 / だれもが使いやすい製品に関する情報提供

(3) ひとりひとりに「情報」が等しく、的確に伝わるあおもり

わかりやすい情報提供 / 情報提供体制の整備

(4) ひとりひとりを大切にする「サービス」が行き届いたあおもり

行政サービスの向上 / 民間サービスの向上

(5)ひとりひとりの「こころ」が豊かでやさしいあおもり
人材の育成 / ネットワークの構築 / 「こころ」の醸成

6. ひとりひとりがこちよく暮らせる「あおもり」 をつくる仕組みとそれぞれの役割

仕組み



役割

行政：

県：ユニバーサルデザインについて積極的な情報発信

率先した推進

市町村：ユニバーサルデザインの 施策への導入
住民参画の推進主体的な取り組み、関係者への働きかけ

県民：人の手が必要などときには、手をさしのべられる
こころを持って行動

企業・団体等：ユニバーサルデザインの考え方に立った
製品やサービスの提供とそのための人材育成
働きやすい環境づくり

7. ユニバーサルデザインの取り組み

平成14年度

「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」の
策定

専門家、県民等11名による指針検討委員会を設置
したほか、意見交換会、パブリックコメントにおいて
提出された意見を参考にして策定した。

ユニバーサルデザインシンポジウムの開催

ユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため、県
内4カ所（青森市、弘前市、八戸市、むつ市）で開催し、
のべ300人の参加者があった。

平成15年度（予定）

「ユニバーサルデザイン・フォーラム（仮称）」の
開催

ユニバーサルデザインの考え方のより一層の普及を
図るため、行政、関係団体、企業、県民等が一堂に会
してユニバーサルデザインの推進について話し合う
「あおもりユニバーサルデザイン・フォーラム」を開催
する。

「ユニバーサルデザイン研究会（仮称）」の開催

ユニバーサルデザインを施策に取り入れ、推進してい
く手法についての研究会を開催し、ユニバーサルデザ
インの考え方の普及を図るとともに、具体的な施策への反
映を図る。

[14] 青森県動物愛護センター(仮称)

基本構想

(健康福祉部薬務衛生課)

1. 動物行政の新たな展開に向けて

- (1) 県では、これまで狂犬病予防対策動物の適正管理対策及び動物による人への危害防止対策等の動物行政を推進してきたが、平成 11 年度から、現行の動物行政の問題点を整理するとともに、動物愛護センター基本構想検討委員会からの意見を聞くなどして、時代の変化に対応した、新しい動物行政の方向性を検討してきた。
- (2) 県としては、動物行政をこれまでの動物保護管理を主体としたものから、動物飼養者のみならず全ての人々が、動物と共生できる社会をめざすための動物愛護行政として積極的に展開することとし、動物の適正飼養や動物愛護思想の指導、啓発の積極的な実施や子供の健全育成、少子・高齢化対策や障害者対策などにおける動物の特性を生かした事業を実施するため、現行の動物関係業務の集中化・効率化を図るとともに、動物行政の推進拠点として「動物愛護センター」を設置し、市町村、動物愛護団体、ボランティア等との連携を図ることができる体制を整備して、県民の立場に立った総合的な動物愛護行政を推進するものである。
- (3) 県民一人ひとりが動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方についての知識や理解を深めることができるよう、総合的な動物愛護行政を積極的に推進し、人と動物が共生できる住みよい青森県を創っていくことが、新青森県長期総合プランに基づく温かな福祉社会づくりと美しい社会づくりに貢献し、次の世代にも誇りうる彩りある豊かな青森県を実現していくことにつながるものと考える。

2. 総合的な動物行政推進のための体制整備

- (1) 動物愛護センターでは、「温かな福祉社会づくり」に貢献するため多くの県民に積極的に事業に参加してもらうほか、利用者をはじめ広く県民の声を県の動物行政に反映させることができるよう、次の事業を展開することとする。

動物とのふれあい活動の実施

動物の譲渡事業の実施

負傷動物対策の実施

アニマルセラピー事業等の実施

動物の適正飼養の指導、啓発対策の強化

県民に対する情報発信

人畜共通感染症に関する調査研究の実施

現行業務の集中化、効率化による改善

- (2) 市町村、関係団体、ボランティア等との連携

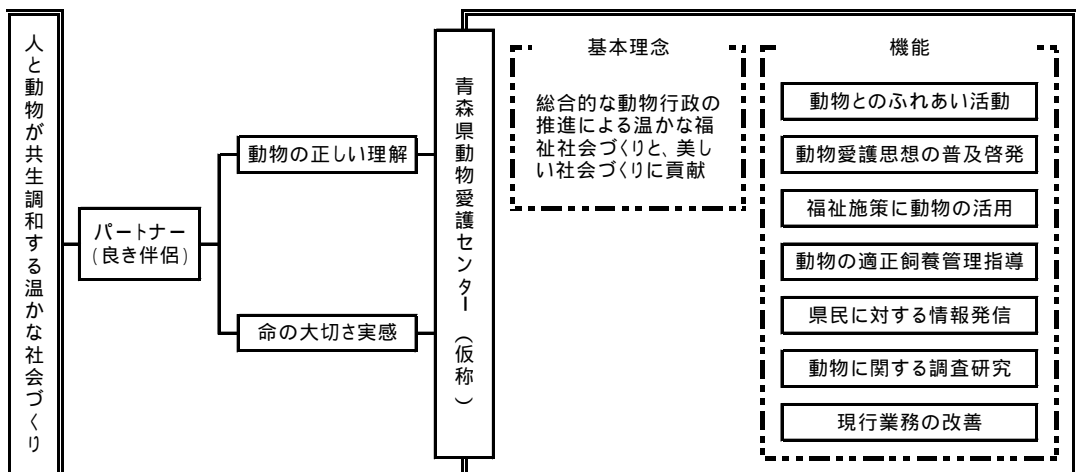
動物愛護行政は、県だけでなく、市町村、動物愛護団体、獣医師会、大学等関係団体、ボランティア等と積極的に情報交換を図り、連携し、推進することとする。

また、動物愛護センターを総合的な動物愛護行政の拠点として、関係者が動物愛護センターを活用できるよう体制づくりを進め、環境を整備していくこととする。

- (3) 動物愛護センターの整備

動物愛護センターは、自由で開放的であること、ゆとりとうるおいのあること、安全面に配慮すること、及び周囲景観との調和等に配慮して多くの県民が利用できるよう整備する。

青森県動物愛護センター(仮称)の機能体系図



[15] 青森県青少年対策基本計画 (環境生活部青少年・男女共同参画課)

1 計画の目的

21世紀を担う青森県の青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、県民すべての願いであり、また社会の発展にとって極めて大切なことである。

無限の可能性を秘めた青少年がその能力を存分に発揮し、21世紀の県土づくりの主役として新しい社会を切り拓いていけるような環境を整備していくことは、私たち大人と社会に課せられた責務と言える。

県では、青少年の健全育成を県政の重要課題の一つとして位置付け、県民総ぐるみによる青少年の健全育成活動の推進や社会環境整備等の諸施策を積極的に推進してきた。しかし、最近の本県における青少年をめぐる状況をみたと、少年非行は、全国的に「戦後第4の上昇期」と言われているのと同様に、非行少年数や凶悪・粗暴事件が増加傾向にある。また、いじめ問題や児童虐待の発生など、今後、一層深刻化することが懸念される。

これらの青少年問題等に的確に対応するためには、県民が一体となり、体系的な方針のもとに諸対策を推進することが重要である。

このことから、この計画は、青少年を取り巻く現状と課題を踏まえつつ、社会情勢の変化に対応しながら青少年問題に対する県民の理解と協力のもとに、本県における青少年の健全育成をより一層推進するため、長期的展望に立った基本目標と推進施策を明確にし、諸施策の総合的かつ効果的推進を図ることを目的に策定した。

期 間

この計画は、平成13年度を初年度とし、平成18年度(西暦2006年)までの6か年間とする。

対 象

この計画では、乳幼児から25歳くらいまでを青少年ととらえている。

2 青少年を取り巻く現状

わが国における経済の発展はめざましいものがあり、世界でも有数の経済大国となった。このことは、物質的な豊かさを実現するとともに、人々の意識や生活の多様化など、様々な社会変化をもたらした。特に近年における国際化、少子・高齢化、高度情報化などの急激な進展の中にあつて、安定した社会と物質的豊かさは生活の便利さや快適さをもたらしたが、一面において、物を大切にしたり、我慢する心が稀薄になるなど人間性を育む土壌をむしる貧困にさせている現象を生み出している。

こうした中であつて、青森県の21世紀を担う青少年を健全に育成するためには、社会の変化に柔軟に対応できる資質と意欲を持った青少年を育成することが大切であり、青少年一人一人が基本的な生活習慣を身に付け、社会の一員として責任と役割を果たすことができる社会性、自立性、創造性を培っていくことが大切である。

(1) 現在の社会環境

青少年人口の減少、都市化の進展、高学歴・受験競争の激化、情報化の進展、生活の多様化など近年の急激な社会変化は、青少年を取り巻く社会環境に大きな影響を与えるとともに、青少年の意識や行動にも様々な影響をもたらしている。

(2) 現在の生活環境

青少年にとって最も身近な生活環境は家庭、学校、地域社会、職場である。青少年は主としてこれらの生活環境の中で

様々な影響を受けて成長していく。青少年の健全育成を図るためには、青少年の生活行動領域、特に家庭、学校、地域社会、職場の領域をよく認識し、青少年にとって望ましい環境づくりが大切となっている。

3 基本方向

21世紀を展望するとき、国際化、少子・高齢化、高度情報化など社会の諸情勢が急激に変化する中であつて、家庭や地域社会など青少年を取り巻く環境がますます複雑多様化していくことが予想される。

青少年を健やかに、たくましく育て、真に豊かで活力のある社会を築いていくためには、こうした社会の潮流を的確にとらえ、長期的視野に立つて育成することが不可欠である。

このため、家庭、学校、地域社会、職場、社会環境の5領域における健全育成機能の強化を基本目標に設定し、推進施策等に基づいた推進内容を策定した。

4 基本目標

青森県における青少年育成は、基本的な生活習慣と連帯意識を身に付けた「21世紀を自らの力で切り拓くたくましい青少年の育成」を目指している。これを実現するため、5つの基本目標を設定し、それぞれの目標の基に推進施策と推進項目を明確にし、今後の青少年対策の展開を図る。

5 推進体制

教育、福祉、労働、警察等広範にわたる青少年対策を効果的に推進するためには、各分野における諸施策相互の整合性を図ることが重要である。

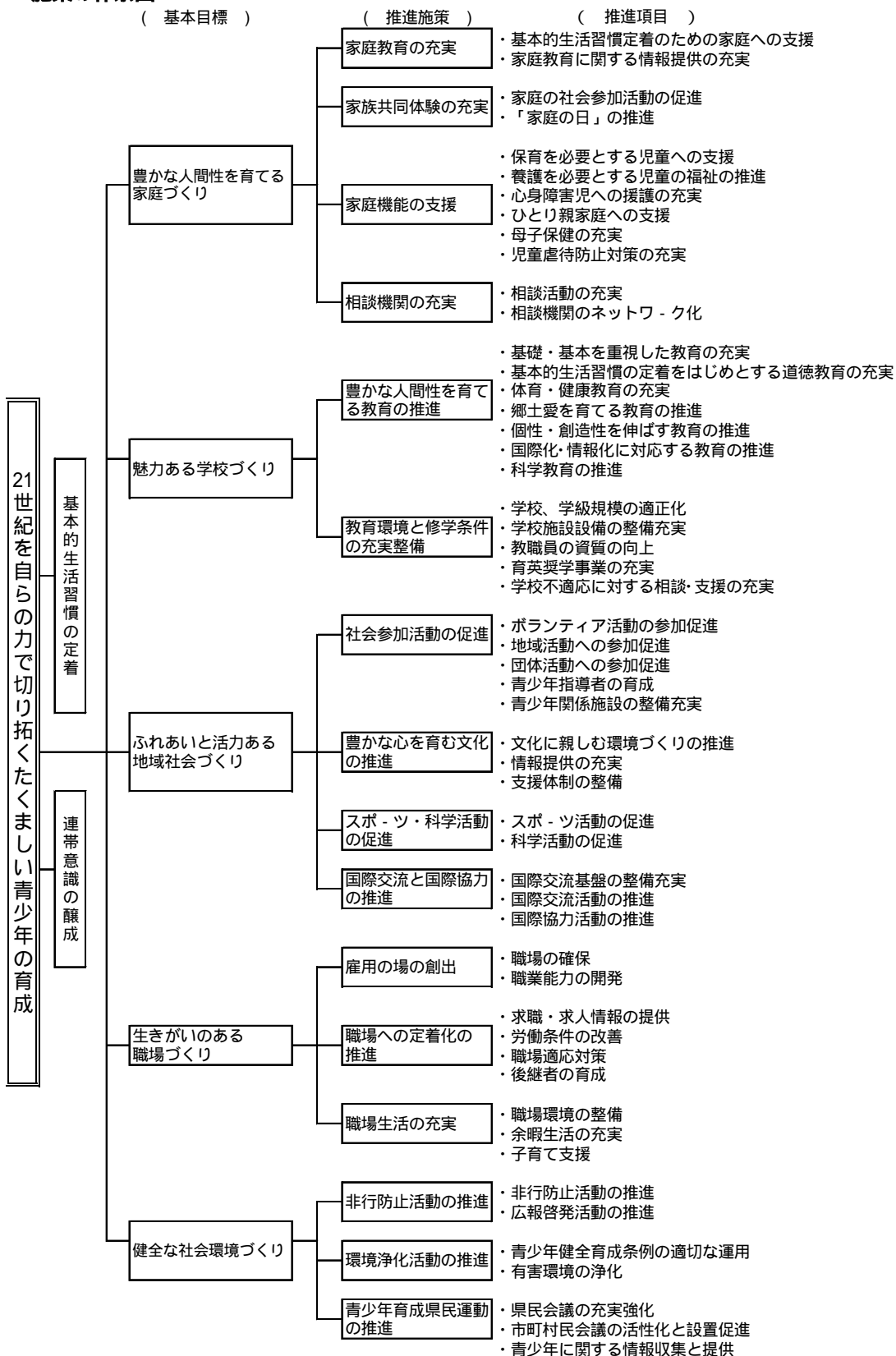
このため、青少年関係行政機関と青少年育成青森県民会議をはじめとする関係団体との連携を図るとともに、地域における青少年対策を推進する。

また、青少年の健全育成を効果的に推進するため、家庭・学校・職場・地域社会がそれぞれの役割と責任を十分果たし、相互の密接な連携を図りながら、一体となった県民総ぐるみの推進体制の確立に努める。

県では、庁内関係課(室)で構成する青少年行政連絡会議等の機能を十分活用し、知事部局、教育庁、警察本部の関係部局課(室)が互いに連携を密にし、調整を図りながら総合的な施策の推進体制の整備を促進する。

また、市町村、国、近隣道県や市町村民会議等の関係機関・青少年育成団体等各方面の協力を得、連携を密にし、総合的な施策の推進を図る。

施策の体系図



[16] あおもり「こどもの文化」推進指針 (環境生活部青少年・男女共同参画課)

1 経緯

近年の子どもたちを取り巻く環境は、いじめや虐待、少年の凶悪犯罪など誠に深刻な状況となっている。このような中で、青森県のあるべき姿を考えると、基本は人づくり、特に21世紀の時代を担う子どもたち、青少年の「こころ」の問題に思いをすべきとの考えから、21世紀のスタートである平成13年度から「こどもの文化」を県政の中心に据えて推進していくこととしたものである。

2 ねらい

「こどもの文化」は、21世紀の時代を担う子どもたちが、家族の絆や地域の温かい見守りの中で、遊びや仲間づくり、自然体験、各種の文化・芸術活動等を通して、豊かな心を育むことをねらいとしたものである。

3 平成13年度の事業内容(予算額計64,700千円)

- (1) あおもり「こどもの文化」推進会議設置運営事業
全県の推進組織の設置運営
- (2) あおもり「こどもの文化」フェスタ2001開催事業
9/23・24下北文化会館
- (3) 「こどもの文化」普及啓発事業
指針の冊子、スポットの制作・放映、
ポスターの作製・配布
- (4) 「こどもの文化」シンボルキャラクター募集等事業
シンボルキャラクターの愛称を県内の子どもから募集してフェスタで発表
- (5) 「こどもの文化」情報提供システム構築事業
インターネットの情報提供、イベント・活動団体・人材、
遊び場マップ(情報誌)
- (6) 北東北三県子どもテレビ局事業
第4回三県知事サミット合意事項
- (7) 「こどもの文化」施設・機能検討事業
子どもの豊かな心を育むためのネットワークのあり方や機能分担について幅広く検討

4 平成14年度の事業内容(当初予算額38,500千円)

- (1) あおもり「こどもの文化」推進会議運営事業
全県の推進組織の運営 親子座談会の開催
- (2) 「こどもの文化」普及啓発事業
シンボルキャラクター「あしゅまる」のねぶたやパンフレットの作成・配布等
- (3) あおもり「こどもの文化」フェスタ'02開催事業
9/23十和田市民文化センター ほか
- (4) 「こどもの文化」情報提供事業
インターネットによる情報提供システムの運営
- (5) 「こどもの文化」地域推進体制整備事業
こどもの文化サポーター「あしゅまる隊」を募集し、県内6地区に「こどもの文化」県民運動協議会設置
- (6) ふるさと子どもテレビ局事業
子どもの視点でふるさとを紹介するテレビ番組の企画を募集し、最優秀作品を番組制作・放映

5 今後の取り組み方針

「こどもの文化」は平成13年度から全庁的に取り組んでいるが、平成14年度からは県民運動として展開するため、ボランティアを募集し地区別協議会を設置して地域レベルの推進体制を整備した。

今後は、ボランティアの活動支援事業の実施などにより、より一層の「こどもの文化」の浸透を図ることとしている。

6 平成15年度の事業内容(当初予算額34,100千円)

- (1) あおもり「こどもの文化」推進会議運営事業
全県の推進組織の運営、県内3ヶ所でワークショップ開催
- (2) 「こどもの文化」普及啓発事業
TVスポット、「あしゅまる」ねぶた運行等
- (3) あおもり「こどもの文化」フェスタ開催事業
9/21黒石市民文化会館ほか(予定)
- (4) 「こどもの文化」情報提供システム運営事業
インターネットによる情報提供システムの運営
- (5) 「こどもの文化」地域推進体制整備事業
こどもの文化サポーター「あしゅまる隊」の募集・認定、県内6地区で「子供の文化」県民運動協議会開催
- (6) ふるさと子どもテレビ局事業
子どもの視点でふるさとを紹介するテレビ番組の企画を募集し、最優秀作品を番組制作・放映
- (7) 夢を育む体験の場づくり推進事業
次の事業を企画・実施する「あしゅまる隊」のグループに対して助成
余裕教室や公民館などで定期的、継続的に子どもの体験の場づくりをする「あしゅまる広場」
各種の遊び・体験・交流・発表の機会を提供する「あしゅまるフェスタ」



あおもり「こどもの文化」推進指針〈概要〉

雪の子 風の子 みんなの子 四季が育むあおもりっ子

ねがい

子どもたちは...

誰にも邪魔されず1日中遊びたい、いろんな場所を探検してみたい、1/2の重力でダンクシュートをきめてみたい、雲を吸い込む機械できれいになった星空を観察したい、水遊びができる川や木登りができる木がほしい...

子どもたちは、心や体にさまざまな悩みをかかえながらも、夢や希望を抱き好奇心を持って、もっと自由に伸び伸びと、遊びたい、知りたい、経験したい、表現したいと望んでいます。

大人たちは...

子どもたちには、他人の苦しみや悲しみに涙し喜びを分かち合う思いやりのある子ども、自然の美しさや不思議に気づく感性に優れた子ども、未来に向かって夢を抱ける創造力たくましく個性豊かな子ども、自ら考え行動し積極的に挑戦する勇気と責任感のある子どもであってほしいと思っています。

また、あおもりの豊かな文化や伝統を受け継ぎ、自信と誇りをもってふるさとを語る人になってほしいと願っています。

子どもたちへ

あなたたちの一人ひとりが、太陽のように輝く個性と無限の可能性を持っています。一人ひとりが素直にそのままのあなたでいられるように、そして生き生きと心豊かに育つように応援します。また、応援の声が全国へ、そして世界へと広がるよう呼びかけていきます。

あなたたちの誰もが、それぞれの虹を見つけて一生懸命追いかけていく力と勇気を持っていることを私たちは知っています。自分の可能性を信じ、夢の実現に向かって挑戦しましょう。

あなたにとってあおもりが愛するふるさとであってほしいと願っています。一緒にふるさとあおもりを創っていきましょう。

大人たちへ

それぞれの個性を持った子どもたちをありのままに受け止め、子どもたちの生の声に耳を傾け、愛情を持って見守っていきましょう。

あおもりには、四季が彩る美しい自然、世界に誇る歴史的文化遗产や自然遺産、心躍る祭りや芸能、個性豊かな文学・美術作品などがあります。この素晴らしい自然・歴史・文化の中で、子どもたちが多様な体験や活動を重ねながら心豊かに育つような環境を創っていきましょう。

みなさんへ

子どもも大人も、子どもたちの日々の体験や活動などの「子どもの豊かな心を育む文化」を「こどもの文化」ととらえ、みんなが協力しながら輝くあおもり新時代を創っていきましょう。

多様な体験や活動が
子どもの豊かな心を育む

視点

遊びを大切にする
人間性や社会性を育み健康な心と体をつくる遊びを大切にする。

直接体験を大事にする
直接体験による実感や感動を大事にする。

ふるさとへの理解を深める
ふるさとにふれ親しむことにより郷土への理解を深める。

子どもの参画を促進する
子どもを地域の一員として尊重し、さまざまなことに企画段階から参加する機会を増やす。

子どもを見守るゆとりと覚悟を持つ
子どもと接する時は、ゆとりと自主性に任せて見守る覚悟を持つ。

方向性

命と未来を育む四季

四季折々の素晴らしい自然の中で育っていく子どもたち。子どもは命であり未来そのもの。あおもりの四季は冬から始まり実りの秋で終わる。

夢抱く冬 (雪の厳しさと温もり、未来の夢を育む)

親子の共通体験やお手伝いなどの生活体験の積み重ねにより、家族のふれあいを深める温かい家庭づくり
拠点整備の検討も含め、既存施設や地域の社会的資源を有効に活用した遊び場・居場所づくり
子どもが未来に向かって抱く夢の実現に向けて支援するなど、夢を育む環境づくり

感動芽吹く春 (命の芽生え、感動と発見が命を育む)

青い海、緑あふれる野山に親しみ、動物とふれあって、自然や環境の大切さなどを学び命の尊さを知る自然体験の機会と場づくり
科学の不思議に対する驚きと感動から探求心を育て「科学する心」を育む、科学体験の機会と場づくり
企画段階から各種の計画や地域づくりに子どもが参加していくことにより、自ら考え行動する力を伸ばす環境づくり

命輝く夏 (光と風のきらめき、出会いと仲間づくり)

子ども同士群れなして遊ぶ異年齢集団でのふれあいや、高齢者と赤ちゃんなども含めた世代間交流の機会と場づくり
地域間交流や、異文化を知り地球の子どもたちであるという心を育む国際交流など、多様な交流の推進
多様な体験や活動を取り入れた教育内容の工夫や、学校の施設・設備の地域開放など、教育現場や学校施設の活用
思いやりの心を育むボランティアなどの社会参加活動や、社会のルールなどを身につける職業体験の機会づくり

未来広がる秋 (恵みあふれるふるさと、感性や個性を育む)

豊かな情操を育む児童文化財に親しみ、幼児期から優れた芸術文化にふれたり気軽に芸術文化活動に参加できる環境づくり
演劇、絵画、作文などの表現活動を促進し、表現能力を高める機会となる、さまざまな表現活動の場づくり
自然、歴史、伝統芸能、祭りや雪なども含めた地域文化にふれ親しみながらふるさとへの理解と愛着を育む、地域資源の活用
明るく元気な子どもを育むため、誰もが気軽にスポーツを「みる」「する」「ささえる」ことができる、スポーツに親しむ環境づくり

命と未来を育む大地

地域の住民が各種の体験や活動に参加しやすいよう、必要なときに必要な情報が手軽に入手できる情報提供システムの構築
高校生・大学生や高齢者の活用も視野に入れた、さまざまな体験や活動、遊びを指導する指導者・支援者の育成
子どもの豊かな心を育む民間活動に対する、助成や相談体制の整備、ネットワーク化の推進などによる支援
子どもにより良い環境をつくるための、パンフレット配布やイメージ戦略などによる大人や社会の意識改革
関係団体や行政が連携しながら「こどもの文化」を総合的に推進するための、県レベル・地域レベルでの推進体制の整備

推進
方
策

ここからスタート

「子どもといえば青森県」と言われるような県を目指し、20年、30年先を見据えて「こどもの文化」を推進していきます。指針の策定は始まりに過ぎません。ここからスタート。家庭、地域、行政がそれぞれの役割を担いながら、県民一人ひとりが主役となって取り組んでいきたいと思ひます。

[17] あおもり男女共同参画プラン 21

(環境生活部青少年・男女共同参画課)

1. プラン策定の趣旨

青森県では、昭和55年に「青森県婦人行動計画」、平成元年に「新青森県婦人行動計画」をそれぞれ策定し、それらを指針としながら女性も男性もその個性と能力を十分に発揮し、責任も喜びも共に分かち合いながら生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし諸施策を推進してきたところである。

しかし、少子・高齢化の進展や社会・経済環境の急激な変化及び「男女共同参画社会基本法」の施行など、時代の潮流の中から新たに生まれる課題に適切に対応するため、前計画を見直し、県が取り組むべき施策の新たな指針として、このプランを策定したものである。

なおこのプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された「都道府県男女共同参画計画」及び「青森県男女共同参画推進条例」第8条に規定された「基本計画」として位置づけられるものである。

2. 基本的な視点

- (1) 人権問題としての女性問題の解決
- (2) ジェンダーの見直しとジェンダーからの解放
- (3) 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進
- (4) パートナースhipによる男女共同参画社会の実現

3. プランの期間

2000(平成12)年1月から2007(平成19)年3月まで

4. プランの推進にあたって

プランの推進にあたっては、すべての行政分野に男女共同参画の視点が生かされるよう配慮する。

特に2001(平成13)年度に開館した青森県男女共同参画センターはプラン推進の拠点施設として機能の充実を図る。

また、広く県民、市町村、民間団体及び企業などの理解と協力を得ながら、職場・家庭・地域などでの自主的活動と積極的な参加を働きかける。

5. 計画の5つの基本目標

- (1) 基本目標 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
議会議員や審議会委員、管理職など政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現に向けた社会システムづくりの根幹をなすものである。

しかし、我が国は、国際的にもそうした分野での立ち遅れが指摘されており、早急な取組が求められている。女性が政治、職場、学校、メディア、地域社会など公的・私的のあらゆる分野に参画できるように、女性のエンパワーメント支援を進める。

また、各地で活躍する人材を発掘するなど、人材に関する情報を収集整理し関係者に積極的に提供すると共に、政治や行政に関する基本的な知識や課題について理解を深める研修会を開催し、政策・方針決定過程に参画できる人材を養成するなど、参画への意欲の醸成に努める。

- (2) 基本目標 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

「国際婦人年」を契機に、女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の制定など、男女平等の視点に立った法律や制度は徐々に整備されつつある。

しかしながら「男らしさ、女らしさ」といった、ジェンダーに基づく偏見や固定的な性別役割分担意識は、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根深く残っている。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮することができるよう、ジェンダーに敏感な視点に立って社会制度や慣行の見直しを進める。

また、男女平等についての価値観や意識は幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されることから、ジェンダーに敏感な視点で、人権尊重と男女平等を推進する教育に取り組んでいく。

- (3) 基本目標 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身の職業能力を一層高めるとともに、家事・育児・介護など家庭責任に関する女性の負担軽減などの支援を進める。

農林水産業や自営の商工業においては、女性が重要な役割を果たしており、それらの女性が持てる能力を十分に発揮し、正当に評価され、方針決定の過程に参画できるパートナースhipの推進を図る。

従来、女性がその中心的役割を果たしてきた家庭生活への男性の参画促進は女性に偏っている負担を軽減し、男女ともに多様な生き方を可能にする。

男女共同参画社会の実現に向けて、職場・家庭・地域において調和のとれた生活をおくり、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりを進めていく。

高齢期の女性や障害のある女性が、その基本的人権を侵害されることなく、安心して充実した生活を送ることができる環境の整備を進める。

男女共同参画の視点に立った諸活動の拠点施設となる、青森県男女共同参画センターの機能の充実を図る。

- (4) 基本目標 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は、女性の人権を直接に侵害するものであり、被害女性に深刻な影響を与え、平和な社会を脅かすものである。女性への暴力の実態把握に努め、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを進めていく。

テレビや雑誌などのメディアにおける、女性の人権を侵害する表現や、女性の性的側面のみを強調する表現、固定的な性別役割分担意識を助長する表現などの実態把握や是正に努める。

女性はその身体に妊娠・出産のための仕組みが備わっているため、男性と異なる健康上の問題がある。女性の健康を考えるうえで、子どもを生み育てるためだけでなく、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由など、自らの性について自己決定権をもち、生涯にわたって健康を享受することができる権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念に基づいて、女性が主体的に生きることができる社

会の確立をめざす。

(5) 基本目標 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で地球規模化が進む中で、国内、県内の女性問題と国際社会の女性問題は一層緊密に関連し、共通の基盤を有するようになってきている。

世界の動向を踏まえ国際的な視野に立った男女共同参画社会の形成をめざす。

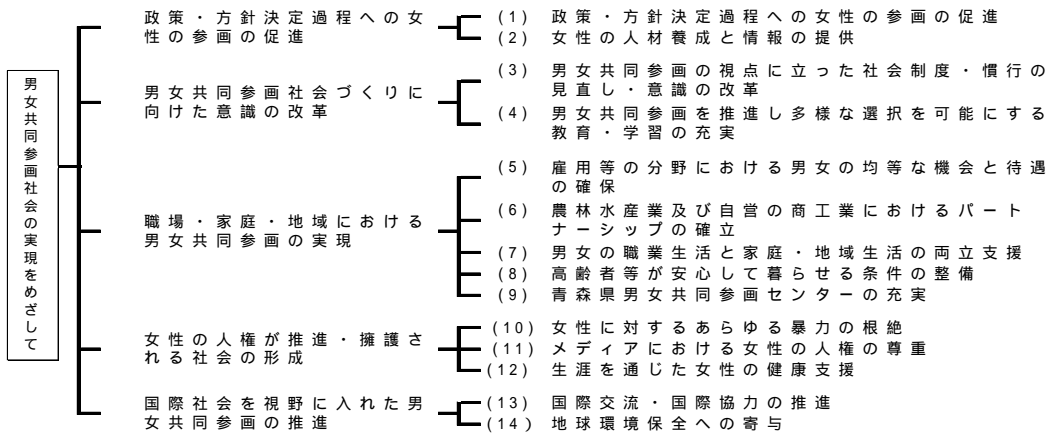
また男女共同参画社会にふさわしいライフスタイル

や、消費・生産への転換により、近年、地球規模で進むオゾン層の破壊、地球温暖化などの環境問題解決に寄与するものである。

6 . 施策の体系

[基本目標]

[重点目標]



7 . 計画の具体化(平成15年度事業)

青少年・男女共同参画課

青森県女性情報提供事業

青森県男女共同参画研修事業

男女共同参画意識環境整備事業

- ・高校生向け啓発誌作成

- ・男女が共に創るあおもり推進事業

- ・男女共同参画に関する意識調査

- ・男女共同参画週間啓発事業

- ・男女共同参画フォーラム開催事業

- ・男女共同参画推進印育成事業

- ・市町村支援事業

- ・DV防止啓発事業

- ・青森県男女共同参画白書作成

- ・0男女共同参画推進事業費補助

青森県男女共同参画センター

- 男女共同参画週間フェスティバル事業

- 男女共同参画意識環境整備事業

- ・男女共同参画社会づくり講師派遣事業

- 男女が共に創るあおもり推進事業

- ・あおもり女性大学

- ・情報事業

- 自主活動支援事業

- 啓発・学習事業

- 相談事業

- 文化活動事業

- 調査・研究事業

[18] 青森県環境計画

(環境生活部環境政策課)

1. 計画策定の趣旨

今日の環境問題の動向と特質に適切に対応し、すべての県民の参加と連携により、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図りながら、本県の環境を保全及び創造し、後世に継承していくとともに、地球規模の環境問題への地域からの取組を推進していくため、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」(H8.12制定)第10条の規定に基づき、「青森県環境基本構想」(H8.3策定)に掲げる基本目標や望ましい環境像を実現し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成10年5月に策定した。

2. 計画のめざすもの

本計画は、「豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして」を基本目標とし、望ましい環境像として、

- ・豊かで美しい自然にあふれる青森県
- ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県
- ・歴史と文化を大切にす青森県

の実現をめざしている。

3. 計画の期間 平成18年度まで

4. 環境の保全及び創造に関する施策の展開

(1) 自然環境の保全

豊かで美しい本県の自然の保全、利用を図るとともに、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、健全な生態系を維持、回復し、自然と県民との共生を確保する。

森林の保全と活用

指 標	現状値	目標値
森林面積 (ha)	H13 637,650	H17 635,000
保安林の整備面積	H13 274,471	H15 275,544
育成複層林面積	H13 48,374	H18 47,700
森林蓄積量 (千m ³)	H13 98,593	H18 104,434

水域の保全と活用

野生物種の多様性の確保

すぐれた自然環境の保全

身近な自然の保全

温泉の保護

(2) 生活環境の保全

生産活動や日常生活において、環境への負荷をできるだけ少なくし、恵み豊かな環境が、その自然の復元能力を損なうことなく、将来に引き継がれるように努める。

大気汚染対策の推進

指 標	現状値 (H13)	目標値
大気環境基準達成率 (%) (光化学オキシダントを除く)	浮遊粒子状物質...38.0 その他物質...100.0	H18 100.0

水質汚濁対策の推進

指 標	現状値 (H13)	目標値
水質環境基準達成率 (%)	88.0	H18 100.0
十和田湖の水質	(COD75%値)	1.4 H18 1.0
	透明度(m)	8.6 H18 12.0
陸奥湾の水質(COD75%値)	1.6	H18 1.6
污水处理施設普及率 (%)	51.0	H17 67.3

騒音・振動対策の推進

指 標	現状値 (H13)	目標値
騒音の要請限度達成率 (%)	83.3	H18 100.0
航空機騒音の環境基準達成率 (%)	95.8	H18 100.0

悪臭対策の推進

地盤沈下対策の推進

土壌汚染・農業対策の推進

資源・エネルギーの有効利用の推進

廃棄物対策の推進

原子力施設周辺環境監視の推進

(3) 歴史的・文化的環境の保全と創造

景観、緑や水辺、雪国ならではの楽しみや歴史的雰囲気など歴史的・文化的要素を環境資源として考慮しながら、快適環境づくりを推進する。

身近にふれあえる緑と水辺の保全と創造

良好な景観の保全と創造

歴史的・文化的遺産の保護と活用

快適な雪国の暮らしづくり

(4) 環境に配慮した地域づくり・土地利用の推進

地域別環境配慮指針

県内を青森地域、津軽地域、八戸地域、津軽西北五地域、上十三地域、下北地域の6ブロックに分け、それぞれの地域について環境の保全と創造を図るための指針を定めている。

開発事業等における環境配慮指針

各種開発事業等について、事業の進捗状況に応じて、「構想・計画地選定段階」、「土地の改変等敷地整備や建設・建築段階」、「操業や日常利用段階」、「事業の終了・廃業段階」の4段階に分け、それぞれの段階に応じた環境配慮の指針を定めている。

(5) 地球環境保全行動の推進

地球環境保全のために地域レベルでの取組を推進するための具体的な行動計画として「あおもりアジェンダ21 - 青森県地球環境保全行動計画」を策定し、

- ・環境にやさしい人づくり
- ・環境と調和した地域づくり
- ・環境に配慮した社会システムづくり
- ・国際協力

を推進することとしている。

(6) 共通的・基盤的施策の推進

今日の複雑多岐にわたる環境問題に対応するため、その態様に応じた多様な手法を活用した施策を推進する。

環境影響評価の推進

規制の措置

誘導的措置

環境管理の促進

環境教育・学習の振興等

情報の提供

調査の実施及び監視等の体制の整備

公害苦情処理・紛争処理の推進

(7) 環境の保全及び創造に関する重点施策

本県の環境の現状や地域特性を考慮し、次の12の施策を重点施策として選定し、当面重点的に推進する。

白神山地の保全

県版レッドデータブックの作成

十和田湖の水質保全

陸奥湾の水質保全

ダイオキシン対策

環境美化対策

環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成

自主的・主体的な景観形成活動の推進

低公害車の導入

地球温暖化対策地域推進計画（仮称）の策定

多自然型川づくりの適切な推進

汚水処理施設の整備

5. 計画の進行管理と見直し

本計画を着実に推進していくため、進捗状況を把握し、適切な進行管理を行う。本計画は、平成18年度を最終目標年度としているが、社会経済情勢や環境問題の動向に適切・柔軟に対応できるよう、5年を目途に必要な見直しを行う。

[19] 青森県廃棄物処理基本計画 (環境生活部環境政策課)

1. 計画の背景

一般廃棄物については、1人当たりの排出量が多く、リサイクル率が低い水準にあり、最終処分場のひっ迫などの課題を抱えている。

産業廃棄物については、不法投棄の横行や処理施設におけるダイオキシン類の発生等に伴って、全国的に産業廃棄物の処理に対する不信任感が生じ、最終処分場等の処理施設の設置が難しくなり、生活環境の保全と産業の健全な発展への影響が心配されるなど産業廃棄物の処理については危機的状況にある。

国においては、平成11年2月、ダイオキシン対策関係閣僚会議を設置し、総合的な廃棄物対策に取り組み、循環型社会の構築を推進することとし、平成12年5月には循環型社会形成推進基本法とリサイクル関連法が制定された。

生活環境の保全、資源有効利用の観点から、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの資源の効率的な利用やリサイクルを進めていることにより、「循環型社会」を形成することが急務となっている。

2. 目的

青森県環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念や循環型社会形成推進基本法の主旨により、「産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、処分等の適正処理により、生活環境の保全を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指していくこと。」を目的とする。

3. 計画の策定経緯

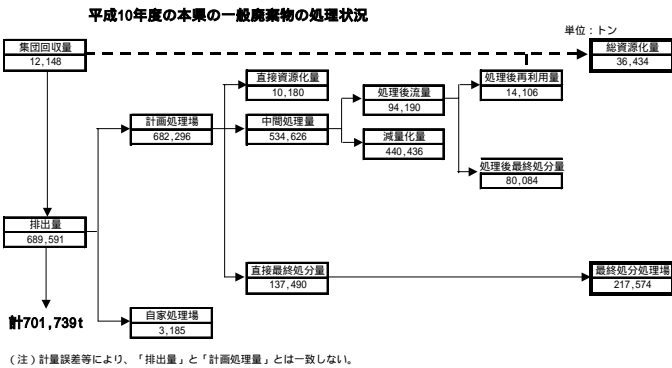
本県では、昭和51年に第1次青森県産業廃棄物処理基本計画を策定して以来、第5次までの計画を策定してきたが、平成12年6月の廃棄物処理法の改正により、国の基本方針に即して、都道府県が廃棄物の減量その他適正な処理に関する一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画の策定が義務づけられた。

平成13年3月 青森県廃棄物処理基本計画(産業廃棄物編)策定

平成14年3月 一般廃棄物編を新たに策定し、産業廃棄物編と合体し、青森県廃棄物処理基本計画を策定

4. 計画の期間

本計画は、平成13年度から平成17年度までとする。



一般廃棄物の処理に関する目標

排出量を平成9年度より約10%削減
再生利用率を20%に増加
最終処分量を平成9年度の40%に削減

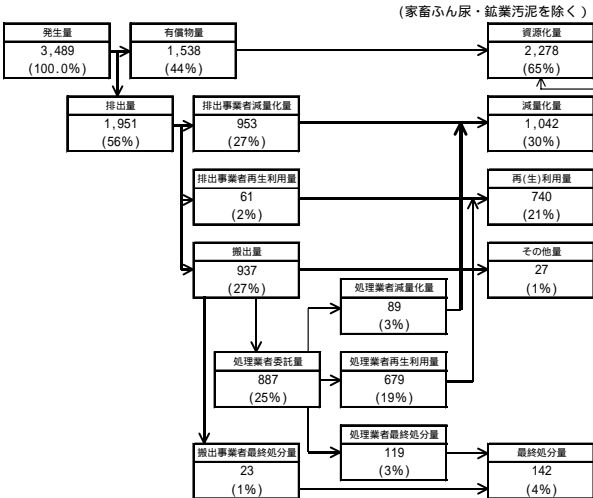
一般廃棄物の排出量等の目標値

	H9	H10	H17	H22
排出量 (t)	720,102	701,739	650,790	608,288
1人1日当たり (g/人・日)	1,279	1,249	1,157	1,082
資源化量 (t)	50,161	36,434	130,158	145,989
リサイクル率 (%)	7.0	5.2	20.0	24.0
最終処分量 (t)	267,511	217,574	160,507	133,756

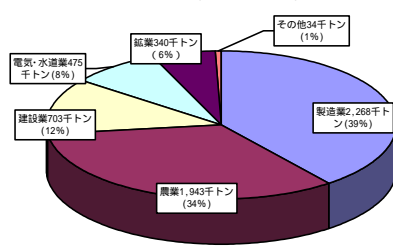
【参考】

	青森県	国の平均
1人1日当たりの排出量	1,249g	1,118g
リサイクル率	5.2%	12.1%
1人1日当たりの最終処分量	394g	246g

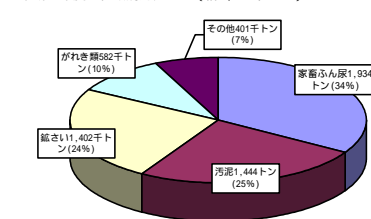
平成10年度の本県の産業廃棄物の発生状況 (単位：千トン)



平成10年度 業種別総発生量 (計5,763千トン)



平成10年度 種類別総発生量 (計5,763千トン)



産業廃棄物の適正処理に関する目標等

	H 8	H 1 0	H 1 7	H 2 2
排出量 (万 t)	202 (100%)	195 (100%)	226 (100%)	232 (100%)
再(生)利用量 (万 t)	55 (27%)	74 (38%)	84 (37%)	92 (40%)
減量化量 (万 t)	120 (59%)	104 (53%)	129 (57%)	132 (57%)
最終処分量 (万 t)	27 (13%)	14 (7%)	10 (4%)	7 (3%)

括弧内は排出量に占める割合である。

[20] 青森県ごみ処理広域化計画
(環境生活部環境政策課)

1. 策定期期 平成10年4月

2. 計画の趣旨

県全体としての広域的・長期的視野から廃棄物循環型社会の形成に向け、広域圏の設定、ごみ処理体制の再編成を図り、広域のかつ計画的な整備を促進する。

3. 広域化の基本方針

- (1) 地理的背景及び生活圈、経済圏を考慮するとともに既存のごみ処理体制を基本としながら、6広域ブロックを設定する。
- (2) 目標年度は、平成30年とし、各市町村及び既存組合のごみ処理の再編成を行い、廃棄物リサイクル関連施設と有機的・一体的な整備を図りながら、広域的なごみ処理体制を確立していく。

4. 広域ブロックの区分

本計画における広域ブロックの設定は、現状のごみ処理組合の構成を基本とし、可能な限り300トン/日以上全連続式ごみ焼却施設及びリサイクル関連施設を設置できるよう、既存の生活圈、経済圏及び主要道路の整備状況等の地理的背景並びに施設の維持管理水準などを総合的に考慮して、青森市、弘前市、五所川原市、十和田市、八戸市、むつ市を主軸とした6つの広域ブロックに区分した。

【広域ブロックの区分】

広域ブロック	構成市町村名
東青ブロック (1市3町3村)	青森市、平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村 (青森地域広域事務組合)
中弘南黒ブロック (2市7町5村)	弘前市、岩木町、藤崎町、大鰐町、平賀町、板柳町、相馬村、西目屋村、碓ヶ関村 (弘前地区環境整備事務組合) 黒石市、尾上町、浪岡町、常盤村、田舎館村 (黒石地区清掃施設事務組合)
西北五ブロック (1市6町7村)	五所川原市、木造町、金木町、中里町、鶴田町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、市浦村、小泊村 (西北五地区環境整備事務組合) 鯉ヶ沢町、深浦町、岩崎村 (西海岸衛生処理事務組合)
上十三ブロック (2市8町2村)	十和田市、十和田湖町、六戸町、下田町 (十和田地区清掃施設事務組合) 三沢市 野辺地町、横浜町、六ヶ所村 (北部上北広域事務組合) 七戸町、東北町、上北町、天間林村 (中部上北広域事業組合)

三八ブロック (1市7町4村)	八戸市、百石町、階上町、福地村、南郷村、(八戸地域広域市町村圏事務組合) 三戸町、田子町、名川町、南部町 (三戸地区塵芥処理事務組合) 五戸町、倉石村、新郷村 (五戸地区広域事務組合)
下北ブロック (1市3町4村)	むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村

注) 区分・構成は平成10年4月策定時点のものである。

5. 一般廃棄物処理施設整備の基本方針

一般廃棄物処理施設の整備及び管理を適正かつ合理的にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、次の基本方針に基づき広域化を推進する。

(1) 基本方針

家庭等から排出される一般廃棄物は、市町村等において処理されてきており、中間処理施設や最終処分場等の処理施設は、県民生活にとって必要不可欠な施設である。

しかし、今日一般廃棄物を取り巻く環境には非常に厳しいものがあり、

焼却施設から発生するダイオキシン類の削減対策

最終処分場の確保の困難性

市町村等による分別収集の低普及

リサイクル関連施設の未整備

施設改修や処理費用の高騰による市町村財政の圧迫などの課題を抱えている。

これらの課題を抜本的に解決するため県は、

- ・現在市町村等が行っている事業計画を調整誘導等しながら漸進的に広域化を進め、ブロックごとに一つの組合として処理施設の建設・管理が合理的に行えるよう指導する。
- ・これらの計画の目標年度を平成30年に設定し、段階的に整備推進する。

なお、最終処分場については、本計画では対象施設としない。

(2) 推進方策

一般廃棄物の適正かつ合理的な処理を進めるため県は、効率的な施設整備を指導するとともに、広域ブロック間における一般廃棄物の広域的処理を図る必要が生じた場合は、その総合的な調整に努める。

本計画で位置づけした広域化施設整備事業の促進を図るため県は、必要な指導、助言等の援助を行うよう努める。

広域化移行に当たって、広域ブロック内の市町村等間における施設の老朽度合いの均衡等の問題に対処するため、市町村等の意見を十分尊重しながら対処、検討する。

この計画は、社会的諸条件等に対応し、適宜見直しを行うものとする。

[21] 青森県保健医療計画

(健康福祉部健康福祉政策課)

高齢化社会の到来に伴う医療需要の増大、多様化や医学、
 医療の進歩等に対応し、適正な保健医療を確保するため、平成
 元年4月に「青森県保健医療計画」を策定した。

この計画は、昭和60年12月の医療法の改正により、都道
 府県に医療計画の策定が義務付けられたことにより策定され
 たものであるが、本県の実情に即して、

地域保健医療体制の整備

健康づくりの推進

安全で快適な環境の確保

を柱として体系的に示している。

このうち、法令に基づき記載が義務付けられている保健医
 療圏と必要病床数を中心とした「必要的記載事項」について
 は平成5年3月に、医療を提供する体制の確保に関し必要な
 事項である「任意的記載事項」については平成8年2月に見
 直しを行っている。

また、平成10年4月1日に施行された医療法の一部改正に
 伴い、療養型病床群の整備目標を定めることとされたことか
 ら、平成10年8月2次保健医療圏における療養型病床群の整
 備目標を定め、更には21世紀の保健医療サービスの在り方
 を見据えて、平成12年3月に全面的に見直ししたものである。

その後、平成13年3月1日に施行された医療法の一部改正
 に伴い、「必要病床数」の用語が「基準病床数」に改められ、
 その算定方法が見直されたことから、平成15年3月に基準病
 床数の見直しを行っている。

1. 保健医療圏と必要病床数

(1) 保健医療圏の設定

1次保健医療圏

初期医療、疾病予防のための健診等住民の日常生活
 に密着した保健医療サービスを提供する最小単位の圏
 域であり、日常発生する一般的な疾病に対応できる区
 域とし、各市町村を単位として設定している。

2次保健医療圏

専門性の高い保健医療サービスを提供する圏域であ
 り、病院の一般病床に係る入院医療が概ね完結できる

区域とし、患者の動向をはじめとする各種の調査等に
 基づき、県内に6つの圏域を設定している。

3次保健医療圏

1次保健医療圏及び2次保健医療圏で対応すること
 が困難な、極めて専門性の高い保健医療サービスを提供
 する圏域であり、県全域としている。

精神病床、結核病床及び感染症病床を定める圏域

県全域としている。

(2) 基準病床数 下記のとおり

(3) 療養型病床群の整備目標 下記のとおり

2. 健康づくりの推進

(1) 地域における健康づくりの推進

健康づくり県民運動の展開

- ・ 「平均寿命アップ計画」による健康づくりの推進
- ・ 健康づくり県民運動推進体制の整備
- ・ 健康づくりの三要素の推進

ア 栄養

- ・ 県民の食生活改善の推進による生活習慣病予防と
 進行の防止
- ・ 県民挙げての減塩運動の推進

イ 運動

- ・ 生涯にわたる運動・スポーツの推進
- ・ 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の養成

ウ 休養

- ・ 休養の意味とその方法の普及浸透
- ・ 休養をとることの促進

(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

母子の健康づくり

- ・ 母子保健活動の充実によるハイリスク妊婦、未熟
 児の発生等の減少
- ・ 母子の健康づくり及び安心して子どもを生み育て
 ための環境づくりの推進
- ・ 成長期の健康づくり
- ・ 適切な生活習慣の確立の促進
- ・ 学校における健康診断と健康教育の充実
- ・ 虐待・いじめの未然防止及びこれらによる影響等
 心の健康に関する相談・指導の充実

2次保健医療圏の概要及び必要病床数

(単位：人、km²、床)

区 分	構 成 地 域	人 口		基 準 病 床 数	既 存 病 床 数	療 養 型 病 床 群 整 備 目 標	
		人	面 積				
療養型病床 (保健医療圏) (一般病床及び)	津軽地域保健医療圏 (2市7町5村)	弘前市 黒石市 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡板柳町	350,366	1,729.5	3,752	4,544	594
	八戸地域保健医療圏 (1市8町4村)	八戸市 三戸郡 上北郡百石 町及び下田町	354,443	1,345.3	3,305	3,676	586
	青森地域保健医療圏 (1市3町3村)	青森市 東津軽郡	327,944	1,344.2	2,890	3,300	567
	西北五地域保健医療圏 (1市6町7村)	五所川原市 西津軽郡 北津 軽郡(板柳町を除く)	164,514	1,752.5	1,229	1,687	393
	上十三地域保健医療圏 (2市7町2村)	十和田市 三沢市 上北郡 (百石町及び下田町を除く)	195,591	2,018.9	1,412	1,514	198
	下北地域保健医療圏 (1市3町4村)	むつ市 下北郡	88,805	1,414.3	671	683	182
	合 計	県 全 域	1,481,663	9,604.7	13,259	15,404	2,520
精 神 病 床	県 全 域	-	-	4,906	4,694	-	
結 核 病 床	県 全 域	-	-	114	262	-	
感 染 症 病 床	県 全 域	-	-	32	14	-	

(注) 1. 人口は、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)の数である。

2. 既存病床数は、平成14年3月31日現在の数である。

青・壮年期の健康づくり

- ・生活習慣病予防の普及啓発の推進
 - ・各種健診体制の充実
 - ・生涯にわたる運動・スポーツの推進
- ## 老年期の健康づくり
- ・生活習慣の改善推進
 - ・寝たきり予防の普及・啓発の推進
 - ・適切なりハビリテーション体制の整備

(3) 疾病予防対策の充実

生活習慣病対策

- ・生活習慣病は予防できるという意識の啓発
 - ・生活習慣病の発症要因の低減
 - ・生活習慣病の早期発見・早期治療の推進
- #### 歯科保健対策
- ・ライフステージごとの歯科保健対策の推進
 - ・要介護者及び障害（児）者の歯科保健対策の推進
 - ・歯科保健対策推進のための基盤整備
- #### 精神保健福祉対策
- ・精神保健福祉に関する相談指導機能の充実
 - ・精神障害者の自立と社会参加の促進
 - ・老人性痴呆疾患対策の充実
 - ・精神障害に対する正しい知識の普及啓発
 - ・こころの健康づくりの推進

結核対策

- ・結核に対する正しい知識及び予防思想の普及によるBCG接種率・検診受診率の向上、患者の早期発見等の推進
 - ・集団感染防止対策の強化
- #### エイズ対策
- ・エイズに関する正しい知識の普及啓発
 - ・エイズに関する相談・検査体制の充実
- #### 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）
- ・新しい時代の感染症対策の構築
 - ・感染症の発生・拡大に備えた事前対応型の対策の充実

予防接種の有効性等の周知

難病対策

- ・特定疾患治療研究、小児慢性特定疾患治療研究の継続及び患者や家族への支援の充実
 - ・難病患者等の相談体制の充実
- #### 臓器移植対策
- ・臓器移植に関する普及啓発の推進
 - ・角膜、骨髄の提供登録の普及啓発
 - ・臍帯血移植推進についての検討

(4) 市町村保健事業の拠点整備

- ・市町村保健センター等の保健活動拠点施設の整備促進
- ・保健・医療・福祉の総合的なサービス提供のための関係機関との連携体制促進

(5) 保健所等の機能の充実・強化

- ・専門的、技術的業務の推進
- ・企画調整機能の強化
- ・市町村等への支援の推進
- ・健康危機への対応の強化

3. 医療提供体制の整備

(1) 保健医療圏における医療提供体制の整備

- ・医療機関の機能分担・連携の推進
- ・医療資源の地域偏在の解消の促進
- ・プライマリ・ケアの充実
- ・高度、専門医療、特殊医療の充実

(2) 医療関係施設相互の機能分担と業務連携

- 施設間の機能分担と連携の推進
- ・医療機関相互の連携の積極的推進
- ・医療機関と福祉施設との相互連携の推進
- 医薬分業の推進
- ・医薬分業の推進及び県民に対するきめ細かな医療提供の推進

(3) 医療提供施設の整備

- 地域医療支援病院の整備
- ・医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化
- 療養型病床群の整備
- ・県内全体のバランスに配慮した療養型病床群の整備
- 診療機能を考慮した施設整備
- ・医療施設相互の連携の推進
- ・不足している診療機能の拡充

(4) 専門性の高い医療提供体制の整備

- 生活習慣病等医療体制
- ・がん診療体制の充実
- ・基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実
- ・緩和ケアの充実
- ・臓器移植医療の推進
- 周産期医療体制
- ・周産期医療システムの構築の推進
- 感染症等医療体制（結核・エイズ・感染症）
- ・結核病床の確保及び結核医療の充実
- ・エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質向上
- ・感染症指定医療機関の確保・充実
- 精神医療体制
- ・患者の人権を尊重した適正な医療の確保
- ・老人性痴呆等の専門病棟の充実
- ・通院患者を対象とした精神科デイケアの充実及び社会復帰の促進
- 歯科医療体制
- ・歯科医療体制の整備
- 難病医療体制
- ・難病に係る診断・治療水準の向上
- ・重症難病患者の入院施設の確保・充実

(5) 救急医療体制の整備

- ・初期救急医療体制の整備
- ・二次救急医療体制の整備及び輪番制参加病院の機能の充実
- ・三次救急医療体制の整備
- ・救急医療情報システムの充実
- ・現行の救急搬送体制の充実と広域搬送体制の整備

- (6) 災害時医療体制の整備
 - ・ 初動体制の確立
 - ・ 災害時医療情報システムの整備
 - ・ 負傷者の搬送体制の整備
 - ・ 地域相互応援体制の整備
 - ・ 原子力災害を想定した被ばく医療体制の充実
 - (7) へき地医療体制の整備
 - ・ へき地医療に従事する医師の確保
 - ・ へき地医療を担う医療機関への支援体制の整備
 - ・ 患者輸送体制の整備
 - ・ 巡回診療体制の整備
 - (8) リハビリテーション体制の整備
 - リハビリテーション医療体制の整備
 - ・ リハビリテーション医療を実施する医療提供施設の適正配置及び充実の促進
 - ・ リハビリテーションを実践する医師等の確保及び資質向上の促進
 - 地域リハビリテーション体制の整備
 - ・ 地域リハビリテーション体制づくりの推進
 - ・ 地域リハビリテーションのニーズの把握と事業の充実強化
 - ・ 心身障害児に関する総合リハビリテーションシステムの確立
 - (9) 医薬品等の安全確保対策の推進
 - ・ 医薬品等の販売業者等に対する監視指導及び消費者への適切な情報提供等の推進
 - (10) 薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 覚せい剤、シンナー等の薬物の乱用防止対策の強化
 - (11) 血液確保対策の推進
 - ・ 献血思想の普及啓発の推進及び安全な血液の確保
- ・ 保健師の安定的養成・確保及び資質の向上
 - ・ 看護師の養成確保対策の推進
 - ・ 看護師の離職防止及び再就職の促進
- (5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ・ 医療機関等におけるリハビリテーションの充実及び地域リハビリテーション等の推進に必要な理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保促進
 - (6) 栄養士
 - ・ 保健・医療・福祉のニーズの多様化と増大に対応した管理栄養士及び栄養士の確保と資質の向上
 - (7) 歯科衛生士
 - ・ 歯科衛生士の確保及び資質の向上
 - (8) その他の従事者
 - ・ 診療放射線技師等専門職の適正な確保及び精神保健福祉士等新たな専門職の適切な人材養成・確保

6. 快適な生活環境の確保

- (1) 食品衛生
 - ・ 関係機関と連携した効果的な監視指導による食中毒等の未然防止
 - ・ 食品営業施設、給食施設等に対するHACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理の普及
 - ・ 食品関係団体の活動支援及び食品衛生推進員の活用による衛生水準の向上
 - ・ 試験検査体制の整備及び各種検査の実施による汚染物質の実態把握、違反食品の排除
- (2) 飲用水の衛生確保
 - ・ 「青森県水道整備基本構想」に基づく水道の広域化を基軸とした良質な水道水の安定供給などの促進
 - ・ 小規模水道及び飲水井戸等に対する水質検査の励行及び適正な施設管理の指導による飲用水の衛生確保

4. 保健・医療・福祉の一体的提供

- (1) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進
 - ・ 保健・医療・福祉サービスの総合化の推進
- (2) 保健・医療・福祉の情報化
 - ・ 保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び県民への情報提供の強化
- (3) 介護支援サービス体制の整備
 - ・ 円滑な介護保険導入のための各種基盤整備の推進
 - ・ 介護予防や生活支援等の各種保健福祉サービスの推進

5. 保健医療従事者の養成確保と資質の向上

- (1) 医師
 - ・ 医師の絶対数の確保
 - ・ へき地等、郡部に勤務する医師の確保
 - ・ 保健・行政の部門に従事する医師の確保
- (2) 歯科医師
 - ・ へき地等、郡部における歯科診療の充実
 - ・ 保健・行政の部門に従事する歯科医師の確保
- (3) 薬剤師
 - ・ 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保及び資質の向上
- (4) 保健師、助産師、看護師等

[22] 青森県社会福祉基本計画

(健康福祉部健康福祉政策課)

1. 策定の時期 平成9年3月(平成14年2月改定)

2. 計画策定の趣旨

県では、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立ち、県民の多くが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、21世紀に向けた本県の社会福祉の基本的な考え方や具体的な施策の内容を明確にした「社会福祉基本計画」を平成9年3月に策定し、各種施策を推進してきた。

一方、計画策定後、少子・高齢化の進行、景気の停滞、地方分権の推進や情報化の進展、国の社会福祉基礎構造改革の推進や介護保険制度の導入など、国や本県を取り巻く社会経済情勢や社会福祉制度が大きく変化してきている。

このような状況を踏まえ、時代の変化に迅速に対応するとともに、多様化する県民の福祉ニーズによりの確に対応するため、計画期間の中間年を契機として、平成14年2月に新たな視点を加えて計画内容を改定したところである。

3. 計画の存在と位置づけ

- (1) この計画は、本県における社会福祉施策を総合的、体系的に推進していくための指針となるものである。
- (2) この計画は、「新青森県長期総合プラン」における社会福祉に関する基本的な考え方及び方向性を具体的に推進していくための部門別計画として位置づける。
- (3) この計画は、「青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」「おおもりすくすく子育てプラン」「健康おおもり21」などの既存の計画と整合性を有する本県福祉の総合計画として位置づける。
- (4) この計画を、社会福祉法に規定される県地域福祉支援計画として位置づけし、市町村の地域福祉計画を支援していくものである。

4. 計画の役割分担

この計画を実現するため、県が主体的に実践することはもとより、市町村、地域住民や民間、国に対しそれぞれの役割を期待する。

(1) 県の役割

県は、市町村と連携を図り、広域的あるいは専門的なサービスの実施や、市町村の地域福祉を推進するための支援を行うとともに、地域間格差が生じないようなサービス提供体制の整備や県民が安心してサービスを選択、利用できるための体制の確立を目指す。

また、社会福祉に従事する人材の確保と知識・技術向上のための研修体制を整備する。

(2) 市町村に期待される役割

市町村に対しては、それぞれの地域の特性を踏まえて、住民ニーズを的確に把握し、保健・医療・福祉のサービスが、総合的、一体的に提供される体制を確保していくことを期待する。

また、社会福祉法に規定される「市町村地域福祉計画」の策定に当たっては、この計画と整合を図ることを期待する。

(3) 地域住民、民間に期待される役割

地域住民、保健・医療・福祉の各団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、企業など民間に対しては、県民全体で社会福祉を支えていくことに対して理解と協力を求め、地域住民の多様なニーズに、きめ細かく、かつ、弾力的に対応するサービス提供など、自主的、積極的な活動と事業展開を期待する。

(4) 国に期待される役割

国に対しては、制度面や財源などについて、積極的な支援、協力を期待する。

5. 計画の期間

この計画は、平成9年度(1997年)から平成18年度(2006年)までの10か年計画とする。

6. 計画の構成

(1) 基本計画

「総論」

本県福祉の現状と福祉を取り巻く社会環境の変化を明らかにした上で、施策展開の「基本理念」、「基本目標」、「重点目標」を定めている。

「各論」

各分野別の取り組むべき施策の「現状と課題」、「施策の目標及び主要施策」を明らかにしている。

(2) 実施計画

基本計画の「各論」で示された課題をもとに、後期5か年(平成14年度から18年度)について、具体的な事業内容や客観的な指標による「目標水準」などを明らかにしている。

7. 計画の進行管理

この計画の推進に当たり、「保健・医療・福祉総合推進会議」において、計画に掲げた事業の進捗状況や目標水準の達成状況、計画推進段階における新たな課題などについて評価を行い、進行管理を行っていくこととする。

《総論》

1. 基本理念

県民一人ひとりの生活を大切にする福祉社会の実現を目指します。

2. 基本目標

「県民参加」と「利用者本位」の視点に立ち、共に助け合う、思いやりに満ちた地域社会を築きます。

3. 21世紀初頭を展望した本県福祉施策の重点目標

- (1) 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) 県民が安心して利用できる新しい社会福祉制度の構築
- (4) 県民の健康づくりの推進
- (5) 高齢者の生きがいづくり等の推進
- (6) 援護を必要とする高齢者への支援の充実
- (7) 障害者に対する施策の推進
- (8) 子育てと家庭を取り巻く環境の改善
- (9) 「こどもの文化」の推進

- (10)子ども虐待、いじめ等のない社会づくり
- (11)男女共同参画社会の推進
- (12)県民参加による地域福祉対策の推進
- (13)福祉を支える人材の確保と養成の推進

《各 論》

第1章 一人ひとりの生活を豊かにする基盤づくりを進めます

- 1 保健・医療・福祉サービスの総合化の推進
 - ・ 保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備促進
 - ・ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実
 - ・ わかりやすい総合相談窓口の整備
 - ・ 保健・医療・福祉分野におけるIT活用の推進
 - ・ 情報提供体制の整備
 - ・ 保健・医療・福祉関係者等が参画しやすい環境づくり
 - ・ 県民福祉プラザの機能の充実
- 2 福祉のまちづくりの推進
 - ・ 総合的な福祉のまちづくりの推進
 - ・ ハートビル法に基づく特定建築物の整備促進等
 - ・ 住宅環境の整備促進
 - ・ 歩行空間の改善整備と確保
 - ・ 高齢者、障害者等の移動手段の確保と交通安全対策の充実
 - ・ 公園、水辺空間等のオープンスペースの整備
 - ・ 民間事業者によるシルバーサービスの健全育成
- 3 福祉用具の開発、供給体制の整備
 - ・ 福祉用具の研究・評価
 - ・ 福祉用具の普及促進
- 4 地域の特性を考慮した福祉の推進
 - ・ 地域の特性を考慮した各種福祉施策等の促進
- 5 生活基盤の整備
 - ・ 低所得者の自立の支援
 - ・ 医療保険制度の適正運営の確保
 - ・ 戦没者等の遺族及び中国残留邦人帰国者等の援護対策の充実
- 6 人権擁護の推進
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 人権擁護の啓発
- 7 県民が安心して利用できるサービス提供体制の構築
 - ・ 地域福祉権利擁護の充実
 - ・ 苦情解決システムの整備
 - ・ 福祉サービスの向上
 - ・ 情報提供体制の整備
- 8 防災対策の推進
 - ・ 防災意識の高揚
 - ・ 防災・防犯ネットワークの確立
 - ・ 緊急時の情報提供・通信体制の充実
- 9 福祉の国際交流、国際協力の促進
 - ・ 諸外国の福祉施策の調査・研究
 - ・ 福祉国際交流・福祉国際協力の推進

第2章 若い頃からの健康づくりと生きがいづくりを進めます

- 1 健康づくりの推進
 - ・ 「健康あおもり21」等による健康づくりの推進
 - ・ 母子の健康づくりの推進
 - ・ 青少年の健康づくりの推進
 - ・ 成人の健康づくりの推進
 - ・ 歯の健康づくりの推進
 - ・ こころの健康づくりの推進
 - ・ プライマリ・ケアの推進
- 2 寝たきりの予防
 - ・ 介護予防施策及び地域リハビリテーションの推進
- 3 高齢者の生きがい健康づくりの推進
 - ・ 社会参加活動の促進
 - ・ 市町村等に対する高齢者の生きがいと健康づくり事業への支援
 - ・ 企業・民間団体のサラリーマンシニア施策への支援
- 4 高齢者の働く機会の確保
 - ・ 60歳定年完全定着を基盤とした65歳までの継続雇用の推進
 - ・ 高齢者雇用・就業の促進
 - ・ 高齢離職者の早期再就職の促進
 - ・ シルバー人材センター事業の拡充・強化
 - ・ 職業能力の開発及び向上の機会確保
 - ・ 高齢期の雇用・就業に対する援助
 - ・ 高齢者の技と知恵を活かした生産活動の促進

第3章 援護を必要とする高齢者への支援を充実します

- 1 介護保険サービスの充実
 - ・ 相談・支援機能の充実
 - ・ 居宅サービスの基盤整備・質的向上
 - ・ 介護保険施設の基盤整備・質的向上
- 2 介護予防・生活支援施策等の充実
 - ・ 相談・支援機能の充実
 - ・ 介護予防・生活支援事業の推進
 - ・ 高齢者福祉施設の基盤整備・質的向上
- 3 痴呆性高齢者の総合的支援
 - ・ 相談・支援機能の充実
 - ・ サービス基盤の整備
 - ・ サービスの質的向上

第4章 障害者の自立と社会参加を促進します

- 1 広報、啓発の充実
 - ・ 広報・啓発活動の充実
 - ・ 情報提供体制の整備
 - ・ 障害者の意見の反映
- 2 福祉サービスの充実
 - ・ 相談・情報提供体制の整備
 - ・ 在宅福祉サービスの充実
 - ・ 社会参加の促進
 - ・ 障害者に対する医療費の助成等
 - ・ 施設機能の充実
- 3 保健、医療の充実
 - ・ 心身障害者（児）に対する総合的なりハビリテーション提供体制の整備

- ・ 精神障害者施策の推進
 - ・ 難病施策の推進
 - ・ 園芸療法、動物療法等の活用の検討
- 4 教育の充実
- ・ 障害児に対する早期からの教育・相談・支援体制の確立
 - ・ 障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進
 - ・ 特殊教育や障害児に対する理解・啓発の推進
 - ・ 特殊教育担当教員等の研修の充実
- 5 就労の促進
- ・ 障害者雇用義務に基づく雇用の促進
 - ・ 障害者支援機能の充実
 - ・ 障害者雇用推進に取り組む企業への支援
 - ・ 各種援助・助成金制度の活用
 - ・ 公共職業能力開発施設への受入促進
 - ・ 技術革新等の変化に対応した訓練科目の設定
- 6 スポーツ・芸術・文化活動への参加促進及び国際交流の推進
- ・ 障害者スポーツ・芸術・文化活動参加機会の拡大
 - ・ 諸外国との交流機会の拡大

第5章 子どもの健全育成と子育て環境を整備します

- 1 子育ての社会的支援体制の整備
- ・ 子育てに関する相談支援の充実
 - ・ 就労と子育ての両立支援
 - ・ 農山漁村における子育て環境の整備
 - ・ 地域における子育ての支援
 - ・ 子育てに関する経済的負担の軽減
 - ・ 児童環境づくり気運の醸成
 - ・ 結婚についての意識啓発と出会いの機会の支援
- 2 子どもの健全育成の推進
- ・ 「こどもの文化」の推進
 - ・ 子どもの非行防止の充実と健全な社会環境の育成
 - ・ 子どもの健全育成に関する施設の整備
 - ・ 個を生かし「生きる力」を育む学校教育の推進
- 3 子ども虐待、いじめ等への対応と保護を要する子どもに対する支援
- ・ 子どもへの虐待、いじめ、不登校などに対する対策の充実
 - ・ 要保護児童対策の充実
 - ・ 障害のある子どもなどに対する相談・療育の充実
- 4 ひとり親家庭に対する支援
- ・ 生活の自立に向けた相談支援の強化
 - ・ 経済的自立の促進

第6章 男女共同参画社会づくりを進めます

- 1 パートナリシップ社会づくり
- ・ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
 - ・ 政策・方針決定への女性の参画促進
 - ・ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
 - ・ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

第7章 県民のニーズに応えた福祉施設の整備を進めます

- 1 介護保険施設、高齢者福祉施設等高齢者施設の整備

- 2 心身障害児地域療育拠点施設、身体障害者施設、知的障害者施設、障害児施設、精神障害者施設等障害者施設の整備
- 3 保育所、地域子育て支援センター、児童館等児童福祉施設の整備
- 4 社会福祉施設の適正運営と機能の充実

第8章 地域福祉活動を推進します

- 1 福祉の心の育成
- ・ 広報・啓発活動の充実
 - ・ 福祉教育の推進
- 2 県民の福祉活動への参加促進
- ・ ボランティア活動の基盤整備
 - ・ ボランティア活動の推進
 - ・ 民間福祉活動団体の育成・支援
 - ・ 地域福祉を推進するための環境の整備
- 3 社会福祉協議会の充実・強化
- ・ 市町村社会福祉協議会の育成・強化
 - ・ 県社会福祉協議会の育成・強化
- 4 地域福祉の総合的・計画的推進
- ・ 地域福祉計画等の策定支援

第9章 福祉を支える人材の確保と養成を進めます

- 1 福祉を支えるマンパワーの養成確保
- ・ 専門職マンパワーの養成確保
 - ・ 県立保健大学大学院の開設
 - ・ 福祉人材の発掘・育成と就職促進
- 2 福祉マンパワーの資質向上
- ・ 研修の充実
- 3 魅力ある職場づくりの促進
- ・ 福祉従事者の待遇改善の啓発
 - ・ 職場環境の改善
 - ・ 福利厚生への充実
 - ・ 福祉従事者の意欲の向上

実施計画（抜粋）

事業名	指標項目	現状値	目標値
あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業	構築市町村数(累計、数)	21	67
健康あおもり21推進事業	基本健診精密検査受診率(%)	48.7	74.7
シニアすこやか事業	地域活動参加者数(累計、人)	6,972	15,000
まごころケア県民講座推進事業	看護・介護講座受講者数(累計、人)	468,484	820,400
知的障害者地域生活観測事業	グループホーム定員数(累計、人)	187	302
子育て支援事業	子育てメイト活動件数(件)	49,305	100,000
アピオオープンカレッジ	総参加者数(人)	1,050	2,000
デイサービスセンター整備事業	整備済箇所数(累計、カ所)	203	207
在宅介護支援センター整備事業	整備済箇所数(累計、カ所)	163	167
知的障害者更生施設(通所)整備事業	定員数(累計、人)	105	205
小規模通所授産施設整備事業(身体障害・知的障害・精神障害)	整備施設数(累計、カ所)	-	10
精神障害者福祉ホームB型施設整備事業	定員数(累計、人)	40	140
社会福祉事業助成費補助	ふれあいのまちづくり事業実施市町村数(累計、数)	14	20

(注) デイサービスセンター整備事業、在宅介護支援センター整備事業については、平成14年度中に介護保険事業支計画の中で見直しするため、目標値は平成14年度の見込値を記載。

[23] 21世紀における県民健康づくり運動 「健康あおもり21」 (健康福祉部健康医療課)

1.はじめに

国においては、これからの少子・高齢社会の中で全ての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、病気の早期発見や早期治療にとどめるのではなく、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」を重視し、壮年期の死亡を減少させ、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)を延伸させることなどを目標に、個人の力と社会の力を合わせて、国民の健康づくり運動として「健康日本21」を策定しました。

国の「健康日本21」では、長期的方向を指し示すための理念・目的としての「戦略計画」を設定し、具体的な活動手段の選定のための「執行計画」そして「評価」の基準となる実践可能な目標値を設定し、これらをフィードバックしながら関連施策を効率的、効果的に進めていくこととしています。

本県では、この国の「健康日本21」を受け、県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができ、活力ある長寿県の実現をめざして、早世の減少と健康寿命の延伸を図るため、住民主体の健康づくり運動を進めていくため、県民の健康づくり運動として「健康あおもり21」を平成13年1月に策定しました。

なお、国の「健康日本21」における「戦略計画」、「執行計画」は、本県では平均寿命アップ基本指針、平均寿命アップ計画にそれぞれ相当するため、平均寿命アップ計画のうち、生活習慣病とこころの健康づくりに関する9つの領域について具体的な数値目標等を設定し、「健康あおもり21」としてとりまとめました。

2.性格と役割

- (1) 新青森長期総合プラン「悠々・安心・快適社会」の実現のために壮年期死亡を減少し、健康寿命の延伸をはかります。
- (2) 青森県保健医療計画の健康づくり分野において、県民運動として取り組むための指針となるものです。
- (3) 健康の保持増進は、一人ひとりが自己の健康感に基づき主体的に取り組む課題です。こうした個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進するものです。

3.基本方針

(1) 一次予防の重視

人口の高齢化の進行により、疾病の治療や介護に係社会的負担の増大が予想されています。そこで、すべての県民が健康で心豊かに生活できる社会とするためには、従来にも増して健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進します。

(2) 目標値・行動目標の設定と評価

健康づくり関係者が保健・医療上の重要な課題を選択し、それぞれの課題に対して取り組むべき具体的目標を設定する。また、目標達成のための諸施策の成果を評価し、その後の健康づくり運動に反映します。

(3) 健康づくり支援のための環境整備

行政関係者をはじめマスメディア、企業、学校、関係団体等との連携を図りながら、効果的に運動を推進します。

4.期間

運動の期間は、2010年度までの10年間です。(5年後に見直しを行う。)

5.推進体制

健康寿命の延伸とともに、平均寿命を全国レベルに引き上げるために、県、市町村、民間団体、健康保険組合、企業、医療機関、学校、マスメディア、非営利団体、といった広範な健康関連団体等に参加協力を働きかけ、それぞれの機能を活かして、効果的に個人の健康づくりを支援できる体制の整備を推進していきます。

(1) 推進組織

ア めざせ長寿作戦本部

県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進と、健康づくりに関する県民運動の展開を図るため、知事を本部長として、学識経験者・保健医療従事者・関係団体・行政関係者をもって構成し、「健康あおもり21」の推進するための中核組織です。

イ 健康寿命アップ会議

作戦本部で示された基本指針に基づき、各市町村、各種健康関連団体が、事業展開について情報交換し、取り組みを一体的なものとして推進していくための連携・協力組織です。

ウ 健康寿命アップ計画推進委員会

保健医療関係者で構成し、「健康あおもり21」策定のための提言を行い、計画全体の進行と達成状況の評価を必要に応じて行うための組織です。

エ 保健・医療・福祉総合推進会議

[めざせ長寿部会]

庁内の保健事業等関連事業の推進に関して、各種施策の企画調整、実施状況等の把握、情報交換等を行うための組織です。

オ 保健所の地域保健医療推進協議会

地域保健医療計画の推進方策や管内の健康づくり対策の計画推進のための組織です。

カ 各市町村の健康づくり推進協議会

住民、保健医療関係者、行政が一体となって健康づくりを推進するための組織です。

(2) 進行の点検及び評価

計画全体の進行と達成状況の評価を必要に応じて行うものとします。評価にあたっては、目標、課題の設定は妥当であったか、目標の達成度はどうであったかなどを中心に検討します。

また、本計画について、5年後には、必要に応じて見直すものとします。

6.健康づくり戦略(各領域毎の目標)

(1) 栄養・食生活

ア 各年齢層において、適切な栄養素(食物)摂取とバランスのとれた食生活の普及を図ります。

イ 食教育の充実と食生活情報の提供を行います。

ウ 肥満予防と適正体重の維持に関する教育の充実を図ります。

エ 栄養士や食生活改善推進員等のマンパワーの充実をはかります。

(2) 身体活動・運動

ア 全ての年齢階層において運動習慣を身につけます。

イ 均整のとれた身体活動や運動を身につけます。

ウ 運動環境の整備及びマンパワーの充実に努めます。

- (3) こころの健康づくり(自殺予防対策)
 - ア 自殺者の減少を図ります。
 - イ 学校において児童生徒のこころの健康増進を図ります。
 - ウ 職場における精神保健の充実を図ります。
 - エ 高齢者の自殺予防活動を実施します。
 - オ 自殺予防のための啓発活動を行います。
 - カ 自殺者の遺族に対する心理的ケアの充実を図ります。
- (4) たばこ
 - ア 県民のたばこの健康影響に関する認識を向上させるための、分かりやすい情報を提供します。
 - イ 未成年者や妊婦の喫煙防止(防煙)、受動喫煙の害を排除・減少させるための環境づくり(分煙)、禁煙希望者に対する禁煙支援の三つの対策を推進します。
- (5) アルコール
 - ア 多量飲酒問題を早期に発見し、適切な対応を行います。
 - イ 未成年者の飲酒を防止します。
 - ウ アルコールと健康についての知識の普及を図ります。
 - エ 多量飲酒者の減少を図ります。
 - オ 節度ある適度な飲酒の普及を図ります。
- (6) 歯の健康
 - ア 歯科健康診査の事後指導の徹底を図ります。
 - イ 「むし歯予防処置」の普及を図ります。
 - ウ 歯と口に関する健康教育を進めます。
 - エ 成人の歯科健康診査の実施を進めます。
 - オ 要介護高齢者や障害児者に適切な歯科医療や歯科保健サービスを提供します。
- (7) 糖尿病
 - ア 糖尿病発症予防
 - わが国の糖尿病患者数は「平成9年糖尿病実態調査」

によると、糖尿病が強く疑われる人690万人、糖尿病が否定できない人680万人と推定され、将来更なる増加が予測されています。この現状に対処するには糖尿病発症の予防が大切であり、県民に対して正しい知識を啓発し、糖尿病の多くは予防可能であることを知らせることが重要です。

イ 糖尿病の早期発見
 早期発見のため、全ての人に定期的な健診受診を指導していく。特に、肥満、糖尿病家族歴などの有るハイリスク群には強力な指導が必要です。

ウ 糖尿病合併症の減少
 糖尿病患者の生活の質を低下させるのは腎症・網膜症・神経障害などの合併症です。血糖の良好なコントロールに加え、高率に合併する高血圧、高脂血症の適切な治療が大切です。

- (8) 循環器病
 - ア 脳卒中、心臓病の患者及び死亡者の減少を図ります。
 - イ 脳卒中、心臓病の危険因子には、高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙、多量飲酒など多くのものがあり、それぞれ対策が必要です。特に、重要な危険因子である高血圧に重点を置き、一人ひとりが自らの血圧に関心を持ち、自己管理できるように支援します。
 - ウ 現在、危険因子を持たない若年者を含む多くの人々にも、十分な知識の啓発を行い、予防に努め、健康増進を図っていく必要があります。

- (9) がん
 - ア がん予防のため、発がんに関連のある食物や喫煙について、正しい知識を普及します。
 - イ がんの早期発見のために、有効性をふまえた検診の受診勧奨と、がん検診の質の向上に努力します。

[24] あおもり高齢者すこやか自立プラン (青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険 事業支援計画)

(健康福祉部健康医療課・高齢福祉保険課)

1. プラン策定の経緯

本県の高齢者の保健福祉サービスについては、これまで「青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」(平成12年2月策定)に基づき、計画的に推進を図ってきたところであるが、介護保険法第118条第1項の規定により、介護保険事業支援計画は3年毎に策定することが定められ、老人保健福祉計画についても、併せて見直しを行うこととされている。

このため、パブリックコメントの実施及び青森県高齢者サービス総合調整推進会議の意見を踏まえながら検討を行い、「すこやか」な高齢者、在宅での「自立」した高齢者をキーワードに、新たな「青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」を「あおもり高齢者すこやか自立プラン」と名付け、平成15年2月に策定したものである。

2. プランの性格・位置付け

本プランは、老人保健法の規定に基づく青森県老人保健計画、老人福祉法の規定に基づく青森県老人福祉計画、及び介護保険法の規定に基づく青森県介護保険事業支援計画を一体的に策定したものである。

なお、本プランは、「新青森県長期総合プラン」、「青森県社会福祉基本計画」、「青森県高齢社会対策大綱」、「青森県長寿社会憲章」の趣旨に沿った具体的な計画となるもので、青森県保健医療計画、健康あおもり21等と整合性を有するものとして位置付けられる。

3. プラン設定期間

本プランは、平成15年度から平成19年度までの5年間を設定期間とし、3年後(平成17度中)に見直しを行うものである

4. プランの基本的目標と推進戦略

高齢者が健やかに自立して、いきいきと暮らせる長寿社会の実現を目指し、「健やかな高齢者づくり」、「自立した高齢者づくり」、「いきいきとした高齢者づくり」を基本的目標として、次の5つの推進戦略を定め、施策の推進を図っていく

こととしている。

(1) 健康づくりの推進

本県の短い平均寿命・健康寿命の伸長、高い要介護高齢者割合の抑制・低下を目指し、健やかな高齢者を増加させるため、生涯を通じた健康づくり、老人保健・介護予防等の健康づくり施策を重視し、健康寿命の延伸等を目標とした「健康あおもり21」を踏まえ、生活習慣病の予防対策を進めるとともに、寝たきり状態や痴呆状態に陥るのを予防する健康づくりを推進する

(2) サービスの効果的な使い方・質の向上

高齢者が何らかの介護や支援が必要な状態となっても、施設での介護ではなく、できる限り在宅での自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方を追求するため、在宅での生活を支えるための介護保険サービスが、真に在宅生活を支えられる効果的な使い方・中身となっているかケアプランをチェックするなど保険者機能の強化に取り組む。

(3) 地域コミュニティによる支え合い

何らかの支援が必要になった高齢者を支えるためには、福祉サービスや介護保険サービス等の公的サービスだけでなく、地域住民による支え合いも必要であり、高齢者のみならず、地域住民を巻き込んで、健康づくりや福祉活動に参加するという意識を醸成しつつ、地域における支え合い活動に取り組みやすい環境の構築を推進する。

(4) 高齢者の社会参加促進

高齢者は支えられる側であるという旧来の画一的な高齢者像の転換を図り、高齢者自身が長年にわたって培ってきた豊かな知識や経験等を活かして、地域社会を支える一員として積極的にその役割を果たしていく社会づくりを推進するため、高齢者の社会活動に関する啓発、情報提供・相談体制の整備や指導者養成等の環境整備を推進する。

(5) 保健医療・福祉の連携

健やかな高齢者・自立高齢者を実現していくため、保健医療・福祉の連携の強化を推進する。

参 考

1. 人口の高齢化の状況

区 分		平成15年度（推計）（人）		平成19年度（推計）（人）		伸び率（％）
総 人 口		1,480,238		1,465,453		1.0
	65歳以上人口	311,676	(21.1)	337,824	(23.1)	8.4
	要介護者・要支援者	52,795	(16.9)	61,021	(18.1)	15.6
	75歳以上人口	130,391	(41.8)	155,537	(46.0)	19.3

65歳以上人口の（ ）は、総人口に占める65歳以上人口の割合（％）

他の（ ）は65歳以上人口に占める割合（％）

2. 主な介護保険対象サービスの見込量

(1) 居宅サービス

サービスの種類	単位	平成15年度 見込み量	平成19年度 見込み量	伸び率(%)
訪問介護（ホームヘルプサービス）	回	1,540,117	1,952,523	26.8
訪問入浴介護	回	64,297	84,868	32
訪問看護	回	213,423	262,567	23
訪問リハビリテーション	回	10,893	13,202	21.2
通所介護・通所リハビリテーション	回	2,108,660	2,613,236	23.9
短期入所生活介護・短期入所療養介護	日	245,272	313,392	27.8
痴呆対応型共同生活介護 （痴呆性老人グループホーム）	人	1,905	2,442	28.2

(2) 施設サービス

施設の 種類	平成 15 年度	平成 19 年度
介護老人福祉施設 (人)	5,010	5,340
介護老人保健施設 (人)	4,986	5,136
介護療養型医療施設 (人)	1,425	1,694
計	11,421	12,170

3. 主な介護保険対象外サービスの目標量

サービスの種類	平成 15 年度	平成 19 年度
ケアハウス（床）	640	820
生活支援ハウス（床）	200	330
在宅介護支援センター（か所）	168	189

[25] 青森県高齢社会対策大綱

(健康福祉部高齢福祉保険課)

1. 青森県高齢社会対策大綱策定の目的

県では、平成2年2月、平成12年度を目標年度とする「青森県高齢化社会対策大綱」を策定し、人生80年時代にふさわしい経済・社会システムの構築の道筋を示しながら、行政が行うべき施策の展開方向を明らかにするなど高齢化社会対策を総合的に推進してきたところである。

その後、本県の人口の高齢化は、平均寿命の伸長や出生率の低下などが相まって、極めて急速に進んでおり、労働人口の減少、介護を要する高齢者の増加と介護期間の長期化、社会保障負担の増加、所得水準の向上を背景とした価値観の多様化などの社会経済情勢の変化は県民生活に広範な影響を及ぼしており、新たな施策の展開方向が必要になっている。

このため、県では、本県の高齢社会対策を的確かつ効率的に推進し、みんなが輝いている長寿社会を築くため、1999年(平成11年)が国際高齢者年であることを契機に、1年前倒しして、青森県高齢社会対策大綱(以下「大綱」という)を策定したものである。

2. 大綱の性格と役割

この大綱は、県民一人ひとりが健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、相互に交流・協力しあい、それぞれの分野でその役割を積極的に果たすことにより、社会全体で高齢社会対策を推進していくための総合的な指針となるものである。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、国の「高齢社会対策大綱」や「新青森長期総合プラン」をはじめとする各種の県計画との整合性を図りながら、高齢社会対策を総合的に推進するための基本的な施策の方向を示すものである。

3. 大綱の目標年度

この大綱は、平成11年度(1999年度)を初年度とし、平成20年度(2008年度)を目標年度とする。

なお、この大綱は、経済社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 高齢社会の主な課題

高齢社会においては、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増大により、従来のシステムのままでは社会全体の活力の低下が懸念されている。

また、健康な高齢者が多くなる一方で、介護を要する高齢者も多くなっており、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯増加により、家族だけでは介護を担いきれない状況も生じている。

さらに、健康であっても、社会的な役割が少なくなることから、地域において閉じこもりがちになったり、また、加齢に伴い身体的機能が低下することから、これまでの生活環境では暮らしにくくなっている。

以上のことから、経済的自立、健康、介護、生きがい、暮らしやすい環境が特に重要であるとの認識に立ち、次の4つの課題を取り上げている。

- (1) 就業・所得
- (2) 健康・福祉
- (3) 学習・社会参加
- (4) 生活環境

5. 県民が望む高齢社会の姿

みんなが輝いている長寿社会を創るには、今後大きな役割を占める高齢者自身が、地域の社会の中で、何らかの役割を果たしているという認識をもつことが重要となる。

21世紀の新しい高齢者像や、みんなが輝いている長寿社会の姿とは、どのようなものなのか、各種のアンケート調査や「青い森の県民ワークショップ」での主な意向を踏まえ、県民が望む高齢社会の姿を3つに分けて描いたものである。

- (1) 高齢者の新たな姿
- (2) 高齢期に備える県民の姿
- (3) 地域社会の姿

6. 基本理念と目標

(1) 基本理念

県民が望む高齢社会の姿などから、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳が大切にされる長寿社会の実現をめざすことを基本理念とする。

(2) 目標

就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境などのそれぞれの課題を克服し、みんなが輝いている長寿社会を構築していくため、次の4つの目標を定めたものである。

- 豊かで実りある社会の形成
- 健やかでうるおいのある社会の形成
- ふれあいと生きがいのある社会の形成
- 安全で住みよい社会の形成

7. 大綱の体系図(次頁参照)

8. 青森県長寿社会憲章

今後予測される本格的な高齢社会をみんなが輝いている高齢社会とするため、高齢者だけでなく、県民一人ひとりが、日常生活において、常に心がける基本的な目標として定めたものである。

内容は、高齢者のための国連原則である自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を包含し、わかりやすく表現した。

青森県長寿社会憲章

～すべての世代のための長寿社会をめざして～

長寿の時代を迎え、生涯にわたり、健やかで生きがいのある人生を送ることは、私たちの共通の願いです。

みんなが輝いている長寿社会を築いていくためには、一人ひとりが世代を越えて尊重しあい、自らの意志で様々な選択をし、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

私たちは、美しい自然に恵まれ、豊かな文化や伝統に育まれたこのふるさとあおもりの大地で、未来に夢を持ち、長寿を喜びあえる社会の実現をめざし、この憲章を制定します。

私たちは

- 心と体の健康づくりにつとめます
- 思いやりの心と絆(きずな)を大切にします
- 自らの意志と責任で自分らしく美しく生きます
- 自分ひとりの生き方や経験を大切にします
- 持てる力を社会のために生かします

目 標	施策の方向	施策の具体的方向
第1章 豊かで実りある社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の雇用・就業の機会の確保 2 勤労者の生涯を通じた能力の発揮 3 所得の確保と経済生活の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳現役社会の実現 ・多様な形態による雇用・就業機会の確保 ・第一次産業における高齢者の就業機会の確保 ・長期にわたる職業生活を通じた能力の開発 ・ゆとりある職業生活の実現 ・雇用・就業における女性の能力発揮 ・職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進 ・多様な勤務形態の環境整備 ・安定した高齢期の生活設計と所得保障
第2章 健やかでうおいのある社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの振興による健康づくりの推進 2 生涯にわたる健康づくりの推進 3 保健・医療・福祉サービスの充実 4 介護基盤整備のための支援施策の総合的实施 5 民間事業者などによるサービスの普及・促進 6 子育て支援施策の総合的推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健全な発達を促し、福祉日本一の実現に寄与するスポーツ立県の趣旨を踏まえたスポーツ環境の整備による心と体の健康づくりの推進 ・仲間づくりや世代間交流を促進する高齢者スポーツの普及・推進 ・高齢者スポーツプログラムの開発、指導及び支援体制の整備と情報提供 ・地域における健康づくりの推進 ・健康づくり施設の整備 ・地域における総合的なサービス提供体制の整備 ・在宅サービスの充実 ・施設サービスの充実 ・要援護高齢者の自立支援施策の総合的実施 ・老人性痴呆に関する総合的施策の実施 ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進 ・福祉用具の普及の促進 ・サービス提供体制の総合的整備 ・民間事業者の育成とサービス情報の提供 ・保育サービスや母子保健対策の充実 ・相談体制の強化や地域での支援体制の強化
第3章 ふれあいと生きがいのある社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習社会の形成 2 多様な社会参加活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進体制と基盤の整備 ・多様な学習機会の確保・支援 ・ボランティア活動などの基盤の整備 ・社会参加活動の環境整備の促進
第4章 安全で住みよい社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1 安定したゆとりある住生活の確保 2 高齢者に配慮したまちづくり 3 高齢者の権利擁護 4 交通安全及び防犯・防災体制の整備 5 快適で活力に満ちた生活環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅の供給促進 ・多様な居住形態への対応 ・自立や介護に配慮した住宅の整備 ・バリアフリー化の推進とノーマライゼーション理念の定着 ・痴呆性高齢者などに対する援助・相談などの支援体制の強化 ・交通事故防止や地域ぐるみの自主防犯活動の推進 ・世代間交流の促進、雪対策の充実
第5章 この大綱を推進するために	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・啓発活動の推進 2 推進体制の整備 3 調査研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会に関する各種情報提供及び県民の合意形成の確立 ・青森県高齢社会対策推進本部を中心とした関係部局の緊密な連携協力 ・青森県高齢社会対策推進懇談会との緊密な連携による総合的な推進 ・福祉用具や生活用品の研究開発 ・情報収集分析と提供システムの構築

[26] 青森県子育て支援計画

「あおもりすくすく子育てプラン」

(健康福祉部こどもみらい課)

1. プラン策定・改定の趣旨

本県においても少子化の進行が明らかであるが、少子化の進行は地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を与えるばかりでなく、子ども同士のふれあいの機会の減少などにより、子どもの自主性・社会性の伸長を損なう恐れがあるなど、子ども自身にも大きな影響を与えることが心配されている。また、一方では核家族化、都市化の進行、ライフスタイルの変化やいじめ、不登校といった問題など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもの成長や子育てのあり方に大きな影響を与えている。

本県の出生率の向上をめざし、「輝くあおもり新時代」を担う子どもが健やかに生まれ育つ「子育て支援社会」の実現を計画的に推進するため、平成9年3月に青森県子育て支援計画「あおもりすくすく子育てプラン」を策定した。

2. プランの性格と役割

- (1) 新青森県長期総合プランの分野別計画の一つとして、平成9年の策定時には、平成6年12月に国が策定した「今後の子育ての支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を念頭に置いて、本県独自のプランとして策定した。改定に当たっては、国が策定した「少子化対策推進基本方針(新エンゼルプラン)」や「健やか親子21検討会報告書」、平成13年7月の閣議決定「仕事と子育て両立支援策の方針について」等を念頭に置き、「青森県社会福祉基本計画」や「少子化への対応アクションプラン」と整合性を図った。
- (2) このプランでは、行政のみならず、個人・家族、地域社会、企業など県民一人ひとりがそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されている。

今後は、プラン改定版に従って、関係部局間の調整を図りながら、各種事業を展開して行くが、県のみならず、市町村においても一体的な取り組みが行われることを期待している。また、広く県民にも、プランの内容について理解と協力を得るとともに、自主的、自発的な活動が行われることを期待している。

3. プランの期間

このプランは、平成18年度を最終年度とする計画であり、改定版では、平成14年度から平成18年度までの後期5年間について、前期5か年と同様具体的な実施計画を定めている。

なお、今後、経済情勢の変化などにより必要がある場合には、プランの見直しを行う。

4. プランの理念と施策の基本方向

改定版では、基本理念として、親の視点である「子育て」と、子どもの視点である「子どもの育ち」の双方を支援し、「子どもが真ん中の青森県」をめざすことを明確化した。この基本理念のもと、3つの基本目標と6つの施策の基本方向を定め、さらにそれぞれの施策目標と重点施策を示している。

なお、計画策定及び改定にあたっては、各種調査を実施して、本県の子ども達を取り巻く環境や少子化の原因などを検

討し、その結果を踏まえつつ、庁内各課や有識者、市町村、県民などからの意見聴取を行い、今後取るべき施策の方向と目標そして重点的に取り組む施策を決定している。

(1) 基本理念

子育てと子どもの育ちを支援する「子どもが真ん中」の青森県をめざします

(2) 基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが健やかに育つ青森県

社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生ま育てられる青森県

県民一人ひとりのよりよい生活が実現され、男女ともに子育てを楽しめる青森県

(3) 施策の基本方向

安心して子どもを生ま育てるために

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉の相談、家庭や地域での子育てを支援する施策と、経済的負担の軽減についての施策に取り組む。

たくましい子どもに育つように

子どもの教育と子どもの豊かな心を育むための施策に取り組む。

働きながら子どもを育てるために

働きながら子どもを育てるための労働環境の改善、多様な保育サービス、農山漁村における子育て環境の改善についての施策に取り組む。

子どもが快適に生活するために

子どものための施設の整備や自然環境・生活環境の改善、子育てにやさしいまちづくりなどハード面の施策に取り組む。

よいパートナーと巡り会うために

結婚を取り巻く問題について広く県民の関心を高める意識啓発と、結婚を望む人がパートナーに出会えるよう、出会いの機会や相談支援についての施策に取り組む。

みんなが子育てに参加できるように

子育てを社会全体で支援するため、普及啓発活動や計画の推進体制についての施策に取り組む。

5. 施策の体系

【基本理念】子どもの育ちを支援する「子どもが真ん中」の青森県をめざします

【基本目標】
 1. 安全・安心な子育て環境の確保
 2. 子育てに関する相談支援の充実
 3. 子どもへの虐待防止対策の充実
 4. 子どもが快適に生活するための環境整備
 5. 子育てに関する意識啓発活動の推進
 6. 子育てに関する相談支援の充実

【施策の基本方向】

1. 安全・安心な子育て環境の確保
2. 子育てに関する相談支援の充実
3. 子どもへの虐待防止対策の充実
4. 子どもが快適に生活するための環境整備
5. 子育てに関する意識啓発活動の推進
6. 子育てに関する相談支援の充実

【施策目標】

- (1) 親と子の保健・医療対策（健やか親子21）の推進
- (2) 子どもや子育てに関する相談支援の充実
- (3) 地域における子育て支援の推進
- (4) 子どもへの虐待防止対策の充実
- (5) 様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実
- (6) 経済的支援の充実
- (1) 人権を尊重した教育の推進
- (2) 「生きる力」を幅広く育む教育の推進
- (3) いじめや不登校などに対する対策の充実
- (4) 「こどもの文化」の推進
- (5) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成
- (1) 労働時間の短縮等の推進
- (2) 就労と子育てを両立させるための労働条件の改善
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 農山漁村における子育て環境の整備
- (1) 子どものための施設の整備
- (2) 交流・体験のための施設整備の推進
- (3) 自然とふれあう環境の整備
- (4) 安全で快適な子育ての生活環境の整備
- (5) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (1) 意識啓発活動の推進
- (2) 相談・支援や情報提供の推進
- (1) 普及啓発活動の推進
- (2) 推進体制の整備

【重点施策】

- 妊娠・出産及び不妊への支援/小児科保健医療の充実/子どもの心の健やかな発達と育児不安の軽減/思春期の保健の強化と健康教育の推進
- 相談機関の充実強化と保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実/子育てに関する学習機会・情報提供の充実
- 保育所など施設を拠点とした子育て支援活動の推進/子育てに関する自主活動の推進
- 子どもへの虐待未然防止対策の推進/子どもの虐待に対する対応の強化
- 家庭環境に恵まれない子どもに対する施策の充実/ひとり親家庭に対する支援の充実/苦情解決システム等の構築
- 保育・教育・医療等に関する経済的支援の充実
- 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- 個を生かす生きる力を幅広く育む学校教育の推進/社会の変化に対応した教育の推進/学校教育と社会教育との融合の推進
- いじめに対する対策の強化/不登校や情緒障害のある子どもなどに対する対策の充実
- 遊びや地域組織活動の活性化/文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興/自然とのふれあい活動の推進/「科学する心」を育む活動の推進/福祉教育・ボランティア活動の推進/農林水産業・地域食文化体験活動の推進
- 子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実/健全な社会環境の形成
- 労働時間の短縮/「家庭の日」の推進
- 父親も母親も気兼ねなく育児休業をとることができる環境整備/仕事と子育てが両立できる職場環境の推進/女性の雇用機会の拡大と職業能力開発の促進
- 保育所等における保育サービスの充実/多様な保育サービスの提供/民間育児サービス等の指導と情報提供/放課後児童対策の充実
- 農山漁村における仕事と子育てが両立しやすい環境づくりの推進
- 遊び場の確保/児童館の整備・充実/保育所等の整備・充実/学校・医療機関等の整備・充実
- 社会教育施設・文化・スポーツ環境等の整備/施設機能の地域開放等の推進
- 自然環境の保全とふれあいの推進/都市と農山漁村との交流施設の整備
- 子ども成長に対応した住宅の供給/安全に配慮した生活環境の整備
- 子どもや妊産婦に配慮された子育てにやさしいまちづくりの推進
- 結婚に関する学習機会の提供
- 出会い機会の支援や情報提供/離婚・再婚の際の子どもの最善の利益を尊重した相談支援
- 社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進
- 県・市町村における推進体制の整備/子どもの意見の尊重・反映

6. 計画の具体的実施

計画の後期5年間（平成14年度～平成18年度）については、100の事業からなる具体的な実施計画を定めており、プランの着実な推進を図ることとしている。

《実施計画》（抜粋）

実施目標	事業名（所管課）	実施主体	指標項目	現状値	目標値
親と子の保健・医療対策（健やか親子21）の推進	総合周産期母子医療センター整備事業・周産期医療体制整備事業（こどもみらい課）	県・市町村等	・乳児死亡率（出生千対）	3.0	3.0 ～ 総合周産期母子医療センターの整備
子どもや子育てに関する相談支援の充実	あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業（健康福祉政策課） 障害児（者）地域療育等支援事業（障害福祉課） 子育て支援事業（こどもみらい課）	県・市町村等 県 県・市町村	・子どもや子育てに関する主要な相談窓口における相談件数	9,117件	10,170件
子どもへの虐待防止対策の充実	子ども虐待未然防止の普及啓発活動（こどもみらい課） 児童虐待への対応の強化（こどもみらい課）	県・市町村 県	・虐待処理件数 ・モデル事業実施事業	237件 -	437件 10市町村
こどもの文化の推進	ほのほのコミュニティ21推進事業費補助（健康福祉政策課）	市町村	・児童相談所虐待処理件数	237件	437件
多様な保育サービスの充実	延長保育の推進（こどもみらい課）	市町村	・事業実施市町村数	58市町村	62市町村
	一時保育の推進（こどもみらい課）	市町村	・保育所の待機児童数	719人	0人
	休日保育の推進（こどもみらい課）	市町村	・実施保育所数	203か所	303か所
	放課後児童の健全育成の推進（こどもみらい課）	市町村	・実施保育所数	31か所	91か所
			・登録児童数 ・放課後児童クラブ数	5,259人 133ヶ所	7,200人 231クラブ

[27] 新青森県障害者計画

(健康福祉部障害福祉課)

1. 計画策定の経緯

県では、障害のある人もない人も共に生きる社会環境づくりというノーマライゼーションの理念の実現に向け、平成5年3月に「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」を策定し、障害者施策を推進してきたが、平成14年度で計画の終期を迎えたことから、平成15年度以降の本県における障害者施策の推進方向を示すため、新たな障害者計画を策定した。

2. 計画の性格・位置付け

この計画は、障害者基本法に定める都道府県障害者計画及び青森県社会福祉基本計画の障害者に係る分野別計画として位置付ける。

3. 計画の設定期間

この計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10か年計画とし、計画策定から5年後に見直しを行うものとする。

達成目標は、概ね5年後について設定するものとし、計画最終年度(平成24年度)の達成目標は、見直し時に設定する。

4. 計画の基本理念、横断的視点及び重点目標

(1) 基本理念

「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指すものである。

なお、この基本理念の普及を図るため、副題を「すべての人が人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざして」と定める。

(2) 横断的視点

平成15年4月から始まる支援費制度の円滑な推進、障害者の社会参加や地域生活を推進するための環境整備、障害特性や障害者のニーズに応じた施策の推進等を基本に、計画の基本理念の柱として5つの「横断的視点」を設定する。

利用者本位の視点に立った支援

利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した生活支援体制の整備や在宅サービスの一層の充実に努め、すべての障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援する。

障害者が安全に安心して生活できる環境の整備

公共的施設や交通機関等のバリアフリー化を推進するほか、「思いやりの心」など心の面にも配慮し、ハード・ソフト両面にわたって福祉のまちづくりの理念の普及を図る。

入所施設中心から地域生活中心への移行

ノーマライゼーションの理念の一層の進展を図るため、障害者本人の意向を尊重しながら、入所施設中心から在宅サービス等を利用して地域で生活することができるよう支援体制を整える。

各障害の特性を踏まえた施策の展開

心身障害児者の障害は、重度化・重複化の傾向にあるほか、障害者のニーズは在宅志向を始め多様化していることから、各障害の特性を踏まえた施策の展開を図ることとする。

また、自閉症、てんかん、LD(学習障害)等への支援のあり方について検討する。

総合的かつ効果的な施策の推進

多岐に渡る施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村、社会福祉法人、NPOなど関係機関・団体の協力を得て、相互に密接な連携・協力を図る。

(3) 重点目標

障害者が人権を尊重され、住み慣れた地域で安全に安心して生活できるようにするため、4つの重点目標を掲げた。

支援費制度による利用者本位の相談・支援体制の整備・充実

支援費制度においては、利用者の自己選択、自己決定によりサービス提供事業者と契約して各種サービスを利用することになるため、身近なところで支援費制度に関する相談・支援が受けられるよう体制を整備する。

福祉のまちづくりの推進

障害のある人もない人も誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるような生活環境の整備が求められていることから、「青森県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共的施設、公共交通機関等のバリアフリー化を促進するほか、思いやりの心を大切にする「福祉のまちづくり」の理念の普及を図る。

心身障害児者のリハビリテーション体制の整備

障害の早期発見から治療、訓練、指導まで、各ライフステージに必要な療育サービスが身近な地域で、総合的かつ体系的に提供できる体制の整備を図る。

障害及び障害者に対する県民理解の促進

すべての県民が、障害及び障害者への理解を深め、それぞれの役割を果たし、主体的に取り組むことができるような機運の醸成を図るとともに、障害者の理解促進のための施策を推進する。

5. 計画の各論

(1) 生活支援の充実

障害者が人権を尊重され、住み慣れた地域の中で生活し社会参加できる環境整備や平成15年4月から開始する支援費制度の円滑な推進に資するため、必要な福祉サービスの量的・質的充実に努めるとともに、福祉サービス従事者の資質の向上、福祉サービス情報の提供促進、身近な相談・支援体制の確立を進めるほか、障害者の権利擁護推進を図る。

(2) 生活環境の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して安全に生活を送るため、住宅や公共的施設等のバリアフリー化を推進し、公共交通機関や道路等歩行空間などが障害者にも利用しやすい環境となるよう整備を進めるとともに、これらに関する県民の理解促進を図る。

併せて、災害弱者と言われる障害者の安全を図るため、障害者対応を考慮した防犯・防災施策、交通安全対策を推進していく。

(3) 保健・医療の充実

障害は重度化・重複化し、保健・医療ニーズも専門化・多様化する傾向にあることから、障害のある人に対し、障害の状況や程度に応じた適切な医療と医学的リハビリテーションを住み慣れた地域で提供できる体制を整える。

また、障害に対する正しい知識を普及するとともに、障害の早期発見・早期治療体制及び障害の軽減を図るための療育・相談体制を整えるほか、自殺者が増加する等こころの健康づくりが必要となっていることから、精神障害のある人に対する施策の充実を図る。

(4) 障害者の理解促進

障害者の社会参加を推進するため、広報・啓発の充実による障害及び障害者に対する県民理解の推進を図るとともに、委員会に障害者本人を含める等障害者の意見を聞いたり、各種イベント等に障害者が参加できる環境整備を図る。

(5) 教育の充実

個々の障害の状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障害の特性に応じた専門性の高い教育を推進するため、専門研修の充実により教職員の資質向上を図るほか、教育、保健、医療、福祉等が相互に連携して、教育指導体制の確保に努める。

また、学習障害、注意欠陥/多動性障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められていることから、実態調査や指導体制を充実していく。

(6) 雇用・就業の促進

障害者が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立することが必要であることから、法定雇用率制度の周知徹底と、障害者雇用促進施策の充実及び国、県、市町村及び関係機関の連携により、障害者の雇用・就業機会の確保に努める。

(7) 情報バリアフリー化の推進

障害者のコンピュータリテラシー（情報活用能力）向上を図るための施策を進め、多様な情報コミュニケーション手段の確保を推進するほか、障害の有無や障害程度にかかわらず、情報が行き届くよう、字幕や手話付テレビ広報番組の制作や、点字図書や録音図書等の普及を推進する。

加えて、公共機関においては、手話通訳のできる職員を窓口配置する等、職場及び県民の理解促進を図る。

(8) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進と国際交流の推進

ボランティアや障害者スポーツ指導員等の養成・確保を行うほか、障害者のための各種スポーツ行事の機会を増やすなど、障害者のスポーツ、芸術・文化活動への参加機会の拡大を図るとともに、国際交流の推進を図る。

[28] 青森県食の安全・安心対策総合指針 (健康福祉部 食の安全・安心対策チーム)

1 策定の趣旨

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）や食品の偽装表示などが全国的に問題となり、本県においても無登録農薬の使用や食中毒の発生などにより、「いのちとくらし」の根幹をなす食の安全性に対する消費者の関心が従来にも増して高まっている。

このような状況を踏まえ、本来、安全・安心であるべき食に対する県民の不信・不安を取り除いて信頼を確立していくため、消費者や生産者、流通関係団体などの代表者等で構成する「青森県食の安全・安心対策本部」において「青森県食の安全・安心対策総合指針」を策定した。

この総合指針は、消費者である県民をはじめ県内関係者が共通認識のもとで食の安全・安心を確保するために取り組む内容を明らかにしたもので、食の安全・安心の確保に向けた取組の方向性を示す基本方針と、それを具体化していく行動計画の二つを柱としており、この総合指針に基づいて、県民一人ひとり、そして県・市町村と生産者及び食品関係事業者が連携・協力して、食の安全・安心のための取組を実践していくこととしている。

2 指針の内容

基本方針

消費者自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

行動計画

- 1 安全な食品を選択するための正しい知識の習得
- 2 正しい知識の習得、安全対策を実施するための支援
- 3 食品の安全・安心に関する消費者への情報提供
- 4 消費者自らが安全対策を実施
- 5 生産者や事業者との相互理解・信頼の確立
- 6 相談体制の充実
- 7 地産地消の推進

基本方針

消費者の視点に立った県産食品を生産し提供していきます

行動計画

- 1 生産者の自己管理意識の高揚
- 2 消費者との相互交流の促進
- 3 生産工程の開示
- 4 農薬などの適正使用・管理の徹底
- 5 環境にやさしい農業生産の推進
- 6 食品の安全性確保に関する調査・研究の推進

基本方針

食品の衛生管理を徹底していきます

行動計画

- 1 自主的な衛生管理体制の構築と実践
- 2 衛生管理意識の高揚
- 3 衛生管理状況の自主的公開
- 4 衛生管理情報の積極的な活用

基本方針

食品の監視指導・検査体制を強化していきます

行動計画

- 1 公正な立場での監視指導、検査の強化
- 2 自主的な検査体制の強化
- 3 消費者、民間団体、行政が協力して行う調査・指導の強化
- 4 食品表示の適正化の推進

基本方針

健康な食生活・食習慣を身につける「食育」を展開してきます

行動計画

- 1 子どもたちの体験・体感学習の推進
- 2 学校教育関係者の学習の推進
- 3 家庭での食に対する理解の促進
- 4 地場産品を利用した学校給食の推進

基本方針

危機管理体制を充実していきます

行動計画

- 1 危機に対応する体制の整備
- 2 リスクコミュニケーションの推進
- 3 近隣他県などとの広域連携強化

[29] 青森県サービス産業振興ビジョン

(商工労働部商工政策課)

1. ビジョン策定の趣旨

本県のサービス産業は、県内総生産で産業部門の18.4%を占めるなど、本県主要産業のひとつとなっている。また、サービス産業は21世紀に向けて大きな成長が期待される分野ともいわれており、本県経済の活性化と良質な雇用機会の創出を図る上で重要な役割を担っている。

今後、経済のソフト化・サービス化、国際化、情報化の進展に加え、高齢化や成熟化が進む社会を迎えて県民の生活ニーズが多様化・高度化することが見込まれており、県内産業の高度化・高付加価値化や豊かな県民生活の実現に向けて、これらのニーズに対応する産業関連サービス産業及び生活関連サービス産業の振興を図ることが極めて重要な課題となっている。

そこで、社会経済環境の変化に対応した本県サービス産業のあるべき姿を明らかにするとともにその振興の方向付けを行い、本県サービス産業の振興のために産業界や行政機関等が一体となって取り組むべき指針として本ビジョンを策定した。

2. ビジョン策定の時期 平成11年3月

3. ビジョンの目標年次 平成20年度

4. ビジョンの概要

(1) 本県サービス産業のあるべき姿

基本理念

～「輝くあおもり新時代」の実現に向け、産業フロントエリアを創造し、力強く発展するサービス業～

・対事業所サービス業の将来像

新たなビジネスサービスを掘り起こし、地域産業の高度化・高付加価値化を支援する産業関連サービス産業

・対個人サービス業の将来像

多様な生活ニーズに応え、充実した文化性の高い県民生活を支援する生活関連サービス産業

(2) 基本的方向

新たなサービス事業の創出：新規事業分野への展開と創業などの促進

既存サービス事業の質の向上：技術力の向上と経営力の革新

ネットワークの構築：共同事業への取り組みと組織活動の強化

サービス市場の拡大：潜在的な需要の掘り起こしと開拓

(3) 展開方策

「新たなサービス事業の創出」に向けて

ア 新規分野の開拓：市場や制度に関する十分な情報の提供、経済情勢等に通じた専門家の指導・助言

イ 新サービスの開発：産学官の共同研究・開発、マーケティング調査

ウ 起業化・創業化：起業家精神の涵養、起業創業ノウ

ハウの修得機会の充実

「既存サービス事業の質の向上」に向けて

ア 技術ノウハウの向上：顧客満足度の把握と結果のフィードバック、ホスピタリティ向上への取り組み

イ 人材の育成・確保：従業員の研修の推進、研修機会の充実・整備、専門的人材の確保

ウ 経営基盤の強化：経営・技術の専門家の指導・助言、設備の高度化

「ネットワークの構築」に向けて

ア 事業の共同化：共同受注等の研究会

イ 組織活動の強化：業界全体のレベルアップに向けた取り組み

ウ 他の産業界等との連携：工業会等との連携、異業種交流

「サービス市場の拡大」に向けて

ア 積極的なPR：営業力の強化、情報発信

イ アウトソーシングの啓発：アウトソーシングセミナー

ウ 事業環境の整備：文化観光立県の推進、情報化の推進、企業誘致の促進

(4) 重点振興分野

高度情報化関連分野：情報化の進展のなかで成長が期待され、本県産業の高度化、高付加価値化に大きく貢献する分野

産業支援関連分野：商品開発、新事業展開、業務効率化などの企業の取り組みを支援、本県産業の内発的発展に大きく貢献する分野

文化観光関連分野：高速交通体系の整備が進み、国内外との交流の活発化が期待されるなかで成長が期待され、本県が掲げる文化観光立県の推進に大きく貢献する分野

健康福祉関連分野：高齢化の進展と介護保険制度の開始、スポーツ立県を受けた健康志向の高まり等によって大きな成長が期待され、福祉日本一の実現に大きく貢献する分野

(5) ビジョン推進のために（推進に向けた役割）

サービス事業者の自助努力のもと、商工関係団体、行政等がその役割を認識し連携・強化しながら取り組んでいく必要がある。

サービス事業者に期待される役割

ア サービスの提供者として、産業の高付加価値化、県民の豊かな生活に大きな役割を担う。

イ 社会経済環境の変化をビジネスチャンスとして捉え、積極的な事業展開を図る。

商工関係団体に期待される役割

ア 企業の身近な支援指導機関として、サービス産業振興に重要な役割を担う。

イ 適切な経営指導等による業界全体のレベルアップや新たな事業化の取り組みの促進を図る。

行政機関に期待される役割

ア 本県経済の活性化、県民生活の向上のため、サービス産業を着実に振興していく役割を担う。

イ 事業環境の整備や支援策の充実、総合的な調整役としての機能を果たす。

[30] あおもりエコタウンプラン

(商工労働部商工政策課)

1 背景と目的

本県は、豊かな森、川、海の自然や大地の恵みを基盤とした全国でもトップクラスの農林水産県である一方、八戸地区には、港湾の後背地に臨海工業地帯が展開し、古くから蓄積された技術を利用した新たな資源循環型産業拠点を形成し得るポテンシャルを有している。

近年、産業廃棄物の大規模不法投棄の発覚、砂利採取等による森林破壊、除雪等による海洋汚染、農薬・化学肥料等による地力の低下などにより、直接的な産業基盤である自然環境が損なわれ始めている。また、農林水産業の競争力の低下、既存鉱工業の低迷が続いており、産業の構造転換や新たな展開が求められている。

さらに、大量に排出される本県特有の「ホタテ貝殻」や「りんごの絞滓」など有機性廃棄物についても積極的に有効利用していく必要がある。

一方、県民のごみ処理や環境汚染・自然破壊に対する関心は高まっているものの、一般廃棄物に係るリサイクル率は、全国と比較して低水準であり、循環型社会形成に向けて、県民を巻き込んだ全県的な取り組みが求められている。

このため、本県の地域・産業特性から生じ、産業基盤たる自然環境に負荷を与えている諸課題を有機的に関連付け、地域を基軸とした環境調和型のまちづくりを目指すとともに、新たな資源循環型産業の振興を図ることを目的として、本プランを策定したものである。

2 プラン策定の時期

平成14年12月

3 基本方針

地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じた自然環境の 保全・自然再生を目指す地域づくり

4 基本構想

(1) 地域のリサイクル資源を活かした自然還元と自然環境の保全・自然再生に資する循環システムの構築

八戸地区において古くから蓄積された金属溶融還元、金属精錬技術を活用して、ホタテ貝殻や一般廃棄物の焼却灰等を安全な形で再資源化することにより、水産資源の育成に資する魚礁や天然砂利の代替品としての人工スラグを生産する事業等を推進し、自然循環システムの構築を図る。

これにより、地域の課題となっているホタテ貝殻の処理問題の解決や、山林掘削による天然砂利の採取によってもたらされる自然破壊の防止に資する。

(2) 産官学の連携によるリサイクル技術開発体制の構築 都市エリア産学

官連携促進事業(文部科学省)に採択された「地域リサイクルエネルギー高度利用システムの研究開発」、地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)の採択を受けた「産業廃棄物(ホタテ貝殻等)を利用した環境循環型凍結防止剤開発事業」など、民間企業、大学、県の工業総合研究センター等が連携して技術開発を推進するほか、試験研究機関相互の横の連携強化を目的に「試験研究機関連絡協議会」を開催

するなど、地域固有の廃棄物を活用した環境リサイクル関連技術開発の推進体制の確立を図る。

5 資源循環型社会構築に向けて見込まれる効果

(1) 自然環境の保全・再生

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業により生成した再生品は、天然砂利と同様な品質を有した人体に無害な性質を有しており、海洋環境へ還元することで自然環境の保全・自然再生が図られる(天然砂利年間約9,700tの代替分に相当)。

(2) 廃棄物の再利用量の増加・環境負荷の低減

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業及び飛灰リサイクル事業により、一般廃棄物については、年間約12,500tの焼却灰が減量、再資源化されることが見込まれ、最終処分量の削減が図られる。また、産業廃棄物については、年間17,250tを再利用することで、同量の埋立量の削減が図られる。

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業により、その処理が課題となっているホタテ貝殻について年間約2,300tの有効利用が図られる。

(3) 産業振興・地域の活性化

新たな事業を興すことにより、大太平洋金属(株)、八戸製錬(株)の2社で12人の雇用が図られる。また、産業連関を考慮した経済効果は、建設段階で342百万円、操業段階では年間380.7百万円と見込まれる。

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業及び飛灰リサイクル事業をモデルとし、産学官連携によるリサイクル製品の研究開発等の成果を活用しながら、民間事業者が蓄積してきた既存技術を環境産業へ適用し事業を発展していくことで、県内全域での産業振興につながる。

(4) リサイクルに係る県民意識の高揚

6 プランの対象地域

八戸市を中心とした県内全域を対象とする。

7 施設整備事業(ハード事業)

(1) 焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル事業

県内全域から生じる一般廃棄物焼却灰にホタテ貝殻を混合溶融し、魚礁、人工砂利等を製造する。

○事業主体：大太平洋金属(株)

○廃棄物の種類：一般焼却灰 42.5t/日、
ホタテ貝 7.5t/日

○リサイクル製品：魚礁 30t/日、人工砂利 3t/日、

○総事業費：5.3億円(経済産業省補助予定)

(2) 飛灰リサイクル事業

県内の廃棄物処理場から排出される飛灰(溶融飛灰を含む)から鉛、亜鉛、カドミウムなどの重金属を回収するとともに、セメント原料となるスラグを生成する。

○事業主体：八戸製錬(株)

○廃棄物の種類：飛灰 30t/日

○リサイクル製品：鉛、亜鉛、カドミウム、スラグ

○総事業費：0.7億円

(3) 今後検討予定の事業

廃プラスチック・A S R リサイクル事業

リサイクル技術の確立が急務となっているA S Rや、各産業から排出される食品トレイ、魚網、釣り糸等の廃プラスチックから、電炉の原燃料や他産業における還元材・燃料等で利用可能な高品質のカーボンを製造する。

F P D関連製品等複合リサイクル事業

今後、急速な使用量の増大が見込まれるF P D関連製品の高度なリサイクル事業について検討するとともに、資源循環型産業の集積、リサイクルポート等産業インフラの整備促進、ゼロエミッション型工業エリアの形成を図る。

8 施設整備以外の事業(ソフト事業等)

(1) あおもりエコタウンプランの周知推進

一般廃棄物の減量化に対する取り組み

「あおもりエコタウン構想事業推進委員会」の開催

エコタウンフォーラムの開催

(2) 行政・企業・市民のパートナーシップ形成・意識向上

環境N P Oに対する支援

リサイクル製品モニター制度

エコ・パーソン表彰制度の設置(県民の部/民間の部)

エコライフ意識調査

間伐材を利用した親子エコスクール体験事業

(3) 新たなリサイクルシステム構築のための調査検討

F P D関連製品等リサイクルシステムに係る事業性調査

リサイクルエコマネーシステムの研究開発

(4) 産官学のネットワーク形成・技術開発に向けた取り組み

あおもりエコビジネス研修会開催事業

リサイクル産業ネットワーク形成事業

循環資源基礎研究開発の推進

りんご絞滓とホタテ貝殻を利用した凍結防止剤開発

【一般廃棄物処理の課題】

本県のごみの総排出量は、近年は減少傾向にあるが、全国(平成10年度ベース)と比較すると、一人一日当たりのごみ排出量が多い順に全国5番目、リサイクル率は全国最低、一人一日当たりの最終処分量は多い順に全国3番目となっており、排出量の抑制、リサイクル率の向上、及びこれによる直接埋立て割合を低下させていくことが課題となっている。また、焼却灰や溶融飛灰については、積極的に再資源化していく必要がある。

【産業廃棄物処理の課題】

本県の産業廃棄物の排出量は、汚泥、がれき類、動植物性残さ(ほたて貝殻等を含む)が多いのが特徴である。

産業廃棄物は、多種多様な事業者から排出されることから、業種毎に、排出事業者の処理責任の徹底を図り、排出抑制、再利用、減量化を推進する方策が必要である。また、本県の産業特性により発生するホタテ貝殻(年間約50,000t排出)や、今後成長が期待されるパソコン、携帯電話等液晶関連産業から排出される産業廃棄物のリサイクル化を進めるための技術開発、起業家の育成が課題である。

[31] 環境・エネルギー産業創造特別区域計画（抄）

（商工労働部商工政策課）

（平成15年4月14日認定申請内容）

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県

2 構造改革特別区域の名称

環境・エネルギー産業創造特区

3 構造改革特別区域の範囲

八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町、六ヶ所村及び東通村の全域

4 構造改革特別区域計画の目標

（1）環境・エネルギー分野における実証実験等を通じた先端技術・ノウハウの蓄積

一定規模のエリア（住宅地、工業団地等）での最適エネルギー利用モデルの実証やバイオマスを含む多様な資源リサイクル、エネルギー供給の実証を通じ、地元企業も含め新たな技術や事業ノウハウの蓄積を図るとともに、最適エネルギー利用、ゼロエミッションの先進的モデルエリアの形成を図る。

（2）自由化の推進、研究開発・起業支援等による新たなビジネスチャンスの創出・事業化の促進

環境リサイクルやエネルギー分野での新たなビジネスの創出や、先端的研究開発等によって得られる知的財産を活用した新産業の創出を促進し、地域の経済活性化や雇用の創出を図る。

（3）環境・エネルギー面の事業環境の向上によるF P D産業等の成長産業の集積

製造プロセスから発生する廃棄物を再資源化するゼロエミッションシステムの構築及びエネルギー自由化と最適利用によるエネルギーコストの低減を実現し、環境・エネルギー面での事業環境の向上によって、F P D産業等の成長産業やものづくり産業の立地を促進する。

本特別区域計画に基づく構想の推進を通じ、新たなエネルギービジネスや環境リサイクルビジネスなど従来我が国にはなかった形態の事業が創出され、本特別区域内における企業の新規立地、創業を実現することにより、地域経済の活性化や地域の雇用拡大に資することが期待される。

また、新エネルギーや分散型電源の普及を指向する各種研究開発プロジェクトの実現を通じ、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、将来の電力自由化に不可欠な電力需給コントロール技術などの実証やノウハウ蓄積を促進することにより、21世紀型エネルギー利活用の研究開発先進地としての地域イメージを確立することが期待される。

【指標値】

本特区内における新規立地・創業企業数 15社（3年間）

本特区内における研究開発プロジェクト実現件数 10件（3年間）

5 特定事業の名称

資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

6 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

環境・エネルギー産業創造特区内において、発電設備を所有する供給者及び当該発電設備から電力の供給を受ける需要家。

7 特定事業の内容

従来、分散型電源や自家発電装置などにより発生した電力を周辺事業所へ供給するためには、特定規模電気事業である場合を除き、電気事業法第17条に基づく特定供給の許可を受けなければならず、これまでその要件は、同法第17条第2項第1号に基づく同法施行規則第21条により、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を有する場合に限定されていた。

本特区計画においては、当該発電設備を共同で維持管理するための民法組合を組織している場合には、県が当該組合の契約を確認し、供給者、需要家及び県の3者で協定を締結することにより、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、本特区内に設置される発電設備を所有する供給者が本特区内に所在する需要家に対して電力供給することを可能とするものである。

こうした措置により、自家発電装置を導入している事業所では、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係がない周辺事業所へ直接電力供給を行うことが可能となる。このことによって、電力需要家のエネルギーコストの削減とともに、バイオマス発電、コージェネレーション発電、燃料電池、太陽光発電、リサイクル発電等発電事業の事業性の向上が実現される。また、こうした分散型電源の普及促進、省エネルギー・新エネルギー対策の推進や温室効果ガスの排出削減、エネルギーの最適利用モデルの実現が図られるものである。

[32] 農村地域工業等導入基本計画 (商工労働部工業振興課)

．経過

昭和46年6月に施行された農村地域工業等導入促進法に基づいて、国は第一次(46～50年度)から第六次(8～12年度)の農村地域への工業等の導入に関する基本方針を定めてきた。

一方、県は農村地域への工業等の導入を図っていく立場から国の基本方針に即し、昭和47年6月に第一次、52年11月に第二次、57年11月に第三次、63年6月に第四次、平成5年6月に第五次、平成9年6月に第六次の基本計画を策定している。なお今後、国の第七次基本方針が公表されることになっており、これに即した第七次基本計画を策定していくものである。

．農村地域工業等導入基本計画の概要(第六次)

1．基本の方針

農村地域への工業等の導入を進めるに当たっては、農村地域における土地利用に関する計画に即して農業と工業等の均衡ある発展をめざし、農村地域工業等導入実施計画の策定、推進等については、次の方針により総合的かつ計画的に進めていくものとする。

- (1) 出稼ぎ、日雇・臨時雇等の不安定兼業農家率の高い、いわゆる安定した就業機会の不足している地域に重点を置いた工業等の導入を進める。
- (2) 地域内発的に産業を育成するという観点から地域に賦存する資源・技術等の資産の活用及び地場産業の技術力の向上に努めるとともに、工業等導入地区の環境改善等により地域の特色をいかした工業等及び農業を支援する機能を有する工業等の導入を進める。
また、新商品の開発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成にも配慮する。
- (3) 近年の企業の立地動向及び立地要因の変化、技術革新の進展、さらには、地域の特性を踏まえて、雇用効果の大きい企業を中心に成長性と安定性のあるものを対象とした工業等の導入に努める。
- (4) 製品の高付加価値化、産業の高度化に資するため、研究、開発部門を持つ企業の導入に努める。
- (5) 労働条件、地域との協調性、環境保全対策等を検討しながら優良企業の導入に努める。
特に若年者の地元就職やUターン等希望者の雇用機会の確保に資するよう、労働条件面等で魅力ある雇用機会づくりに配慮する。
- (6) 既存の工業開発計画との整合性を図りながら、これらの計画との連携、役割分担等を明確にし、効率的な工業等の導入に努める。
- (7) 工業等の導入の広域的推進に当たっては、工業等立地の動向、工業等の立地条件、労働力の需給状況等、工業等の導入の可能性を総合的に勘案しつつ進める。

なお、本計画の対象地域は、青森市、八戸市、三沢市、百石町、下田町を除く62市町村としている。

2．基本計画

(1) 農村地域への工業等の導入の目標

工業等の導入に当たっては、地域の土地利用に関する計画等農村整備の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等環境の保全及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある工業等の導入を図る。

工業等の立地に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用との調整を行った結果、当該地域の農村地域工業等導入実施計画に定められた工業等導入地区において行われるよう誘導する。

工業等の業種については、雇用効果の大きい内陸型業種を中心に成長性と安定性のあるものを対象とする。

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から導入企業と既存企業との交流を促進するとともに、必要に応じて複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業等の配置を進める。

道路貨物運送業、倉庫業等の導入については、流通機能の全国的な展開や物流コスト低減の要請の高まり等の情勢を踏まえ、広域的にみた物流需要等の立地条件面の整備に配慮しつつ、情報システムの整備、流通加工機能の充実等により物流サ・ビスの高度化を図るとともに、工業等と一体的立地の促進に努めるなど、工業等との連携強化や都市との交流促進に努める。

労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された工業等の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるように努める。

(2) 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力需用に対しては、地域農業の担い手の育成、確保に十分配慮しつつ、導入された工業等の特質に応じ農業以外の産業に就業を希望する農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

(3) 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、「ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策要綱」の方向に即し、農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るよう努める。

(4) 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、農業的な土地利用との調整を十分行うものとし、今後とも農業的土地利用を促進することが適当である優良農用地は確保していくものとする。

(5) 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

農村地域への工業等の導入を推進するためには、将来の見通しを的確に把握しながら、農村地域としての環境保全に留意しつつ、産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

ハードな産業基盤の整備

ソフトな産業基盤の整備

生活基盤等定住条件の整備

(6) 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

地域住民の就業の意向について的確に把握し、農業生産の中核的担い手の確保に留意しつつ、農村地域に導入される工業等への雇用を円滑に促進するため、次の施策を実施する。

離農転職希望者等の把握

雇用情報の収集及び提供

職業紹介の充実

農業従事者に対する職業能力開発等の推進

雇用に関する援助

事業主への指導

労働環境の整備

(7) 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るため、次の施策を実施する。

農業経営基盤強化促進対策の促進

農業生産基盤及び農業施設の整備

(8) 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

農村地域への工業等の導入に当たっては、環境基本法等環境関係諸法令に基づき、地域の環境の特性を踏まえ、すぐれた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー・利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適切なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負担をできる限り増加させないよう努めるとともに環境基本計画、青森県環境基本構想等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

(9) その他必要な事項

農村地域への工業等の導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の推進を図るため、近年の工業立地動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で導入を進めていく必要

がある。

工業等導入地区に関する情報等の周知徹底及び立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報、法に基づく企業への優遇措置等について企業等に周知徹底を図るとともに、工業等導入地区への工業等の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。

下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された工業等の円滑な活動を確保するため、財団法人全国下請企業振興協会及び財団法人青森県中小企業振興公社の活用等により地元中小企業の積極的育成に努めるほか、過密公害移転等貸付制度等中小企業に対する立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の誘導、育成を促進する。

農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、新規学卒者等若年者の地元就職及びUターン等希望者の雇用機会を確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

過疎地域等への配慮

農村地域への工業等の導入が過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいかんがみ、工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

地価の安定等への配慮

農村地域への工業等の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。

農業団体等の参画

農村地域への工業等の導入と農業構造の改善とを円滑に行うため、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の参画を図り、工業等の導入の円滑な実施が図られるよう努める。

連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関及び公共職業安定所等の連絡調整体制等の整備に努める。

農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、立地企業のあっせん、実施計画の策定等に関する指導、助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用を努める。

青森県農村工業団地一覽表

(平成15年3月31日現在)

計 画 年 次	工業団地名	所在地	計 画				実 績						残 面 積 の 状 況		
			目 標 年 次	主 体	面 積 (ha)	うち工場 用地面積 (ha) A	立 地 決 定			操 業 中 の 企 業			残面積 (ha)	左のうち 買収済み 面積 (ha)	うち造成 済み面積 (ha)
							企業数	面積 (ha) B	分譲率 (%) B / A	企業数	面積 (ha)	従業者数 (人)			
47	金北地工業団地	六戸町	5	県	100.4	74.3	7	10.2	13.7	5	8.9	228	64.1	64.1	64.1
"	"	黒石市	10	市	8.6	8.2	3	5.8	70.7	3	5.8	467	2.4	2.4	2.4
6	石インダ	"	10	"	26.3	21.8	"	"	"	"	"	"	21.8	"	"
47	七戸山	七戸町	63	町	21.2	19.4	5	5.3	27.3	5	5.3	290	14.1	0.2	"
48	鶴田	鶴田町	16	"	4.4	4.4	2	3.8	86.4	2	3.8	638	0.6	"	"
49	浪岡	浪岡町	12	"	39.8	35.7	16	19.5	54.6	16	19.5	461	16.2	6.8	"
"	田舎館村	田舎館村	1	村	30.0	25.0	27	23.4	93.6	22	21.4	601	1.6	1	0.7
"	常盤村	常盤村	10	"	11.5	10.6	7	5.2	49.1	6	4.7	293	5.4	"	"
6	常盤第2	"	"	"	10.9	9.8	1	9.8	100.0	1	9.8	360	"	"	"
49	上北第1	農工団地	6	町	4.1	3.7	2	3.4	91.9	2	3.4	91	0.3	"	"
3	上北第2	"	"	"	7.8	7.6	2	4.7	61.8	2	4.7	67	2.9	"	"
49	天間林	工業団地	5	村	5.0	4.6	2	2.7	58.7	2	2.7	63	1.9	1.9	"
"	野辺地	"	60	町	108.8	108.8	1	108.8	100.0	"	"	"	"	"	"
"	弘前市	"	10	市	34.1	31.0	8	31.0	100.0	8	31.0	1,839	"	"	"
6	藤代	"	"	"	19.5	15.3	31	14.7	96.1	27	12.2	776	0.6	0.6	0.6
49	東野	"	53	町	3.2	3.0	1	1.5	50.0	"	0.0	"	1.5	1.4	1.4
"	金木町	"	"	"	5.0	5.0	"	"	"	"	"	"	5.0	"	"
"	三沢市	"	5	市	78.1	78.1	1	78.1	100.0	1	78.1	166	"	"	"
"	代川	"	"	"	20.3	17.8	2	5.3	29.8	2	5.3	130	12.5	"	"
"	三漆	"	10	県	60.8	50.0	26	32.6	65.2	24	29.9	1,086	17.4	17.1	17.1
51	三戸第1	"	54	町	5.0	4.0	"	"	"	"	"	"	4.0	"	"
"	"	"	"	"	6.0	5.0	"	"	"	"	"	"	5.0	"	"
6	三第福	"	10	村	18.3	11.2	4	11.2	100.0	4	11.2	637	6.9	6.9	6.9
52	岩地	"	"	"	9.7	6.9	"	"	"	"	"	"	6.9	"	"
53	大岩	"	55	"	2.0	2.0	"	"	"	"	"	"	2.0	"	"
60	葉幡	"	56	"	2.6	2.6	"	"	"	"	"	"	2.6	"	"
"	大鱈	"	1	町	9.0	8.1	6	6.2	76.5	6	6.2	169	1.9	1.9	1.9
63	上第1	"	"	"	7.0	4.6	4	2.7	58.7	2	1.8	133	1.9	"	"
3	上第2	"	7	"	4.6	4.6	1	4.6	100.0	1	4.6	285	"	"	"
1	谷	"	"	"	2.6	2.6	1	2.6	100.0	1	2.6	58	"	"	"
"	南郷村	"	15	村	8.8	8.0	1	2.3	28.8	1	2.3	15	5.7	4.9	2.2
"	五戸町	"	5	町	4.0	4.0	1	2.9	72.5	1	2.9	164	1.1	"	"
"	大畑町	"	"	"	2.2	2.1	1	2.1	100.0	1	2.1	96	"	"	"
3	尾上	農工団地	11	"	11.7	10.0	14	10.0	100.0	14	10.0	270	"	"	"
4	千	工業団地	7	"	10.5	9.5	2	9.5	100.0	2	9.5	194	"	"	"
"	小泊	"	8	村	2.9	1.4	1	0.2	14.3	"	"	"	1.2	1.2	1.2
5	平賀町	"	9	町	7.1	5.5	9	5.5	100.0	8	5.3	322	"	"	"
37	団地	4市16町8村			713.8	626.2	189	425.6	68.0	169	305.0	9,899	200.6	110.4	98.5

[33] 青森県工業振興促進計画

(商工労働部工業振興課)

1. 計画策定の趣旨

本県工業は全国的にみて低位にあり、また、東北地域内でも製造業の集積は最も低く、工業の蓄積や厚みが不足している状況にある。

一方、21世紀を目前にして、工業を取り巻く社会経済環境は、経済のボーダレス化・国内産業空洞化の懸念・急激な技術革新や情報化の進展等大きく変化し、工業振興の転換期にさしかかっている。

このような環境変化に的確に対応し、本県経済発展の大きな役割を果たす工業の一層の発展を図るため、21世紀を目指した工業の基本的発展方向を示し、工業振興の取り組むべき施策を明示する本計画を策定した。

2. 計画策定の時期 平成8年2月

3. 計画の期間

平成8年度から平成17年度の10年間

4. 計画の性格

21世紀に向けて本県工業振興の基本的方向を示し、その実現を図るために必要な施策を明らかにする工業に関する基本方針であるとともに、行政・産業界・関係団体等が一体となって取り組むべき行動計画としての役割を果たすものである。

5. 計画の概要

(1) 本県工業の目指す姿

目標像として「あおもりニューインダストリーの創造をめざして」を掲げ、中長期的将来の本県工業を3本の柱で展望する。

地域ポテンシャルを生かす県工業

- ・ 食品工業等を核として、農林水産業や関連産業との緊密な産業複合(コンプレックス)の形成を目指す。
- ・ 本県が持つ技術・文化特性を活用した特色ある工業の展開を目指す。
- ・ 環日本海・極東との交流等、地理的特性を活かし、国際的に広がる工業の展開を目指す。

トレンドの中で伸びる県工業

- ・ 今後、成長が期待される12分野の中で、生活文化関連、環境関連、医療福祉関連、情報通信関連分野等、取り組みが可能なものを選択し、新産業の創出を目指す。

蓄積の中から芽吹く県工業

- ・ 既に芽吹きつつある企業・産業を伸ばしていくことにより、独自のアイデア・技術を最大限活用した高付加価値型工業を目指す。

(2) 工業振興の基本的方向

「市場対応」「技能水準」「産業組織」「開発政策」「基盤整備」の各面に則し、5本の柱を設定する。

市場創造型産業への発展

- ・ 受注生産型企業から、マーケット発見・創造型経営、

企画販売型企業への転換を図る。

- ・ ニッチ(すき間)志向企業の成長・拡大を目指す。
- ・ 社会トレンドの中での成長分野等に展開する工業の成長・拡大を目指す。

高度技術産業への発展

- ・ 高度技術を支える人材の育成・確保を図る。
- ・ 新テクノロジーの導入や独自技術の開発に取り組む。
- ・ 技術的基礎となる産業技術関連の構築・強化を図る。

緊密な地域産業複合の形成

- ・ 地域産業複合の核として、本県工業の中核業種であり好不況に影響されにくい食料品工業を位置付け、その体質強化と成長・拡大を目指す。

- ・ 関連産業である農林水産業等の蓄積を活用できる企業等の成長・拡大を目指す。

工業開発トライアングルの形成

- ・ 八戸、青森、むつ小川原開発を技術関連や研究開発の面で結びつけるとともに、支援組織のネットワーク化を図る。

- ・ 産学官の強固なネットワーク化を図る。
- ・ 技術交流、情報交流のため、地場企業、誘致企業、工業界のネットワーク化を図る。

新産業基盤の整備

- ・ 国際貿易、物流拠点、高速交通など企業・産業の全国化、国際化を支える産業基盤の整備を図る。
- ・ 都市機能、生活環境と一体となった産業基盤の整備を図る。
- ・ 高度化する情報ネットワークに対応する基盤の整備を図る。

(3) 施策の展開

基本的方向を実現するために必要な工業振興施策として7本の柱を設定する。

地域中核産業・企業の育成

- ・ 食品産業等中核となる産業への総合的な支援体制の確立を図る。
- ・ 新分野進出、新商品開発等積極的経営行動型企業へのソフト、ハード両面からの支援を図る。
- ・ 国際的、全国的な販路開拓や情報収集・分析等のマーケティング機能の強化を図る。
- ・ 経営基盤の強化のため、融資制度等の充実を図る。
- ・ 情報の収集、発信のため情報システムの整備を図り、先端情報技術の活用を促進する。

創造的新規産業の創出

- ・ ベンチャー型企業の育成・支援のため技術、資金等各種支援制度を整備する。
- ・ 成長分野(トレンド産業)に参入・開拓する企業に対し、総合的な支援を図る。

技術・研究開発力の強化

- ・ 公設試験研究機関について、企業化支援・調整機能をはじめ先端的技術研究や産業デザインの調査・開発支援等の機能の整備を図る。
- ・ 企業の研究開発を支援し、技術の高度化を図る。
- ・ 公設試験研究機関を拠点に産学官の連携、共同研究を推進する。

企業を支える人材の育成・確保

- ・ 工業技術に関連する教育機関の整備や研修機会の拡充により、技術系人材の育成を図る。
- ・ 技術革新に対応する中堅実践技術者を養成するため、高度技能者養成拠点の整備を図る。
- ・ 若年者や高度技術者等の人材確保のため、環境整備等の支援を図る。

戦略的企業誘致の推進

- ・ 成長が見込まれ、国内の立地展開が期待できる業種を重点化した戦略的な企業誘致活動を推進する。
- ・ 高度技術工場等への優遇制度の拡充・強化を図る。
- ・ 誘致企業と地場企業の交流等、誘致企業へのフォローアップを図る。

魅力ある工業立地環境の形成

- ・ 工業開発プロジェクトについては、基盤の整備や機能の強化等積極的な推進を図る。
- ・ 企画設計から販売までの完結型や異業種交流型等特色のある工場団地の整備を促進する。

ネットワーク化のための体制整備

- ・ 産学官の連携、産業支援機関の連絡調整、工業界の組織化等、工業振興推進機関の設置を図る。
- ・ 工業振興の各種施策の総合的なコーディネートを行う総合支援機関の整備を図る。

(4) 重点プロジェクト

具体的施策展開の中で、本県において特に重要で、かつ、関連する施策を「重点プロジェクト」として位置付け、その実現を図る。

地域産業複合化の促進

地域集積産業を産業複合化の核とし、重点的対象として施策を集中する。

- ・ ビジョンの策定
- ・ 公設試験研究機関の整備や産学官共同研究等の技術

支援

- ・ 商社機能を持つ支援機関の整備等のマーケット支援
 - ・ 高度情報化支援拠点の整備等の情報支援
 - ・ 研究開発、新分野進出等に対する金融支援
- ベンチャー企業育成支援システムの構築
次世代の青森県工業を牽引するベンチャー企業を創出・育成するシステムを構築する。

- ・ ベンチャー支援機関の整備による間接・直接投資、債務保証、指導等の総合的な支援
 - ・ インキュベータ施設の整備
- 高度技術人材育成コアの形成
技術革新に対応できる革新的研究者、高度技術者等を養成する拠点を整備する。

- ・ 工科系高等教育機関の整備
 - ・ 高度技能者養成拠点の整備
- 産業支援拠点の整備
企業育成支援機能(共同研究開発、技術指導、研修、情報提供等)を備えた産業支援拠点を整備する。

- ・ 弘前オフィスアルカディア内に「(株)弘前産業開発センター」を整備
 - ・ 八戸ハイテクパーク内の「(株)八戸インテリジェントプラザ」の機能の拡充・強化
- 工業振興推進体制の確立

産業界、学界、支援機関等による全県をあげた工業振興推進体制を構築する。

- ・ 産学官の代表や有識者による工業振興推進会議の設置
- ・ 各プロジェクト支援機関の連携を図る産業支援会議の設置
- ・ 民間の自主的調整を図る本県工業界の総意としての一元化した組織の設立

[34] 青森県クリスタルバレイ基本構想

(商工労働部工業振興課)

1. クリスタルバレイ構想策定の意義と目的

(1) クリスタルバレイ構想策定の意義

県における人口の流出抑制、さらには県民の暮らしを安定させるため、地域にふさわしい新たな産業を育成していくことを目的に、自然に恵まれた広大な産業用地を有するむつ小川原工業開発地区に、今後急速な発展が予測されるIT関連産業、当面はフラットパネルディスプレイ（以下FPDと省略）に関連した産業の集積を旨とした構想を策定する。

(2) クリスタルバレイ構想策定の目的

・ 県のものづくりの基盤形成

県の第2次産業構造の転換を図り、21世紀に発展・拡大が見込まれるIT関連産業の育成や他産業のIT化への対応を促進する産業基盤として、また雇用を供給する場として、むつ小川原工業開発地区を活用していく。

・ 新たな産業都市の形成

むつ小川原工業開発地区をエネルギー産業などの大規模な産業基地としての役割と併せ、環境の時代である21世紀にふさわしい豊かな自然環境、あるいは地域社会との融合が図られた都市、先端産業を育む、研究開発・創造、情報発信、居住、あるいはこれらに伴う生活関連の機能を有する都市を形成させていく。

・ 県がリードする産業形成

クリスタルバレイ構想の推進を通し、県や地元自治体自らが地域の将来像を模索し、わが国の産業政策をリードするような産業ビジョン・都市ビジョン等を提示するなど、国や産業界、あるいは世界をも巻き込んだ地域整備を展開していく。

2. クリスタルバレイ構想の基本理念

(1) クリスタルバレイ構想の基本理念

21世紀を迎えた現在、産業政策や地域整備をこれまでのような考え方のもとで実施するのではなく、新たな視点に立ち、新たな考え方で実施していくことが求められている。

そこで、むつ小川原工業開発地区及び周辺地域における政策であるクリスタルバレイ構想の基本理念を、『21世紀型産業政策の新たな展開』としていくこととする。

(2) クリスタルバレイ構想の基本方針

このクリスタルバレイ構想の基本理念のもとで、基本方針を示すと以下のとおりである。

地域の自主性の発揮

地方分権が進展する中で、これまでのように国に依存、あるいは付随した政策を行うのではなく「自らの地域を、自ら考え、自ら取り組んでいく」という自主性を発揮していく。また、地域の個性と創造性を育み、発揮させていく。

地域資源の発掘・再活用

社会条件の変化、価値観の変化あるいは地球環境問題など、20世紀におけるものの考え方は大きく変わりつつある。したがって、21世紀における新たなものの

考え方のもとで、これまで見逃してきた地域資源、すなわち、人、もの、資金、情報等に再度一度目を向け、資源として発掘していくとともに、これまでの資源をも含め、新たに地域のために如何に再活用していくかを探っていく。

グローバルな視点（アジア・世界のなかでの位置づけ）

クリスタルバレイ構想を展開するむつ小川原工業開発地区及び周辺地域は、北緯41度に位置し、北京・イスタンブール・ローマ・バルセロナ・ニューヨークなどの世界の大都市が同緯度に並び、時代は異なっても、多くの人・物・資金及び情報が集まる都市として、歴史のなかで大きな役割を果たした。

したがって、クリスタルバレイ構想にもとづく地域整備にあたっては、アジアのみならず、世界的な視野に立った整備を行う。

産業と自然・人間が共生した新たなまちづくり

クリスタルバレイ構想における地域整備にあたっては、自然環境と人々の居住・生活とが産業集積機能と共生した新たな都市（まち）づくりが求められてくる。

むつ小川原工業開発地区及び周辺地域は、冬の厳しさは若干あるものの、水と緑などの自然に恵まれた地域であり、それらと産業及び人々の生活が調和し、一体となっていくことが重要である。そのためには今後、これまで失われた自然環境の再整備なども行っていく。

3. クリスタルバレイ構想の基本目標

(1) クリスタルバレイ構想の基本目標

クリスタルバレイ構想においては、地域の自主的かつ創造的な新たな考え方のもとに地域資源の発掘と再活用を図り、グローバルな視点をふまえ、自然・産業・人の共生という考え方のもとで、21世紀型の産業都市を形成していくことを目指す。

したがって、クリスタルバレイ構想を推進していく上での基本目標を、『人・産業・地域が調和したまちづくり』とする。

(2) 整備機能と整備内容

クリスタルバレイ構想の基本目標達成のための整備機能及びそのために必要な施策を示すと以下のとおりである。

産業振興機能	企業誘致施策・研究所整備・人材養成機関整備
都市機能	居住環境整備、教育・文化・医療環境整備
産業振興支援機能	交通アクセス整備、物流体制整備、情報インフラ整備

(3) 最終的な整備目標

当面の整備を経て、最終整備として10年先を見込み、以下に示す整備を展開することにより「クリスタルバレイ」を形成させる。

世界的FPD関連研究都市の形成

世界最大の川上から川下までの液晶関連企業の大集積地となるとともに、世界最高水準の液晶関連研究所

と人材養成機関による新製品の開発体制と人材養成体制を兼ね備え、世界的F P D関連研究都市を形成させていく。

液晶関連ミュージアム（博物館）の整備

F P D産業に関わるデータベース機能等（歴史、最先端技術、研究成果等のF P D産業・技術情報に係る博物館機能）を有する情報拠点を整備する。

アジアの頭脳拠点・世界の物流拠点の形成

液晶関連研究所を中心に、液晶産業でわが国への追隨を続ける韓国・台湾・中国を絶えずリードしていくためのアジアの頭脳拠点を創出し、知的情報等の輸出を行っていく。また、液晶製品輸送のためのエア・カーゴ（国際貨物空港）基地を整備し、世界の物流拠点の一翼を担っていく。

新たなアーバンライフスタイル（新都市生活）の形成

産業と自然環境及び人々の生活が共生し、環境への配慮や人間性の回復に配慮がなされた新たな産業都市の形成とそこでのライフスタイルを形成させていく。

4. 整備方針

クリスタルバレイ構想は、長期的な視野に立って整備を展開していく。ただし、F P D関連業界は、急激なスピードで変化しているところからそのスピードに対応した取り組みが必要である。

そこで、可能な限り速やかに順次整備を行うべきであり、特に次のクリスタルサイクルを視野に入れ、研究所や人材育成機関の整備については2004年頃を目途にする。

また、その整備がなされるまでの間においても、既存施設の活用等によるソフト面での対応が怠らないようにする。

(1) 液晶関連企業による100haの工業用地の整備

・これまでの支援措置にとらわれずに、特に、他の都道府県にない支援措置を新たな視点で、個性と創造性の発揮に努めつつ、進出する側の立場に立って展開していく。

・100haを目途に液晶関連企業の集積を図る。

・特に、液晶産業の川上（ガラス等）から川下（パネル等）までフルセットの誘致を進め、クリスタルバレイ構想地域において液晶の原料から最終製品まで全工程が完結できる地域整備を旨とする。

(2) 世界最高水準の液晶関連研究所整備

・F P D先端技術開発に関する世界最高水準を有する施設・設備等を整備し、世界的人材や組織を有する研究機関とする。

・企業、産業界、大学とのネットワークを構築し、先端的かつ実用的な研究開発を進めていくための体制整備を図る。

・民間的手法導入等により、組織として自立可能な体制を旨とする。

(3) 世界を視野に入れた人材養成機関整備

・国際的に不足している液晶分野の技術者を供給する人材育成拠点として、地域のみならず、国際的な産業

支援を展開する。

・液晶生産のための模擬工場を整備し、その工程をシミュレーションすることにより、実践的な技術・技能を修得させる。

(4) 産業振興のためのソフト機能の充実

・液晶関連産業は、今後ますます成長が見込まれ、また、関連波及分野が広く、絶え間なく新製品開発が行われることからベンチャー企業の誕生の可能性も高い。そのようなベンチャー企業の創出に向けたソフト機能の充実に図る。

(5) 自然との共生による居住環境（レイクサイドヒルズ）整備

・水と緑の豊かな自然環境を活かした居住環境を職住近接という条件のなかで整備し、自然との共生を図ったライフスタイルを楽しめる空間などを創造していく（仮称レイクサイドヒルズの整備）。

(6) 交通アクセス・教育・文化・医療等の都市環境整備

・産業及び生活に資する交通アクセスの整備のみならず、働く・住む・学ぶ・憩う・集うにかかわる人々が快適に暮らせる都市機能に関連する施設等を整備する。

5. クリスタルバレイ構想における当面の整備内容

ここでは、クリスタルバレイ構想の当面の中心課題となる産業機能について、具体的開発区域を100haと想定して、それにかかわる整備の推進に向けた検討を行う。

(1) 産業振興機能の整備内容

対象企業（産業）

F P D産業の川上から川下までのフルセット（ガラス、フィルム、液晶材料、ITO膜、CF、バックライト、LCDドライバー、パネル組立）さらにはメンテナンスやリサイクル関係も想定する。

当面の雇用規模

当面の整備規模を以下のように想定し、それに伴う雇用は、以下のとおりである。

・事業所数；10～15事業所（ガラス、フィルム、液晶材料、ITO膜、CF、バックライト、LCDドライバー、パネル組立）

・全敷地規模；1,000,000 m²

・全延床面積；200,000 m²（敷地規模の20%と想定）

・設備投資額；2,000億円（建物/設備/装置；100万円/m²と想定）

・雇用者数；約5,000～6,000人（内技術者2割1,200人）

当面の生産額・出荷額等

当面の年間出荷額を2,400億円と想定する。

（パネルメーカーの過去5年間の設備投資額と年間売上額の関係より想定）

研究所の整備

世界的F P D産業の中心となりうるようなF P Dにかかわる先端的な研究開発の場、優秀な研究者を輩出するような地域となることを旨とし、その核となる研究機関として整備する。

研修センターの整備

企業立地上の大きな課題の一つである技術者の確保を支

援することを目的に企業ニーズに対応した技術者の養成、再教育の場となる実践的研修機関として整備する。

また、日本人だけでなく、海外からの研修生を受け入れ、世界へ人材を輩出するとともに当センターを起点に世界からFPDに関心のある人や、企業が集まってくるような役割を果たすことを目的とする。

(2) 都市機能整備の内容

産業立地等に伴う居住機能整備の方向

構想推進区域への研究機能・研修機能の配置及び産業の進出に伴う研究員・従業員等の居住にかかわる整備量を見ると以下のとおりである。

世帯員の構成

(単位:人)

区分	家族・世帯	雇用者数	新築戸内居住者数	村内居住割合想定	居住人口	世帯人員数
技術者	家族世帯	600	420	7割	1,470	3.5
	単身世帯(単身赴任含む)	600	540	9割	540	1.0
オペレーター(作業員)	家族世帯	2,400	1,680	7割	5,880	3.5
	単身世帯	2,400	1,440	6割	1,440	1.0
計		6,000	4,080		9,330	9.0

必要住宅数、住宅量

世帯区分	世帯数	居住形態	戸数	宅地需要(グロ)	集合住宅割合想定
家族世帯	2,100	戸建住宅	1,260	63ha	4割
		集合住宅	840	17ha(7/10)	
単身世帯	1,980	集合住宅	1,980	6ha	1.0割
計	4,080	4,080	4,080	86ha	-

都市機能整備に伴う居住機能整備の方向

新たな都市機能の整備に伴い居住機能の整備を行う。

六ヶ所村内に居住機能を含めた都市機能の配置については、新市街地を予定しているB住区及び多機能複合型の新都心づくりを旨とす尾駱レイクタウン周辺をはじめとし、既存市街地を含めて都市機能の役割分担や配置等の検討を行っていく。

(3) 産業振興支援機能整備の内容

道路

- 六ヶ所村と県の中核都市である青森市・八戸市を結ぶ東北縦貫自動車道八戸線の早期建設促進を図る。
- 東北縦貫自動車道八戸線と接続し、下北半島の物流、人的交流の大動脈となる下北半島縦貫道路の早期建設促進を図る。

港湾

- 将来的なクリスタルバレイ構想地域の自由経済特区も視野に入れ、むつ小川原港における海外との貿易・物流機能に対応できるよう、5万トン級の貨物船が係留可能な港湾機能の拡充を進めていく。

空港

- 三沢空港、青森空港の旅客運送のみならず、貨物運送等の機能充実を図る。
- むつ小川原工業開発地区の広大な土地を活用し、アジアの物流拠点となりうるような国際貨物空港(エア・カーゴ)整備の可能性を検討する。

電力

- 安価で安定した電力の供給を官民あわせて推進していく。
- 立地企業の操業に際し、電力供給のリスクに対応できる電力供給体制の整備を図る。

工業用水

- 当面、1万m³まで対応可能な地下水からの工業用水供給体制の整備を図る。
- 給水単価は、通産省で指導している小規模工業用水事業の基準単価である45円/m³となるような事業計画に沿って進める。

情報インフラ

- 立地企業などの高度情報化を支援するため高速大容量の情報通信基盤の整備を図る。
- 光ファイバーケーブルの敷設、ギガビットネットワークの整備など情報通信基盤の整備・拡充を図る。

その他

むつ小川原工業開発における産業立地プロジェクトとして、エネルギー関連施設・産業の集積も有効と考えられることから、サハリンの天然ガス供給基地の建設及びむつ小川原石油備蓄基地の増設を国に働きかける。

6. クリスタルバレイ構想推進のための役割分担等

(1) クリスタルバレイ構想推進における役割分担

行政機関に期待される役割

- 県、村の各行政機関は、クリスタルバレイ構想の趣旨を理解し、それぞれの所管する事業について、円滑な推進を図るための取り組みが求められる。

- 特に、むつ小川原工業開発地区における経済特区の実現については、県、村それぞれが引き続き検討を行う必要がある。

- また県においては、庁内関係各部局の連携を密にし、一丸となって取り組むほか、国、村などの他の行政機関や、民間企業との連携を図り、地域における総合的な調整役としての機能を発揮していくことが必要である。

- さらに、行政の弊害として、しばしば指摘される縦割り行政の壁を乗り越え、進出する企業にとっての、窓口一本化体制の整備を図る必要がある。

- 六ヶ所村においては、工業団地の整備にとどまらないあらゆる都市機能の整備の主役としての役割を認識し、自然と人間の共生による新たなまちづくりを進めていくことが必要である。

民間企業に期待される役割

液晶関連企業においては、共に手を取り、世界水準のFPD関連研究都市を整備していくのだ、という高い理想と強い意気込みで、1社でも多くこの夢あふれる舞台に登場してもらいたいと考える。

立地企業以外の民間企業の役割も、居住環境の整備をはじめ非常に大きい。国内はいうに及ばず、世界にも例のない21世紀型の新たなまちづくりを行っていく、という高い志のもとに積極的な参画が期待される。

地元産業界に期待される役割

液晶企業の進出に伴う周辺企業としての役割をはじめ、居住環境の整備、新たなまちづくり等地元産業界に期待される役割は大きい。本構想の趣旨である地元産業界の観点から、大きなビジネスチャンスとして捉えて積極的な参画を強く望むものである。

(2) 構想の実現に向けて

経済特区への対応

中長期的には、沖縄特別自由貿易地域並みの優遇施策が講じられるような状況を目指す。あわせて、八戸港の輸入促進地域（FAZ）の活用を含め総合保税地域制度等の利用可能性についての検討が必要である。

企業誘致策の展開

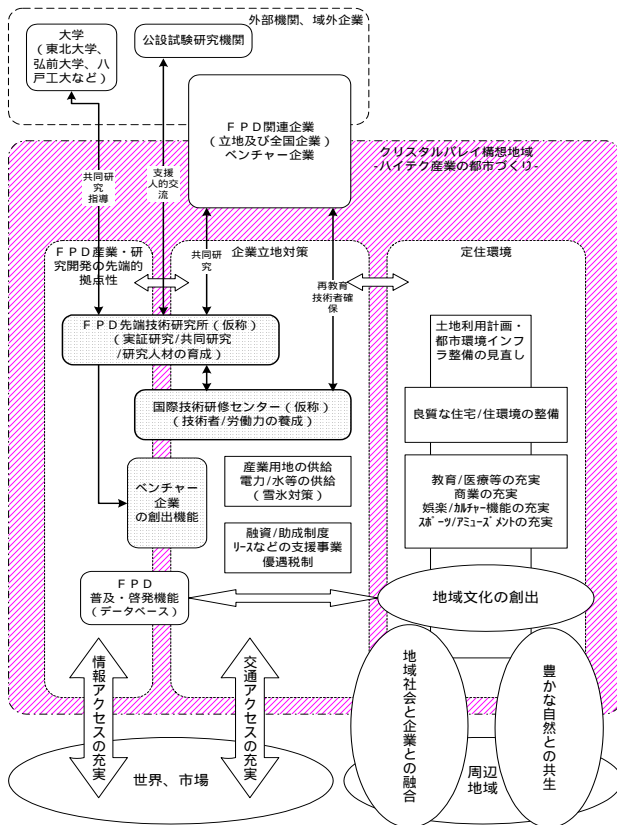
全国初の、進出側の意向に沿って工場等を建築しリースするオーダーメイド型貸し工場制度に加え、他の都道府県にない視点、新たな創造性あふれる考え方による進出側の立場に立った思い切った施策の展開が必要である。

あわせて、企業誘致を強力に推進するために、研究所及び人材養成機関の整備は不可欠である。

フォローアップ

クリスタルバレイ構想の実現に向けて、県は、国、隣接市町村及び関係団体等との連携を図りつつ取り組みながら、環境変化等に対応して必要に応じてローリングを行い、構想の趣旨に沿った的確なフォローアップを実施していく必要がある。

《クリスタルバレイ構想の全体フレーム》



[35] 青森県産業科学技術振興指針 (商工労働部新産業創造課)

1. 策定の趣旨

平成9年2月に策定した新青森県長期総合プランにおいて、新たな産業フロンティアの創造のための総合的な施策展開の一環として産業科学技術に関する基本的かつ総合的な指針の策定を掲げた。これを受けて、21世紀の青森県産業の未来と青森県らしい豊かな生活に貢献する科学技術(=「産業科学技術」と表現)の振興を図るための基本的な推進方策として青森県産業科学技術振興指針を平成10年12月に策定した。

2. 指針の目標年次 平成18年度(2006年度)

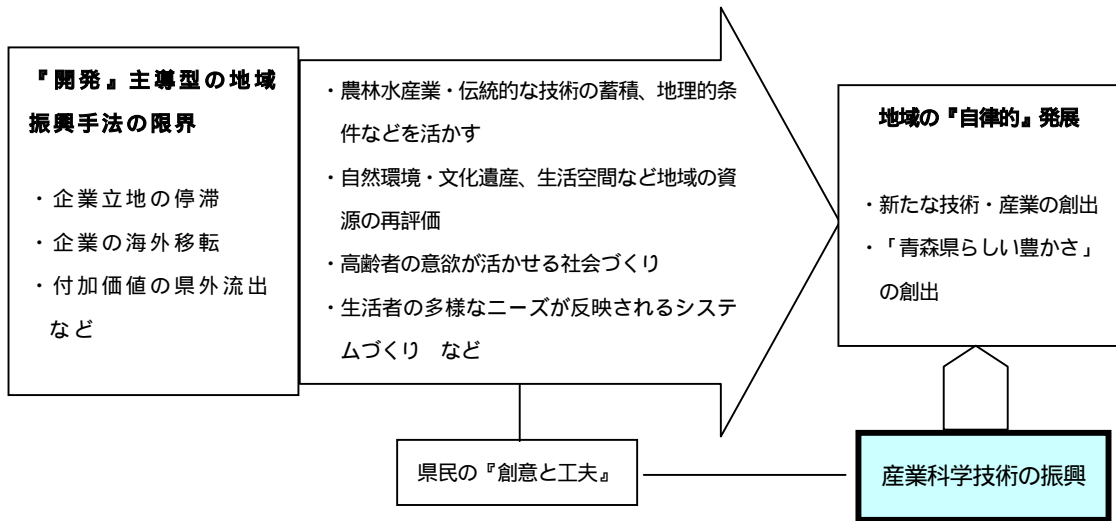
3. 基本的考え方

本県の自律的發展をめざしていくためには、青森県の特長や可能性を活かした新たな技術・産業の創出を図ることが必要であり、そのためには、県民すべての「創意と工夫」を結集する仕組みづくりが重要である。

また、県内3市を中心とする地域に分散してきた産・学・官の機能を結び付けるとともに、産業や地域、県民の多様なニーズに対応できる総合的な支援体制をつくっていくことが必要である。

以上の基本的な考え方に基づく施策を展開するため、県内に埋もれている研究シーズ(研究の種)を結び付けることを意味する「知恵の輪」づくり、蓄積している技術を結び付ける「技の輪」づくり、豊富な人材を結び付けることを意味する「人の輪」づくりの3つの要素を基本理念として掲げている。

図-1 これからの地域振興の考え方



4. 産業科学技術のめざす方向

(1) 青森県産業の未来に貢献する

21世紀の青森県産業は、青森県の特長や可能性を最大限に活かした「内発型」のものを中心とする必要がある。

このため、農林水産業に関する生産技術の研究開発を進めるとともに、地域の「資源」の付加価値を高める新たな技術・製品の創出をめざす。また、青森県経済の新たな牽引力になってきている情報関連産業等の「先端技術」の分野においても、より高度な技術・製品やサービスの創出をめざす。

(2) 県民のより豊かな生活に貢献する

物質的な豊かさに加えて、環境、文化など地域の資源の再評価や、新たな福祉システムづくりなどを通じて、「青森県らしい豊かさ」を追求していくことが大切であり、県民の生活者ニーズの高度化・多様化に対応した、より質の高いシステムづくりを進めるため、健康・福祉、生活関連の分野などで、新たな技術・産業の創出をめざす。

5. 重点研究開発分野と主要施策

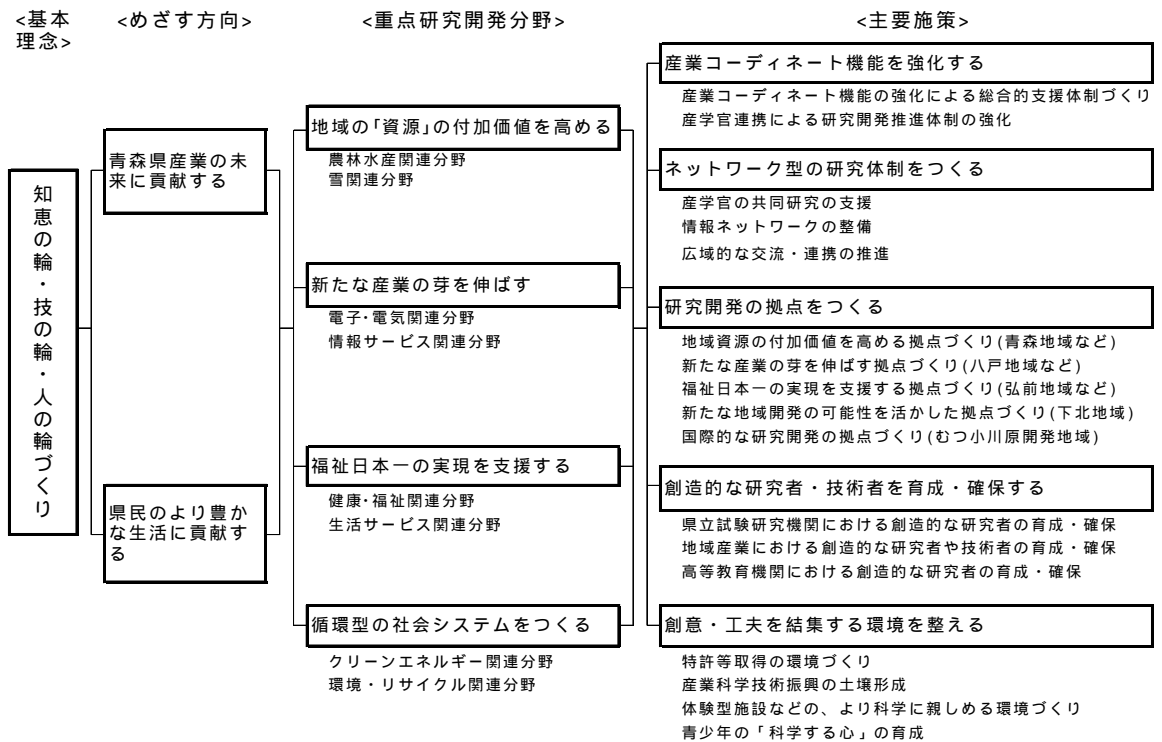


図-2 研究開発拠点イメージ

青森地域

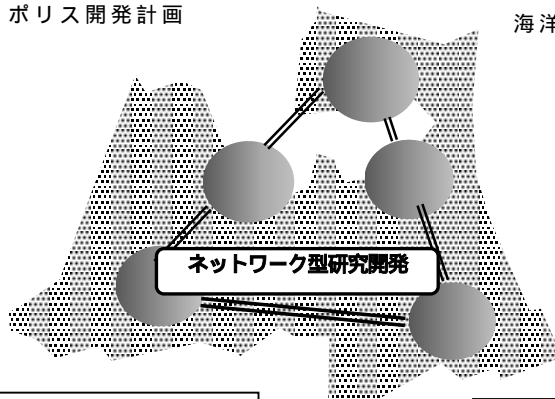
(財)21 あおもり産業総合支援センター
青森大学
県工業総合研究センター
農林総合研究センター など

地域資源の高付加価値化
青森地域テクノポリス開発計画

下北地域

ふるさと食品研究センター
下北ブランド研究開発センター
海洋科学技術センターむつ事務所
日本原子力研究所むつ事業所 など

地域開発の可能性
下北ブランド創出拠点
海洋の研究開発拠点



むつ小川原開発地域

原子燃料サイクル施設
(財)環境科学技術研究所
先導的研究開発プロジェクト
の誘致・導入

国際的研究開発拠点
むつ小川原開発

弘前地域

(株)弘前産業開発センター
弘前大学
県工業総合研究センター弘前地域技術研究所
など

福祉日本一
オフィスアルカディア構想

八戸地域

(株)八戸インテリジェントプラザ
八戸工業大学
県工業総合研究センター 八戸地域研究所
ふるさと食品研究センター など

新産業の芽
頭脳立地計画

[36] 青森県文化観光基本計画

(文化観光部文化観光推進課)

1. 計画期間等

- (1) 策定期間 平成 11 年 3 月
- (2) 計画期間 平成 11 年度～平成 20 年度(10 年間)
- (3) 基準年度 平成 9 年度
- (4) 目標年度 平成 20 年度

2. 趣旨及び目的

観光は、人と人との交流や文化と文化との交流による人づくり、さらには、地域文化の再発見や新たな魅力の創造を通じて地域づくりに貢献するとともに、産業としては、他の産業分野への波及効果や新たな雇用の創出につながる可能性が高く、21 世紀のわが国の基幹産業として発展することが期待されている。

本県は、このような観光の意義や時代背景を踏まえ、観光関連産業の振興による経済・文化の活性化を推進すべく、21 世紀の新たな観光の姿として「文化観光立県」を宣言した。

文化観光立県を実現するためには、宣言の趣旨を県民が広く認識し、積極的かつ着実な取り組みが必要であることを踏まえ、今後の推進に向けた基本方向と、その基本施策を明らかにするために、「青森県文化観光基本計画」を策定したものである。

3. 基本計画の性格

- (1) 新青森県長期総合プランを上位計画とする文化観光部門計画として、文化観光立県推進の方向と、その基本施策を明らかにするものである。
- (2) 県における文化観光行政の基本指針として、総合的、計画的な施策の推進を確保するものである。
- (3) 文化観光立県を推進するためには、県民総参加の取り組みが求められることから、県民一人ひとりが自主的に参加・活動する際の指針として、また、市町村や各関係団体、観光事業者へは、県との一体的な施策の推進を期待するという性格を併せ持つものである。

4. 文化観光振興の基本方向

(1) 文化観光立県の基本理念

21 世紀の新たな観光の姿として、青森県を訪れる人々に知的充足感、心の豊かさ、感動を与える、文化性を重視した観光を目指す。

県民一人ひとりがふるさとの自然や文化を見つめ直し、自分たちの住むまち、そして青森県を訪れる人々を、自信と誇りをもって、温かく迎える意識を高める。

先人の残した豊かな自然、文化遺産に感謝しつつ、人と人とのふれあいや文化と文化との交流を通して感性と創造性を高め、未来を切り拓いていくことを志す。

(2) 県民運動の展開

文化観光立県を推進していくために、本県を訪れる人々が、地域住民とふれあい、自然に親しみ、歴史や文化に触れることができる環境づくりに、県や市町村、観光関係団体等が主体的に取り組むとともに、県民一人ひとりが自発的な心をもって参加・活動する。

このような環境づくりは、本県のイメージアップと誘客に効果的であることから、県民運動として展開することが重要であり、「自然環境を大切に(エコロジー)、環境の美

化をすすめる(クリーン)、観光客を温かくもてなす(ホスピタリティ)」などを主な運動として、既存の社会参加活動との連携を図りながら重層的に展開する。

5. 施策の基本方向とその基本施策の概要

文化観光立県の基本理念に基づき、5 つの基本方向により文化観光振興の取り組みを展開する。

感動と知的充足感を与える文化観光

本県の歴史・文化資源及び自然資源のイメージアップ、演出の工夫、さらには、芸術文化の振興や新たな観光魅力の掘り起こしに努める。

本県には縄文遺跡をはじめ数多くの歴史資源があり、また、郷土色豊かな祭り、郷土料理、地場産業などが各地にある。

しかし、そうしたものの多くは十分活用されているとはいえ、今後、それぞれの価値、魅力を引き出すための的確な整備・演出の工夫が必要とされる。

また、自然の魅力をさらに高め、その魅力を観光客が十分心で感じることができるよう、ソフト・ハード面での受入体制を整えることが大切である。

例えば、「春もみじ(紅葉)」等自然の恵みを活かし、それに短歌・俳句などの文化性を加え、本県の文化観光資源として全国に情報発信する施策を展開する。

快適さとゆとりを与える文化観光

障害者、高齢者はもちろん国内外から本県を訪れるすべての人々が、快適に、楽しく本県を巡ることができるように、観光関連施設や案内ガイド機能等の環境整備に努める。

本県の優れた歴史・文化資源、自然資源の魅力を観光客に十分味わってもらうためには、安全で快適に、ゆとりを持って本県を旅行できるよう環境整備に努める必要がある。

交通アクセス、観光ルート及び観光案内機能の整備はもちろんのこと、観光案内・ガイド機能の整備として、地域観光ボランティアガイドの育成、そのネットワーク化を推進する。

また、観光客が気持ちよく本県を周遊できるように、観光地のみならず、住宅街や沿道にゴミのない環境づくりを推進する。

憩いと安らぎを与える文化観光

宿泊・滞在を促進するために、温泉観光地、自然休養地、農山漁村、都市観光地など、それぞれの特色ある魅力づくりに努める。

宿泊・滞在客が安心して気持ちよく散策できる、情緒にあふれた温泉街づくりや、自然休養地、農山漁村地域の観光レクリエーション体験・滞在機能の拡充など、観光客が気持ちよく安らぎ、それぞれの地域ならではの雰囲気にとったり、地域の人々とふれあい、交流できる環境づくりを推進する。

また、魅力ある都市づくりの一環として、都市において憩い、様々な楽しむことができるよう、多面的な都市観光魅力の創造と国際的、全国的な各種コンベンションの誘致・受入体制の整備を促進する。

訪れる人々を温かく迎える文化観光

県民一人ひとりが、ふるさとの自信と誇りをもって、訪れる人々とのふれあいを大切に受入体制の充実に努

める。

本県への誘客を促進するため、本県の魅力をイベント展開やキャンペーン等様々な方法を通じた積極的かつ確かなPRを展開する。

また、本県特有の文化観光の魅力は、海外から訪れる観光客にも十分アピールするものが多く、そうした魅力を今後、海外に積極的にPRするとともに、本県を訪れた外国人観光客が安心して県内を旅行できるよう、広範にわたる受入体制の整備を促進する。

そして、国内外から本県を訪れた観光客に、再度、再々度の来県を期待するには「温かく迎え、気持ち良く帰っていただく」ことが何より重要となる。そのために、観光関連業界の関係者はもちろん、県民ぐるみで温かいもてなしの心の醸成に努める。

観光産業を活性化させる文化観光

観光産業の魅力づくりと他産業との連携強化を進め、観光産業の基盤強化に努める。

文化観光の振興効果を県内に広く波及させるためには、観光産業自体の魅力づくりを通して観光産業の活性化を図ると同時に、観光産業と他産業との連携を推進する。

また、観光客の入り込みが落ち込むオフシーズン対策として冬季観光を積極的に推進し観光産業の基盤整備の強化を促進する。

6. 県民総参加が基本の「文化観光立県」

県内の市町村や民間には観光に力を入れているところが

たくさんある。「文化観光立県」は県だけが進めるのではなくて、市町村や民間と一緒にやっていくことに意義がある。

(県民への期待)

文化観光の振興は、県産品の消費拡大や雇用の創出、文化性の高まりという、県の経済や文化の活性化を促すことにより、生き活きとした地域づくりや人づくりにつながることを、県民一人ひとりが認識し、「もてなしの心」をもって、観光客を温かく迎えるために自発的に参加・活動することを期待する。

(市町村への期待)

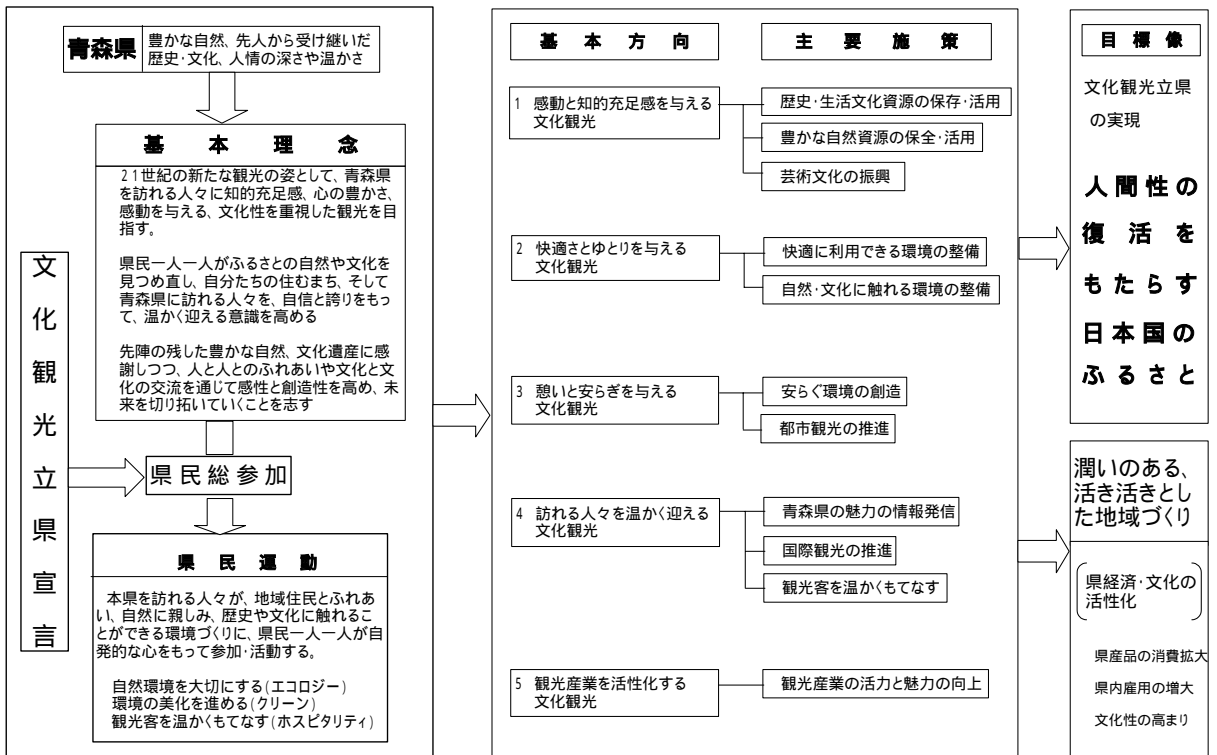
地域に密着した観光振興の担い手である市町村には、これまで以上に地域資源の魅力を最大限に活かした観光地づくりを期待する。

また、地域の観光・商工・農業・漁業団体等の各種団体や地域住民との連携を強化し、地域のイメージアップと観光誘客につながるイベント開催等の促進を期待する。

(民間への期待)

観光関係団体、観光事業者は、観光客への直接的なサービス提供者であると同時に、観光振興の主たる担い手として重要な役割を果たす立場にある。これまで以上に観光関係団体等が自ら、観光客への歓迎の意を表し、「もてなしの心」あふれる接客サービス等ホスピタリティの向上に積極的に取り組むことを期待する。

青森県文化観光基本計画の推進フロー



[37] 青森県地域新エネルギービジョン

豊かな自然で創る青森のエネルギー、今・未来

(商工労働部資源エネルギー課)

廃棄物熱利用

クリーンエネルギー自動車

コージェネレーション

1. 背景と目的

近年、化石燃料の消費に不可避免的に発生する二酸化炭素の大気中濃度増加が地球温暖化の主要要因とされ、環境問題として顕在化している。また、我が国はエネルギーの大部分を海外に依存し、自給率は2割程度にとどまり、極めて脆弱なエネルギー供給構造となっている。

これらへの対応の一つとして、太陽エネルギーの発電への利用といった新エネルギー利用等は、環境負荷が小さく、潜在的に大きな供給力を担う可能性があり、地球環境対策の観点からも、エネルギー安定供給の確保の観点からも有効と考えられる。

このため、国においては、新エネルギー導入促進のため、「新エネルギー導入大綱」(平成6年12月)、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成9年4月)を制定し、政府をあげての取り組みに加え、地方公共団体等の地域レベルでの取り組みへの期待を示した。

県では、このような国の方針と呼応するのみならず、地域新エネルギーの導入により環境に優しい県土づくりを主体的に行い、更には地域資源でもある地域新エネルギーの多面的活用により「未来力あふれる社会」の実現を目指す観点から、地域新エネルギーの計画的で積極的な導入を図ることとし、平成12年2月に「青森県地域新エネルギービジョン」を策定した。

2. 性格及び目標年次

本ビジョンは、青森県における地域新エネルギー導入の基本的な指針として、県民、事業者、市町村及び県のすべての主体が、その理解と協力の上に立ち、一体となって導入を進めていくことについて、2010年度(平成22年度)を目標年次とした。

3. 導入方向

地域新エネルギーの種別毎の特性、青森県における賦存状況や地域新エネルギーを取り巻く状況等を踏まえながら、地域新エネルギーを以下のとおり3つに区分した上で、種別毎の方向性を定める。

(1) 重点導入を図る種別

技術的に実用レベルあるいは一般的な普及レベルにある種別については、コスト面での課題の解消を図るなどにより導入が可能である。そのため、以下の種別については、重点導入を図っていく。

太陽光発電
太陽熱利用
風力発電
廃棄物発電

(2) 調査検討を図る種別

技術的には研究開発段階、あるいは一部実用化されているが、未だ普及に多くの課題を残す一方、賦存状況や産業経済の状況等の地域特性を踏まえると積極的に導入を図っていくべき種別であり、以下の種別については、まず調査検討を行った上で、順次事業具体化を図っていく。

バイオマスエネルギー
雪エネルギー
地熱エネルギー
中小水力発電

(3) その他の種別

燃料電池、温度差エネルギー及び海洋エネルギーなどは、賦存状況や導入分野の広がりから将来的には導入が期待される有望な種別であるが、国等において未だ研究開発段階にあることから、青森県での将来的な導入を念頭に、積極的な情報収集に努める。

4. 導入目標

青森県における2010年度地域新エネルギー導入目標量

種 別	導 入 現 況		導 入 目 標	
	エネルギー量(原簿換算)	エネルギー量(原簿換算)	エネルギー量(原簿換算)	エネルギー量(原簿換算)
狭義の新エネルギー	太陽光発電	440kw 84 (0.04%)	30,000kw 5,732 (1.31%)	
	太陽熱利用	38,714m ² 2,671 (1.21%)	285,000m ² 19,661 (4.50%)	
	風力発電	6,030kw 3,438 (1.56%)	300,000kw 171,033 (39.17%)	
	廃棄物発電	1,300kw 1,511 (0.69%)	23,000kw 26,730 (6.12%)	
	廃棄物熱利用	3,920k 3,920 (1.78%)	5,000k 5,000 (1.15%)	
	黑夜廃材	642,750t 208,459 (94.72%)	642,750t 208,459 (47.75%)	
	合 計 (構成比) (一次エネルギー供給比)	220,083 (100.00%) (2.70%)	436,615 (100.00%) (5.25%)	
新広義のエネルギー	コージェネレーション	91,289kw	96,000kw	
	クリーンエネルギー自動車	223台	35,000台	

5. 導入促進のための取り組み

県民、事業者、市町村及び県のそれぞれの主体がその役割を認識し、より一層導入促進への取り組みを図ることが必要である。

(1) 県民

家庭での積極的な導入

- ・ 太陽光発電システム
- ・ 太陽熱利用システム
- ・ クリーンエネルギー自動車

知識習得と啓発

- ・ 新聞、テレビ等の広報媒体の活用
- ・ 各研修会、シンポジウムへの参加

他主体への協力

- ・ 地域新エネルギーに関連する商品の購入
- ・ 施策提言を含めた行政施策への理解と協力
- ・ NPO(民間非営利団体)等への参加と協力

(2) 事業者

事業所等への積極的な導入

- ・ 太陽光発電システム
- ・ 太陽熱利用システム
- ・ コージェネレーションシステム
- ・ クリーンエネルギー自動車

工場廃熱利用

新規事業の展開

- ・ 青森県の地域特性を活かした関連機器の製造・販売、調査開発等

知識習得と啓発

- ・ 従業員の各種研修会、シンポジウム参加

他主体への協力

- ・ 見学等地域新エネルギー施設の開放や施策提言等行政施策への理解と協力
- ・ NPOの活動に対する参加と協力

(3) 市町村

公共施設への率先導入

- ・ 学校、公園、運動施設へ太陽光発電システム、風力発電、コージェネレーション等の設置
- ・ 福祉施設等へのソーラーシステムの設置
- ・ クリーンエネルギー自動車(公用車、公営バス、廃棄物運搬車等)

- ・ 一般廃棄物の焼却施設における廃棄物発電、廃棄物熱利用

普及啓発活動

- ・ 広報誌等への掲載やパンフレットの配布

- ・ 研修会の開催と住民への情報提供

支援制度の検討

導入促進の計画策定等

(4) 県

県有施設等への率先導入

- ・ 庁舎等の県有施設へ可能な限り導入
- ・ 県が管理を行っている施設への情報提供や指導・助言(学校、自然公園・都市公園、漁港、港湾施設等)

支援制度の創設・強化

- ・ 高コストが指摘される太陽光発電システム等のモデル的な取り組みに対して設置経費や調査経費等の助成制度創設

- ・ 市町村に対する支援・助言体制の充実・強化
調査検討の実施

一部実用化レベルにあるものの、導入のための条件整理等が必要な以下の種別について調査検討を行う。

- ・ バイオマスエネルギー

- ・ 雪エネルギー

- ・ 地熱エネルギー

- ・ 中小水力発電

研究開発の展開

の結果をも考慮し、県において研究開発が可能な種別について取り組む

普及啓発の充実・強化

6. 導入推進体制

- ・ 県においては、関係課で構成する「地域新エネルギー導入推進連絡会議」を組織し、連携を強化し取り組んでいく。

- ・ 県民、事業者、市町村及び県の各主体が、国等の関係機関、NPO・NGO等の民間組織との有機的な連携を通じて取り組むことのできる仕組みづくりの検討を進め取り組んでいく。

[38] 青森県雇用創出推進プラン

(商工労働部 労政・能力開発課)

基本理念：「新世紀・青森の魅力的で多様な雇用機会の共創」

序 プラン策定の趣旨

青森県の産業振興を雇用の創出と安定という視点から捉え、中長期的視点に立った雇用対策の方向性とその手段を明らかにする「青森県雇用創出推進プラン」を策定する。

役割

県が進める雇用対策の行動計画
県民や企業、関係団体等の活動指針

期間

平成13年度を初年度とし、平成18年度を目標年度とする。

第1章 産業と雇用を取り巻く社会経済環境

1 社会経済環境の潮流

経済のグローバル化、規制緩和の進展
少子高齢化の進展
IT化の進展 等

2 雇用環境の動き

高失業率社会への懸念
労働力需給のミスマッチの顕在化
終身雇用、年功序列型賃金制度等雇用慣行の変化 等

第2章 青森県の産業と雇用の姿

1 本県の産業と雇用状況

(1) 産業構造の特色

- 1) 全国と比較して約3倍のウェイトを持つ農林水産業
- 2) 伸び悩む製造業の集積
- 3) 食料品製造業に特化した産業構造
- 4) 好調な伸びを示すサービス業
- 5) 全国を8ポイント上回る中小企業従業者
- 6) 昭和61年以降減少を続ける事業所数
- 7) 伸び悩む企業誘致

(2) 就業構造の特色

- 1) 減少に向かう就業者数
- 2) 就業者の急速な高齢化
- 3) パート中心ながらやや明るさが見える新規求人

(3) 雇用環境の特徴

- 1) 恒常的に低い有効求人倍率
- 2) 若年層に顕著な転職希望
- 3) 進まない企業の障害者雇用
- 4) 格差の大きい賃金
- 5) 一進一退の全国との労働時間格差
- 6) 恵まれた通勤環境
- 7) 日本一の出稼ぎ県

2 労働力人口の見通し

3 実態調査から見た本県の雇用状況と人材等の特色

(1) 本県の雇用状況

- 1) 企業から見た本県の雇用状況
- 2) 勤労者から見た就労状況
- 3) 若年者から見た就労状況

(2) 本県の人的特徴

第3章 本県の雇用の課題

新規事業や起業化への取組を通じた新規雇用の創出
積極的な事業展開、経営革新に取り組む産業・企業活動に

よる雇用機会の安定

県民の能力開発促進等人材の質的向上

地域内の人材育成システムの充実

長時間・低賃金労働の解消

若年者の職場定着の促進

障害者雇用の促進

女性の職域拡大の促進

高齢者の雇用機会の確保

出稼ぎ者の地元での雇用機会の充実

第4章 基本理念

1 基本理念「新世紀・青森の魅力的で多様な雇用機会の共創」

2 テーマ

- (1) 県民等の自覚と責任のもとでの連携による、雇用システムの改革への取組
- (2) 意欲的な勤労者と活力ある企業が相乗効果を発揮することによる、魅力的な雇用機会の創出
- (3) 持続的に発展する企業・産業活動のもと、多様性とゆとりでの「職」の創出

3 それぞれに期待される役割

(1) 県民

1) 勤労者

- ・自らの能力開発への積極的な取組
- ・社会経済活動への積極的な関わり

2) 地域・家庭

- ・若年者や障害者の意思を尊重した適切な助言や支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域や家庭における職業意識形成への取組

(2) 企業

- ・地域社会の一員としての自覚と責任の発揮
- ・長期的視点に立った人材重視の取組
- ・活力ある経営の推進による、雇用創出
- ・労働条件の改善への積極的な取組 等

(3) 行政・教育

1) 行政

・プランの普及啓発

- ・県民、企業、関係団体等の取組への支援

- ・県民、企業、関係団体等の相互連携におけるコーディネート的な役割の発揮 等

2) 教育

- ・学生・生徒の意思を尊重した就職指導

- ・社会経済環境の変化に対応した望ましい勤労観、職業観の育成

(4) 関係団体

1) 経済団体

- ・企業や経営者の意識改革や前向きな取組に対する指導、リーダーシップの発揮

2) 労働団体

- ・労働者の意識変革と能力開発に対する働きかけと支援

3) 障害者団体、高齢者団体、女性団体等の関連団体

- ・専門的ノウハウを活かした、県民や企業の取組に対する支援 等

第5章 雇用の安定確保のための方向等

1 雇用の安定確保のための視点

2 勤労者の多様な働き方への対応

- ・能力開発の推進と円滑な労働移動
- ・パートや派遣労働等の安定化
- ・勤労者福祉対策の推進

- ・仕事と家庭との両立支援対策の推進
 - ・労働条件の改善対策の推進
- 3 人材別の雇用の安定のための方向と方策
- ・若年者 ・障害者 ・女性 ・高齢者 ・出稼者

第6章 雇用の創出のための方向等

- 1 雇用創出の視点
- 2 重点推進産業分野
 - 情報通信関連（液晶等情報通信機器、ソフト等）
 - 農林水産業（地場産業含む）を核に食品製造、観光等を含む六次産業化
 - 観光・交流関連産業（歴史・文化的資源の活用）
 - 医療や健康福祉関連（人主体の対個人サービス）
 - 基盤的技術関連（電気・電子機械、金属加工等の地場、既存産業）
 - 環境・リサイクル関連（電気・精密機械、対事業所サービス）
- 3 雇用創出の方向と方策
 - 人材育成による人的ポテンシャルの向上
 - 県外からの人材の誘致
 - 戦略的な優遇制度による企業誘致の推進
 - 起業家を育てる社会システムの構築

- 起業家支援体制の整備
- 既存企業・産業における新規事業への挑戦
- 地場産業を初めとした既存産業の高付加価値化
- コミュニティビジネスやNPO、SOHO等の充実
- 公的機関等によるアウトソーシングの推進
- 企業経営の安定・発展
- ミスマッチの解消による円滑な雇用の移動（雇用の安定ともリンク）
- やりがいの持てる職場環境の創造

第7章 重点的に取り組むプロジェクト

- 雇用の安定に関するプロジェクト
 - 1 自己啓発・能力開発推進プロジェクト
 - 2 若年者雇用推進プロジェクト
 - 3 障害者雇用推進プロジェクト
 - 4 女性雇用推進プロジェクト
 - 5 高齢者雇用推進プロジェクト
- 産業振興を通じた雇用創出に関するプロジェクト
 - 6 戦略的企業誘致推進プロジェクト
 - 7 新事業・新産業創出プロジェクト
 - 8 IT関連産業創造支援プロジェクト

[39] 青森県貿易振興ビジョン

(文化観光部文化観光推進課)

策定の趣旨

1. 貿易振興の意義

我が国の経済社会の急速な国際化の進展、市場開放や規制緩和の推進に伴い、今後ますます国際分業が進んでいくことが予想されている。こうした経済のグローバル化の進展を背景として、青森県においても国際化時代に対応しつつ地域の活性化を図っていくことが求められている。

貿易の振興は国際競争力を有した企業を輩出し、地域産業の国際化につながることから、青森県経済にとっては、国際競争力を持った産業集積の形成を促し、国際時代に対応した地域活性化をもたらすという点で重要な意義を持っている。

2. ビジョン策定の目的

八戸港FAZ計画、青森空港の国際化等、これまではインフラ整備による貿易振興のための基盤づくりに重点を置いた取り組みであったが、今後より一層の貿易振興を図るためには、各貿易インフラの役割分担の明確化・連携の強化、ターゲットとすべき品目・地域の明確化といった基本的な方針の検討が必要と考え、青森県の総合的かつ中長期的な貿易振興施策の具体的な方向性を打ち出すために策定したものである。

3. 目標年次

短期目標：2002年

中期目標：2005年

長期目標：2010年

基本理念と基本方向

1 基本理念

21世紀の国際時代に対応できる力強い県経済を形作るためには、企業ばかりでなく県民全体を含めた地域社会の国際化が求められることから、地域特性に見合った貿易の振興を通じて、地域社会の国際化と活性化を図るため、基本理念を次のとおりとする。

地域ポテンシャルを活用した貿易活動による地域の活性化

2. 基本方向

(1) 地域ニーズを踏まえた貿易振興(貿易実施主体への働きかけ)

貿易振興を着実にを行うためには、産業特性、企業の現状などの青森県の特性と、企業や県民から生じる地域ニーズを踏まえた展開が必要であることから、県内企業・県民のニーズに対応した施策を実施し、新規参入の促進、活動の活発化を促進する。

(2) 貿易支援体制のネットワーク化(支援体制の整備)

貿易の支援体制には、県が中心となるもの、関係団体・機関が中心となるもの、民間企業が中心となるもの、海外現地での対応が必要となるもの等様々なものが想定されることから、県内に存在する既存の支援体制や新規の支援体制をネットワーク化し、貿易支援体制の強化を図る。

(3) 貿易推進基盤の整備(貿易インフラの整備)

貿易を促進するためには、港湾・空港を初めとしたハード面のみならず、航路の充実・物流事業者の集積等のソフト面の貿易インフラの充実が必要であることから、実施主体の行う貿易活動を下支えるための貿易推進基盤の整備を、ソフト・ハードの両面から推進する。

3. ターゲットとすべき品目・地域

(1) 食料品貿易の維持・拡大(アジア、北米)

第一次産業比率の極めて高い青森県は、農林水産業・食料品製造業のそれぞれに特徴的な生産品目を有しており、従来からの産業集積とその優位性を活かした食料品貿易の強化が求められる。

(2) 機械機器類貿易の振興(アジア)

全国に比して第二次産業の比率が低いとはいえ、青森県にとって我が国全体で進められている国際分業体制への対応は重要であり、アジア地域との国際分業の動向を踏まえつつ、青森県の特徴を活かした貿易を振興する必要がある。

(3) 消費財(雑貨類・輸入住宅建材)貿易の顕在化(北米)

雑貨類等の消費財貿易は将来の拡大が最も期待できる分野であり、多様な主体による貿易の実施、貿易企業の裾野拡大が見込まれる。このため、これらの潜在的な貿易願望を顕在化させる必要がある。

(4) 環日本海地域・環太平洋地域を対象とした貿易の振興

青森県の地理的特性を踏まえると、アジア・北米地域のみならず、ロシア極東地域、オセアニア地域なども見据えた貿易展開が可能であることから、現在でもこれらの地域との貿易は行われているものの、将来意向の強いアジア・北米地域を足がかりとしながら、環日本海地域、環太平洋地域を見据えた貿易振興を目指すものである。

さらに、長期的には、欧州地域、南米地域も視野に入れながら、より広域的な貿易の振興を目指すものである。

推進のための基本施策

1. 施策展開の視点

(1) 貿易実施主体の取組み段階に応じた施策の展開

県内主体による貿易への取組みは、すでに貿易を実施している、新規参入を検討している、貿易参加に対する意識が熟していないなど様々な段階があることから、それぞれの段階に応じて、貿易意識の向上、新規参入障壁の撤廃、貿易実施における活動阻害要因の撤廃等、幅が広くきめの細かい貿易主体への対応施策を展開し、貿易参加主体数の拡大を目指す。

(2) 段階的な将来像の想定

ステップ1:貿易推進のための基盤づくり(2002年)

国内外支援拠点の設立、行政における支援組織の充実など貿易を下支える基盤を構築し、貿易に対する垣根を低くさせるための努力を行う時期である。

ステップ2:果敢な貿易へのチャレンジを支援(2005年)

共同輸送事業、共同輸入事業が盛んに展開され、貿易への新規参入者の増加と、貿易関連産業群の集積が始まる段階であり、貿易推進基盤を活用した個別貿易相談等の事業が軌道に乗り始める。

ステップ3:精力的な貿易活動により地域が活性化(2010年)

県内に貿易を支える産業群が育成され、民間企業を中心にした貿易を支える産業システムが構築される段階である。県内貿易インフラも貿易量の拡大により、1ランク上の整備に関する検討が可能となる。

2. 具体的施策

(1) 貿易を実施する主体への働きかけ

情報の収集

ア 海外情報収集体制の整備と情報提供の実施

イ 海外地域への経済ミッション派遣

ウ 県内企業情報の収集・整理

エ セミナーによる貿易関連情報の提供

オ 貿易企業名簿の定期発行

カ インターネットを活用した企業情報の発信

人材の育成

ア 受講者レベルに対応した貿易実務セミナーの実施促進

イ 既存の教育機関を活用した企業人材育成の促進

ウ 海外研修生の受入促進

商流の円滑化

ア 行政間のつながりを活かした企業の現地活動の円滑化

イ 商談会等への企業の参加促進

ウ 海外市場調査に関する取り組み

エ 安定的な活動資金確保に関する取り組み

- オ 貿易取引におけるトラブルへの対応
 - カ コミュニケーションの円滑化
 - キ 共同輸人体制の構築
物流の効率化
 - ア ポートセールス事業
 - イ 共同輸送事業
貿易を担う企業の育成・誘致
 - ア 貿易参加意識の醸成
 - イ 外資系企業による対日投資の促進
 - ウ 企業による海外直接投資の促進
 - エ 個別企業相談への対応
 - オ 商品開発力の強化
 - カ 輸入企業のインキュベーション機能の整備
 - キ 県民を対象とした貿易意識啓発事業の促進
- (2) 支援体制の整備
- 県における支援体制の強化
 - ア 海外行政機関・関係機関との連携強化
 - イ 関係機関・団体間の連携促進
 - ウ 組織形態の強化
関係機関・団体による支援体制の強化
 - ア 県内企業への働きかけ
 - イ 既存機能・集積の活用
民間企業における組織化の促進
 - ア 個別企業への対応を考えた体制の検討
 - イ 人材の確保
 - ウ 国内外ネットワークとしての活動実施
海外支援拠点の整備
 - ア 支援業務・設立形態・設立地域の検討
- (3) 貿易インフラの整備
- 県内外の貿易インフラ間の機能分担
 - 県内外の各貿易インフラ間の連携・分担を見据えながら、貿易インフラの効率的な活用法を考える。

進連絡会議(仮称)の設置を検討する。

(効果)

支援主体が連携することで、相乗効果により大きな効果が得られる。

ネットワーク化により、各支援主体の役割を調整、明確化することが可能となり、効率的な支援が可能となる。

2. 民間貿易推進組織創出(貿易振興協会の組織化)

貿易参加主体の裾野を広げ、県内における貿易活動を活性化していくために、貿易実施主体、商社等の貿易関係企業が業種、規模、地域を超えて結束し、企業自身が交流の促進と研鑽を積み、貿易関連情報の収集と提供等を行う場として、貿易振興協会(仮称)の設立を検討する。

(効果)

各機関・団体が所有している貿易関連情報を一元化し、効果的に提供することが可能となる。

個別企業相談等企業活動に関わる窓口業務が可能となる。

3. 海外支援拠点設立(海外事務所の設立)

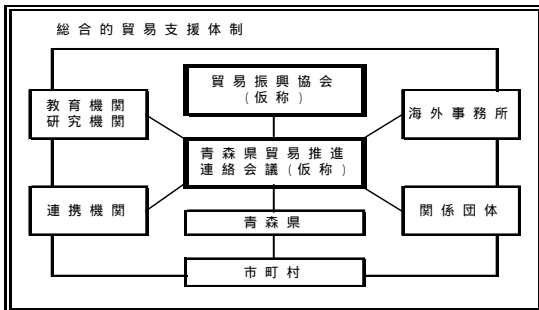
海外地域における貿易実施主体への働きかけを実施するために、また、海外ネットワークの拠点施設として、海外事務所の設立を検討する。

(効果)

海外現地における情報収集拠点として、海外情報ネットワークの核としての役割

海外行政機関・企業とのコミュニケーション拠点としての役割

海外現地における県内企業への対応拠点としての役割



プロジェクト1

貿易支援ネットワーク構築プロジェクト
・連絡会議開催による連携の促進

プロジェクト2

民間貿易推進組織創出プロジェクト
・貿易振興協会(仮称)の設立

プロジェクト3

海外支援拠点設立プロジェクト
・海外事務所の設立

県内貿易関連インフラの整備

八戸港、青森港、七里長浜港、青森空港等の整備を促進するとともに併せて各施設への交通アクセスの向上を図る。

インフラづくりのためのソフト施策

トータルコスト(公共料金、海上(航空)輸送運賃、陸上輸送コスト、間接費用)の削減のため、官民協力体制を構築し、コスト競争力強化のための施策を推進する。

貿易インフラを活用した地域の活性化(八戸輸入促進地域活用)

共同輸送事業の推進、インキュベート機能の提供を推進することにより、流通加工・保管機能の集積強化を促進する。

重点プロジェクト

1. 貿易支援ネットワーク構築(青森県貿易推進連絡会議の組織化)

県内の貿易に関連する支援機関、経済団体、教育機関、研究機関、民間団体等の役割を踏まえ、支援主体間にネットワークを形成し、総合的な貿易支援体制を構築するため、貿易推

[40] 青森県国際化推進プラン

(文化観光部国際課)

1. プラン策定の趣旨

(1) 策定の目的

本県は、平成2年3月に「青森県国際交流大綱」を策定し、「世界に開かれた魅力ある青森県」の形成を目指して各般の施策を展開してきた。

この間、海外渡航者の著しい増加や県内に在住する外国人の増加といった状況の変化とともに、ハバロフスク、ソウルとの国際定期航空路線の開設など国際交流基盤が整備され、また、ハバロフスク地方、メーン州との友好提携や、地理的に近い韓国、中国との交流が進むなど、国際化が著しく進展してきた。

しかしながら、近年の国際情勢に目を向けると、環境問題、人権問題、難民問題などといった地球規模の問題の解決が喫緊の課題となっており、これらの問題の解決のため諸外国との友好協力関係を推進し、協力して取り組んでいくことが求められている。

このため、地域においても、国際交流から国際協力へとステップアップを図り、お互いの地域の生活の安定・向上と発展のため国際的に協力し合うという視点が重要となってきた。

このような新しい要因を踏まえ、県、市町村、民間団体が連携を図り、県民が主体となって国際交流・国際協力活動を推進するための指針として本プランを新たに策定したものである。

(2) 役割

本県の国際化推進のためには県・市町村・民間団体の連携が重要である。このため、県が実施主体になる施策については、その達成に向け努力するものとし、県民をはじめ、市町村、民間団体に対しては、このプランが示す施策について理解と協力を求め、県との一体的な国際交流・国際協力を期待するものである。

(3) プランの期間

平成9年度から平成18年度までの10年間

2. 国際化推進の理念と基本的考え方

(1) 国際化推進の理念

青森県は、21世紀を“人間性復活”の時代と位置づけている。それは、21世紀においては、快適でゆとりある社会生活を前提としつつ、その上に、県民が「創造性」と「感性」を重んじる時代、また、県民がともにコミュニティを創り上げていく仲間を思いやる「福祉の心」を持つ時代、つまり「ニュー・ルネサンス」の地域づくりの時代が到来することである。

その“人間性復活”を国際化の視点から捉えたとき、優れた素材を有する青森県においては、特色ある地域産業の振興を基盤とした、世界に誇りうる、文化観光立県、人間尊重社会といった可能性を展望することができる。そして、国際化が一層進展する21世紀において、青森県は、その得意とする分野において、世界に輝く存在となることを目指すものである。

(2) 国際化推進の基本的考え方

世界平和への貢献

平和と国際交流・国際協力には密接な関係がある。つまり、平和が保たれなければ、本当の意味での国際交流・国際協力は実現しないし、同時に、平和を維持するためには国際交流・国際協力が重要となる。

21世紀に国際化が一層推進していく中で、本県が主体的に発展していくためには、自らが有する海外との多様なチャンネルを通じ、世界平和に貢献するという姿勢を持つことが大事である。特に、各地域が交流を深め、相互理解と相互協力の関係を創り上げることによって、国と国との関係のみでは実現が難しくなっている世界平和への貢献について、本県としても積極的に取り組んでいくことが重要である。

国際感覚豊かな人材の育成

急速に進む国際化社会に対応していくためには、国際化の流れを積極的に活用し、学校教育・社会教育における外国人の活用等を一層推進して、国際感覚豊かな人材を育成していくことが不可欠となる。幸い、近年県内の自治体において、海外との姉妹・友好交流活動が盛んに行われていることから、その繋がりを十分に活用して、世界とのコミュニケーションができる人材の育成に努めていく。

地域経済の新たな可能性の追求

経済のボーダーレス化は、国際協調の時代とともに、いわゆる「大競争時代」をもたらした。経済活動は国境を越え、世界的な規模での競争が激しくなっている。国際化を契機に地域経済を振興していくために、諸外国の経済情報や知識の収集を行う体制の整備を進めるとともに、空港、港、鉄道などの交通基盤の整備を一層推進し、国際競争に対応しうる体制の構築に努めていく。

また、地域振興という面では、「観光」の視点も重要となる。十和田湖、三内丸山遺跡、白神山地等、世界水準の観光資源を活かした国際観光を積極的に推進し、海外からの観光客を増大させることにより地域経済の活性化を図る。

“青森文化”の一層の深化

青森県には、三内丸山遺跡をはじめとする縄文文化など北方世界の環境に根ざした独自の歴史文化が数多く存在している。また、四季折々の美しい自然の中で、ねぶた(ねぶた)祭り、三社大祭などをはじめとする多彩な祭りや芸能、津軽塗やこぎん刺しなどの優れた伝統工芸が伝承されている。

国際化の進展は、青森県が古より培ってきた、これらの誇るべき地域文化を再認識する契機になるとともに、海外の異なる芸術・文化と交流する機会が拡大することにより、“青森文化”に新たな可能性が拓けることが期待される。これらの芸術・文化を積極的に世界に発信することにより、“青森文化”の一層の深化・発展に結びつけていくことが大切である。

分散型社会システムにおけるチャレンジ

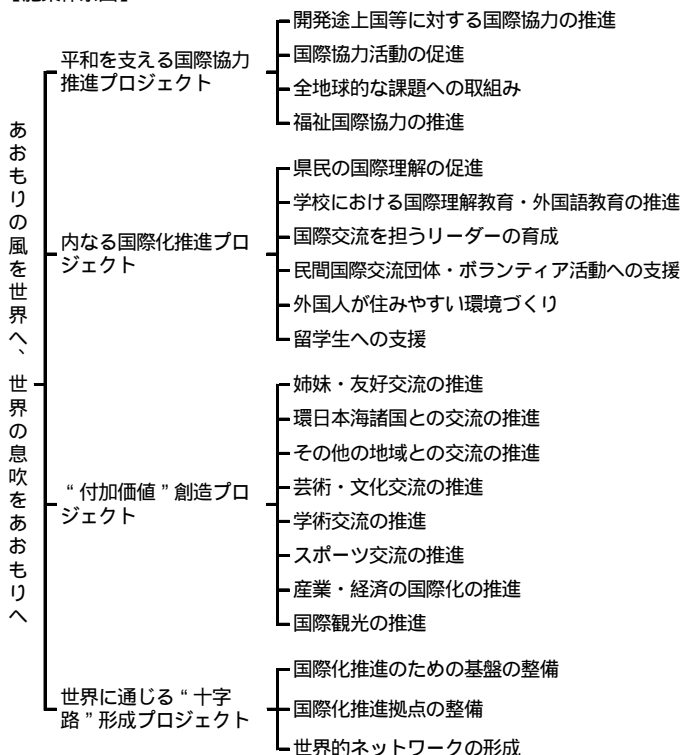
従来日本の社会経済は、東京一極集中という現象に端的に象徴されるように、中央集権的な構造となっていた。しかしながら、インターネットに代表される情報通

信技術の発展や、地域が首都圏を経由せず、直接に海外と交流する機会が増大していることが、従来の構造を変革させる要因となっている。これらの変化は、本県が日

本の縦型社会における一地域という立場から、世界のネットワークの中の一構成体という立場へ移行することを促進する。

3. 国際化推進のための施策

【施策体系図】



(1) 平和を支える国際協力推進プロジェクト

開発途上国等からの技術研修員、留学生等の受入れや、専門家の派遣を促進し、開発途上国の人づくり、国づくりに貢献する。また、環境保全への取り組みを一層推進するとともに、環境NGOなどの活動を支援し、世界的な環境問題の解決に向け、国際協力を推進する。

(2) 内なる国際化推進プロジェクト

諸外国と国際交流・国際協力を推進する意義は、異なる価値観や環境、様々な文化を理解することによって、偏見や差別をなくし、お互いの友好感情を育て、ひいては世界の平和と繁栄に貢献していくことにある。そのため、県民と外国人の交流を進め、国際理解の一層の促進に努める。

また、学校教育や社会教育において、姉妹・友好交流を活用した児童生徒の相互派遣や国際理解教育の充実を図り、生徒一人ひとりが国際的な視野に立ち、外国の歴史や文化に理解を深め、外国人と共に生きる住みよい地域社会を築いていける人材を育てていく。さらに、本県を訪れる外国人や県内に暮らす外国人にとって快適な地域づくりを推進するため、外国人の相談窓口の充実を図っていくとともに、道路標識や各種施設等における案内標識などの外国語表記の充実を図っていく。

(3) “付加価値”創造プロジェクト

ブラジル、ロシア、米国など、現在の友好交流をさらに発展させていくとともに、他の海外諸国との幅広い交流を進め、市町村、民間交流団体が一層気軽に交流に参加できる環境の整備に努める。

また、美しい自然や歴史的文化遺産などといった本県の特性を活かしながら、県民が主体となった多彩な交流を促進していくため、文化・学術・スポーツ等による一層の交流を推進する。

さらに、地域経済の国際化を推進するため、経済ミッションの派遣などにより海外諸国との経済交流を推進していくとともに、県内の企業が国際化に円滑に対応していけるよう交通基盤や拠点施設の整備を推進する。

(4) 世界に通じる“十字路”形成プロジェクト

本県は、本州の北端部に位置し、本州と北海道の結節点、環日本海圏と環太平洋圏とを結ぶゲートウェイに位置していることから、21世紀には、人・物・情報が行き交う拠点が形

成され、県の産業・経済が発展していくことが期待される。そのため、青森空港の機能強化、八戸港等の整備を推進するとともに、国内交通機関とのアクセスを整備する。

また、国際交流・国際協力活動に積極的に取り組んでいる県民や民間国際交流団体とのネットワークを構築するとともに、国、(財)自治体国際化協会、友好提携先、海外県人会などとの連携を強化し、情報の収集・発信に努める。

4. 計画の具体化

今後の青森県の実現を図っていくためには、幅広い分野において、県・市町村・民間団体が連携を図って、県民が主体となって国際交流・国際協力を推進していかなければならない。

青森県では、このような展望の下に、「あおもりの風を世界へ、世界の息吹をあおもりへ」を目標として、一層の施策の推進に努めることとしている。

[41] 21世紀青森型農業の発展方向

(農林水産部農林水産政策課)

1 策定の目的

農業を取り巻く様々な環境変化と国の「食料・農業・農村基本法」制定などの動きを踏まえながら、本県農業の発展と農村の活性化を図っていくため、本県農業・農村が将来とも地域社会の核となって関連産業と深く関わりながら発展するための県農政の基本方針及び施策展開の方向を明らかにするとともに、本県農業の優位性と可能性を具体的に提示し、地域農業「飛躍の芽」を伸ばすガイドとなる「21世紀青森型農業の発展方向」を取りまとめた。

- 2 目標年次 概ね2010年
- 3 策定期間 2001年3月

基本的考え方

(1) 本県農業は、県経済を支える基幹産業であり、21世紀の食料不足時代にあっても食料に強い県として我が国や世界の食料問題にも貢献する重要な役割を果たすことができるよう、発展に努める。

(2) このため、それぞれの地域がもつ優位性や可能性等を生かしながら

若い農業者が多く育ち、女性や高齢者が輝き、兼業農家も重要な役割を果たすなど、農業関係者が夢とロマンをもって経営の発展に意欲的にチャレンジする

農村地域が地域住民はもとより、県民や都市住民にとっても魅力的で活力にあふれたものにし、広く県内外から農業体験等に参加できるようにする

などを基本に魅力ある農業・農村づくりを進める。

(3) 特に、本県は、クリーンな環境等を生かした安全でおいしい農産物の生産拡大が可能で、女性・高齢者が生き生きとして農作業や地域社会活動に従事し、都市住民も土に触れて汗を流すような取組みを強化することや、農業に密着した多様な産業づくりを進めることなどによって、国民や県民の命と暮らしを支える「健康産業づくり」を基幹にして総合的な発展を図る。

(4) このような基本認識に立って、21世紀の本県農業・農村の発展を図るため、次のことをポイントに対策を強化する。

農協を中心とした地域ぐるみの経営・作業受託の推進や農地の利用調整などによる効率的な営農体制の確立

健康重視の安全でおいしい農産物の生産拡大や、夏季冷涼な栽培条件などから市場評価が高い花きの飛躍的な拡大

産学官の連携などによる豊富で多様な特産物を生かした健康新商品づくりなどを強化して、農業を核とした産業構造の充実

青少年が農業・農村を心の糧とし、ふるさとへの誇りや農に感謝する心を養うことができるよう、農作業体験学習などを通じて「いのち」を慈しみ、「食」の大切さを考える機会の拡大

高速交通体系の進展に対応して、都市住民が本県を訪れ、農業体験や農村文化に触れることができるよう、滞在型市民農園づくりや食文化の創造

農業・農村のもつ役割と重要性

1. 高い食料自給率

本県のカロリーベースによる食料自給率は120%で全国第4位となっている。また、作物別自給率でも、りんごをはじめ米・鶏卵・野菜・肉類などが全国平均を大幅に上回っており、本県は全国でも有数の高い食料供給力を有している。

2. 市場からの期待

他の産地が縮小傾向にある中で、本県に対する市場からの期待が高まっており、市場シェアを高めることが可能である。

3. 農業生産が及ぼす関連産業への影響

本県の農業生産額は3,638億円で全産業の約5%を占めている。また、農業に食品製造業や飲食店、流通業等の関連産業を加えた合計では、1兆364億円で全産業の13%あまりに達し、農業とその関連産業は県経済に重要な役割を果たしている。

4. 農業・農村のもつ多面的な役割

農業・農村は単に食料生産の場であるだけでなく、洪水防止や水資源かん養、大気の浄化などの自然環境保全機能や緑豊かな景観をはじめ、やすらぎの場の提供、家畜とのふれあい、食体験や伝統芸能などの社会文化保全機能を果たしている。

このような多面的な機能を金額に換算すると年間1,900億円あまりで、農業粗生産額の約70%に相当し、この機能を維持していくためにも、農業・農村を発展させていくことが重要である。

めざす方向

1. 基幹産業としての発展

本県の農業は、全国でも有数の食料供給力を有しており農業とその関連産業は、雇用面でも重要な役割を果たしている。

このため、今後も本県農業の競争力を一層高めながら、農業生産活動から関連産業にも波及させて、地域経済や県民生活を支える重要な産業として発展を図る。

2. 特色と魅力のある産地づくり

農業関係者がそれぞれの地域の優位性や可能性などを最大限に生かして、米やりんご、露地野菜、大豆など土地利用型部門の大型産地化 施設野菜や花きなど高収益・集約型部門の拡大 少量多品目産地や有機農産物づくりなど地域特産・理由あり部門の拡大などにより特色があり、魅力ある産地づくりを進める。

3. 経営タイプ別の選択

個々の農家は、それぞれの考え方に基づき、労働力事情や農地の条件、地域全体がめざす方向等を見定めながら、経営を発展させて所得の向上に努めていくことが重要である。

4. 農業を核とした産業構造の立体化

地域資源を生かした加工品づくりや、農業・農村がもつ教育・福祉・観光などの役割を強化するとともに、農村地域に根ざした伝統的な食文化等を活用・創造しながら、関連産業も含め第1次から第3次産業まで幅広く波及させて農業を核にした産業構造の立体化に努める。

5. 他産業との連携強化

農業サイドでの取組みの幅を広げながら、可能な限り農業関連の所得を向上させていくにしても、すべての農家はその所得だけで生計を立てていくことには限界がある。そこで、地域政策の観点に立ち、他産業との連携強化を図りながら農村地域への定住対策の充実にも努める。

6. 美しく住み良い農村づくり

伝統行事など住民の心がふれあう取組みを助長しながら、住民の連帯意識の醸成に努めるとともに、生活雑排水処理や集落道路などインフラ整備を進める。

地域に伝わる景観資源の復元・保全や野生生物が息できる環境づくりに努めるとともに、伝統行事や伝統食、民芸品、「農の生け花」などの農村文化の創造を支援する。

[主要作物の方向]

青森県らしい農政の展開

国の施策の枠組みの中にあっても、地域や農業者の自主性

と創意工夫を生かして、より地域特性を踏まえた農業・農村振興を図る観点から、できる限り「青森県らしい」農政の展

開に努める。

このため、「農業構造政策推進ローラー作戦」による地域の課題の洗い出しなどを進めるとともに、地域の関係者が主体的に優位性や可能性などを探し出し、それを伸ばそうとする取組みを支援していく。

部門	基本方向	生産・流通の方向
米	食味向上と規模拡大で競争力アップ	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食味の向上と省力・低コスト化 ・有機米等の生産と特色ある米づくり <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを絞り込んだ宣伝活動の展開 ・クリーンを強調した宣伝、多様な産地情報の提供 ・地場流通の強化
りんご	園地の若返りと前進出荷で国内半分のシェア確保	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の若返りと品種構成の適正化 ・省力・低コスト化の推進 ・環境にやさしい農業の推進 <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年内販売の強化と出荷・販売の工夫 ・消費宣伝対策の充実と加工・輸出の振興
特産果樹	高品質生産と観光農業等で規模拡大	<p><ぶどう>・高品質安定生産と出荷期間の拡大</p> <p><おうとう>・高品質安定生産と観光農業の推進</p> <p><西洋なし>・高品質安定生産と加工品づくりの推進</p>
野菜	作型拡大と省力化で産地の維持拡大	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な野菜づくりによる産地拡大と省力化等の推進 ・有機や希少野菜等への取組み促進 <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売体制の強化等による販売力の向上 ・セールスポイントを明確にした宣伝販売対策の強化
畑作物	新品種の導入と販路開拓で面積拡大	<p><小麦>・機械化一貫体系導入による大規模営農の推進</p> <p><大豆>・団地化・集団化による大規模営農推進</p> <p><葉たばこ>・品質・収量の安定向上</p> <p><なたね>・契約栽培の推進と観光資源としての活用</p>
花き	花色と花もちの良さで産地の飛躍的な拡大	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の確保・育成、既存産地の強化と新産地の育成 ・「青い花」の産地化 <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通体制の整備と販売戦略の充実
乳用牛	牧草地など恵まれた資源を生かした低コスト生産	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産の増大とゆとりある経営の実現 ・酪農教育ファーム等の特徴的取組み支援 <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産牛乳の消費拡大と生乳流通の合理化 ・乳製品への取組み強化
肉用牛	肉質の向上等による産地銘柄の確立	<p><生産面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛肉のさらなる高品質化 ・豊富な草資源活用と担い手育成・確保 <p><流通面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産牛肉の販路開拓と消費拡大の推進
中小家畜	飼養環境の良さと差別化の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・豚肉の銘柄確立と販路拡大 ・鶏肉・鶏卵の高付加価値化、差別化商品づくりへの取組み拡大

[42] 津軽・生命科学活用食料特別区域計画(抄)
(農林水産部農林水産政策課)
(平成15年4月21日認定)

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県

2 構造改革特別区域の名称

津軽・生命科学活用食料特区

3 構造改革特別区域の範囲

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鱒町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域

4 構造改革特別区域計画の目標

(1) 特区内の遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地等について、地域農業の担い手となり得る認定農業者や生産組織への利用集積等を進めることにより、生産性の高い農業構造への再編を図ることを基本とする。しかしながら、農業内部での対応が困難な場合もあることから、民間事業者や第3セクター等多様な法人の農業参入を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、これら民間事業者等の有するノウハウを生かしたアグリビジネス(食品製造・販売業者が原料となる農産物の生産段階まで事業化する等)の展開を推進する。

また、アグリビジネスの展開に関連して、食品製造業者等が特区内の農産物を利用した新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、企業・県の試験研究機関等からなる研究会を設置し、関係者の協力・連携体制を整備するとともに、国立弘前大学の試験研究施設の使用に関わる規制の緩和と県の試験研究機関における施設の無償使用等を実施し、産学官の連携による研究交流を促進する。

(2) さらに、健康づくりや子供の情操かん養のために農的暮らしを求めるニーズが高まっていることを踏まえ、遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地等について、地方公共団体や農協だけでなく農業者等による市民農園の開設を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、都市住民等に対するやすらぎの機会の提供、農村地域の活性化を図る。

また、市民農園利用者が農村に滞在することにより都市農村交流の一層の拡大を図るため、受入農家等の育成研修や地域のネットワークづくりなどグリーンツーリズムの推進体制を整備するほか、全国的に予定されている農家民宿の開設やサービス提供に関わる規制の緩和を活用して農家民宿の開設を促進する。

(3) これらの取組みは、農業及び食品関連産業が地域経済の中核的地位を占める一方、遊休農地の増加等の問題を抱える本地域において、地域の特性や可能性をフルに生かしながらアグリビジネスの推進や都市農村交流の拡大を図り、地域経済の活性化につなげようとするものである。

5 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

国の試験研究施設の使用の容易化事業

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

6 特定事業の内容

(1) 5の、 、 について

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・特区内に所在する食品製造業者、食品分析機械器具製造業者

・国立弘前大学

当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日

事業が行われる区域

弘前市

当該規制の特例措置の内容

食品製造業者等が新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、国立弘前大学の試験研究施設の使用手続きを迅速化するとともに、試験研究施設の廉価使用を拡大することにより、産学官の連携による研究交流を促進する。

(2) 5の について

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・特区のうち青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の農業振興地域内の農地で農業を行う、農業生産法人以外の法人

・当該法人に農地の貸付けを行う、農地の所在市町村及び農地所在地を事業範囲とする農地保有合理化法人

当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年4月21日

事業が行われる区域

青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の農業振興地域内の農地

当該規制の特例措置の内容

民間事業者や第3セクター等多様な法人の農業参入を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、これら民間事業者等の有するノウハウを生かしたアグリビジネスの展開を推進する。

(3) 5の について

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鱒町、浪岡町、常盤村及び田舎館村の農業振興地域内の農地で市民農園を開設する、地方公共団体及び農業協同組合以外の者

・当該市民農園開設者に農地の貸付けを行う、農地の所在市町村及び農地所在地を事業範囲とする農地保有合理化法人

当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年4月21日

事業が行われる区域

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鱒町、浪岡町、常盤村及び田舎館村の農業振興地域内の農地

当該規制の特例措置の内容

地方公共団体や農協だけでなく農業者等による市民農園の開設を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、都市住民等に対するやすらぎの機会の提供、都市農村交流による農村の活性化を図る。

[43] 第4次青森県野菜振興計画

(農林水産部農産園芸課)

1. 策定のねらい

本県は、野菜生産のための条件である広大で優良な農地に加え、変化に富んだ気象や地形、労働力を活かし、野菜生産に努めてきた。近年、全国の既存の産地が労働力不足や都市化の進展により、その規模を縮小してきていることから、本県に対する消費地からの期待はますます大きいものとなっている。

しかし、輸入野菜の急増による内外産地間競争の激化や高齢化による労働力不足が顕在化するなど、野菜を巡る内外情勢の変化に伴って新たな課題が生じている。

このため、本県が今後とも野菜の主産県としての地位を確保し、21世紀を担う総合的な野菜供給基地への発展を目指すことを内容とする「第4次野菜振興計画」(目標年度：平成17年)を策定した。

2. 策定の時期 平成8年3月

3. 本県野菜農業の現状と課題

(1) 生産の現状と課題

東北一となった野菜生産額

平成6年の野菜生産額は679億円(ばれいしよを含めると705億円)と過去最高額となり、全国で第13位、東北では福島県を抜いて初めて第1位となった。また、生産額の伸び率は、全国で第4位(昭和60年対比)となっている。

作付面積は微減傾向

本県の野菜作付面積は、平成2年をピークに微減傾向にある。需要量の減少や栽培農家の高齢化などによって、今後の大幅な作付増加は見込めない状況にある。

施設園芸農家が順調な伸び

平成7年農業センサスでは、自給農家を除く野菜類の栽培農家数が平成2年から約1万戸減少しているものの、3ha以上の大規模層の占める割合が増加するとともに、特に、施設園芸農家数が65%増と順調な伸びを示している。

有機・減(無)農薬栽培への取組み拡大

近年、農業が持つ環境保全機能がクローズアップされるとともに、消費者サイドから「健康・安全」に対する欲求が高まり、有機栽培、減(無)農薬栽培など、いわゆる「環境保全型野菜生産」への取組みが注目を集めていることから、本県においてもこれらのニーズに対応した拡大が必要になる。

労働力不足に対応した機械化の推進

労働力不足に対処し、ゆとりある野菜作経営を実現す

のためにも、機械化の推進により作業の質的改善や労働時間の削減を図っていく必要がある。

(2) 流通・販売の現状と課題

消費者に目を向けた消費宣伝対策

県産野菜の消費宣伝対策については、これまで農協系統組織が中心となり、主に卸売市場を対象とした消費宣伝活動が実施されてきたこともあり、市場関係者からの評価が高まる反面、一般消費者等の県産野菜に対する認識は低い状況にあるため、今後は消費者や小売店等に対する効果的な宣伝活動をいかに展開するかが課題である。系統共販率の向上

系統共販率は、平成6年では43%となっており、昭和60年に比べ10ポイント伸びたが、近年は横ばい傾向にある。

4. あおもりの野菜ステップアップ運動の推進

本県の野菜生産は、これまで第3次野菜振興計画の進捗を期すため「野菜生産額倍増推進運動」を積極的に展開してきたことなどにより、平成6年のいも類を含む野菜生産額が過去最高の705億円を記録するなど着実な進展を遂げてきた。

しかし、野菜環境を取り巻く環境の変化により、

高齢化の進展等労働力不足による供給力の低下と過重労働

気象要因による作柄変動や単収の低下

多様化する消費者ニーズへの対応

輸入野菜の急増による生産意欲の低下

等が新たな課題となっている。

このため、これらの課題を解決し、今後とも本県が野菜の主産県としての地位を確保し、21世紀を担う総合的な野菜供給基地として発展していくため、本計画では、ポスト倍増運動として「あおもりの野菜ステップアップ運動」を推進することとし、

施設栽培の振興や高付加価値化の推進による「着実な生産」

優れた担い手の育成や機械化・省力化の推進による「ゆとりの経営」

系統共販の推進と宣伝販売対策の強化による「信頼の販売」

を3つの大きな目標に掲げ、この運動目標を達成するため、野菜生産農家の意欲の高揚と創意工夫を助長し、関係機関・団体が一体となった運動を強力に展開していく。

第3次野菜振興計画

【野菜生産額倍増運動】

《成果》

平成6年の野菜生産額が705億円(目標額の約7割)

野菜優良生産集団の育成
野菜指定産地が23産地から38産地に拡大

第4次野菜振興計画

【あおもりのやさいステップアップ運動】

《運動目標》

施設栽培の振興や高付加価値化の推進による「着実な生産」

野菜生産額を850億円とする

優れた担い手の育成や機械化・省力化の推進による「ゆとりの経営」

単位当たりの労働時間を約3割短縮する

系統共販の推進と宣伝対策の強化による「信頼の販売」

系統共販率を約1割アップする

5. 野菜振興の基本方向との方策

【課題】	【基本方向】	【推進方策】
野菜農業を支える多様な担い手や組織の育成	担い手、組織の育成・強化	経営タイプ別農家育成指針の提示 ・稲作など他部門との複合経営による野菜振興 ・野菜部門のエキスパートの育成 集落営農を基礎とした生産組織の再編・整備
顕在化している労働力不足への対応や過重労働の軽減	ゆとりある野菜経営の確立	地域内、地域間労働力調整システムの構築 ・労働力バンクの設置や高齢者、非農家主婦等の活用 機械の共同利用・省力栽培技術の導入による労働時間の短縮
根菜類と葉茎・果菜類とのバランスのとれた産地の形成	地域の特性を生かした特色ある産地の育成	複数の品目による複合産地への誘導 ・既存指定産地の外延的拡大と新産地育成 ・作期の拡大と新野菜の導入 水田地帯に重点を置いた園芸施設の整備拡充 施設栽培の周年化、大型化への支援
需要が拡大する業務用野菜や競合する輸入野菜への対応	多様な需要に対応できる足腰の強い産地の育成	優良種苗の確保 新技術導入による栽培技術の高度化と省力化の推進 契約栽培の推進や適品種の実証等による加工原料野菜の生産振興
消費者の有機栽培志向に対する対応	環境に優しい野菜生産の推進	農協等による組織的な有機栽培への取組みや認証制度などへの支援 廃プラスチックの適正処理
大手スーパー等の「定時、定量、定価格」要求への対応	「信頼の系統共販体制」の強化	予冷施設、選別・調整施設、加工施設の整備増強 栽培協定の推進や実証ほの設置による系統共販の推進 価格安定事業への加入促進
産直など新たな流通チャンネルへの対応	新たな流通チャンネルへの対応	物産展や見本市などの積極的な活用による市場外流通への対応 農業団体と大手量販店との契約による「P B」商品開発への支援 情報ネットワークシステム整備への支援
市場外流通等の拡大に対応した消費者や小売店へのPR	宣伝販売対策の強化	農協、第3セクター等の経営する常設店舗や県外アンテナショップでのマーケティングリサーチ 輸入野菜や競合産地に留意した品目別販売戦略の構築とその展開 仲卸、量販店等の産地研修や販売キャンペーンの実施

6. 品目別生産目標

品 目	面積(ha)			生産量(t)			生産額(百万円)		
	H5実績	H12	H17	H5実績	H12	H17	H5実績	H12	H17
な が い も	2,550	2,531	2,510	55,730	61,270	65,000	13,319	15,380	17,095
に ん に く	2,320	2,281	2,260	26,400	26,890	27,050	11,273	11,485	11,549
ご ぼ う	1,190	1,259	1,320	19,430	22,600	24,990	2,876	3,435	3,973
だ い こ ん	3,320	3,516	3,700	118,340	130,470	141,480	6,626	8,483	9,905
に ん じ ん	1,900	1,995	2,070	53,500	58,030	61,890	4,119	4,816	5,323
ば れ い し よ	1,950	1,872	1,740	45,160	44,710	42,320	2,485	2,684	2,752
え だ ま め	412	407	410	3,130	3,290	3,480	503	585	672
か ぼ ち ゃ	335	313	300	4,600	4,340	4,190	331	323	317
き ゆ う り	378	390	400	12,040	13,730	15,420	1,650	2,169	2,745
す い か	603	605	610	15,980	16,490	17,030	1,150	1,221	1,345
ス イ ー ト コ ー ン	713	702	690	6,260	6,310	6,300	758	802	838
ト マ ト	369	471	550	13,620	22,730	31,880	2,247	4,320	6,853
メ ロ ン	959	1,008	1,050	16,820	18,970	21,040	3,498	4,155	4,818
キ ャ ベ ツ	1,020	1,082	1,150	29,530	33,390	37,420	1,654	1,970	2,245
ね ぎ	453	584	710	10,690	16,440	22,390	1,541	2,615	3,874
は く さ い	704	669	640	18,900	18,470	18,070	1,002	1,015	1,012
ほ う れ ん そ う	343	458	520	3,150	4,740	5,750	1,015	1,680	2,219
レ タ ス	139	152	170	2,150	2,540	2,990	328	387	458
さ や え ん ど う	142	160	170	800	970	1,080	515	651	761
ビ ー マ ン	89	134	160	1,970	4,140	5,870	357	844	1,291
か ぶ	238	254	270	5,980	6,730	7,420	329	411	491
さ や い ん げ ん	176	183	190	1,150	1,260	1,350	353	406	457
い ち ご	181	185	190	1,920	2,160	2,420	1,454	1,637	1,835
そ の 他	1,436	1,289	1,220	12,540	11,980	11,640	2,271	2,251	2,200
合 計	21,920	22,500	23,000	479,790	532,650	578,470	61,654	73,725	85,028

注) 1.生産量のH5平年は、単収のH元～H5の中庸3か年平均値。

2.生産量のH5平年は、生産量のH5平年に、H元～H5の生産額単価の中庸3か年平均値を乗じて算出。

[44] 第2次青森県花き振興計画 (農林水産部農産園芸課)

1. 策定のねらい

- (1) 本県の花き生産は、「青森県花き振興計画」(昭和62年3月策定)に基づき、産地づくり、集出荷施設等の整備を進めてきたところ、全国一の伸び率を示すなど大きく伸びてきた。
- (2) 本県においては、この10年間に栽培が難しく、産地化が困難とみられたバラやカーネーションの分野でも産地化が進み、花き全般に施設栽培が普及し、生産の高度化がみられてきた。
- (3) このような情勢を踏まえ、21世紀に花開く産業としての花き振興を図るため、「第2次青森県花き振興計画」を策定した。

2. 策定の時期 平成8年3月

3. 計画の期間及び目標、基準年次

- (1) 計画期間;平成8年度~平成17年度(10か年)
- (2) 基準年次;平成6年度、但し全国的数値は平成5年度

4. 花き生産・流通をめぐる情勢

(1) 花きを取り巻く大きな動き

花きの生産は、増加の一途をたどり、西暦2,000年(平成12年)までには、生産額が1兆円と予想される。

一方、市場の大型化により輸入花きの増加や輸送方法等の改善から国内産地の大型化が進行している。また、業務需要に変わって家庭、個人用の需要が伸びるなど消費・流通動向も変化している。

(2) 消費・流通の動向

消費動向

平成2年に開催された「花と緑の博覧会」を契機に花きへの関心が高まり、今後とも堅調な需要が見込まれる。特に、家庭用、個人用の消費が大きく伸びているほか、花壇苗や花木などの需要も高まっている。

花きの輸入状況

切花を中心に、オランダを筆頭にタイ、ニュージーランド、シンガポールなどから輸入されており、輸入額は毎年増加している。

流通の現状

花き卸売市場の市場規模は青果物に比べ零細であるため、国では、今後第5次中央卸売市場10カ年整備計画(平成3~12年)において、全国13カ所の中央卸売市場を整備することにしている。

(3) 花き生産の現状

平成5年における全国の花き農業の規模は、作付面積47,589ha、生産額6,140億円、栽培農家戸数は約15万戸となっている。

生産額は、昭和60年対比48%増(同期間で農業粗生産額は10%減)となっており、農業粗生産額10.4兆円の約6%を占めている。特に、沖縄、九州、北海道、東北での伸びが大きい。

切花の作付面積の上位は、キク、枝物類、リンドウ、カーネーション、バラの順になっている。

5. 本県の花き生産の現状

(1) 花き生産の動向

平成6年における花き農業の規模は、栽培面積231ha、粗生産額30.5億円、栽培農家戸数1,236戸となっている。生産額は、昭和60年の約5倍となっており、農業粗生産額の0.85%を占めている。

花き生産農家数は、県内全農家数の1.7%を占め、年々栽培に取り組む農家が多くなっている。

1戸当たりの作付面積は18.7a(60年対比165%)、生産額は2,467千円(60年対比238%)で順調に伸びている。

青森県全体の農業粗生産額や農家戸数が減少するなかで、花きは着実にその地位を高めている。

(2) 本県の花き流通の現状

切花類

本県産の切花類の出荷数量は、2,371万本(平成5年)で、県内出荷が約80%、県外出荷が約20%となっており、県外出荷のうち関東へ59%、東北・北海道へ41%となっている。

鉢物類、花壇苗物類

鉢物類は、シクラメンを中心とした経営が多く、10~12月はシクラメン、その後作のサクラソウなどが1~6月に出荷されている。

系統販売の推移

昭和60年度から経済連において、花き取扱事業が本格的に開始され、年々取扱金額が増加し、平成6年度には8億4千万円で、昭和60年対比で約35倍となっている。

県内花き卸売市場の状況

平成6年の県内花き市場7社における県内産の占める比率は入荷量全体の45%となっており、依然としてシェアが低い。

(3) 花き振興上の課題

生産面

- ・花き栽培の担い手確保
- ・生産の組織化
- ・需要に即した花き生産の拡大
- ・栽培技術の向上と平準化
- ・生産施設の整備
- ・情報の提供
- ・優良種苗の供給
- 流通・販売面
- ・流通の合理化
- ・ロットの確保
- ・新たな需要への対応
- ・新たな販売体系への対応
- 需要拡大面
- ・消費宣伝対策の推進
- ・花による環境づくり
- 経営面
- ・ゆとりと生きがいのある経営
- ・観光等を視野に入れた経営

6. 花き振興上の基本方針

(1) 生産面

基幹品目

キク、バラ、カーネーション、トルコギキョウの4品目を基幹品目として振興を図る。

高収益花きの周年栽培の普及

キク、バラ、カーネーション、トルコギキョウ、宿根カスミソウ等の周年出荷あるいは長期出荷のため、温度コントロールシステムの導入による周年栽培を普及する。

生産者の拡大と組織育成

水稲等からの転作を希望する農家をはじめ、新規に花き栽培に取り組もうとする意欲の高い農家を積極的に掘り起こすとともに、農協の花き部会に結集し、組織を育成強化する。

地域の特性を生かした産地づくり

本県は、地形的・気候的にも変化に富んでいるため、地域の立地特性を生かした産地づくりに取り組む。

また、都市近郊地域及び観光地周辺での観光花きを推進する。

< 地域別作付面積の見通し >

(単位：ha、%)

地域別	年次	6年	12年	17年	対 比		
					12/6	17/12	17/6
東 青		35	60	80	171	133	229
西		13	60	100	462	167	769
中 南		71	120	170	169	142	239
北		12	50	80	417	160	667
上 北		36	70	100	194	143	278
下 北		5	10	20	200	200	400
三 戸		59	110	150	186	136	254
計		231	480	700	208	146	303

< 地域別振興品目 >

振 興 品 目	
東 青	宿根カスミソウ、グラジオラス
西	ユリ類、枝物、球根類、花木類
中 南	アルストロメリア、デルフィニウム、鉢物(シクラメン、ペコニア他)、花壇苗、花木類
北	宿根カスミソウ
上 北	リンドウ、カラー
下 北	ユリ類、グラジオラス、スターチス類
三 戸	ユリ類、チューリップ、鉢物、花壇苗、花木類

(2) 流通面

市場におけるシェア拡大のための系統共販の拡大
系統共販を積極的に推進する。

有利販売を実現するための集出荷施設の整備

鮮度や品質・規格が重要視されることから、自動選花機や予冷施設等の集出荷施設等の整備を行う。

鮮度保持輸送体系の確立

保冷車や航空便の利用などによる鮮度保持輸送体系を確立する。

(3) 経営面

ゆとりと生きがいのある経営の確立

生活にゆとりと生きがいの感じられる経営を他部門に先がけて確立する。

転作を活用した経営の複合化

花き部門を導入した複合経営を個別・地域全体で積極的に推進する。

(4) 消費拡大面

花色、花持ちの良さを生かした県産花きの消費拡大
消費者の潜在需要を掘り起こすとともに、県産花きの販売を促進するため、鮮やかな花色、花持ちの良さをマスメディアや各種のイベントを活用し、積極的に宣伝する。

7. 花き生産出荷目標

(1) 作付面積

平成 17 年の生産出荷作付面積を 697 ha とする

(2) 生産出荷目標

平成 17 年の生産額を 152 億円とする

(切花類 118 億、鉢物類 22 億円、その他 12 億円)

8. 花き振興のための方策

(1) 「青森の花き」産地育成・強化

花き生産者の掘り起こしと組織の育成
既存産地の体制強化と新産地の育成
施設栽培の拡大
装置化、機械化による省力化の推進
土地利用型産地の育成

(2) 流通体制の整備

共選共販による計画出荷
集出荷体制の整備
鉢物等新たな共同販売体制の確立

(3) 「青森の花」売り込み戦略の充実

セールスポイントを生かしたPR活動の充実
イベント開催による宣伝活動
花のある生活意識の高揚

(4) 自立経営体の育成

花き専門経営体の育成
観光農業等新たな経営の育成

(5) 試験研究の充実

本県独自品種の育成
省力・周年生産栽培技術の確立
今後の消費動向に即した新品目の開発
青森型花き開発のための素材の収集・保存
情報の収集・提供

[45] 青森県果樹農業振興計画

(農林水産部りんご果樹課)

1 策定の趣旨

- (1) 本県は、夏季冷涼な気象や生産力が高い農地等の自然条件に恵まれており、古くからりんごを中心として、ぶどう、なし、おうとうなど多くの果樹が栽培され、米に次ぎ野菜、畜産とともに、本県農業の基幹的な作物として位置づけられている。
- (2) しかしながら、若年層を中心とした果実消費の伸び悩み、米国産ぶじや中国産果汁製品の輸入など国際化の波の高まり、農業従事者の高齢化や労働力不足、樹の老齢化など生産基盤の脆弱化などが進行している。
- (3) このような情勢に対処し、りんごでは、2001年を「りんご元年」と位置づけ、引き続き、全国生産量の過半を確保し「りんご王国」としての地位を堅持
30年先を見据えた、生産・流通、加工、輸出対策
生産・流通・加工対策に加えて、「21世紀青森りんご行動計画」(平成13年3月青森県)に即した幅広い視野に立った取組み
りんご以外の特産果樹では、
本県の立地条件を生かした特徴ある産地の育成・強化
全国で栽培面積の10位内に入るぶどう、おうとう、西洋なしの生産・集出荷・販売体制の強化
日本なし、もも、すももなどの産地化
等を進めるため、「青森県果樹農業振興計画」を策定した。

2 策定の時期 平成13年3月

3 計画の目標年次 平成22年度

5 りんごの振興方策

- (1) 生産振興対策
生産力の増強

- ア わい化栽培の拡大及び自根台木「青台3」などの普及による計画的なりんご園の若返り
 - イ 園地の適正管理と災害対策の充実
 - ・ 土壌の酸性化防止や地力増強などの健康な土づくり推進と撲滅キャンペーンなどによる腐らん病防除の徹底
 - ・ 改植事業を活用した防風網・防霜ファンの導入栽培管理の合理化
 - ア 農業構造政策推進ローラー作戦を軸とした共同防除組織の再編・強化
 - イ 省力・低コスト栽培の推進
 - ・ わい化栽培等による低樹高化や多目的管理機等高性能機械の導入による作業効率の向上
 - ・ 交信攪乱剤の導入や摘葉剤の普及などによる労働時間の削減
 - ・ 飼養管理技術の向上によるマメコバチの増殖推進
 - ウ 担い手の育成と労働力の調整確保
高品質りんごの生産
 - ア 県オリジナル品種である「あおり9」,「あおり13」,「あおり15」などの生産拡大による品種構成の適正化
 - イ こだわりりんごの生産
 - ・ 光センサー選果機の活用による果実糖度など品質保証りんごの生産供給
 - ・ 無袋栽培の実施目標を63%まで拡大
 - ・ 大玉並みの品種を兼ね備えた丸かじりりんごの生産・販売の検証
- 環境に配慮したりんご
- ・ 栄養診断・樹相診断による合理的施肥法の推進
 - ・ 発生予察技術の向上や交信攪乱剤などの導入による病害虫防除回数の削減
 - ・ 反射シートなど廃プラスチック類の適正処理や剪定枝、果実搾りかすなど未利用資源の堆肥化の推進

りんご経営安定対策の推進

- ・ 果樹経営安定対策の推進
- ・ 果樹共済制度の加入促進

(2) 流通振興対策

4 樹種別栽培面積・生産量目標

区分 対象果樹の種類	平成10年		平成11年		平成22年				植栽の目標		廃園
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積 目標	生産量 目標	現状対比		新植	改植	
							栽培面積	生産量			
りんご	23,700	477,300	23,500	474,800	23,000	500,000	98	105	550	3,000	1,050
ぶどう	491	4,150	488	5,740	470	6,500	96	131	30	120	48
なし											
日本なし	160	2,160	160	2,070	180	3,100	113	147	30	25	10
西洋なし	161	2,010	162	1,770	220	3,600	136	190	70	45	12
もも	96	966	98	1,000	150	1,250	153	126	62	10	10
おうとう	399	784	396	1,420	450	2,600	114	236	60	50	6
かき	54	334	54	357	45	350	83	101	0	0	9
くり	189	175	194	250	180	180	93	85	10	0	24
うめ	351	1,530	349	2,880	350	3,500	100	157	20	10	19
すもも	104	953	106	879	120	1,400	113	153	20	10	6
小計	25,705	490,442	25,507	491,166	25,165	522,480	99	106	852	3,270	1,194
その他果樹											
あんず	88	337	85	350	100	600	118	175	25	10	10
ブルーベリー	20	30	21	31	35	40	167	131	14	0	0
その他	92	376	92	380	40	400	43	106	0	0	52
小計	200	743	198	761	175	1,040	88	138	39	10	62
合計	26,000	491,185	25,700	491,927	25,340	523,520	99	107	891	3,280	1,256

消費・流通形態の多様化に対応した販売

- ・りんごの機能性や安全性を強調したマスメディアによる消費宣伝活動の実施
 - ・食べやすさ、値頃感に配慮したりんご提供による若年層の消費掘り起こし
 - ・青森りんご消費拡大県民運動の展開や学校給食への活用などによる県内消費の拡大
 - 流通の合理化
 - ・商系と農協系統、双方の努力による販売力の強化
 - ・資材の簡素化や共同購入化など流通コストの削減
 - ・リサイクル性の高い機能性段ボールへの切り替えなど環境保護・省資源化の推進
 - 市場競争力の強化
 - ・年明け後の出荷に偏らないよう年内出荷割合の増大
 - ・適正な貯蔵管理の推進による消費者への「旬の味」の常時提供
 - 集出荷体制の整備
 - ・小規模農協間の連携による共同出荷体制の整備
 - 流通施設の整備・強化
 - ・光センサー選果機の活用による均一な高品質果実の出荷促進
 - ・C A貯蔵施設の整備と長期鮮度保持技術の開発
- 東南アジアを中心とした輸出の拡大

(3) 加工振興対策

- 原料需給安定と高品質化
- 経営合理化
- 消費宣伝対策
- 新製品の開発
- 環境保全

6 特産果樹の振興方策

(1) 基本方針

- りんご地帯での新・改植だけでなく、水田地帯での転作田等を活用した生産拡大による新しい産地の育成
- 果樹複合経営の安定化
- 担い手の育成と技術水準の向上
- 産地の集団化や産地間の連携による集出荷体制の整備と選果機や予冷・追熟施設の整備による鮮度や品質の均一化
- 流通・加工対策
- ・産地直売や観光園を主体とした販路の拡大
- ・ワインやジュースなど付加価値を高めた加工品づくり

(2) 樹種別振興対策

ぶどう

- ア 津軽地方を中心としたスチューベンの生産拡大や県南地方でのノースレッドなどへの更新による栽培面積減少の歯止め
 - イ ハウス施設の導入による高級ぶどう栽培の推進
 - ウ 生産者組織を充実・強化しながら、販売を有利に進めるための集出荷体制の一元化
 - エ ワイン醸造用品種の試作検討
- おうとう
- ア 消費者嗜好に適合した市場性の高い品種の導入推進
 - イ 人工授粉など基本技術の徹底による安定生産の推進
 - ウ 連棟型雨よけ施設の導入、Y字仕立てなどの低樹高化による高品質安定生産と作業能率の向上
- 西洋なし
- ア Y字変形（波状形）棚仕立てやクインス台を用いたわい化栽培の導入によるゼネラル・レクラークなど良食味品種の生産拡大
 - イ 早生から晩生までバラエティに富んだ品種構成の推進
 - ウ 予冷・貯蔵・追熟の適正化による高品質果実の供給やC A貯蔵法などの開発による出荷期間の拡大及び食べ頃を表示した果実販売によるブランド化の推進
- その他樹種の振興方策
- も も：複合品目として、優良品種の導入を進めながら、産地の育成を図る。
 - 日本なし：複合品目として、優良品種の導入を進めながら、産地の育成を図る。
 - うめ・あんず：省力的な複合品目として、生産力の向上を図る。
 - すもも：複合品目として、良品栽培技術を導入しながら、生産拡大を図り、産地の育成を図る。
 - ブルーベリー：観光化や産地直売を中心に販路を拡大しながら、良食味の大玉品種の導入や加工品づくりを進め、生産の拡大を図る。
 - かき：無農薬栽培を強調しながら干し柿などの加工を進め、産地直売などを通じて販路の拡大を図る。
 - くり：観光農業の一品目として位置づけ、遊休地の利用や病虫害防除など栽培管理の集約化により、粗放栽培からの脱却を図りながら、生産を維持する。

[46] 21世紀青森りんご行動計画 (農林水産部りんご果樹課)

1. 計画策定の趣旨

青森りんごは、日本の生産量の半分以上を占め、本県農業の基軸となっているだけでなく、県民にとってりんごはふるさとの誇りであり、全国どこへ行っても「青森県といえばりんご」といわれるように、まさに本県のシンボルとなっています。

また、近年は、食べておいしいというだけでなく、医学的効用など健康に優れた機能性、豊かな文化性、観光資源としての可能性などについても、注目されています。

本県は、このようなりんごに対する県民の思いや、りんごが持つ多彩な価値を踏まえ、21世紀の幕開けとなる2001年を「りんご元年」と位置づけ、県民が心を一つにして、「りんご王国」青森県のさらなる発展を誓いました。

「21世紀青森りんご行動計画」は、この誓いを実現するために、県民が共通の認識のもとに行動をおこすことを目指して、その指針となるべき基本的な考え方と推進方向を明らかにしたものです。

2. 策定の時期 平成13年3月

3. 計画の目標年次 平成22年度

4. 県民参画による計画推進

この行動計画は、りんごにこだわった新たな取組みを誘導していくものであり、県民一人一人の積極的な参画があっはじめて目的を達成することができます。

そこで生産者をはじめとするりんご関係者や県民が自らの役割などを認識し、相互協力して取り組むことが重要です。

県は、市町村など関係機関との連携のもとに、県民に対して参画のための「情報」「機会」「場」を提供していくとともに、取り組み気運の醸成に向けた啓発活動や、りんご及びその関連産業発展のための推進方を展開します。

<りんご関係者の役割>

青森りんごは、120年余の歴史の中で幾多の困難に遭遇しましたが、先人達の血のにじむような努力によってこれを克服し、世界に冠たる産地を形成してきました。

りんご生産者は、この貴重な財産をさらに発展させ、今後ますます激化する海外との競争に打ち勝つことができる力強い産地を、後世に引き継いでいくことが求められています。

また、今後、行動計画に基づき県民参画による様々な分野での活動が活発化することによって、本県の情報発信機能が高まり、りんご主産地としての知名度の向上・ブランド力の強化につながることを期待されます。

生産者をはじめとするりんご関係者は、このような他分野での活動に対して、積極的に連携・協力していくことが重要です。

<県民に対する期待>

本県のりんご産業は、単にりんご生産者が生活の糧を得る場としてだけでなく、日本一の産地規模を背景に、りんご移出業、加工業、輸送業、資材・機械産業などの裾野産業が広がっており、りんご産業の盛衰はこれらの人々の生活や地域経済を大きく左右します。

また、長いりんご栽培の歴史が、本県のイメージづくりや地域文化の形成、環境の保全にも大きな役割を果たしてきました。

さらに「1日1個のりんごは医者を選ばない」ということわざがあるように、その医学的に優れた効用によって、県民の健康を守ってきたと言えます。

このように、りんごが県民にとってかけがえのないものであるとの共通認識のもとに、21世紀においてもりんご産業を守って行こうという情熱を県民が共有し、具体的な行動に参画することによって、健康で心豊かな生活を実現することを期待します。

5. 基本理念と施策の柱

りんご王国としての地位をゆるぎないものとしていくため

「りんごを食べて健康になる」

「りんごの文化で心を豊かにする」

「夢と誇りが持てるりんご産業を目指す」

を基本理念として取り組みます。

このような理念の下に、県民参画による多彩な活動を誘導していくため、

(1) りんごで健康・福祉を増進する

(2) りんごで文化・芸術を創造する

(3) りんごで観光を振興する

(4) りんごで産業を創出する

を柱に推進方を計画的に展開していきます。

6. りんご発展推進方策

30年、50年先を見据えた上で、今後10年間で取り組むりんご発展推進方を次のとおり体系化し、計画的に事業を展開していきます。

(1) りんごで健康・福祉を増進する

21世紀の少子高齢化社会の進展に対応していくため、りんごを食生活に欠かせないものとして位置づけし、りんごの機能性を県民の健康づくりに生かすとともに、りんご園地での体験農業、体験学習など福祉・教育に役立てていきます。

県民がそれぞれの立場で、りんごの消費拡大への知恵を出し合い、行動をおこす「青森りんご消費拡大県民運動」を推進します。

りんごの持つ機能性を健康づくりに生かしていくため、県民の食生活への定着を推進していくとともに、研究者がりんごの機能性を研究することを奨励していきます。

生きがいづくりや心の充足感、現代社会のストレスの癒しのために、りんご園での農業体験をする場を提供していくとともに、りんごの切枝や鉢物の開発・普及を促進していきます。

子供達の体験学習の場としてりんご園を活用するなど、りんごをテーマとした体験活動を推進していきます。

(2) りんごで文化・芸術を創造する

アダムとイブの伝説にはじまり、世界中のこたげや文学、音楽にうたわれたりんごは、古来から文化や芸術の源ですがこのような先人の遺産を土台に、県民が新たなりんご文化を創造していくことを目指します。

青森りんごは先人が残してくれた偉大な遺産であるため、1年のうち1日を「りんごの日」として制定し、先人たちの努力に思いし、青森りんごの現状を認識し、その未来を考える日とします。

白いりんごの花が咲き誇る春、真っ赤なりんごがたわわに実り見る人の心はずませる秋など、美しいりんご園を県民や子供達が身近に感じ、ふるさとを思う心を育ていくため、りんご園の景観等を対象とした写真コンクールを開催します。

りんごの発展に功績があった方に対して、県民の感謝の気持ちを表すため、「青森りんご勲章」を授与していきます。

りんごの花を題材としたファッションの振興を図っていきます。

数々の苦難に打ち勝ち、りんご日本一を築いた本県の先人達の姿を、子供達にわかりやすく伝えるため、「漫画青森りんごの歴史」の編さんを進めています。

りんごをテーマにした短歌・俳句、演劇、ミュージカルなどの創作活動を奨励していきます。

りんごや青森県をテーマにした「りんご文学賞」を創設し、映画や音楽などへの展開を促進します。

世界のりんご文化を調査し、広く県民や日本国民に紹介していきます。

(3) りんごで観光を興す

120年以上の先人の努力の歴史があり、世界有数の広なりんご園地帯を有していることから、これらの文化的価値に注目しながら、観光産業に積極的に活用していくとともに、りんごにちなんだ大会や国際会議・展示会の開催を促進します。

本県は、りんご産地としては日本一、品質面では世界一であることから、全国的・国際的な「りんご」に関わる大会・展示会・国際会議等の開催を推進していきます。

「桜」や「春もみじ」などとともに、「りんごの花」を春の文化観光資源として、積極的に活用していきます。

津軽地域に広がるりんごに関する展示施設や農作業場ができる園地などをまるごと「りんご博物館」に見立て、歴史的な遺産である県りんご試験場の「りんご史料館」をはじめとする関連施設や受け入れ体制の整備を図っていきます。

県民の宝として後世に残すべきりんご地帯を「青森りん

ごの聖地（サンクチュアリ）」として指定し、県民や都市の住民とも連携しながら優良園地の保全に努めるとともに、農村景観や景勝地として観光に活用していきます。

県外や国外から青森県を訪れる人達が、短期間の滞在でも「りんごのふるさと青森」を感じられるよう、「りんごを感じる街づくり」を推進していきます。

(4) りんごで産業を創出する

国際化が進展する中で、外国産りんごの輸出攻勢にも対応し、世界をリードする産地としての地位を維持していくため、画期的な新品種の開発に着手するとともに、環境にも配慮した新しいりんご関連産業の創出を促進していきます。

複数の病害に強く、食味・外観・貯蔵性はふじをしのぎ、機能性に優れたスーパー品種の育成や超省力栽培技術の開発に取り組むなど、試験研究の充実を図っていきます。

りんごの花や幼果、剪定枝、搾りかすなどの未利用資源を活用して、新たなりんご関連産業の創出を促進していきます。

後継者不足や担い手の高齢化が進行する中で「環境の保全や心の豊かさ、安全で安心できるりんごを求める市民」と産地が相互に交流し、支援し合うことを通じて、新たなりんご生産の仕組みづくりを行っていきます。

りんご生産の省力化・高品質化や環境保全にも着目して、りんごの生産設備・機械・資材産業を育成していきます。

りんごの生産や流通面での合理化を促進するためIT（情報技術）の導入を促進していきます。

[47] 青森県酪農・肉用牛生産近代化計画 (農林水産部畜産課)

1. 農業振興を図るうえでの酪農及び肉用牛生産の位置付け

本県の酪農及び肉用牛生産は、土地利用型農業の基軸をなす部門として、耕種農業との有機的な関連による資源循環型農業を推進する役割を担っている。今後も、県土の有効活用を図りつつ、耕畜の連携を一層強化しながら、飼料自給率の向上を通じて、その生産拡大を進めていく。

2. 本県酪農及び肉用牛生産の基本的な方向

県内の飼料基盤を十分に活用しながら、生乳及び牛肉の供給県として環境問題へ適切に対応した生産の拡大と、生産から流通までの産地力の強化を図る。

3. 乳牛及び肉用牛の改良の推進

高能力化及び高品質化による経営体質の強化を図る。

[推進方向]

乳牛：受精卵移植技術及び牛群検定の活用等による高能力化

肉用牛：新たな優良種雄牛の作出、改良体制の整備強化等による高品質化

4. 土地基盤に立脚した経営体の育成

飼料生産基盤の有効活用と家畜排せつ物の適切な処理・利用を促進するため、土地基盤に立脚した経営体を育成する。

[推進方向]

農地の流動化による土地利用の集積

耕種経営と連携を強化した転作田や耕作放棄地の活用
公共牧場の機能の見直しと再編整備による利用性の向上
堆きゅう肥投入と適期作業の推進

コントラクターの活用、飼料生産作業の外部化や共同化・組織化を推進

5. ゆとりある生産性の高い経営体の育成・確保

(1) 酪農

合理的生産を図るための経営規模への拡大や土地条件等を生かした協業化など、地域や経営の実態に応じた多様な経営を展開し、ゆとりある経営を実現する。

[推進方向]

高能力化に対応した飼料給与技術の改善や転作飼料作物の有効利用

フリーストール・ミルクングパーラー方式や搾乳ロボット及びTMR(混合飼料)給与方式の導入

酪農ヘルパーやコントラクター等の作業受託集団の育成・強化

公共牧場を活用した夏季及び周年育成の受け入れ体制の充実(酪農振興センターについては周年育成の預託を拡大)

(2) 肉用牛

放牧の活用により低コストで強健な子牛の生産を目指す「あもり型肉用牛」の生産体制の確立等を通じ、経営条件に応じた飼養規模の拡大とゆとりある経営を実現する。

[推進方向]

地域飼料基盤の有効的活用

肉用牛ヘルパーなど作業支援組織の育成や作業の外部化・共同化の推進

黒毛和種については、高品質化へ向けた組織的改良の強化による優良雌牛群の造成

日本短角種については、消費者の健康や安全志向に対応した粗飼料多給型飼養方式による、特産牛肉としての普及と純粋種の確保

乳用種については、大衆牛肉として、自給飼料の有効活用を推進しながら、肥育技術の改善と生産コストの低減

(3) 女性の役割評価と参画の促進

[推進方向]

経営における女性の役割の適正評価

農家の女性同士の交流やファームステイなど女性ならではの能力が発揮される機会の確保

6. 酪農経営及び肉用牛経営の円滑な継承

離農跡地や後継者不在の経営を新規就農者や規模拡大志向者へ継承するシステムを構築する。

[推進方向]

新規就農希望者及び経営委譲希望者等に関する情報のデータベース化

実践的な経営技術を習得するための研修受入れ体制の整備

経営継承前後にわたる一貫した指導体制の整備

7. 環境問題への適切な対応

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、家畜排せつ物の適切な管理及び堆肥化を推進し、堆きゅう肥の施用を主体とした健康な土づくりによる自然循環機能を発揮した持続型農業を支援する。

[推進方向]

畜産環境アドバイザーによる家畜排せつ物の適正処理や管理に対する指導体制の強化

堆肥舎等の処理施設の計画的な整備

畜産と耕種の連携、堆肥や稲わらの広域利用のためのリサイクルシステムの構築

8. 流通・加工の合理化

(1) 生乳及び牛乳・乳製品

[推進方向]

指定生乳生産者団体による集乳経路の合理化

乳業再編と衛生基準の高い処理システムの確立

県産牛乳の消費拡大対策の推進

(2) 肉用牛及び牛肉

[推進方向]

青森県家畜市場への集出荷体制の推進

食肉施設への集出荷体制の合理化、衛生基準の強化と部分肉流通に対応した処理施設の機能拡充

あもり牛販売促進協議会を核とした県産牛肉の消費拡大対策の推進

9. 生産者と消費者のパートナーシップの構築

県民の健康で豊かな食生活と子供たちの心身の健全な発育に資するため、情報交流等により、生産者と消費者の相互理解を構築する。

[推進方向]

生産プロセス等の情報の提供、栄養と機能的役割等の知識の普及

酪農教育ファームなどを活用した生産現場における消費者との交流

インターネットを通じた情報交流

1 0 牛乳生産量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

		現在 (平成10年度)	目標 (平成22年度)	/
乳牛	飼養頭数	20,700 頭	19,700 頭	95.2%
	飼養農家数	450 戸	376 戸	83.6%
	1戸当たり頭数	46.0 頭	52.4 頭	113.9%
	生乳生産量	92,967 t	104,800 t	112.7%
肉用牛	飼養頭数	58,200 頭	61,300 頭	105.3%
	飼養農家数	1,670 戸	1,437 戸	86.0%
	1戸当たり頭数	34.9 頭	42.7 頭	122.3%

(参考) 国の目標

		現在 (平成10年度)	目標 (平成22年度)	/
乳牛	飼養頭数	1,816,000 頭	1,800,000 頭	99.12%
	飼養農家数	35,400 戸	24,408 戸	68.9%
	1戸当たり頭数	51.3 頭	73.7 頭	143.8%
	生乳生産量	8,548,000 t	9,930,000 t	116.2%
肉用牛	飼養頭数	2,842,000 頭	3,167,000 頭	111.4%
	飼養農家数	124,600 戸	84,415 戸	67.7%
	1戸当たり頭数	22.8 頭	37.5 頭	164.5%

1 1 飼料の自給度の向上に関する事項

(1) 飼料供給計画

(単位: ha、%)

現在 (平成10年度)					目標 (平成22年度)				
飼料作付け面積				林間 放牧地	飼料作付け面積				林間 放牧地
田	普通畑	牧草地	計		田	普通畑	牧草地	計	
5,136	2,262	18,290	25,688	4,740	7,716 (150)	2,917 (129)	19,420 (106)	30,053 (117)	4,740 (100)

()は現況に対する比率

(2) 飼料自給率

(単位: %)

	現在	目標
乳用牛	50.4	55.5
肉用牛	18.9	30.2
総計	31.7	40.3

[48] 青森県森林・林業基本計画

(農林水産部林政課)

1 策定にあたっての考え方

青森県の森林・林業の政策は、昭和63年に策定した「新青森県林業基本計画」に基づき、「21世紀の国産材時代に向けて活力ある地域林業の振興」を目的に進めてきた。

しかし、この間、林業を取り巻く環境は、木材輸入の増加等を背景に木材価格の低迷、経営コストの増加による採算性の悪化、山村の過疎化による林業労働力の減少と高齢化など、厳しさを増している。

一方、森林に対する県民のニーズは、木材生産はもとより、洪水や渇水の緩和、水や空気の浄化、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、豊かな水産資源を育む役割など公益的機能を中心に一層多様化してきている。

県では、緑豊かな森から流れ出る水が農地を潤し、水産資源を育むという森・川・海の絆を保全していくため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定、この条例の理念達成に向け、積極的な施策を展開することとしている。

国は、平成13年6月、これまで木材生産を中心に展開してきた森林・林業政策を方向転換し、「森林の有する多面的な機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とする新たな「森林・林業基本法」を制定した。

県は、こうした状況変化に対応し、県民の「くらしのいのち」を支える緑豊かなふるさとの森づくりを目指し、21世紀の本県の森林・林業を活性化していくため、現状と課題を明らかにした上で、今後の政策展開の基本的な方向を示す「青森県森林・林業基本計画」(以下「計画」という)を策定した。

2 計画の位置付け

この計画は、「新青森県長期総合プラン」(平成9～18年度)の森林・林業に関する部門計画であり、個別計画として策定している流域林業活性化基本方針、特用林産振興基本計画などの基盤となる計画である。

3 計画の性格

この計画は、広く県民に対し、本県の森林・林業の将来のあるべき姿とその実現のための政策の方向を示すとともに、森林・林業の果たしている役割とその重要性への理解を促すものである。

また、県民、森林所有者、林業・木材産業関係者、市町村・県、国及び公団・公社が一体となって、森林・林業の活性化へ取り組むための施策を示し、それぞれが果たすべき役割を明らかにする。

4 計画期間

計画期間は、平成14年度(2002年度)から28年度(2016年度)までの15年間とする。

また、昨今の森林・林業を取り巻く環境の激しい変化を考慮し、概ね5年後に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

なお、次期計画は、およそ10年後を目処に策定する。

5 基本理念

20世紀は、化石燃料への依存と大量消費の経済システムを築き、物質的な豊かさを実現したが、一方では、地球温暖化の進行や廃棄物の問題など自然環境を悪化させ、人類の生存基盤を脅かす問題を生じてきた。

このため21世紀は、資源が無駄なく有効に活用され、環境への負荷が少ない資源循環型の社会を構築することが求められている。

本県は、日本三大美林の一つであり、県木でもある青森ヒバや白神山地に代表されるブナなど緑豊かな森林に恵まれ、県民は人と森との深い関わりの中で多くの恵みを受るとともに、マタギなど地域に根ざした文化を育ててきた。

このような中で、森林は、生活に欠かすことのできない木材を繰り返し生産できるだけでなく、県土を保全し洪水や渇水から人々を守ると同時に、農業・漁業の源となる栄養豊富な水を供給するなど、人々の「くらしのいのち」を守っている。

また、多種類の動植物を生息・生育させながら貴重な遺伝子を保存するなど、何ものにも代え難い価値を持っていることから、その機能を維持増進することが重要となっている。

林業・木材産業は、豊かな森林を守り育て、人に優しく、環境への負荷の少ない木材を持続的に生産することにより地域経済を支え、循環型社会の形成に貢献していることから、その振興を図っていくことが必要である。

そこでこの計画では、基本理念を「いのち育むふるさとの森づくりと循環型社会に貢献する林業・木材産業の振興」として、林業・木材産業の健全な発展を通じて、郷土樹種による森林づくりを進め森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることによって、豊かな県民生活の実現を目指すものである。

6 基本方向

基本理念に基づき、理想とする森林・林業の姿を思い描き、今後の森林整備や林業の振興についての基本的な考え方を表す。

(1)理想とする森林・林業の姿

ヒバやブナ等にオオヤマザクラが適度に配置された美しく郷土色豊かな森林が広がり、そこには、多様な野生生物が生息・生育し、森林から流れ出るきれいな水は、人々の飲み水となり、農地を潤し、豊かな水産資源を育むなど、森と川と海の絆が保たれている。

スポンジのように柔らかい森林の土壌は、たくさん水を貯え、木々の根は地面をしっかりとつかみ、樹木は光合成により二酸化炭素を吸収し、空気を浄化している。

森林は、子どもたちにとって、自然のすばらしさや仕組みを知り、自然とのふれあいの中で命の大切さや思いやりを学ぶ場所となっている。

森林から生産される多様な木材は、住宅・家具・工芸品などに利用され、生活に温もりを与えている。

また、おが屑や建築廃材等は、バイオマスエネルギーやウッドセラミックス、医薬品や化粧品などの原料として無駄なく利用され、循環型社会に貢献している。

きのこや山菜などの新鮮で安全・安心できる林産物は、食卓に彩りを添え、人々に健康な生活をもたらしている。

森林を守り育て、循環型社会に貢献する林業・木材産業は、地域経済を支える重要な産業として発展し、やりがいのある仕事として多くの雇用を創出している。

山村では、森林からの恵みや美しい自然景観など多様な資源を活用した産業が形成され、子どもからお年寄りまでがゆとりと潤いの中で生活している。

都市住民は、山村での生活に憧れ、自然とのふれあいを求めて、林業体験などのほか森林ボランティアとして森づくりに積極的に参加している。

山村で暮らす人々は、森林を守り育てる担い手として自信と誇りを持ち、生き生きと生活し、山村の文化を発信している。

青森県の森林は、命を守り、未来を育むかけがえのないふるさとの森となっている。

(2) 基本的な考え方

健全な森林への誘導と良質な木材を生産するため、戦後植栽したスギなどの人工林を適正に保育・管理する。

成熟した人工林は、択伐など抜き伐りを主体とする施策により、環境に配慮しながら、安定的・計画的な木材生産を行う。

スギの択伐後などには、ヒバやブナを主体とした郷土樹種の樹下植栽等を進め、多様な樹種による公益的機能の高い複層林への転換を図る。

人と環境に優しい木材のPRなどにより、林業・木材産業の活性化を図る。

森林整備を担う新たな雇用の創出や女性林業者の育成と林業事業者の経営基盤の強化を図る。

品質の安定したスギ材の供給体制の確立、付加価値の高い製品開発、未利用資源の利用促進などにより、県産材の需要拡大を図る。

グリーンツーリズムの推進などにより山村における産業の活性化を図り豊かな山村社会の実現をめざす。

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、環境教育の場としての森林整備を進める。

県民がレクリエーションや健康づくりの場などとして気軽にふれあえる、身近な自然としての里山林や都市近郊林の整備を推進する。

県民の心を和ませる美しい景観として、オオヤマザクラの植栽などにより四季の彩り鮮やかな森づくりを進める。

「緑の回廊」の設定などにより、野生生物の生息・生育環境の保全整備に努める。

豊かな自然の恵みとともに培われた森林文化を継承し、県民の心豊かな生活を築く。

主要指標 森林資源

区 分	平成12年	目 標		
		平成18年	平成23年	平成28年
総蓄積 (百万m ³)	96	102	106	108
ha当たり蓄積 (m ³)	150	160	166	170

森林の機能区分 (千ha)

区 分	平成12年	目 標		
		平成18年	平成23年	平成28年
水土保全林	311	318	325	332
森林と人との共生林	85	86	87	88
資源の循環利用林	242	234	226	218
総森林面積	638	638	638	638

ヒバ林面積

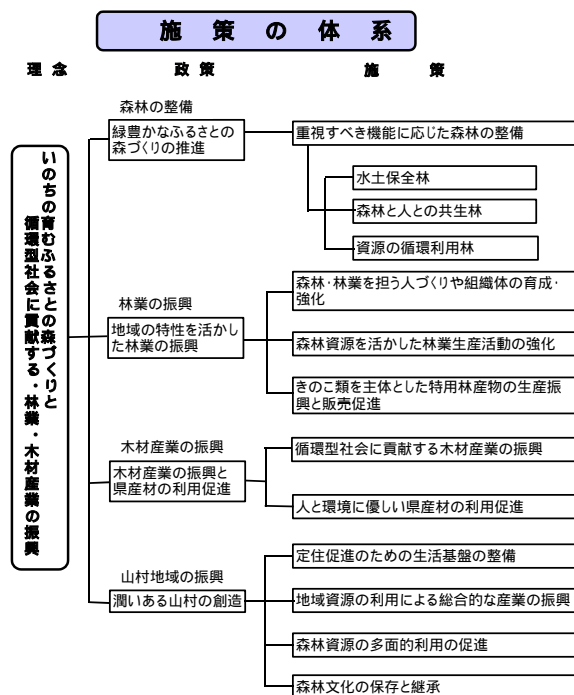
区 分	平成12年	目 標		
		平成18年	平成23年	平成28年
ヒバ林面積 (ha)	52,635	54,565	56,665	58,765

林道の整備

区 分	平成12年	目 標		
		平成18年	平成23年	平成28年
林道延長 (km)	4,088	4,712	5,175	5,706
〔林道密度(m/ha)〕	〔6.3〕	〔7.3〕	〔8.1〕	〔8.9〕

木材の供給と利用 (千m³)

区 分	平成12年	目 標		
		平成18年	平成23年	平成28年
県産材供給量	612	685	745	810
県産材利用量	416	466	507	551



[49] 新青森県水産振興プラン

(農林水産部水産振興課)

本県水産業の安定的発展と向上を図るため、漁業生産と漁村環境両面にわたる総合的な環境を計画的に整備し、「21世紀を拓く水産業と漁村づくり」を基本目標として、県は、平成9年3月、「新青森県水産振興プラン(計画期間：平成9～18年度)」を策定した。

1. 目標と基本方向

21世紀を拓く水産業と漁村づくりをめざして、「新しい世紀への水産業づくり、新しい時代を担う人づくり、水産業を核とする新しい漁村づくり」に積極的に取り組み、21世紀の新たな水産・青森を実現することを目的としている。

2. 施策体系

共生の豊かな海づくり

- 資源管理型漁業の推進
- 栽培漁業の強化
- 生産基盤の整備
- 漁業秩序の維持
- 漁業環境の保全

足腰が強く未来力のある漁業経営づくり

- 漁業経営の安定
- 水産金融の充実
- 漁協経営基盤の整備

活性化に挑む人・漁村づくり

- 漁村活性化対策事業の推進
- 担い手育成事業の推進
- 生活環境の整備
- 海洋性レクリエーションとの共存

新時代を築く水産技術づくり

- 研究体制の強化
- 普及指導の強化
- 国際化・情報化への対応

安全で豊かな水産物を供給する流通加工づくり

- 流通機構の整備
- 水産加工の振興
- 消費拡大対策の強化

豊かで潤いのある河川・湖沼づくり

- 内水面漁業の振興
- ふれあいの河川・湖沼づくり

3. 基本目標

(資料：農林水産統計、漁業センサス)

項 目		平成7年度	平成13年度	平成18年度
生産量(千トン)	総 計	348	420	502
	海面漁業	340	410	490
	沿岸漁業	138	160	190
	沿岸	61	80	100
	海面養殖業	77	80	90
	沖合遠洋漁業	202	250	300
	内水面漁業	8	10	12
生産額(百万円)	総 計	76,627	101,400	130,370
	海面漁業	76,627	101,400	130,370
	沿岸漁業	32,634	44,900	55,420
	沿岸	22,244	26,890	34,160
	海面養殖業	10,390	18,010	21,260
	沖合遠洋漁業	43,993	56,500	74,950
経営体数	総 計	6,951	7,440	7,850
	海面漁業	6,475	6,850	7,150
	沿岸漁業	6,152	6,600	6,930
	沿岸	4,671	5,000	5,280
	海面養殖業	1,481	1,600	1,650
	沖合遠洋漁業	323	250	220
	内水面漁業	476	590	700
漁業就業者(人)	13,580	14,000	15,000	
水産加工業(生産量、千トン)	203	300	350	

[50] あおもり「冬の農業」推進プラン (農林水産部 あおもりの「冬の農業」推進チーム)

1. 策定の趣旨

本県の冬の豊富な地域資源を活用して、安全・安心な農産物の生産を拡大し、農産加工や関連企業、さらには文化観光などにも波及させて就労機会や所得の増大を目指すための基本方向と推進戦略などを明らかにする。

2. 策定時期 平成15年3月

3. 計画推進期間 平成14～18年度(前期) 平成19～23年度(後期)

4. 内容

(1) 推進目標(指標)

区分	平成13年(現状)	平成18年(前期)	平成23年(後期)
「冬の農業」取組人数	3,294 人	17,500 人	30,000 人
冬のハウス栽培面積	99 ha	163 ha	220 ha

(2) 重点推進事項と戦略

「冬の農業」推進に当たって取り組むべき重点推進事項とこれらを実現するための具体的な戦略は次のとおりである。

ア. すぐ実践できる「冬の農業」

(当面進めべき事項)

経営視点を持った担い手の育成

- 県や農業団体の指導者の養成と農業者の技術向上研修などの強化
- J A生産部会や生産グループなど生産者組織の育成
地域の優位性や特色を生かした「冬の農業」の推進
- 展示ほの設置や試作販売などによる取り組みの普及拡大
- 冬や雪を生かした地域ならではの重点振興品目(作型)の選定
- 他産地と競合しないオンリーワンの新品種、新技術の開発

ハウスの無加温栽培と周年利用の促進

- 耐雪型ハウス整備による冬期間の野菜・花きの作付拡大
- 冬期間未利用ハウスの利用促進と周年利用体系の確立

効率的な暖房や身近な地域エネルギーの活用促進

- 多重カーテンや地中加温など効率的な省エネ暖房・保温技術の確立・普及
- 温泉・雪氷など身近な地域エネルギーの利用促進

地産地消と多様なチャンネルの活用

- 地産地消の啓発と県内市場や生産者の顔が見える直売所のシェア拡大

- 契約取引、宅配など多様な流通チャンネルの活用
安全、安心、健康志向に対応した冬の農産物のPRとブランド化

- 生産管理の履歴や生産者の愛情が伝わる安全・安心の冬の農産物のPR
- 栄養や機能性など冬や雪の良さを全面に出した「冬の農業ブランド」の確立

北国青森ならではの農産加工等の推進と関連産業づくり

- 雪や氷温貯蔵などにより付加価値を高めた農産加工の開発と取組促進
 - 食品産業やサービス産業などとの連携強化と関連産業の創出
- 冬の青森イメージアップや文化観光への波及
- 冬のりんご園や農村体験(ホワイト・ツーリズム)など文化観光との連携
 - 各種イベントや料理開発などによる「冬の農業」PRと冬の青森のイメージアップ

イ. 地域新エネルギーの研究開発と実用化

(中長期的に取り組むべき事項)

地域新エネルギーの農業利用に向けた技術開発の促進

- 太陽光や地中熱、風力、雪などを利用した野菜、花きの栽培技術の開発
- 家畜排せつ物や間伐材などバイオマスエネルギー利用技術の開発

地域新エネルギーの農業利用・実用化の促進

- それぞれの地域に適した自然エネルギーの農業利用の促進
- りんご搾りかすや剪定枝、残渣等地域固有のバイオマスを生かした資源循環型農業の実践

(3) 振興品目

種類	主な品目
野菜	小松菜、ほうれんそう、春菊、いちご、トマト、ミニトマト、みつば、山うど、たらの芽、せり、アスパラガスなど
花き	キク、アルストロメリア、デルフィニウム、バラ、サクラカーネーション、トルコギキョウ、プリムラ、パンジーなど
果樹	おうとう、ブルーベリー、りんご(観光)
その他	ハーブ類、初雪たけ、干しもち、寒だいにんなど

(4) 施策の充実

「冬の農業」推進に必要な県の主要施策(プロジェクト)を次のとおりとし、充実強化を図る。

ア. 「冬の農業」推進プロジェクト

- あおもりの「冬の農業」推進体制の強化
- 「冬の農業」指導者・実践者などの人材育成
- 「冬の農業」生産技術の向上
- 「冬の農業」マーケティング戦略の構築
- 「冬の農業」と冬季観光の連携
- 新たな技術導入などの検討と指導

イ. 「冬の農業」実践プロジェクト

- 「冬の農業」実践活動の促進
- ハウス等生産基盤の整備促進
- 新技術導入実践の支援

ウ. 「冬の農業」研究プロジェクト

- 自然エネルギーを活用した「冬の農業」確立のための技術開発
- 冬期間の加温・無加温ハウス栽培技術の開発
- 雪の冷熱エネルギー利用技術の開発
- あおもり冬の野菜、花き、果樹などの品種選定や品種開発
- 冬の農産加工や雪を活用した貯蔵・流通販売に関する研究
- 周年利用ハウスの土壌・作物診断や連作障害防止技術等の研究
- その他「冬の農業」を促進するエネルギーや栽培方法など先端技術の研究開発

[51] 青森県建設産業ビジョン

(県土整備部監理課)

1. ビジョン策定の趣旨

建設産業は本県のかげがえのない豊かな自然の保全や県民の豊かで安全な生活を支える県土づくりにおいて重要な役割を担っており、また、本県の経済と雇用を支える主要な産業となっている。

現在、建設産業は、景気低迷と国の構造改革による公共投資の削減により、建設投資の大幅な削減という厳しい構造変化に直面している。このことは、社会資本整備の担い手である建設産業の衰退を招くだけでなく、地域の雇用や経済に多大な影響を及ぼす恐れがある。

このため、県では、このような厳しい状況に本県の建設産業が対応するための経営改善策等の基本的方向性を示す「青森県建設産業ビジョン」を策定したものである。

2. 策定の時期 平成15年3月

3. 年次計画

- 平成14年度 青森県建設産業ビジョン策定
- 平成15年度 青森県建設産業ビジョンアクションプランの策定及びビジョンの実施
- 平成16年度～18年度 アクションプランの実施

4. ビジョンの概要

このビジョンは、本県建設産業の現状を体系的に整理し課題を把握するとともに、建設産業の経営改善策や県の建設産業に係る各種施策等の基本的方向を提示し、建設産業界が自ら考え、自ら行動するための指針とするものである。

(1) 建設産業の現状と課題

景気の低迷、国の構造改革、地方財政の悪化など県内建設産業を取り巻く様々な環境変化の影響で建設投資は縮小され、今後その傾向が一層顕著になることが予想される一方で、許可業者数が増加するなど、競争は一層激化している。

これらを踏まえ、今後の厳しい状況に対応するため、次の項目を課題として設定した。

縮小する建設投資

これまで、本県の建設投資は、積極的な県単独事業の実施や東北新幹線関連、原子力関連などの大型プロジェクトにより、ある程度の水準を維持してきたが、今後は地方財政の逼迫、景気低迷の影響を受け、更に縮小すると見込まれている。公共投資についても、国の構造改革等の影響により、大幅な縮小が見込まれ、公共投資依存度が全国平均を大きく上回っている本県建設産業は、非常に大きな影響を受けることが予想される。

厳しさを増す財務状況

厳しさを増している財務状況に対応するためには、悪化している指標の真の原因を探るなど、自社の財務内容を分析することが必要となってくる。本県の建設企業に見られる「付加価値率」の低さを克服するためには、原価管理の一層の向上や企業連携による共同購買など、外部調達コストの縮減が求められる。少ない完工高（売上高）でも一定の利益が確保できるよう、資金を内部留保し、資本金を強化するなど、財務体質強化を早急に行う必要がある。

技術力の不足

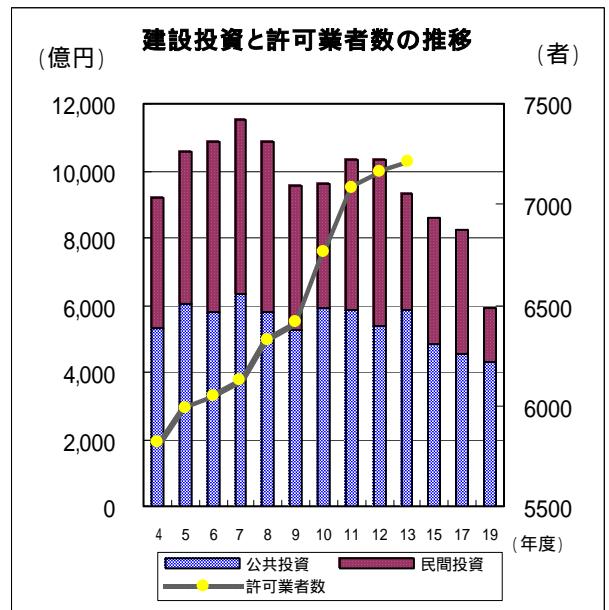
国家資格者数については、他の東北5県と比較して少ない状況にある。指導をうけながら経験を積むことにより施工管理における高い能力を身につけることは、弱点の一つとされる生産性の向上にもつながり、また、技術力の向上は、価格以外の競争力を高め、他社との差別化を明確にする重要な手段となる。

優れた人材の確保

「作業員の高齢化」、「情報化人材不足」、「資格者不足」等の問題点が挙げられ、自社の現状を正確に把握し、必要な人材像を明確にした上で育成計画を立て、取り組むことが求められる。また、人材の確保のためには、業界を挙げた魅力ある産業への取組や、労働条件の改善が求められる。

過剰感増す建設企業数

建設投資が今後より一層縮小すると見込まれる一方で、建設業許可業者数は増加している。建設投資がピークだった平成7年度と平成13年度を比較すると、建設投資が19.3%減少しているのに対し、許可業者数は17.6%増加しており、この比較による許可業者数と建設投資とのアンバランスは、業者数が過剰な状態であるとの見方ができる。建設投資は、今後13年から19年までの7年間でさらに37%程度縮小することが予測されており、現在の許可業者数の水準では、経営を維持できなくなる建設企業が相当数に上ると見込まれる。



15年度以降の建設投資は見込み

今後成長が見込まれる新たな市場への対応

企業存続や雇用維持のためには、経営戦略上、今後成長が見込まれるリフォーム・リニューアル市場、環境関連市場、福祉関連市場への対応も選択肢の一つとなってくる。

(2) 建設産業の進むべき将来像

建設産業の現状と課題をふまえ、将来に向けた本県建設産業の目指すべき姿として、次のような将来像を設定した。

未来力あふれ、県民に信頼される経営力と技術力を

有する産業

- ア 経営の環境順応性の向上
得意分野への経営資源の集中などの戦略的経営、迅速な経営判断（スピード経営）、経営計画の策定と最適な経営管理、顧客のニーズを適切にとらえた提案型営業の推進など、建設市場の動向に的確に対応する。
- イ 財務体質の強化
財務計画を策定し計画に基づく財務管理を行うことや、全社的な生産性向上への取組等により、利益の向上に努める。また、経営数値や地域貢献などの情報開示により、自らが優れた経営を行う企業であることを金融機関に積極的にアピールすること等により、信用力の向上を図る。
- ウ 技術力の向上
建設企業の信用や付加価値の源泉であり他社との差別化の手段となる技術力の向上のため、品質・原価・工程・安全管理等の施工管理を徹底すること、大学・公設試験研究機関等との連携などにより、技術開発を図る。また、品質の確保と施工効率の向上を図るため、適正な契約に基づき、元請・下請がそれぞれの役割と責任を果たすなど、新たな協力関係を構築する。
- エ 優れた人材の確保と育成
広い視野で戦略的な視点を持つ経営管理能力に優れた人材、顧客のニーズを適切にとらえた提案型営業を行うことができる企画提案力に優れた人材、施工管理能力に優れた人材などの戦略的な確保と育成を図る。
- オ 企業連携の可能性
得意分野が異なる企業間での事業補完型連携、地域基盤が異なる企業間での地域補完型連携、施工効率を上げるための垂直型連携、経営多角化等のための関連産業との連携、専門分野を有する企業同士の連携、新分野進出を目指す連携など様々な形態が考えられるが、競争力が向上し経営力強化が図られるというメリットがある。
新たな風を興すフロンティア精神あふれる産業
- ア リフォーム・リニューアル市場への進出
この市場は、建設産業が本業のノウハウを有効にいかせ、今後成長が最も見込まれる市場であり、社会資本ストックの増加に伴い、今後一層の需要増が見込まれている。また、住宅や公共施設においては、耐震やバリアフリー等の機能追加の需要増が見込まれている。
- イ 環境関連市場への進出
リサイクルなどの環境に対する人々の関心が高まり、土壌汚染等の負の遺産の処理が社会問題化している中で、エコビジネス市場は有望な市場として見込まれている。この市場は、廃棄物処理など建設産業と関連が深く、建設産業のノウハウや経営資源を活用できるメリットがある。
- ウ 福祉関連市場への進出
少子・高齢社会や価値観、ライフスタイルの多様化が進展する中で、高齢者や障害者が安心して暮らしていける社会環境の実現に向けた対応が進められている。建設産業は、こうした社会的なニーズへの対応にあたり、各種福祉施設の整備、建設物のバリアフリー化といったハード面だけではなく、福祉事業の運営や介護業務等まで含めたソフト面でのかわりも視野に入れていく必要がある。
地域力を耕し地域を輝かせる産業

- ア 地域産業への支援
人手不足などの問題に直面している農業等地域産業への支援は、地域の産業振興や雇用の確保等にも結びつく。
- イ 安心して暮らせる地域づくり
地域の特性や自然環境に関する豊富な知識、豊かな労働力などをいかし、安心して暮らせる地域づくり活動等において、その中心となって活動する。
- ウ 地域生活に対する支援
地域のニーズに応えるコミュニティビジネスを行うなど、地域生活の支援を行うネットワークの中核となる。

（3）経営改善等に向けた環境整備

- 県では、本県の建設産業が、この厳しい経済・社会環境に対応するための経営改善等に向けた取組に対し支援を行うとともに、公正な競争の促進、透明性の確保、適正な施工の確保、不正行為の排除などの市場環境の整備を図るものである。
経営改善等の取組に対する支援とインセンティブの付与
経営改善等の取組が円滑に行われるよう、次のような環境整備を図る。
- ア 経営改善・新分野への進出の取組等に対する支援
- イ 経営改善の成果を上げた建設企業に対する入札参加資格審査等における優遇
- ウ 企業連携、合併等を行った建設企業に対する入札参加資格審査等における優遇
- エ 優れた技術者、技能者に対する表彰制度の拡充 など建設産業の原点である「ものづくり」を支える力をいかに環境整備
建設企業の信用力と付加価値の源泉である技術力の向上を促す。
- ア 技術力を重視する入札参加資格の審査
- イ 入札参加業者の選定等における工事成績の積極的な活用
- ウ 技術力による競争が促進される入札、契約方式の導入（総合評価、VE、CM、PM、PFIなど）
- エ 適正な競争を妨げる不良不適格業者の排除の徹底 など地域社会を担う建設産業をはぐくむ環境整備
地域社会の保全とリーディング産業としての役割を果たすなど、地域に貢献できる建設企業をはぐくむ。
- ア 地域防災に貢献している建設企業に対する災害復旧工事等の優先発注
- イ 雇用確保やボランティア活動など地域貢献度の高い建設企業に対する優遇
- ウ 建物の維持管理業務などの地域の建設企業へのアウトソーシングの推進
- エ 地域に貢献する建設企業のイメージアップの推進

5.15年度の取組み

- ビジョンを有効なものとするため、次のような取組みを実施する。
- （1）外部委員を入れた「青森県建設産業ビジョン推進会議（仮称）」の設置により、ビジョンの進行管理を行うとともに、ビジョンに示した取組み方策を具体的に進めるため、官民それぞれでアクションプランを策定する。
- （2）建設業界に対するビジョン説明会を県内各地区にて開催するとともに、県のホームページにより、周知を図る。

[52] 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

(県土整備部河川砂防課)

1 条例制定の背景

青森県は、三方を海に囲まれ、中央に陸奥湾を有し、県土の約7割が緑豊かな森林に覆われ、白神山地や八甲田山等のブナ林などから成る森林は、県土の保全や水源かん養等の機能を果たしている。

緑豊かな森林がかん養する水は、岩木川、奥入瀬川をはじめ多くの自然豊かな河川を成し、動植物の生息地・生育地あるいは移動手段となるとともに、津軽平野や三本木原台地等の広大な農地を潤し、飲料水や農業用水等の水資源となり、また、水産業の場を形成し、本県の農林水産業の生産活動を支え、県民の生活を潤しながら、やがて海に至り、豊饒の海の恵みを育んでいる。

これまで私たちは、森と川と海と調和を保ちながら生産活動を行い、水と触れ合いながら生活を営む中で地域文化を育んできた。

しかし、近年の経済性や利便性を追求した活動により、森と川と海の多様な生態系が脅かされ、ふるさとの環境が悪化し、人と水との触れ合いが失われてきている。

一方で、森と川と海を守るため、漁業者と林業者が手を持って行う植樹活動や県民による清掃活動等が活発に行われるようになっており、森と川と海という自然を大切にしようという相互理解が深まってきている。

ふるさとの森と川と海を保全し、及び創造していくためには、森と川と海それぞれが役割を持ち密接な関係の下につながり、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることを踏まえ、問題が生じている箇所のみに着目し、森・川・海を個別にとらえ対処するのではなく、森と川と海を一体として施策を講じていく必要がある。

2 条例の目的と基本方針

ふるさとの森と川と海は、農林水産業の生産活動や人の生活と結び付き、様々な祭礼、伝統漁法、伝承、風俗習慣等の地域文化を形成しているという点で、地域文化を形成する基盤であり、本県では特別の価値を有するものであると考え、県、県民及び事業者が一体となって、このふるさとの森と川と海を保全し、及び創造しようとするものである。

そのために、県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定め、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとするものである。

本条例は、ふるさとの森と川と海が、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっていることを踏まえ、すべての者の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることが重要であると位置付け、これを基本方針の基本とすることとしたものである。

基本方針では高度経済成長期以前の森・川・海の状態を理想とし、森・川・海のあるべき姿を次のとおり位置づけた。

- (1) 森が培う良質な水が、様々な生物を育み、豊饒な川と海の源となっている。
- (2) 四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られる

森・川・海が、人々に潤いとやすらぎを与えている。

- (3) 豊かな恵みをもたらす森・川・海が農林水産業の生産活動や人の生活の源となっている。
- (4) 木登り、虫取り、魚釣りや水遊び等、子どもたちが遊び・学習する場である森・川・海が、子どもたちの優しい心、豊かな感性を育てている。

3 保全及び創造

保全とは、現存するふるさとの森と川と海を適正に維持することをいう。適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあることから、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふるさとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものである。

創造とは、地域文化を形成するふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することである。ただし、元々そこにはない状態に整備することではなく、過去を考察しながら本来あるべき状態に再生するなど現在の森と川と海からより良い状態とすることである。

4 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の展開

本条例は、平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から全面的に施行されており、今後次の施策を推進していく。

- (1) 保全地域の指定、保全計画の策定及び特定行為の届出等自然環境が優れた状態を維持している森林、河川又は海岸の区域（これらと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）のうち、ふるさとの森と川と海の保全上特に重要と認められる区域を保全地域として指定する。

保全地域の保全をより一層促進するために実施する施策に係る保全計画を策定し施策を実施する。

「土石（砂を含む。）の採取」「工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去」「土地の掘削その他土地の形状を変更する行為」「竹木その他規則で定める物（あし及びかや）の伐採」の特定行為を保全地域内において行おうとする者は届出を必要とし、当該特定行為に対しては指導・勧告・公表を行うことができる。

- (2) 地域の特性に応じた樹種の植栽、動植物の生息地及び生育地の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保等を考慮した森林、河川及び海岸の一体的な整備等

森林の適正な維持管理の推進

- ア. ヒバ、ブナ等の郷土樹種を植栽する。
- イ. 森林の適正な間伐や保育を推進する。
- ウ. 魚つき保安林の指定を推進する。

自然豊かな川づくりの推進

- ア. 河川整備における多自然型川づくり及びその効果の検証を行う。
- イ. 自然再生型川づくり及びその効果の検証を行う。

多様な自然と調和した海岸づくり及びその効果の検証

森・川・海とのふれあいの場の整備

- ア. 自然のすばらしさや大切さを感じ

ることができる自然体験の場、遊び、憩い・安らぎの場、人々の交流の場を整備する。

(3) 普及啓発

ふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めていく契機として、各種広報媒体のほか学校や地域社会における環境学習・体験学習の推進等必要な措置を講ずる。

(4) パートナーシップの形成

県民、事業者、民間団体、学識経験者、行政といった各主体間の適切な役割分担と連携のもとで、パートナーシップの形成を図るため、施策の立案、実施、フォローアップに至るまでの一連の取り組みについて、幅広く県民の意見等を取り入れるための方策を講じるとともに、県民参加の促進を図る。

(5) ふるさと環境守人(もりと)による巡視活動及び啓発活動

保全地域を重点的に巡視することにより、無届特定行為等ふるさとの森と川と海の保全に支障を及ぼす事態を迅速かつ的確に把握・防止する。

ふるさとの森と川と海の保全及び創造の必要性について、県民や事業者などの関心と理解を深めるために普及啓発を図る。

(6) 民間団体等の自発的な活動の促進

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する民間団体等の活動に対し、自主的な学習・実践活動への助言や情報提供等を行うとともに、相互の意識啓発や交流を図る場の設定等の措置を講ずる。

(7) 関係行政の連携強化

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策が流域的視点から一体かつ円滑に進められるよう森・川・海に関わる県関係部局、国、市町村、他県との総合行政的な協力体制を確立し、関連施策における連携強化を図る。

・平成14年9月に彩りある美しく安全な県土の実現に向けて、国土交通省東北地方整備局、林野庁東北森林管理局青森分局及び水産庁増殖推進部と県の4者で「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚書」を締結するとともに、平成15年1月に同連絡調整会議を設置した。

・森と川と海が一体となって豊かな自然環境を形成している岩手県、秋田県及び本県の北東北三県で「ふるさとの森と川と海」を守るという共通の理念に立って条例を整備するなど広域的な連携による取り組みを進めることとしている。

[53] 青森県汚水処理施設整備構想
(県土整備部都市計画課)

1. 構想策定の趣旨及び目的

青森県では、21世紀へ向けた社会の潮流と本県の課題に積極的に対応して行くために、「ニュー・ルネサンス-人間性復活-」を基本理念とした『新青森県長期総合プラン』を策定し、各種施設の展開を図ることとしている。

この中で下水道をはじめとする各種汚水処理施設は、豊かで清らかな自然環境の保全と、快適で健康的な居住環境の充実を図るため、重要な施設として位置付けられている。

近年の都市化の進行や、県民の生活様式の変化により、家庭、工場等からの汚水が、県内の河川、海、湖沼等公共用水域に流れ込み、その水質は年々悪化している。公共用水域の水質保全、生態系や自然の循環システムを健全に保つためには、私たちの普段の日常生活の中で発生させた生活排水等の汚水を、適正に処理して、河川や海域等に返してやるのが、

私たちに課せられた責務であり、この水質悪化に歯止めをかけ、健康で快適な生活を営み、明るく住みよい環境づくりを進めるうえで、下水道をはじめとする各種汚水処理施設の整備が求められている。

汚水処理施設としては、下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、あるいは合併処理浄化槽等があり、従来より各事業単位の全体計画や実施計画により事業が実施されており、これまでは相互の事業調整が十分なされないまま進められていたため、建設から維持管理まで非効率と思われる事例が本県のみならず、全国的にも多数見受けられた。

このため、国では全国すべての都道府県において本構想を策定することとし、平成9年9月、本県においても県内67市町村を対象に、下水道をはじめとした各種汚水処理施設の整備を効果的、効率的に推進するため、市町村の意向をふまえながら、地域の立地特性や整備の緊急性に配慮して、各事業毎の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を検討した総合的な整備構想をとりまとめた。

2. 汚水処理の現況

2-1 汚水処理事業の種類

私たちが毎日の生活において排出するし尿や生活排水などの汚水処理には、下水道や農業集落排水などの集合処理方式

と合併処理浄化槽などの個別処理方式とがある。これらのうち主な事業の内容は次のとおりである。

各事業の主な内容

		目的	対象区域	計画人口	所管省庁
下水道	公共下水道	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し併せて公共用水域の水質保全に資する。	主として市街化区域や用途地域内など	制限なし	
	特定環境保全公共下水道(特環)	湖沼周辺地域などの自然環境の保全または農村漁村における生活環境の改善を図る。	市街化区域や用途地域以外が対象(都市計画区域外も可)	概ね1,000~10,000人以下 (1,000人未満は簡易な公共下水道として実施可)	国土交通省
農業集落排水(農集排)	農業集落における農業用水の水質改善、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する	農業振興地域内20戸以上の集落	1,000人程度以下		農林水産省
漁業集落排水(漁集排)	漁業経営及び漁業集落の水質保全により漁村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する	漁港背後の漁業集落	300~5,000人以下		農林水産省
小規模集落排水(小集排)	農業集落における農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する	農業振興地域内の3戸以上20戸未満の集落	3戸以上20戸未満		総務省
コミュニティ・プラント(コミプラ)	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る	特に制限なし	101~30,000人		環境省
合併処理浄化槽	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する	下水道計画区域外	特に制限なし		

2-2 本県における汚水処理の現況

本県における汚水処理施設の整備状況は、全国的にみても立ち遅れており、平成13年度末における普及率は次のようになっている。

汚水処理施設整備状況

(平成13年度末)

整備手法名		該当市町村数		処理人口	普及率
		事業実施	供用開始	(千人)	(%)
国土交通省	公共下水道	32	26	614.6	41.2
	特定環境保全公共下水道	19	8	11.8	0.8
	小計	50	33	626.4	42.0
農林水産省	農業集落排水事業	39	35	86.9	5.8
	漁業集落排水事業	9	9	4.9	0.3
	小計	48	44	91.8	6.1
環境省	合併処理浄化槽	57	57	57.1	3.8
合計		66	66	775.3	51.9
県計		67		1,492.7	

3. 青森県汚水処理施設整備構想

3-1 策定方法本構想の策定にあたり、各種汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、将来の維持管理、汚水処理施設整備の緊急性などにに基づき、各市町村が作成した原案を県の関係各課で検討調整を行い取りまとめを行った。3-2 策定結果長期的な施設の維持管理または経済性を考慮して、県内67市町村の集合処理対象区域及び整備手法と個別処理対象区域を明確にした。

各事業別計画処理人口

項目	整備種別	処理区	計画処理人口(人)	面積(ha)	国土交通省・農林水産省・厚生労働省所管構成比			
					処理区数	構成比(%)	計画処理人口(人)	構成比(%)
国土交通省所管事業	公共下水道	24	838,410	21,077.0	60	13.4	1,308,300	78.5
	流域関連公共下水道	17	362,875	10,892.0				
	特定環境保全公共下水道	18	105,615	1,663.5				
	流域関連特定環境保全公共下水道	1	1,400	45.0				
農林水産省所管事業	農業集落排水事業	439	250,832	13,464.9	463	78.6	252,947	16.8
	小規模集落排水事業	24	2,115	122.9				
	漁業集落排水事業	44	24,614	1,039.6				
環境省所管事業	コミュニティ・プラント	3	1,694	224.6	3	0.5	46,911	3.1
	合併処理浄化槽	-	45,217	-				
合計		589	1,507,038	51,759.7	589	100.0	1,507,037	100.0

各事業別普及率

事業別整備量(処理人口)とともに財政状況を考慮した各市町村毎の整備スケジュールをもとに県全体の整備目標を設定した。

(単位:%)

整備種別	H5末	H12	H17	H22	H27	最終目標
公共下水道	26.8	39.9	51.5	61.3	69.2	72.5
特定環境保全公共下水道	0.2	1.0	2.9	4.4	5.3	6.0
農業集落排水事業	1.8	6.0	9.4	11.8	13.8	16.7
小規模農業集落排水事業	-	-	-	-	0.1	-
漁業集落排水事業	-	0.3	0.7	1.1	1.3	1.7
コミュニティ・プラント	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	3.1
合併処理浄化槽	1.5	2.0	2.7	2.5	2.1	-
県計	30.4	49.3	67.3	81.2	91.9	100.0

4. 策定の効果

- (1) 汚水処理施設の整備を計画的かつ効率的に実施できる。
- (2) 策定作業を通じて、事業未着手町村に汚水処理施設に対する理解が深まるとともに、事業を実施しようとする場合の指針となる。
- (3) 汚水処理施設に関する長期目標としての必要整備量を把握できる。
- (4) 各事業間の調整を容易に行うことができ、円滑な事業推進が可能となる。
- (5) 維持管理の合理化が図られる。
- (6) 未着手町村に対する諸制度やその活用をPRすること

により、未着手町村の解消が図られる。

策定組織 『全県域汚水適正処理構想策定委員会』

(事務局: 県土整備部都市計画課)

[54] 青森県住宅マスタープラン

(県土整備部建築住宅課)

1. 住宅マスタープランの目的

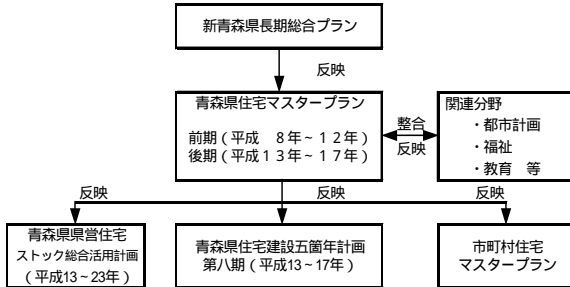
県では平成7年度に「青森県住宅マスタープラン“いっしょにつくろう豊かな住まい”」(計画期間：平成8年～17年度までの10年間)を策定し、「自然と共生する住まいづくり」をはじめとする5つの目標を掲げた。そして3つの推進プロジェクト及び重点施策を展開するとともに、「住宅政策懇話会」を設置し、年1回住宅政策に対する提言が行われてきた。

この5年間においては公営住宅法の改正、建築基準法の改正、住宅品質確保促進法の制定、定期借家権の導入(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法)、消費契約法の制定、公的介護保険制度などが新設され、県民の居住、住宅市場、公共賃貸住宅のあり方等に大きな影響を与えることも起こり、住宅行政もこうした社会情勢の変化に伴い的確に対応することが求められており、地域の実情を踏まえ、福祉施策・まちづくり・地域振興などとも連携しながら総合的・体系的な施策を展開していくことが必要になっている。

豊かな自然や文化に恵まれた青森県ならではの地域特性や、実情に応じた住宅施策。住宅マスタープランはその目標を設定し、基本的な施策の体系や公的資金による住宅供給計画など、これからの住宅行政の基本となる事柄を示すものとして策定する。

2. 住宅マスタープランの性格

住宅マスタープランは青森県の長期総合計画では、住宅部門の基本計画としての性格をもっている。さらに、青森県住宅建設五箇年計画や市町村が策定する住宅マスタープランに反映されるだけでなく、地域振興、都市計画、福祉など関連する各分野とも整合や連絡を取り、住宅行政を中心に総合的に計画を進める役割を果たす。



3. 基本理念

青森県が誇る豊かな自然と共生しながら各地域の特性や実情を考慮した住生活。魅力的でゆとりある住まいや、誰にもやさしい住まいづくり・まちづくりをめざして、住宅施策の基本理念を次のように掲げる。

いっしょにつくろう豊かな住まい(青森型共生の住まいづくり)

4. 目 標

基本理念を受け、次の5つの目標を定める。

環境に配慮した住まいづくり

青森の雪・寒さに対応した住まいづくり

県産材を活用した住まいづくり

環境負荷の小さな住まいづくり

住宅の長寿命化とリサイクルの推進

誰にでもやさしい住まいづくり

バリアフリーの住まいづくり

高齢者の安心居住の実現

身体障害者の自立支援のための住まいづくり

福祉施策との連携等による安心して自立した居住の支援

安全で安心して暮らせる住まいづくり

災害に強い住まい・まちづくり

健康を意識した住まいづくり

良質な公的賃貸住宅ストックの形成

地域の特性に応じたまちづくり

中心市街地のまちづくりと連携した住まいづくり

地域活性化・人口定住に資する住まいづくり

地域性を活かした住宅行政の推進

良質な住宅づくりができる環境づくり

地域の住宅産業の活性化

住まい・まちづくりに関する情報提供の推進

住まい・まちづくりに関わる研究や活動の推進

5. 重点施策

5つの目標に応じて次のような重点施策を定める。

環境に配慮した住まいづくり

ア) 性能・品質がわかりやすく表示されている住宅の普及
住宅の性能・品質に関する消費者の意識向上への対応、良質な住宅ストック形成のため、性能・品質がわかりやすく表示されている住宅の普及を進める。住宅品質確保促進法の住宅性能表示制度の活用を促進するよう、県民の意識啓発を図る。

誰にでもやさしい住まいづくり

ア) 既存民間住宅のバリアフリー化促進及び支援体制の整備
急増する持家高齢者が自立した生活を送ることができるよう、高齢者が住む住宅のバリアフリー化を進める。特に要介護・要支援高齢者の住宅のバリアフリー化に取り組む。

ただし居住者の発意及び資金、どこに発注するかの情報が必要なので、それらの情報提供を主に行う。

イ) 公営住宅のバリアフリー化

高齢化の進展および公営住宅法改正による入居資格の的確化が行われたことにより、公営住宅入居者の急速な高齢化が想定されるので、高齢者が自立した生活を送ることができ環境をつくる。特に現存する公営住宅ストックのバリアフリー化を進め、高齢者が住み続けられる環境をつくる。

安全で安心して暮らせる住まいづくり

ア) 公営住宅ストックの質の向上

公営住宅は県民の居住のセーフティネットとして重要な役割を担っているため、公営住宅ストック総合改善事業の導入により、既存の県営・市町村営住宅の質を向上させ、長命化を図る。

特に高齢者への配慮および耐震性の向上を進める。

地域の特性に応じたまちづくり

ア) 街なかに相応しい公的賃貸住宅の供給

県内の各都市で進められている街づくり、特に人口定住に寄与するために公的賃貸住宅の供給を進める。なお、県や市町村の直接供給以外の手法として、民間事業者等の活力を導入した供給を進める。

イ) 住民参加型の住宅行政の推進

本マスタープランの理念である「いっしょにつくろう豊かな住まい」を実現するために、住民とのパートナーシップに基づく住宅行政を積極的に進める。特に住民に身近な自治体である市町村の住宅政策の立案や施策の実行において、パートナーシップにより、住民の知恵を集める。

良質な住宅づくりができる環境づくり

ア) 住まいに関する情報提供の仕組みづくり

健康住宅等の住まいに関するさまざまな分野での消費者の関心の高まり、住宅関連の制度の多様化、あづまい住まいづくりのための意識啓発の必要性などに対応して、県民に住まいに関する総合的な情報を提供できるような仕組みをつくる。

6. 推進プロジェクト

住宅マスタープランの5つの目標を実現するために効果的なプロジェクトを3つの推進プロジェクトとして位置付ける。

1) 21Cあおもりモデルタウン

「小規模モデルのネットワーク」として、小規模な地区や街区で、特徴的なテーマを掲げた住宅供給、市街地整備・更新事業など、住まい・まちづくりにかかわるソフト的な活動も含めて展開する。それぞれが青森県の住まい、まちづくりのいわば“ブランド”として捉えられるものを目指す。

2) 青森県住まいの博物館

「住まい・まちづくりの教育副読本」の作成

学習指導要領に基づき、授業で活用する副読本を作成する。教育委員会や現場教師、専門家、地域住民と連携した、「親子でつくる、親子で読める住まい・まちづくり読本」を目指す。また卒業直前の高校生向けの賃貸借契約に関するセミナーを開催し、賃貸借に対する理解を深め、トラブル発生を防止する。

住まいをつくり育てる県民向けセミナーの開催

住宅を新築しようとする一般の県民向けに良質な住宅・住宅地の事例、先端的な事例を紹介するガイドマップの作成や見学ツアーの開催。特にモデルタウンに挙げられそうな事例を対象にする。また、住宅の維持管理についてのツアー、将来的には分譲マンションの維持管理についても見識を高めるようにする。

ITを活用した住まい情報の玄関口の作成

情報化の進展により、さまざまな住宅情報や諸問題がインターネット上で閲覧できるようになった。これら住宅に関する情報を掲載している各種のホームページとリンクすることによって総合的な情報提供が可能となる

「住まい情報の玄関口（ポータル）」を県が作成・管理する方向で検討する。

住宅紛争解決のための相談体制整備

住宅に関するトラブル・紛争の解決のための相談体制整備(窓口設置および専門性の高い人材育成)を進める。相談をたらい回しにするのではなく、相談に乗って解決に導くための情報を個々のケースに応じて提供することが求められている。

3) 青森県住宅工芸ビレッジ

住まい・まちづくり技術者向けセミナーの開催

住宅生産に従事して数年度程度の若い人を対象として、通常の業務では得難いような住宅に関する知識・問題認識を幅広く吸収してもらうためのセミナーを開催する。

調査・研究に対する助成制度の検討

試験・研究機能として「青森にふさわしい住まい・まちづくりに関する調査研究への助成制度」の立ち上げを検討する。助成対象としては住宅産業の「ものづくり」(ハード面)からまちづくりのデザイン・アイデア・諸活動(ソフト面)まで幅広く考える。年度毎のテーマや諸審査会を持ち、調査結果はホームページなどで公開する。

施策実現のための研究チームづくり

大学や民間等で研究されていないが重点施策実現のために必要なテーマについて県および市町村担当者を中心に研究チームをつくり調査・研究をする。

7. 主な施策の展開

1) 平成14年度事業

地域特性を活かす施策推進

<「雪と寒さに強い住宅」整備指針策定>

雪と寒さに強く快適な居住環境を得るために必要な考え方と手法を説明する解説書を策定するために資料の収集と調査を実施した。

<木造公営住宅整備の推進>

プロポーザルにより設計された木造公営住宅の建設を実施した。

住情報と実施体制の充実

<あおもり優良木造住宅コンテスト>

県内に建設された木造住宅の優良事例を表彰し、事例集を作成、配布した。

市町村住宅マスタープラン

八戸市、五所川原市、むつ市、大鰐町、五戸町で作成作業を実施した。

[55] 第3次青森県長期総合教育計画 (教育庁教育政策課)

策定の時期 平成9年3月

計画の期間

平成9年度から平成18年度までの10年間

計画の構成

- (1) この計画は、基本計画と実施計画で構成する。
- (2) 基本計画は、今後10か年の基本方向と目標を示す「総論」と各分野別目標を具体化した「各論」で構成する。
- (3) 実施計画は、5か年ごとの前期実施計画(平成9年度～13年度)と後期実施計画(平成14年度～18年度)で構成する。

計画策定の趣旨

青森県教育委員会は、昭和61年度に「生涯学習社会の実現に向けて、人間性豊かな活力あふれる教育の推進」を基本目標とする「新青森県長期総合教育計画」を策定し、教育行政の計画的な推進を図ってきた。この結果、本県の実教育、文化、スポーツは、着実な発展を遂げてきている。

この間、経済の成長、科学技術の発展等に伴い、人々の生活は、物質的に豊かで便利なものになり、一人一人が多様な個性的な生き方を追求するという傾向がますます強まってきた。生きがいのある充実した人生をおくるため、自ら進んで積極的に学ぶ生涯学習の意欲が一層高まってきている。

また、国際化、情報化、高齢化が、時代の大きな趨勢になるとともに、産業・就業構造の変化、核家族化の進行、地球環境問題の深刻化など多岐にわたる社会変化が生じてきている。このようななかで、様々な課題が顕在化してきており、教育の分野においても、いじめ、登校拒否の問題、子どもたちの社会性の不足、家庭や地域社会の教育力の低下、過度の受験競争など、様々な課題が提起されてきている。

教育行政は、このような時代の流れを踏まえ、いつの時代においても求められる、知・徳・体にわたる調和のとれた人間形成、個性豊かで活力あふれる文化・スポーツ活動の振興をめざしていくべきものである。

このため、青森県教育委員会は、本県教育が抱える様々な課題の解決に向け、21世紀の青森県教育を展望した『第3次青森県長期総合教育計画』を策定した。

計画の性格

- (1) この計画は、本県の教育行政推進の基本となるものである。
- (2) この計画は、行政推進の過程において、社会の諸情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものである。
- (3) この計画は、県民に対して、この計画の示す方向や施策について、理解と協力を求めるものである。
- (4) この計画は、市町村に対して、県との一体的な施策の推進を期待するものである。
- (5) この計画は、国に対して、積極的な支援、協力を期待

するものである。

- (6) この計画は、「新青森県長期総合プラン」との整合に留意しながら、推進するものである。

<総論>

1. 教育のあゆみ

高校進学率の向上(昭和60年93.5% 平成8年97.1%)、養護学校の高等部の増設、社会教育施設の整備(総合社会教育センターの新設)等、学校教育、社会教育の両面で教育機会の拡充が進んだ。また、高等学校教育では、専門学科の再編成や新しい学科・コースの設置、単位制の課程の導入、総合学科の設置などにより、多様化、個性化を推進してきた。一方、大学・短期大学等への進学率の全国平均との格差(平成8年全国平均39.0%、本県27.4%)等、依然として課題が残っている。

文化においては、個性豊かな県民文化の創造を目指すため、三内丸山遺跡の保存・活用事業を実施するなど、先人が残した貴重な本県の文化遺産を継承していくとともに、地域に根ざした創造的な文化活動を推進してきた。

スポーツにおいては、生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、青森県民生涯スポーツフェスティバルや青森県民駅伝競走大会の開催など県民参加型のスポーツ・レクリエーションイベントを開催してきた。

2. これからの社会の展望

キャッチアップ型社会から、付加価値の高い製品、サービスを提供する高次な経済社会への転換、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める傾向が高まっていくことなど、時代の大きな流れのなかで、特に教育・文化・スポーツに大きな影響を及ぼす社会変化として以下の項目が挙げられる。

- 国際化
- 科学技術の発展と高度情報化
- 少子化と高齢化
- 地球環境問題の発生
- 生活意識の変化

3. 本県教育の課題

本県教育が今後も継続して取り組まねばならない主な課題として、以下の項目が挙げられる。

- いじめ、学校不対応の問題への対応
- 児童生徒減少への対応
- 高校教育改革
- 学校週五日制への対応
- 家庭、地域社会の教育力の向上
- 成人の学習機会の拡充
- ボランティア活動の充実
- 文化活動の振興
- 文化遺産の保存と活用
- 地域に根ざしたスポーツ活動の推進
- 競技力の向上をめざしたスポーツ活動の推進

4. 本県教育のめざすもの

(1) 基本方向

これからの変化の激しい先行き不透明な時代においては、生涯にわたる知識のリフレッシュ、状況に応じた確に判断する力、新しいものを生み出す創造性が一層求められるようになってくる。このことを踏まえるとともに、教育における「時代を超えて変わらない価値あるもの」と「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」の調和に留意しながら、今後の本県教育が進むべき方向として、以下の2つを掲げる。

県民一人一人の個性、主体性の一層の重視
豊かでうるおいのある環境づくり

(2) 基本目標

本県教育の一層の向上をめざして、次の基本目標を設定する。

“一人一人がいいきいと輝く”

～豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成～

このため、次の3つの視点から、基本目標の実現を図る。

一人一人の未来を切り拓く意欲、豊かな感性、創造的な能力をはぐくむ。

知・徳・体にわたる人間形成という、いつの時代にも望まれる教育の理想を背景にして、今後の変化の激しい先行き不透明な時代に“一人一人がいいきいと輝く”ために特に必要なものとして、意欲、感性、能力の三つを掲げた。

ゆとりのある環境を創出し、個を生かす教育、彩り豊かな文化、活力あふれるスポーツを展開する。

「豊かでうるおいのある生涯学習社会」の形成をめざして、ハード、ソフト両面にわたる、ゆとりのある環境の創出を掲げた。この「ゆとり」のなかで、県民一人一人が、個性的に自己の充実をめざすことができるよう、教育・文化・スポーツを展開する。

柔軟にきめ細かに、一人一人の多様なニーズに対応える。

今後、県民一人一人が、自分らしく生き自己実現をめざすため、自由に学習機会を選択する傾向がますます強くなっていく。このため、一人一人の個性を尊重し、柔軟にきめ細かに対応する。

(3) 分野別目標

豊かな人生をつくる生涯学習

県民一人一人が、生きがいのある充実した生活をおくるため、自ら進んで、いつでも、どこでも自分に合った手段や方法で学ぶことができるよう、学習環境の整備に努める。

個を生かし創造性をはぐくむ学校教育

自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力とともに、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を備えた人間を育成するため、一人一人の個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校

教育を推進する。

心のふれあいを深める社会教育

県民一人一人が、多様で個性的な自己実現をめざすとともに、豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、心と心が通い合う社会教育を推進する。

未来をひらく多彩な文化

県民一人一人が、心の豊かさを実感し生きがいを持った生活をおくることができるよう、地域の歴史と風土を生かした、未来をひらく多彩な文化の振興をめざす。

喜びと感動に満ちたスポーツ

県民一人一人が、生活のなかに積極的にスポーツを取り入れ、生涯にわたり健康で明るく豊かな生活をおくることができるよう、喜びと感動に満ちたスポーツの振興をめざす。

理解と交流をめざす国際化、創造と交流をめざす情報化

諸外国の人々とふれあう国際理解、国際交流の推進を図る。また、創造性を高める情報教育の推進と情報の積極的な交流に努める。

5. 計画推進にあたって

計画に基づく諸施策を効果的に推進するため、特に以下の点に配慮する。

施策の重点化、効率化、及び教育予算の確保、充実
市町村教育委員会、関係諸団体との緊密な連携、支援、及び民間の活力の積極的、有効な活用
行政組織の充実

<計画目標>

基本目標

“一人一人がいいきいと輝く”
～豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成～

分野別目標

[基本目標実現に向けて]
(1) 一人一人の未来を切り拓く意欲、豊かな感性、創造的な能力をはぐくみます。
(2) ゆとりのある環境を創出し、個を生かす教育、彩り豊かな文化、活力あふれるスポーツを展開します。
(3) 柔軟にきめ細かに、一人一人の多様なニーズに応えます。

1. 豊かな人生をつくる生涯学習

2. 個を生かし創造性をはぐくむ学校教育

3. 心のふれあいを深める社会教育

4. 未来をひらく多彩な文化

5. 喜びと感動に満ちたスポーツ

6. 理解と交流を目指す国際化、創造と交流を目指す情報化

[56] 第2次青森県生涯学習推進基本計画 (教育庁生涯学習課)

1. 策定の時期 平成11年3月
2. 計画の期間 平成11年度から平成15年度までの5年間
3. 計画策定の趣旨

平成6年4月、青森県生涯学習推進本部は、本県における生涯学習の計画的な振興を図るため、中期的な視点に立って総合的・体系的な施策の方向を明らかにした「青森県生涯学習推進基本計画」を策定した。

この計画の策定を契機に、県及び市町村においては生涯学習推進体制の整備が進み、また高等教育機関や民間教育産業との連携協力により、質的にも量的にも豊富な学習機会が提供されるようになり、その結果、多くの県民が教育・文化・スポーツなどの様々な場面で積極的に学習活動に取り組むようになった。

しかしながら、この間、社会を取り巻く情勢は、情報技術の一層の進展、少子高齢化の進行、地球規模での環境問題、国際化の広がりなどますます変容しており、社会環境や自然環境と調和のとれた生活を維持しながら、生きがいのある充実した人生を送るため、自ら進んで積極的に学び、自己実現を図っていくという県民の学習意欲はますます高まっている。

このようなことから、県、市町村をはじめ、高等教育機関や民間団体と連携を深めながら、県民の主体的な学習活動の一層の促進を図るとともに、学習環境を総合的に整備していくため、これまでの取組の状況を踏まえ、第2次生涯学習推進基本計画を策定したものである。

4. 推進目標

- (1) 主体的・創造的な「ひと」づくり
- (2) 個性豊かな学術文化の創造
- (3) 豊かで潤いがあり、活力に満ちた「あおもり」づくり

5. 基本的な考え方

(1) 県民の立場に立った生涯学習の推進

生涯学習は、各人が自発的な意志に基づき、自分に適した学習内容・方法等を選択して行う学習である。県民の学習ニーズは多種・多様であり、学習の時期・時間、学習の場所、学習領域などは県民の一人一人によって違いがある。こうした観点から、居住する地域、職業、年齢あるいは障害の有無等を問わず、県民一人一人の学習ニーズを満たすことができるよう支援する。

(2) アイデンティティの確立につながる生涯学習の推進

本県には、本県特有の自然や歴史、文化、産業等を背景とした精神風土がある。そして、この精神風土こそ青森県民のアイデンティティ(独自性・持ち味)とも言える。このようなアイデンティティを再認識し、その確立につながるものとなるよう配慮する。

(3) 民間の活力を生かした生涯学習の推進

近年、本県においても、人々の学習ニーズの増大や多様化・高度化を背景として、カルチャーセンターやフィットネスクラブ等の民間教育産業が盛んになりつつある。また、民間団体や企業等でも、地域の教育・文化活動やスポーツへの支援を通じて、新しいイメージを打ち出そうとする動きが活発化している。このような民間の生涯学習推進に果たす役割を念頭におくとともに、行政と民間の役割を確認しながら、民間の持つ活力を十分生かすように努める。

6. 既存の計画との関連

第2次基本計画は、「新青森県長期総合プラン」(平成9年2月策定)や各種の長期計画及び「第3次青森県長期総合教育計画」(平成9年3月制定)等に基づき、様々な取組が行われていることを前提とし、これらの計画との整合性を図りながら策定した。

また、生涯学習推進の観点から、新しく取組が求められているもの、教育行政の枠を越えて一般行政や民間、高等教育機関等との連携を強める必要があるもの、既存の施策を見直し、更に推進を図っていくものを中心として、それらに重点的に取り組む計画とした。

7. 計画の概要

計画は、第1章の「多様な学習機会の拡充」と第2章の「学習機会を拡充するための諸条件の整備充実」を2本の柱としている。

第1章 多様な学習機会の拡充

1. 生涯の各時期に応じた学習機会の拡充

- (1) 乳幼児期
 - ・ 乳幼児を持つ親の学習機会の拡充
 - ・ 乳幼児の集団的な遊びの奨励
 - ・ 乳幼児の遊び場の整備
- (2) 青少年期
 - ・ 主体的に学ぶ意欲や態度を身につける教育の充実
 - ・ 多様な興味・関心を掘り起こす学習機会の拡充
- (3) 成人期
 - ・ スポーツ・レクリエーション活動等の拡充
 - ・ 芸術文化活動の拡充
 - ・ 地域連帯と社会参加に関する学習機会の拡充
 - ・ 職業能力を向上する学習機会の拡充
 - ・ 退職準備教育の充実
- (4) 高齢期
 - ・ 社会参加や生きがいづくりのための多様な学習機会の拡充
 - ・ 世代間交流事業等の充実

2. 現代的課題に関する学習機会の拡充

- ・ 現代的課題に関する学習機会の拡充
- ・ 現代的課題に関する学習プログラムの研究開発等の推進

3. ボランティア活動の推進

- ・ ボランティア活動の普及・啓発
- ・ ボランティア活動の機会の拡充
- ・ ボランティア活動に関する情報提供と相談体制の整備促進
- ・ ボランティアコーディネーターの養成と確保
- ・ ボランティア活動の評価の推進
- ・ ボランティア活動中の事故等への対応

4. リカレント教育の推進

- ・ リカレント教育の普及・啓発の推進
- ・ 大学・短大等による社会人入学制度等の整備
- ・ 働く人の学習支援策の促進

第2章 学習機会を拡充するための諸条件の整備充実

1. 生涯学習の拠点づくり

- (1) 生涯学習関連施設の整備充実
 - ・ 学習者のニーズに配慮した運営の改善
 - ・ 生涯学習関連施設のネットワークの整備
- (2) 学校開放の促進
 - ・ 特別教室を含めた施設開放の促進
 - ・ 余裕教室の活用促進
 - ・ 小・中学校における公開講座の開設
 - ・ 高等学校等公開講座の充実
 - ・ 学校開放促進のための連絡協議機関の設置
- (3) 単位制高等学校の拡充
 - ・ 単位制高等学校（定時制・通信制）の拡充
- (4) 大学・短大等の開放促進
 - ・ 大学・短大等の施設開放の促進
 - ・ 大学・短大等による公開講座の拡充
- (5) 県の試験研究機関等の開放促進
 - ・ 試験研究機関等の機能の開放促進
- (6) 民間施設の活用促進
 - ・ 民間施設活用促進
- (7) 民間教育産業への支援
 - ・ 各種情報の提供
 - ・ 市町村との連携による講座開設
- (8) 学習団体や学習グループ・サークルへの支援
 - ・ 学習団体や学習グループ・サークルへの支援
- (9) 市町村間連携の促進
 - ・ 市町村間連携の気運の醸成
 - ・ 市町村間連携による講座開設の働きかけ

2. 個人学習及び体系的・継続的な学習の支援

- (1) 個人学習の支援策の充実
 - ・ 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備と活用促進
 - ・ テレビ・ラジオ放送、コンピュータ等の各種メディアの活用促進
 - ・ 放送大学の活用促進
- (2) 体系的・継続的な学習を支援するシステムの整備
 - ・ あおもり県民カレッジの充実
 - ・ 学習機会の選択を支援するシステムの整備促進

3. 指導者の養成と確保

- (1) 行政における指導体制の充実
 - ・ 社会教育関係職員の適正な配置
 - ・ 関係職員の研修体制の整備
- (2) 民間における指導者の養成・確保
 - ・ 地域社会に潜在する優れた指導者の発掘と活用支援
 - ・ 民間における指導者の研修機会の拡充
 - ・ 学習成果の活用支援

4. 学習情報提供・学習相談のシステムの整備

- (1) 多様な学習情報収集システムの整備
 - ・ 広域の学習情報収集システムの整備
 - ・ 多様なメディアの特徴を生かした情報収集システムの整備
- (2) 学習情報提供システムの整備
 - ・ 多様なメディアによる学習情報提供システムの整備
 - ・ 県民の情報活用能力の育成
- (3) 学習相談体制の整備
 - ・ 総合的な学習相談窓口の整備充実
 - ・ 相談員の計画的な養成
 - ・ ボランティアによる学習相談員の活用促進

5. 学社融合の推進

- ・ 学社融合の理念の普及・啓発
- ・ 学社融合推進体制の整備
- ・ 学習プログラム及び教材の開発

6. 普及・啓発活動の推進

- ・ 多様な広報メディアを活用した普及・啓発活動の推進
- ・ 学習の必要性や学ぶ楽しさを体感できるイベントの実施

7. 生涯学習推進体制の整備

- ・ 市町村生涯学習推進体制の整備促進
- ・ 市町村生涯学習推進基本計画の策定促進
- ・ 生涯学習推進のための調査研究の推進

[57] あおもりスポーツ立県推進プラン

(教育庁スポーツ健康課)

1 . プラン策定の趣旨

近年、自由時間の増大や高齢化の進展などにより、社会環境が変化しており、県民の健康に対する意識はもとより、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことへの関心が高まっており、スポーツニーズの多様化が進んでいる。

このような中、県教育委員会は、平成9年3月に「第3次青森県長期総合教育計画」を策定し、県民一人一人が生活のなかに積極的にスポーツを取り入れ、生涯にわたって健康で明るく豊かな生活をおくることができるよう、喜びと感動に満ちたスポーツの振興を目指すこととしている。

また、本県のスポーツの振興を図るための諸施策を推進するにあたって、現状と課題を明確にした上で、21世紀における本県のスポーツ振興方策について、基本的な考え方を述べるとともに、推進すべき主な施策について示したものと、平成9年12月「21世紀における青森県のスポーツ振興方策について」青森県スポーツ振興審議会から答申があった。

さらに、平成11年7月11日、「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現を目指して、「スポーツ立県」を宣言し、県民の誰もがいつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる環境づくりに努めるとともに、福祉日本一の実現を目指すための健康づくり、青少年の健全育成による人づくり、さらには郷土愛を育む上から、県民のスポーツに対する意識の高揚を図ることとしている。

以上のことから、長期総合教育計画及び審議会の答申等を踏まえ、スポーツ推進体制の充実を図るための基本的な計画として「あomorいスポーツ立県推進プラン」を策定した。

2 . プランの性格

あomorいスポーツ立県推進プランは、以下のような4つの性格を有している。(下図参照)

3 . プランの期間

このプランの期間は、平成12年度から平成21年度までの10年間とし、平成16年度までの5年間を前期、それ以後の5年間を後期とする。

なお、前期が終了する平成16年度には、前期5年間の評価を行なうとともに、社会情勢の変化等も勘案して、プランの見直しを行なう。

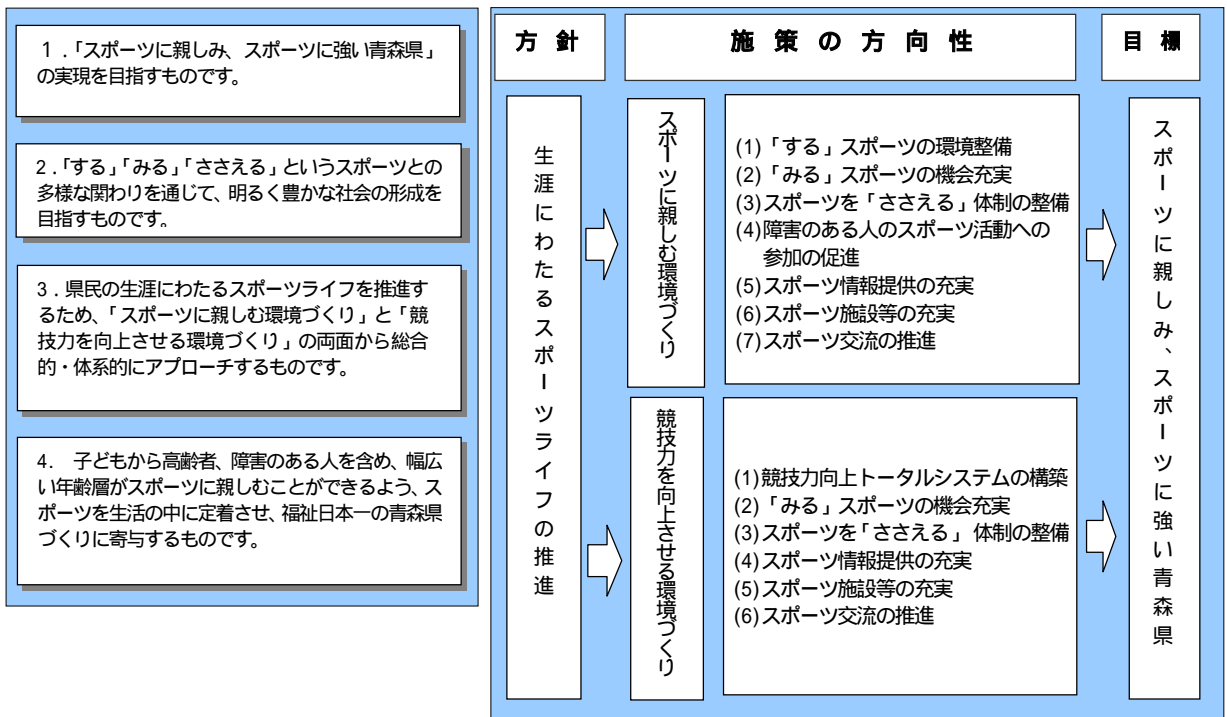
4 . プランの目標

あomorいスポーツ立県推進プランは、平成9年12月の県スポーツ振興審議会答申「21世紀における青森県のスポーツ振興方策について」を踏まえ、本県のスポーツ振興を図るための現状と課題を明確にし、「スポーツに親しむ環境づくり」と「競技力を向上させる環境づくり」の両面から施策の展開に努め、「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」を実現することを目標としている。

5 . プランの基本的考え方

社会環境の変化にともない、県民のスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことへの関心が高まっており、スポーツニーズの多様化・高度化も進んでいる。このことから、県民の誰もが、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力・年齢・目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむ環境づくりや競技力の向上を目指した環境づくりが必要となってきている。

本プランは、このような考え方のもと、子どもから高齢者、障害のある人を含めて、県民一人一人が生涯にわたるスポーツライフを創造し、「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現に向けた各種施策の指針を示したものである。



[58] 津軽岩木リゾート構想

(企画振興部市町村振興課)

1. 構想策定の経緯

昭和56年7月に策定した津軽開発基本構想により、従来から民間活力の活用等によって、岩木山麓部の開発を推進してきたが、リゾート整備は恵まれた自然資源を活用しつつ、第3次産業を中心とした産業振興や雇用拡大につながる新しい地域振興策であるところから、岩木山麓部を中心とした「津軽岩木地域」を総合保養地域整備法の対象地域とし、長期的な整備の方向について、基本構想を策定したものである。

「津軽地域開発基本構想」(昭和56年7月制定)において、観光レクリエーション事業として「岩木山麓リゾート地帯の形成」を図るため、「岩木山周年型大規模スキー場の建設」等のプロジェクトを設定

岩木山麓総合開発調査(昭和57年度)及び岩木山国際級スキー場整備可能性調査(昭和58年度)を実施

総合保養地域整備法制定(昭和62年5月)

津軽岩木リゾート構想承認(平成2年6月)

なお、リゾート施設整備の促進を図るため、これまで補助事業のほか、構想推進計画の策定、各種許可に係るマニュアル作成等を実施してきた。

2. 対象市町村

弘前市、黒石市、鰯ヶ沢町、深浦町、岩崎村、岩木町、大鰐町及び平賀町の2市5町1村

3. 面積 約15万9千ha

4. 概要

岩木山麓を中心に、森林、湖沼、温泉、海浜など地域の特性を活用し、健康保養型、文化教養型、学習体験型、スポーツ・レクリエーション型等多様な機能を備えた広域リゾートエリアの整備を進める。

構想対象地域



5. 重点整備地区と整備コンセプト

弘前市街地区	「ホットコミュニケーションシティ」 多くの人が集い生活するリゾート都市
岩木山長平地区	「のびのびハイランド」 自然体験学習、モータースポーツ、スキーを主とする山岳・高原型リゾート
岩木山南高原地区	「ノーブルハイランド」 保養を主とするヨーロッパンスポーツなども体験できるしょう洒な高原型リゾート
岩木山弥生地区	「りんごの里」 家族や子供を中心に様々な人々が楽しめる高原・農村型リゾート
大鰐温泉郷地区	「あじゅらスポーツ高原」 スポーツに特化した温泉・高原型リゾート
黒石温泉郷地区	「北の万葉の里」 創作、健康増進活動を主とする温泉型リゾート
深浦海岸地区	「夕陽海岸」 釣りやマリンスポーツを行う海浜型リゾート
十二湖公園地区	「十二湖メルヘンの国」 若い女性や子供が楽しめるメルヘンの雰囲気を持った森林・海浜型リゾート

6. 進捗状況

特定民間施設(民間事業者が整備する施設)

116 施設

うち整備中を含む整備済み施設 28 施設

<主な施設>

鰯ヶ沢高原ゴルフ場、鰯ヶ沢プリンスホテル、ホテル「南津軽錦水」、サンタランドいわさき 他

その他の施設(市町村が整備する施設)

39 施設

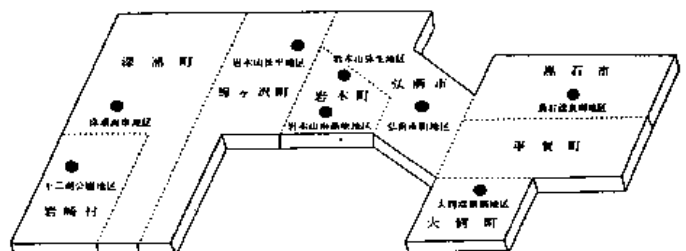
うち整備中を含む整備済み施設 30 施設

<主な施設>

追手門広場、岩木山麓スポーツコミュニケーションパーク、津軽こけし館、十二湖リフレッシュ村 他

全 体 155 施設

うち整備中を含む整備済み施設 58 施設



[59] 白神山地保全・利用基本計画

(環境生活部自然保護課)

1. 計画策定の趣旨と目的

- (1) 白神山地は、青森県南西部から秋田県北西部にかけて、原生的なブナ林が広域にわたって現存する地域であり、これを背景として貴重な動植物が分布する極めて価値の高い自然生態系を有している山地である。
- (2) このため、国においては、同山地を森林生態系保護地域及び自然環境保全地域に指定し、永続的に保護するとともに、ユネスコにおいては世界遺産として登録し、その優れた自然を人類共通の財産として継承していくことにしたものである。
- (3) 世界遺産に登録されたことに伴い、白神山地の知名度が全国的に高まっていくなかで、自然環境と人間との調和を図りながら、地域の振興にも資することが強く望まれている。
- (4) 以上のことから、この計画は、自然との共生を礎とした地域の振興にも十分配慮しつつ、そのかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、白神山地における自然環境の保全を図ることを目的として策定されたものである。

2. 計画の性格と役割

この計画は、白神山地における自然環境の保全及び利用の基本的方向と、これを実現するための基本的方策に関する総合的な構想を明らかにするものである。

3. 計画の期間

この計画は、平成 18 年度(2006 年)までとし、その時点で見直しを行う。

なお、社会経済情勢に変化等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

4. 計画の対象地域

この計画の対象地域は、青森・秋田両県にまたがる白神山地の全体面積約 13 万 ha(世界遺産地域 1 万 6,971ha)のうち、青森県分の約 8 万 4 千 ha(同青森県 1 万 2,627ha)とする。

区分	青森県	秋田県	計
世界遺産地域	12,627ha	4,344ha	16,971ha
同上周辺区域	約71,000ha	約42,000ha	約113,000ha
計(白神山地)	約84,000ha	約46,000ha	約130,000ha

5. 基本理念

この白神山地保全・利用基本計画は、白神山地の極めて原生に近い自然と、それと調和し永続的に利用してきた伝統的な文化を後世に引き継いで行くことを背景に、『調和と永続』を基本理念としている。

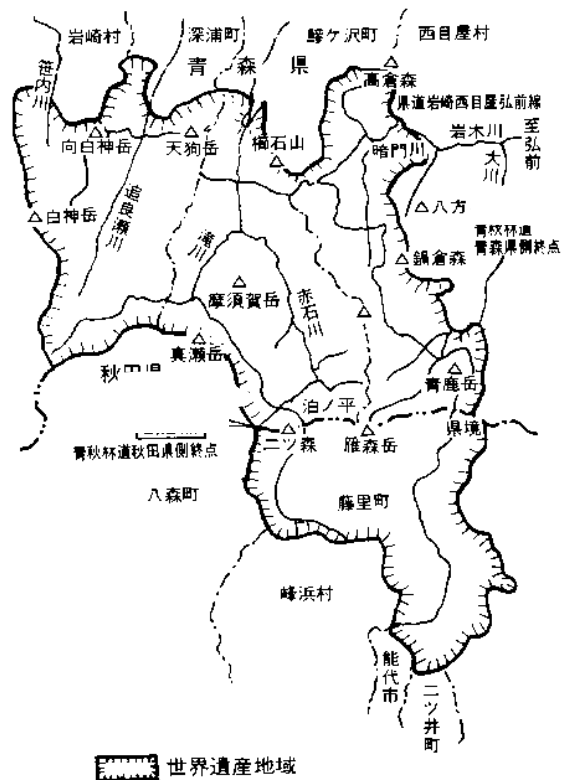
6. 白神山地の保護管理の状況

- (1) 本計画の対象地域は、約 8 万 4 千 ha であるが、大きく分けて世界遺産地域(1 万 2,627ha)と、遺産地域の周辺(約 7 万 1,000ha)から構成されている。
- (2) 世界遺産地域は、国内法では森林生態系保護地域、自然環境保全地域、及び自然公園地域等に指定されており、その保護管理は、国が現行法体系の中で行うことになっている。

特に、世界遺産地域の管理は、平成 7 年に国が策定した「白神山地世界遺産地域管理計画」により、国、県の関係行政機関が一体となって行うこととしている。

また、遺産地域の周辺地域は、自然公園地域や県の自然環境保全地域等に指定されている地域があり、それらについて、県が保護管理している。

白神山地世界遺産地域等位置図



7. 基本計画

(1) 保全利用の基本方針

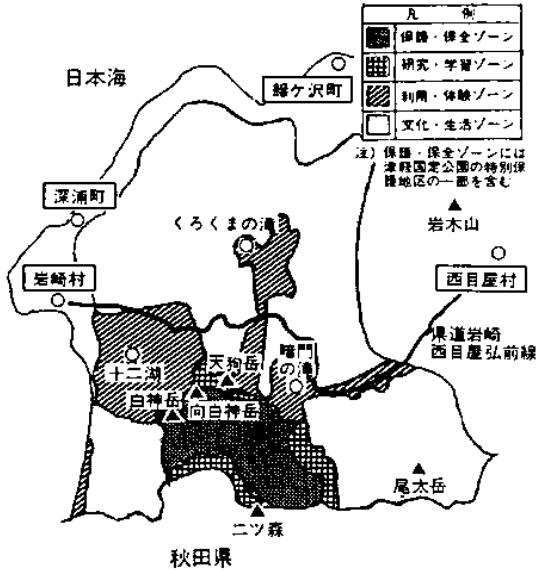
本計画は、『調和と永続』をキーワードとして保全・利用の秩序を確立するとともに、他の計画との整合性を図りながら、地域の振興にも資することを基本的な考え方としている。

(2) ゾーン(地域区分)の設定

ゾーン設定の必要性

白神山地世界遺産地域を確実に保護するため、その周辺地域を含め、地域の自然や歴史、文化、産業の特性を踏まえ、白神山地の保全と利用の秩序を確立するためにゾーン設定の必要があり、以下の4区分とする。

白神山地のゾーニング



各ゾーンの概要

・保護・保全ゾーン

世界遺産である白神山地の中核地域であり、最も原生に近く、森林生態系の厳正な維持を図るため、原則として人手を加えないで自然のまま残す区域である。

・研究・学習ゾーン

外部の環境変化が直接、保護・保全ゾーンに及ばないように、その緩衝となる地域で、限定された範囲での学術研究や環境学習が行われる区域である。

・利用・体験ゾーン

優れた自然の風景地を保護するとともに、観光、森林レクリエーションなど利用の増進を図り、国民の保健休養等に役立てる区域である。

・文化・生活ゾーン

自然と人とのふれあいが活発に行われるとともに、自然と共生する文化・生活が営まれる区域である。

ゾーン別町村別面積

(単位: ha)

ゾーン 町村名	保護・保全	研究・学習	利用・体験	文化・生活	計
鱒ヶ沢町	3,469	589	3,128		
深浦町	2,574	740	283		
岩崎村	132	0	7,672	約61,000	
西目屋村	1,498	1,000	1,996		
合計	7,673	2,329	13,079	約61,000	約84,000

(3) 基本計画

保護管理体制の推進

- ・国及び秋田県との一体的な保護管理の推進
- ・白神山地世界遺産センター等における国の管理体制の充実要請
- ・国設鳥獣保護区の設定要請等
- ・巡視歩道の整備と標識の設置促進等、及び巡視体制の強化
- ・自然保護思想の啓発と普及啓蒙
- ・入山者に対するマナー向上の指導強化
- ・世界遺産を抱える各国との連携等国際交流の促進
学術研究及び環境学習の推進
- ・国への、生態系保護のための科学的指針の作成要請
- ・弘前大学等への白神山地関連講座の充実の要請
- ・自然の観察・学習のための自然観察歩道及び付帯施設の整備・充実と、白神山地ピシターセンター等での伝統的文化の継承
- ・世界自然遺産を有する世界各国の自治体が参加する世界自然遺産シンポジウムの開催
- ・学習観察会、トレッキング等の定期的開催
- 地場産業の振興
- ・白神山地特産の郷づくりの振興
- ・白神山地ふるさと商品の開発と多様な流通チャンネルによる販売促進
- ・農林水産資源の多面的活用による地域の活性化の促進
- ・地域林業の振興と国有林野活用の促進
- ・淡水魚の増殖殖産の促進
交通基盤の整備
- ・白神山地に関する県道の必要な区間についての計画的な整備
- ・国・県道に接続する地元4町村(鱒ヶ沢町、深浦町、岩崎村、西目屋村)の町村道、林道の必要な路線や区間についての計画的な整備
- 文化観光の振興
- ・白神山地の観光拠点化と、広域観光づくりと効果的な観光情報の提供促進
- ・白神山地体験観光の実現を図る各種イベントの創造と、歩道の設置等受け入れ施設の整備
- ・民宿を含めた宿泊施設の充実
- ・エコ・ツーリズムに対応した受け入れ体制の整備

【計画の推進にあたって】

1. 県、地元4町村が、それぞれの機能と役割の分担を行い、また、国、秋田県とも十分連携を図りながら、一体的な推進を図る。
2. 行政における、積極的な取組みはもとより、地域住民、関係団体、企業などが参画する自主的、創造的な活動が必要であり、その活力が十分発揮されるよう意識の高揚や育成に努め、官民一体となった計画の推進を図る。

[60] 青森県地域輸入促進計画 (八戸港 F A Z 計画)

(文化観光部文化観光推進課)

輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン< F A Z >)とは、港湾・空港及びその周辺地域において、輸入促進地域を設定し、当該地域に輸入に関連する施設(荷さばき施設、保管施設、展示施設、加工・卸・小売業務施設等)や事業を集積させることにより、輸入貨物の流通の円滑化を促進し、輸入の拡大を図ろうとする地域である。

本県においては、八戸港周辺に貿易支援施設、物流支援施設及び国際経済交流施設などの施設を集中的に整備し、既存施設との有機的連携を図ることにより、八戸港を「北東北の国際貿易・物流拠点港」として整備・発展させていくことをねらいとしている。

1. 経緯

平成 4年 7月	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を施行 (通称 F A Z 法、主務4省庁(当時): 通産省、運輸省、農水省、自治省)
平成 8年 5月	までの時限立法
7年11月	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行
平成18年 5月	まで法期限を10年間延長
8年 3月	青森県地域輸入促進計画承認

2. 地域の設定

八戸市(面積 213.33k m²)

3. 目標年次

輸入促進地域における輸入促進計画の当面の目標年次は平成 14 年とする。

輸入貨物の流通量の目標値

	平成 10 年実績	平成 14 年目標	平成 18 年見込
輸入貨物取扱量(t) (うちコンテナ分)	6,868,797 (118,917)	7,294,000 (375,000)	7,497,000

4. 輸入貨物の流通促進の方向

八戸港の平成 14 年の貨物取扱量は約 3,111 万トン、うち輸入貨物は約 713 万トンで、東南アジア航路が開設されてから、家具やショッピングバックなどの製品輸入が行われている。

また、東北縦貫自動車道八戸線や J R 東北本線など道路及び鉄道貨物輸送の基盤インフラの充実により、遠隔地への輸送の迅速化、輸送圏域の拡大が図られつつあり、周辺都市への輸入貨物が八戸港に荷揚げされるようになってきている。

今後は、

本地域の地場産業の中心である水産加工業は、沿岸漁場における資源の枯渇化に伴い原魚の確保が厳しいため、既に海外から原魚及び半製品を輸入しており、今後増加することが予想されること

本地域の周辺地域は、畜産の盛んな地域であり、国内で充足されない牧草等の海外飼料に対する需要が見込まれること

農水産物、加工食品、家具、日用品等生活関連輸入品に対するニーズが高まるとともに、高速交通体系の整備、卸機能、流通システムの高度化、地域の商業の振興を図ることによって、より広域的な供給となり、輸入貨物の増大が見込まれること

東南アジア航路、中国・韓国航路及び北米航路に加え、横浜港との間に内航フィーダー航路が開設されており、輸送の利便性向上により特産品等の輸入が新たに見込まれること等から、本地域における輸入促進の方向としては、地場産業の一層の振興を図るため、多目的外貿ターミナルの整備と、新規航路の開設、本計画に基づく輸入促進基盤施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施などにより、輸入貨物に対応した北東北の物流拠点港としての機能を強化していく。

また、輸入の対象国としては、既に定期航路で結ばれている東南アジア諸国、中国・韓国及び北米地域を当面の重点国とするほか、将来的にはロシア等からの輸入促進も図る。

5. 支援の対象とすべき輸入促進基盤整備事業

(1) 設置される施設

「八戸港国際物流ターミナル」

輸入貨物の荷さばき、保管、仕分け等の流通加工及び輸入貨物を取り扱う運輸業者のオフィス等を備えた中核施設として、八太郎 2 号ふ頭用地内に「八戸港国際物流ターミナル」を整備し、平成 10 年度に業務を開始した。

また、第 2 期八戸国際物流ターミナル(仮称)を、現在整備中のポートアイランド第 2 期用地内に整備することとし、今後、構想の具体化を図る。

「八戸港貿易センター」

輸入貨物の商業流通機能、情報提供機能、研修・展示機能等を複合的に備え、輸入貨物の流通促進に資する中核施設として、ポートアイランド第 1 期用地内に「八戸港貿易センター」を整備し、平成 10 年度に業務を開始した。

(2) 施設の設置・運営の方法

施設の設置・運営を効率的かつ効果的に実施していくためには、民間事業者の経営能力、資金等を積極的に活用していく必要があるため、青森県をはじめ八戸市や民間企業等の出資により設立した(株)八戸港貿易センターが施設の設置運営を行う。

(3) 輸入貨物取扱事業者を支援する事業

ポートセールス事業

東南アジア航路、中国・韓国航路、北米航路及び内航フィーダー航路の開設により八戸港の貿易環境は整備されつつある。

今後は、すでに就航している 3 地域の航路のサービスの拡充を図るとともに、積極的な八戸港の活用に向けて国内外の関係船会社・荷主等に対しポートセールスを実施する。

小ロット貨物の集荷・配送支援事業

小口輸入貨物の荷主との間でネットワークを構築し、需要を1本化した上で、海外の商社又は集荷業者への取次ぎを支援する。

また、将来的には、八戸港で通関したこれらの輸入貨物について、地域別に仕訳を行った上で、国内配送業者への取次ぎについても検討する。

輸入手続きの支援事業

本輸入促進地域における輸入手続きの支援については、地元経済界が中心となって設立した貿易商社などが中核となって、貿易事務手続きの代行等を実施する。

また、リスクの分散とロットの大型化を図るために、県内の卸売業を中心とした共同輸入機構の組織化についても検討する。

展示会の開催、ミッションの派遣又は受入れその他これらに準ずる事業

東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド、米国等の製品を対象とした見本市、展示会を企画・開催し、輸入品の需要拡大に努める。

また、地元中小企業による輸入促進ミッションを組織し、国内外の見本市等に派遣するとともに、海外からミッションを受け入れ、商談会等を開催するなど国際経済交流の発展に努める。

輸入に関する情報の収集・提供

海外市場の情報や貿易関連企業のダイレクター等を収集し、必要に応じてホストコンピューターを通じて、あるいは書籍の閲覧等により地元の中小企業者に情報を提供する。

また、八戸地域を中心とした北東北の市場及び貿易関連企業の情報を収集し、必要に応じてインターネットを通じて、あるいはダイレクター等を作成し、海外の企業に情報を提供する。

その他輸入貨物を取り扱う事業者を支援する事業

ア 通訳、翻訳、貿易コンサルタント、貿易商社、貿易事務手続代行業を登録の上、要請に応じて紹介・仲介を行う。

イ 貿易商社の実務精通者を招いて、輸入関連企業を対象に研修会を開催するなど貿易実務の普及に努める。

ウ 八戸港青果物等貿易促進補助金

八戸港を利用して、くん蒸が必要な青果物等を輸入する場合に、くん蒸作業に要する費用の一部を補助する。

エ 貿易関連企業育成事業

貿易関連企業が八戸港貿易センターに入居する場合に、賃料等の一部を補助する。

オ 八戸港を利用したことのない荷主が新たに八戸港の外貿コンテナ定期航路を利用する場合に、船荷証券一件につきその一部を補助する。

6. 輸入促進地域国際経済交流施設の整備

本輸入促進地域において、地域社会の国際経済環境との調和ある健全な発展を図り、国際社会との交流の促進を図るため、海外企業との交流の推進、輸入取引機会の提供、地域国際化の情報発信等を目的とした国際経済交流の中核的施設である「八戸国際産業交流センター(仮称)」を整備する。

整備場所は、八戸港河原木1号ふ頭の「八戸港貿易センター」の隣接地とする。

この施設を活用することによって、地域の企業や消費者が輸入促進基盤施設を経由する輸入品に接する機会が増える等、本輸入促進地域における輸入促進や国際化に大きく寄与するものと期待される。

[61] 八戸地区新産業都市建設基本計画 (商工労働部工業振興課)

八戸地区は、新産業指定都市建設促進法（新産法）に基づく新産業都市として昭和39年3月3日に地区指定を受けて以来、第1次（昭和39年度～50年度）、第2次（昭和51年度～55年度）、第3次（昭和56年度～60年度）、第4次（昭和61年度～平成2年度）、第5次（平成3年度～平成7年度）の基本計画が策定され、産業立地条件及び都市施設の整備が進められてきた。

さらに、平成8年3月に新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（財特法）の適用年限が平成12年度まで延長されたことを受け、平成12年度を目標とする第6次基本計画を策定し、引き続き建設整備が進められてきた。

平成12年度末で、本基本計画が適用を受ける新産・工特制度（注）は廃止されたが、実施事業が継続していることや、5年間の激変緩和措置が講じられることなどから、第6次基本計画を当面5年間（平成13年度～平成17年度）延長し、引き続き八戸地区の整備を進めていくこととしている。

（注）新産法、工業整備特別地域促進法及び財特法に係る各種支援措置を「新産・工特制度」という。

1. 計画策定の経過

策定年月日

昭和39年12月25日(第1次建設基本計画内閣総理大臣承認)	
昭和52年3月18日(第2次)	”
昭和56年12月25日(第3次)	”
昭和61年12月4日(第4次)	”
平成3年12月18日(第5次)	”
平成8年12月24日(第6次)	”
平成13年3月31日(第6次の計画延長)	
目標年次	平成17年度

2. 八戸地区の概況

八戸地区新産業都市基本計画は、八戸市、十和田市、三沢市、百石町、六戸町、上北町、下田町、五戸町、福地村の3市5町1村で構成されている。（面積1,088km²）

〔第6次八戸地区新産業都市建設基本計画の概要〕

1. 前 文

八戸地区は、昭和39年の新産業都市の指定以来、工場用地の造成、輸送用施設の整備、都市用水の確保、住宅、上下水道、教育・厚生施設の整備等工業立地条件の改善と都市基盤の整備を計画的に進めてきた結果、鉄鋼、非鉄金属、パルプ・紙、化学、食料品等を中心とした工業集積が形成され、東北北部における代表的な工業開発の拠点地域としてその地位を高めてきた。

一方、安定的経済成長への移行や、近年の産業構造の変化等により産業空洞化への懸念も強まる中で、これらの影響を受け工業出荷額が近年低下傾向にあること等の課題を抱えるに至っており、今後はこれまで蓄積が進められてきた技術、設備、社会資本を活用するとともに、来るべき21世紀の要請に応える機能強化及び地域産業の活力を創出するための措置

を講ずることによって、東北北部における地方産業振興の拠点としての役割をより積極的に果たすことが求められている。

このような観点から、本計画期間を通じて当地区が全体として目指すべき建設整備の目標を「創造性に満ちたうまいと躍動感あふれる国際交流拠点都市の形成をめざして」と定め、産業開発面では、既存の工業団地利用を第一として、その質の高度化によって地域の立地競争力を高めるほか、産業の頭脳部分の集積促進及び産業支援機能の充実強化、ベンチャー型企業の育成等により地域の内発的発展を促すとともに、八戸港の整備等による国際物流拠点機能の充実を図る。

また、都市機能の面では、基盤施設の整備や住宅・住宅用地の供給を引き続き推進するとともに、教養・文化施設等の整備による都市の賑わいの場の創出によって、より一層の高度都市機能の実現を図るほか、防災にも配慮し、快適で安全な魅力ある街づくりを目指す。

2. 工業開発の目標

当地区全体の活性化に向けて最大限の効果を引き出しうる工業開発を推進していくために、八戸地区の整備された交通体系を活かし、高品質な素材を低価格で供給する素材供給基地としての機能の拡充を図り、加えて、頭脳立地計画を中心とする研究開発機能の強化によって既存産業の高付加価値化を促進する。

また、本地区は輸入促進地域として海外との交流において重要な役割を担っていることから、今後、海外取引の拡大等を通じて、生産と流通が高度に調和したより効率的な生産体制の実現を目指す。

更に、地域の内発的発展を促進するため、産学官の連携による共同研究、技術研修等を通じて、企業の新製品開発等の取組みを促進する。また、産官共同により設立された財団の活動を通じて創造的中小企業の育成を図る。

3. 人口及び労働力

平成12年の地区内の人口規模は約41万7千人、就業人口は約20万3千人に達すると見込んでいる。

高度技術を担う人材の確保と育成のため、地区内の理工系高等教育機関及び専門技術者養成学校の整備充実を促進するとともに、(財)八戸地域高度技術振興センター、(株)八戸インテリジェントプラザ、(財)八戸地域地場産業振興センター、青森県機械金属技術研究所が実施する高度な技術指導、研究支援等を通じて、人材の育成に努める。

4. 土地利用等

土地利用にあたっては、公害の防止、災害に対する安全性の確保、自然環境の保全、個性ある景観の維持・形成、歴史的風土の保存、治山、治水に配慮し、また、地区内各地域の役割分担を考慮しつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

5. 施設整備等

(1) 工場用地

臨海部においては、基礎素材型産業及び地方資源型産業を主体とした素材供給基地としての機能を強化するため、埋立てによる工場用地の整備を進める。

内陸部においては、高付加価値型産業への転換を図るため、引き続き北インター工業団地の整備を進める。

(2) 住宅及び住宅用地

良好な居住環境の整備に合わせ、質の高い住宅を計画的に供給するとともに、宅地開発等により住宅用地の確保を図る。

(3) 工業用水

工業用水については、県営八戸工業用水道及び地下水等に対応するとする。地下水の利用に当たっては、地盤沈下等に配慮しつつ計画的な利用を図る。

(4) 輸送施設

当地区の高速交通体系整備の一環として、東北縦貫自動車道八戸線(八戸～青森間)及び、八戸～久慈自動車道の建設を促進するとともに、国道及び主要地方道等の整備を促進する。

また、東北新幹線の盛岡～八戸間の早期建設を促進するとともに、八戸～青森間については、政府における前提条件に関する検討及び結論が得られた段階での所定の措置を踏まえて、その整備を進める。

その他、八戸港については、外貿コンテナ対応の他目的岸壁やポートアイランド 期計画等の整備を進めるとともに、国際物流拠点機能の充実を図る。

(5) 水道及び下水道

未給水地域の解消、生活水準の向上に伴う水需要に対応するとともに、生活基盤整備の一環として八戸圏域広域水道、小川原湖広域水道の整備を図る。

また、下水道については、生活環境の向上を図るため、馬淵川流域下水道を中心に地区内市町村の公共下水道の計画的整備を図る。

(6) 教育施設及び更生施設

次代を担う国際感覚に長け、創造性と個性に富んだ人づくりのため、計画的な教育施設の整備を進める。

また、医療体制の一層の充実を図るため、八戸市民病院の移転新設を進めるとともに、新たに救命救急センターを併設する。

更に、老人福祉施設、老人保健施設の整備を図り、肢体不自由者更生施設(肢体不自由児施設)、身体障害者授産施設等の整備を進めるとともに、心身障害者(児)の社会参加を促進する。

その他、し尿処理施設及びゴミ処理施設の計画的な整備を図るとともに、ゴミの分別回収や再資源化等による減量化・再利用化を図る。

(7) 職業訓練施設

技術革新、情報化、高齢化の進展等の社会変化に対応しつつ、高度な能力を有する人材が要請されていることに鑑み、八戸工科学院及び三沢高等技術専門学校の整備を進めるとともに、技術の高度化、情報化時代のニーズに合った訓練内容の充実に努める。

(8) その他の主要な施設

ア 通信施設等

当地区では、ISDNサービスの提供、光ファイバーケーブルの敷設等高度情報通信施設の整備が着実に進められてきていることから、今後も高度情報化社会に対応した基盤整備を促進していく。

イ 公園緑地等

住民のいきい場、更には災害時の避難地として

各市町村に公園緑地を整備する。

ウ 教養・文化施設等

賑わいと魅力ある高次都市機能の形成を図るため、教養・文化施設の整備を進めるほか、スポーツ・レクリエーション施設の整備を進める。

エ 水資源開発施設、国土保全施設等

小川原湖総合開発や世増ダム等の治水及び水資源開発施設や、海岸保全、治山、治水、砂防等の国土保全施設の整備等を進める。

オ その他

流通拠点施設、産業振興施設の整備を進めていくほか、当地区の研究開発機能を向上させるため、公設試験研究機関の八戸ハイテクパーク内への移転整備を検討する。

6. 経費の概算

以上の施設の整備に必要な概算経費は約 6,300 億円と見込まれる。

7. 国際化への対応

八戸港に関連施設を整備し、国際化に対応した流通機能の形成を図るとともに、既設のコンテナ定期航路の活用と航路の新設に向けた取組みを進めることで、国際経済交流を促進していく。

また、三沢基地内大学の活用や国際交流教育文化センターの整備等を通じて、当地区全体の国際化に対応した人材育成を勤めていくとともに、姉妹・友好提携及び教育機関の姉妹・友好提携を通じて、総合的な国際交流に努める。

8. 環境の保全等

環境保全については、八戸地域公害防止計画を行政指針として監視指導体制の強化、発生源規制の徹底を図るとともに、公害防止に資する公共施設の整備を推進する。

また、環境基本法、環境基本計画に基づき、新たな環境問題に積極的に対処し、良好な環境を実現すべく環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進する。

[62] 八戸地域基盤的技術産業集積活性化計画 (商工労働部工業振興課)

1. 経緯

平成9年6月12日に施行された「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号、平成9年3月31日公布）」に基づき、八戸市外9市町村（以下「八戸地域」という。）に集積する基盤的技術産業について、事業活動の効率化や高付加価値化等による活性化を促進することとし、平成10年2月に「八戸地域基盤的技術産業集積の活性化に関する計画」が策定され、平成13年5月に計画の一部変更が行われたものである。さらに、平成14年度末をもって計画期間が終了したため、引き続き産業基盤の整備等を図るため、平成15年4月に新たな計画を策定したものである。

2. 計画の概要

(1) 前文

八戸地域の基盤的技術産業は、電気機械器具製造業の伸び等に支えられ、東北北部の代表的な工業地域として着実に集積の形成が図られてきたが、近年、経済のグローバル化に伴い、産業の空洞化が進み、かつ経済の長期低迷により、地域の工業出荷額の減少が見られている。そのため、八戸地域の企業が独自技術及び得意技術を向上させ、優位性を発揮し、持続的な発展を図ることが必要であり、また、更なる基盤的技術産業の活性化を推進し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることも喫緊の課題となっている。

このことから、創造と再生が織りなすものづくり技術産業拠点の形成と連携に向けて、基盤的技術の高度化や基盤的技術産業の新たな導入など県の工業開発プロジェクトとの相互連携を図りながら、八戸地域における産業集積の推進と基盤強化を図っていく。

(2) 地域の設定

八戸地域基盤的技術産業集積活性化促進地域は、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、百石町、六戸町、上北町、下田町、五戸町及び福地村の3市6町1村で構成されている。（可住地面積：69,274ha）

3. 特定基盤的技術の高度化等の目的

(1) 目標年次

平成15年度から平成19年度まで

(2) 特定基盤的技術の高度化等の目標

本地域において比較的集積が高い一般機械器具製造業、金属製品製造業及び電気機械器具製造業等を含む基盤的技術産業について、機械金属技術及び先端技術に係る公設試験研究機関を技術的支援拠点として、産学官の連携と人材の育成に努めつつ、他業種との連携を高め、複合的、重層的な地域産業の基盤形成を目指す。

ア 高度化に向けた事業取組の具体的方向

- ・ 技術の高精度化と高付加価値化
- ・ 技術の信頼性の向上
- ・ 技術連携の促進
- ・ 新技術の開発
- ・ 技術の融合化
- ・ 各種交流の推進、人材養成・確保

イ 事業展開の方向

- ・ 広域的な取引の拡大
- ・ 独自技術の開発・製品化（工作・生産機器、同部品等）
- ・ より高次の独自技術の開発・製品化（キーテック、フラットパネルディスプレイ等）
- ・ 新規分野への事業展開（情報・通信関連、医療・健康・福祉関連、環境・エネルギー関連、リサイクル関連等）
- ・ 海外市場の獲得

ウ 将来像

- ・ “創造と再生”が織りなすものづくり技術産業拠点の形成と連携

(3) 基盤的技術産業集積に関する目標水準

	平成 12年	平成 19年	年平均 伸率
集積活性化促進地域の工業出荷額（百万円）	639,335	977,700	6.3%
集積活性化促進地域の工業従業者数（人）	28,101	36,500	3.8%
集積活性化促進地域の基盤的技術産業の工業出荷額（百万円）	136,320	197,900	5.5%
集積活性化促進地域の基盤的技術産業の粗付加価値額（百万円）	48,898	71,130	5.5%

4. 基盤的技術産業集積の活性化に必要な施設の整備

(1) 工場用地又は業務用地

既存工業団地の積極的な活用と新たなニーズに対応した整備を促進する。

(2) 工場又は事業場

ア テクノフロンティア八戸〔八戸市〕の活用

平成13年度に整備した当施設について、創業や技術連携の形成に向けた企業導入を一層促進する。

(3) 特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発のための施設

ア 青森県機械金属技術研究所〔八戸市〕

県が整備主体となって、材料研究・システム制御技術等の研究強化や産業支援機関との連携強化、研究環境整備のため、試験研究機器の充実とクリーンルーム整備を図る。

イ 青森県産業技術センター先端技術研究所(仮称)[青森市]

県が整備主体となって、テクノプラザ内にメカトロニクス、バイオテクノロジー、新材料分野等に関する試験研究機関の整備を推進する。

ウ FPD先端技術研究所(仮称)[六ヶ所村]

県が推進するクリスタルバレイ構想の中核的施設として、FPD先端技術に係る基礎技術から実証研究までを実践する。県が整備するものの、できるだけ民間の整備手法を導入していく。

(4)特定基盤的技術の高度化等のための措置を行おうとする技術者の研修施設

ア テクノセンター(仮称)[青森市]

県が整備主体となって、テクノプラザ内に研修施設等を有する複合的な産業支援施設の整備を推進する。

イ 職業訓練施設[八戸市]

八戸工科学院について、機械システム・設備システム・制御システム・自動車システム工学科の訓練内容の充実を図るほか、企業ニーズに対応した職業訓練を実施する。

ウ FPD関連人材養成機関の整備 [六ヶ所村]

液晶関連分野の高度な技術者を供給する人材育成機関として整備を推進する。

5. 道路の整備に関する事項

新産業都市建設計画、集積促進計画、地方拠点都市計画等との整合性を図りながら、産業基盤(域内工業団地、研究機関、学術機関等)と交通基盤(港湾、空港、駅等)を結ぶ主要幹線道路の整備を推進する。

- ・一般国道45号八戸バイパス
- ・主要地方道八戸野辺地線(八戸市市川町)
- ・主要地方道八戸環状線(八戸市市川町及び糠塚)
- ・都市計画道路白銀市川環状線(八戸市桔梗野)
- ・都市計画道路木内内川口線
(下田町苗振谷地～百石町下屋敷)
- ・都市計画道路中央町金矢線
(下田町古間木山～三沢市春日台)
- ・一般県道五戸下田停車場線(下田町三本木) 等

6. 基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施する者及び支援事業の内容

(1)支援事業を実施する者

- ア 青森県機械金属技術研究所
- イ 青森県産業技術開発センター
(青森県産業技術センター先端技術研究所)
- ウ (株)八戸インテリジェントプラザ
- エ (財)八戸地域高度技術振興センター
- オ (財)八戸地域地場産業振興センター
- カ (財)21あおもり産業総合支援センター

(2)支援事業の内容

- ア 新技術・新商品に係る研究開発
- イ 技術者等の養成
- ウ 内外の技術動向、産業動向等の情報収集
- エ 事業者間や産学官の交流・連携の推進
- オ 特許権等の工業所有権の有効利用
- カ 商品開発力、マーケティング等の向上
- キ ベンチャーキャピタル事業 等

(3)その他(県の支援)

- ア 基盤的技術産業に係る地域の理解の増進
- イ 産学官の連携・交流の促進
- ウ 工業所有権の活用促進

7. その他基盤的技術産業集積の活性化の促進に関し必要な事項

- (1)コンセンサスの形成
- (2)他の法律に基づく産業集積の発展に関する計画との調和
- (3)県が推進する各種プロジェクトとの調和
- (4)地域雇用開発の促進
- (5)研究開発、人材育成に係る産学官の連携の促進
- (6)地域クラスターとの連携
- (7)地価等への配慮
- (8)事業実施体制の構築

[63] 原子力発電所建設計画

(商工観光労働部資源エネルギー課)

(東通原子力発電所)

1. 経緯

東通原子力発電所は、東通村議会が昭和40年に原子力発電所建設誘致を決議して以来、東北電力㈱と東京電力㈱による用地取得がほぼ完了し、昭和56年12月には、110万kwの沸騰水型軽水炉4基を建設する第1次開発計画が発表された。

建設予定地の地先2漁協(白糠漁協、小田野沢漁協)をはじめとする関係6漁協(地先2漁協のほか尻芳漁協、猿ヶ森漁協、老部川内水産漁協及び泊漁協)との漁業補償交渉については、平成7年1月の泊漁協を最後に協定締結がなされた。

同年、東北・東京両電力㈱から、第1次開発計画4基の建設工程を延伸した上で、東北電力㈱1号機を先行して平成8年7月に着手するという新たな建設計画が示された。

この計画に基づき、東北電力㈱1号機については、平成8年7月18日の第133回電源開発調整審議会に上程され、国の平成8年度電源開発基本計画に組み入れられた。

平成8年8月には、事業者から国に対して原子炉設置許可申請がなされ、約2年間にわたる国の安全審査を経て、平成10年8月31日に、通商産業大臣が原子炉設置を許可、平成10年12月には工事計画が認可(着工)され、現在建設工事中である。

一方、残り3基については、平成11年3月に出力138.5万kwのA BWRへの出力変更が発表された。

2. 現状

東北電力㈱1号機については、平成17年7月の運転開始を目標に建設中であり、現在、原子炉建屋等の建設が行われている。

また、残り3基については、出力変更に伴い温排水の拡散範囲が拡大することから、追加漁業補償が必要となり、関係漁協では交渉委員会を設置し、まず、地先の白線、小田野沢漁協と両電力との間で交渉が開始され、平成15年5月、両漁協と両電力の間で変更協定締結がなされ、その他の漁協との交渉も行われることとなっている。

3. 建設計画の概要

発電所の位置 青森県下北郡東通村

原子炉形式及び電気出力

沸騰水型軽水炉(BWR) 110万kw 1基
(東北電力1号)

改良型沸騰水型軽水炉(A BWR)138.5万kw 3基
(東京電力1・2号、東北電力2号)

用地面積 約818万㎡

建設工程

区分	出力	着手	着工	運転開始	
東北電力㈱	1号機	110万kw	8年7月	10年12月	17年7月
	2号機	138.5万kw	16年度	19年度	24年度以降
東京電力㈱	1号機	138.5万kw	15年度	17年度	23年度
	2号機	138.5万kw	"	"	23年度以降

(平成15年度供給計画による)

(大間原子力発電所)

1. 経緯

大間原子力発電所建設計画は、昭和59年に大間町議会の誘致決議を受け、電源開発㈱が新型転換炉(ATR)の実証炉1基を建設するという計画のもとに、平成6年5月には、関係する大間・奥戸漁協との漁業補償交渉も解決した。

しかしその後、建設計画の見直しがなされ、平成7年8月、原子力委員会により、ATR実証炉建設計画の中止が決定され、代わりに全炉心MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)装荷可能な138万3千kwの改良型沸騰水型軽水炉(A BWR)1基を建設する計画となったものである。

A BWRへの計画変更に伴い、温排水の拡散範囲が拡大するため、電源開発(株)と大間・奥戸漁協との間で再度の漁業補償交渉が行われていたが、平成10年8月に変更漁業補償協定が締結され、漁業補償問題が解決した。

2. 現状

漁業補償問題の解決を受け、大間原子力発電所計画は、平成10年12月の第1次公開ヒアリング、平成11年7月の知事意見提出を経て、同8月には電源開発調整審議会に上程され、国の電源開発基本計画に組み入れられたところである。

平成11年9月、電源開発㈱から国に対し原子炉設置許可申請がなされたが、国(経済産業省)における安全審査は、用地買収が解決に至っていないことから、平成13年10月より一時保留となっている。

平成15年2月、電源開発㈱は、大間原子力発電所計画の具体化の見通しを明確にするため、現在の発電所配置計画の見直しについて具体的な準備を開始することとした。

3. 建設計画の概要

所在地 青森県下北郡大間町

用地面積 約132万㎡

電気出力 138万3千kw

原子炉形式 改良型沸騰水型軽水炉(A BWR)

燃料の種類 ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX燃料)、ウラン酸化物

復水器冷却水量 約91m³/秒

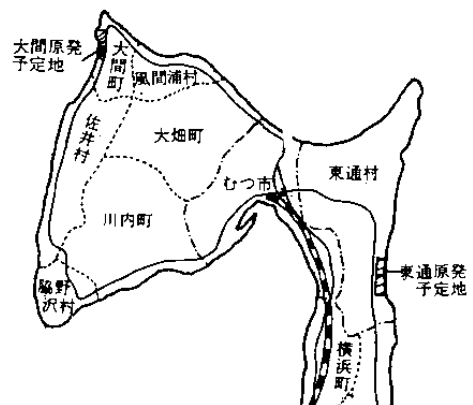
建設工程 着手 平成11年8月

着工 平成17年3月

運転開始 平成22年7月

(平成15年度供給計画による)

東通原子力発電所及び大間原子力発電所予定地図



[64] むつ小川原開発第2次基本計画
(商工労働部むつ小川原振興課)

1. 開発地域

- (1) 16市町村
十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村、東通村
- (2) 総面積 約2,800K m² 人口 約29万人(平成12年10月1日現在)

2. 開発の目的

六ヶ所村から三沢市北部に至る臨海部に大規模工業基地を建設し、基幹型工業の導入を図ることにより、その開発効果が、周辺地域はもとより県内全域に波及し、将来の国民生活の安定と国土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

3. 経緯

- 44. 5. 30 新全国総合開発計画決定
- 45. 4. 1 県庁内に陸奥湾小川原湖開発室を設置
- 46. 3. 22 むつ小川原総合開発会議設置
- 47. 6. 8 むつ小川原開発第1次基本計画及び住民対策大綱決定
 - 9. 14 むつ小川原開発について閣議口頭了解
 - 12. 25 用地買収交渉開始
- 50. 12. 20 むつ小川原開発第2次基本計画決定
- 52. 8. 30 むつ小川原開発について閣議口頭了解
 - 9. 13 むつ小川原港重要港湾政令指定
 - 12. 2 むつ小川原港港湾計画運輸大臣承認
- 53. 3. 23 高瀬川水系工事実施基本計画決定
 - 12. 6 小川原湖総合開発事業に関する基本計画建設大臣告示(56. 8. 12変更)
- 54. 5. 8 六ヶ所都市計画市街化区域及び市街化調整区域及び用途地域指定告示
 - 10. 1 国家石油備蓄基地立地決定
- 59. 7. 27 原子燃料サイクル施設の立地について協力要請(事業概要発表)
- 60. 4. 17 むつ小川原開発第2次基本計画修正
 - 4. 18 原子燃料サイクル施設立地協力要請受諾
 - 4. 26 むつ小川原開発について閣議口頭了解
- H10. 6. 22 今後のむつ小川原開発の進め方について = 新計画の骨子案 = 策定
- 12. 12. 25 むつ小川原開発の方向性についての中間取りまとめ(開発構想部会)

4. むつ小川原工業基地の概況

(1) 工業基地計画

工業開発地区は、六ヶ所村鷹架沼及び尾蛟沼周辺から三沢市北部に至る臨海部の約5,280haとし、立地する工業の業種は、石油精製、石油化学、火力発電及びその他関連工業とする。

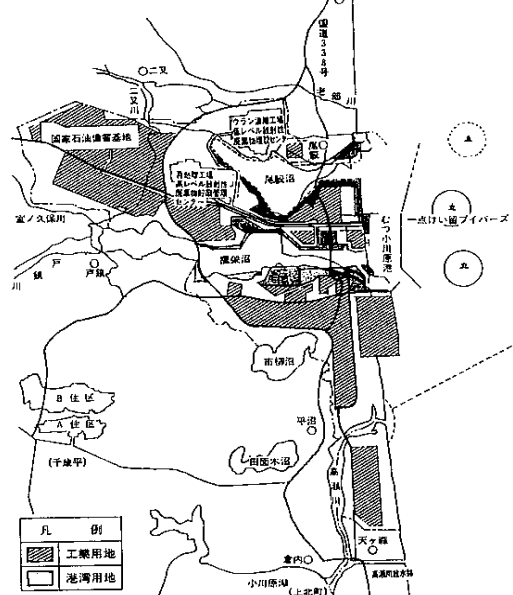
また、原子燃料サイクル施設の立地を図るとともに、原子燃料サイクル事業関連企業をも含めて多角的に企業立地を推進する。

なお、第2次基本計画の計画期間(昭和60年代)が経過したこと、石油シリーズをはじめとした当初の想定業種に関しては、経済・社会情勢の変化等により、その立地は極めて厳しい状況にあることなどから、平成7年度から計画の見直しを進めている。

<工業開発地区の土地利用区分>

全体面積	工場用地	港湾用地	骨格交通帯用地	緑地
約5,280ha	約2,800ha	約580ha	約200ha	約1,700ha

むつ小川原工業基地構想図



(2) 企業立地の状況

現在、工業基地には、むつ小川原石油備蓄(株)や日本原燃(株)のほか、東北トヨクニ(株)等、合計73法人が立地している。

むつ小川原国家石油備蓄基地

わが国の国家石油備蓄基地の第1号として、昭和54年10月に立地決定し、昭和60年9月に完成している。

<基地の概要>

原油タンク	約11.1万kl×51基
総容量	約570万kl
備蓄量	約490万kl
中継ポンプ場	中継タンク 約3.7万kl×4基 中継ポンプ 3,000kl/時×4台
受払設備	一点けい留ブイバース(30万D/W級)
移送配管	海域(延長4.2km) 配管の内径1.3m 陸域(延長8.2km) 配管の内径1.2m
用地面積	約260ha(石油公団所有)
操業開始	昭和58年9月オイルイン

原子燃料サイクル施設

昭和59年4月に電気事業連合会からの立地協力要請を

受け、60年4月に県が要請を受諾し、安全及び地域振興への寄与を前提として、事業者である日本原燃㈱において建設・運転が進められている。

また、原子燃料サイクル施設の立地に関連して、次の施設が整備されている。

区分	再処理工場	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	ウラン濃縮工場	低レベル放射性廃棄物埋設センター
建設地点	青森県上北郡六ヶ所村弥栄平(いやさかたい)地区		青森県上北郡六ヶ所村大石平(おおいしたい)地区	
施設の規模	最大処理能力 800トン・ウラン/年 使用済燃料貯蔵容量 3,000トン・ウラン	返還廃棄物貯蔵容量 ガラス固化体1,440本 最終的には 2,880本	現在1,050トンSWU/年規模 最終的には 1,500トンSWU/年規模	約20万立方メートル(200リットルドラム缶約100万本相当) 最終的には約60万立方メートル(同約300万本相当)
用地面積	弥栄平 約380万平方メートル(専用道路などを含む)		大石平 約360万平方メートル(専用道路などを含む)	
建設・運転計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業指定申請 平成元年 3月30日 ・事業指定 平成 4年12月24日 ・建設工事着工 平成 5年 4月28日 ・安全協定締結 (燃焼度計測装置校正試験用 使用済燃料の受入れ及び貯蔵) 平成 10年 7月29日 ・事業開始 平成11年12月3日 ・安全協定締結 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵) 平成12年10月12日 ・再処理工場本体操業開始 平成17年7月予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業許可申請(1,440本) 平成元年 3月30日 ・事業許可 平成 4年 4月 3日 ・建設工事着工 平成 4年 5月 6日 ・安全協定締結 平成 6年12月26日 ・操業開始 平成 7年 4月26日 ・事業変更許可申請 (1,440本)平成13年7月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業許可申請(600トンSWU/年) 昭和62年 5月26日 ・事業許可(600トンSWU/年) 昭和63年 8月10日 ・建設工事着工 昭和63年10月14日 ・安全協定締結 平成 3年 7月25日 ・操業開始 平成 4年 3月27日 ・事業変更許可申請 (450トンSWU/年) 平成 5年 7月12日 ・事業変更許可 運転規模を順次150トンSWU/年ずつ増加させ、最終的に1,500トンSWU/年とする計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業許可 約4万立方メートル (200リットルドラム缶 約20万本相当) 昭和63年 4月27日 ・建設工事着工 平成 2年11月30日 ・安全協定締結 平成 4年 9月21日 ・操業開始 平成 4年12月 8日 ・事業変更許可申請(約4万立方 メートル(200リットルドラム 缶約20万本相当)) 平成 9年 1月30日 ・事業変更許可 平成10年10月 8日

六ヶ所原燃PRセンター

日本原燃㈱及び電気事業連合会が原子燃料サイクル施設の本格的なPRを行うため、平成元年10月に着工し、3年9月にオープンした。また、5年5月には、来館者の休憩、オリエンテーション等に利用できるPRセンター別館がオープンした。

(財)環境科学技術研究所

放射性物質及び放射線の環境への影響に関する調査研究、情報・技術の提供等を行うことにより、「原子力と環境とのかわり」についての理解の増進を図り、原子力開発利用の円滑な発展に寄与するため、平成2年12月に設立された。これまで本館を含め5つの研究施設が完成し、研究が進められている。

また、平成13年度から、これまで得られた知見をもととして、新たに生物に対する放射線の影響を遺伝子レベルで解明するための先端分子生物化学研究センター整備及び調査研究が進められている。

国際熱核融合実験炉(ITER:イーター)の誘致推進

地上に「人口の太陽」の実現をめざすITER計画は、日本、EU、ロシア、カナダ、米国、及び中国により進められている国際共同プロジェクトである。

ITERの立地は、本県経済へ多大な波及効果をもたらす、青少年の「科学する心」の育成に好影響を与えるなど、本県発展の起爆剤となることが期待される。

平成7年10月のむつ小川原地域への誘致決定後、県では県議会、六ヶ所村、青森県ITER誘致推進会議等と一体

となって誘致活動を行い、平成14年5月に六ヶ所村がITERの国内候補地として選定された後は、国等の関係機関と緊密に連携し、誘致実現に取り組んでいる。

(3) 基盤整備の状況

港湾

むつ小川原港港湾整備事業は、鷹架沼に内港区、その前面海域に外港区を建設し、超大型タンカーの受け入れ施設として、一点けい留ブイ(30万D/W級)を沖合に設置するものである。

これまでに一点けい留ブイバース(30万D/W級)1基、2,000D/W級公共岸壁7バース、南防波堤、内防波堤が完成したほか、臨港道路等の整備も進んでいる。50,000D/W級公共岸壁については、暫定2,000D/W級1バース、15,000D/W級公共岸壁については、暫定5,000D/W級2バースで供用している。

平成14年度は、ふ頭用地及び離岸壁の建設を進めている。

道路

工業基地内の道路整備については、基地内中央部を南北に縦断する南北幹線を、国道338号の改築事業として重点整備を進めており、また周辺からの連絡道路としての県道の整備を進めている。

用 水(小川原湖総合開発事業)

青森県では、第2次基本計画に基づき石油シリーズを中心とした立地業種を想定し、その水源を小川原湖に求め、昭和56年度から小川原湖総合開発事業にダム使用权設定予定者として参加し、むつ小川原工業用水道事業を進めていた。

しかし、平成7年度より第2次基本計画の見直し作業へ着手していること、及び、平成8年度に小川原湖総合開発事業において、小川原湖淡水化計画撤回の方向が打ち出されたことを踏まえ、平成14年9月、小川原湖総合開発事業から撤退することとした。

今後、工業基地の水需要については、周辺の水源開発により対応することとしており、平成14年4月より弥栄平中央地区に地下水を利用した日量2,500m³(計画水量5,000m³)の工業用水を給水開始している。

生活環境

むつ小川原開発の進展に伴う多角的な土地需要に応えるため、六ヶ所村が平成2年7月に、尾駈西地区を工業専用地域から準工業地域に用途変更を行い、県、村、事

業者等が共同で21世紀を目指した緑豊かな優れたまちづくりを実現するためのマスタープランを平成4年3月に策定するなど、計画的な街づくりを進めている。

これまで(財)環境科学技術研究所、オフィスビル(むつ小川原ハビタット)、ショッピングセンターREEV、げんねん診療所、六ヶ所村文化交流プラザ(スワニー)、レイクタウン幼稚園のほか、工場、雇用促進住宅、立地企業の社宅などが建設されている。

5. 活力あるふるさとづくり・産業づくり

原子燃料サイクル施設の立地を契機とし、むつ小川原開発地域等の地域振興をより一層推進するため、(財)むつ小川原地域・産業振興財団が平成元年3月に設立された。

当財団の具体的な事業は元年度から開始され、100億円基金の運用益等によって、市町村、産業団体等が行う地域の活性化及び産業の育成・近代化に関する調査研究及びプロジェクトの実施のために必要な資金の助成とともに、地域づくり・産業おこしのための情報の収集・提供、講演会、研修会等を行っている。